

目 次

(令 和 6 年)

○第1回臨時会

第1日目（1月29日）

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
議案第2号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第8号）	6
報告第1号 専決処分の報告について（中城村老人福祉センター解体工事変更契 約）	9

○第2回臨時会

第1日目（2月15日）

会議録署名議員の指名	13
会期の決定	13
議案第3号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例	13
議案第4号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第9号）	18
議案第5号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	20
議案第6号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	22
議案第7号 中城村立幼稚園解体工事請負契約について	23

○第3回定例会

第1日目（3月4日）

会議録署名議員の指名	34
会期の決定	34
諸般の報告	34
行政報告	35
令和6年度 施政方針	35
議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例	43
議案第9号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例	45
議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	47

議案第11号	中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例	49
議案第12号	中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	49
議案第13号	中城村漁港管理条例の一部を改正する条例	52
議案第14号	令和5年度中城村一般会計補正予算（第10号）	53
議案第15号	令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	57
議案第16号	令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	59
議案第17号	令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	60
議案第18号	令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第5号）	61
議案第19号	令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）	62
議案第20号	令和6年度中城村一般会計予算	62
議案第21号	令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算	67
議案第22号	令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	70
議案第23号	令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	71
議案第24号	令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	72
議案第25号	令和6年度中城村下水道事業会計予算	74
議案第26号	令和6年度中城村水道事業会計予算	76

第2日目（3月5日）

議案第8号	中城村課設置条例の一部を改正する条例	81
議案第9号	中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例	98
議案第10号	中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	99
議案第11号	中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例	99
議案第12号	中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	100
議案第13号	中城村漁港管理条例の一部を改正する条例	102
議案第14号	令和5年度中城村一般会計補正予算（第10号）	102
議案第15号	令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	110
議案第16号	令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	111
議案第17号	令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	111
議案第18号	令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第5号）	111
議案第19号	令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）	112
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	112
同意第1号	教育委員会委員の任命について	113
報告第2号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	114

第3日目（3月6日）

議案第20号	令和6年度中城村一般会計予算	119
議案第21号	令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算	138
議案第22号	令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	138
議案第23号	令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	139
議案第24号	令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	139
議案第25号	令和6年度中城村下水道事業会計予算	139
議案第26号	令和6年度中城村水道事業会計予算	139

第4日目（3月7日） 委員会（木） 委員会審議

第5日目（3月8日） 委員会（金） 委員会審議

第6日目（3月9日） 休 会（土）

第7日目（3月10日） 休 会（日）

第8日目（3月11日） 委員会（月） 委員会審議

第9日目（3月12日） 委員会（火） 委員会審議（委員会まとめ）

第10日目（3月13日） 委員会（水） 委員会審議（連合審査）

第11日目（3月14日） 委員会（木） 委員会審議（連合審査）

第12日目（3月15日） 休 会（金）

第13日目（3月16日） 休 会（土）

第14日目（3月17日） 休 会（日）

第15日目（3月18日）

一般質問

6番	安里清市議員	143
12番	金城章議員	150
10番	比嘉麻乃議員	160
7番	新垣修議員	169

第16日目（3月19日）

一般質問

3 番 比 嘉 護 議員	179
2 番 玉那覇 登 議員	187
13 番 新 垣 博 正 議員	196
15 番 石 原 昌 雄 議員	205

第17日目（3月20日） 休 会（水） 春分の日

第18日目（3月21日）

一般質問

1 番 小橋川 恵 美 議員	213
4 番 桃 原 清 議員	226
8 番 屋 良 照 枝 議員	233
9 番 大 城 常 良 議員	240

第19日目（3月22日）

議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第11号）	255
意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書	256
決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議	257
意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念 を求める意見書	261

一般質問

5 番 新 垣 貞 則 議員	263
議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算	273
議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算	276
議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	277
議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	277
議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	278
議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算	279
議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算	280
陳情第2号 事務委託者の賃上げについて（要望）	281
発議第1号 閉会中の所管事務調査について	282
発議第2号 閉会中の議員派遣について	284

第 1 回 臨 時 会

令和6年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和6年1月29日

会 期 1 日間

閉 会 令和6年1月29日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	1 月 29 日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第1、2号における説明、質疑、討論、採決 報告第1号に対する報告 閉会

令和6年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和6年1月29日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和6年1月29日（午前10時00分）		
	閉 会	令和6年1月29日（午前10時27分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	欠 席	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員	3 番	比 嘉 護		
会 議 録 署 名 議 員	8 番	屋 良 照 枝	9 番	大 城 常 良
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例
第 4	議案第 2 号 令和 5 年度中城村一般会計補正予算（第 8 号）
第 5	報告第 1 号 専決処分の報告について（中城村老人福祉センター解体工事変更契約）

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和6年第1回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 屋良照枝議員及び9番 大城常良議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1月29日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日1月29日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第1号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第1号

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年1月29日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日施行されることに伴い、戸籍謄本の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから中城村手数料徴収条例の一部を改正する必要がある。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	手数料の名称	手数料の額		区分	手数料の名称	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄本若しくは抄本	1通につ	450円	戸籍	戸籍の謄抄本又は磁気デ	1通につ	450円
	又は戸籍証明書	き			ィスクをもって調製され	き	

_____の交付 手数料		
戸籍電子証明書提供用識 別符号の発行手数料（たき だし、電子情報処理組織 を使用する方法で発行を 行う場合及び同一事項の 戸籍の謄本若しくは抄本 又は戸籍証明書と同時に 発行する場合は手数料を 徴収しない。）	1 件につ き	400円
除籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明書	1 通につ き	750円
の交付手数料		
除籍電子証明書提供用識 別符号の発行手数料（たき だし、電子情報処理組織 を使用する方法で発行を 行う場合及び同一事項の 除籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明書と同時に 発行する場合は手数料を 徴収しない。）	1 件につ き	700円
戸籍に記載した事項に関 する証明手数料	1 件につ き	350円
除籍_____に記載した 事項に関する証明手数料	1 件につ き	450円
届出、申請の受理証明又 は届書その他の書類の記 載事項の証明手数料（電 子化された届書等情報の 内容の証明書の交付を含 む。）	1 通につ き	350円

た戸籍に記録されている 事項の全部若しくは一部 を証明した書面の交付手 数料		
(新設)	(新設)	(新設)
除かれた戸籍の謄抄本又 は磁気ディスクをもって 調製された戸籍に記録さ れている事項の全部若し くは一部を証明した書面 の交付手数料	1 通につ き	750円
(新設)	(新設)	(新設)
戸籍に記載した事項に関 する証明手数料	1 件につ き	350円
除かれた戸籍に記載した 事項に関する証明手数料	1 件につ き	450円
届出・申請の受理____又 は届書その他の書類の記 載事項の____手数料____	1 通につ き	350円

	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁 又は認知の届出の受理証明書手数料（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付を含む。）	1 通につき	1,400円
	届書その他書類の閲覧手数料（電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を含む。）	1 件につき	350円
(略)			

	上質紙を用いた婚姻・養子離縁 又は認知の届出の受理証明書手数料	1 通につき	1,400円
	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合も含む。）又は第126条の規定に基づく届書その他書類の閲覧手数料	1 件につき	350円
(略)			

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第1号について質疑をいたします。

まず1点目に、提案理由の中に、これは広域交付が可能になるということなんですけれども、この広域交付というのは、これ全国的に交付が可能になるのか。至るところでできるのかどうか、それが1点目。

2点目に2ページの中ほどのほうに証明という文言が入ってきておりますけれども、この追加されている経緯をお聞きしたいと思います。
以上2点、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えいたします。

まず1点目の広域交付ですが、それは本籍地、これまでは本籍地のみでしか取れなかった戸籍

謄本が全国どこの市町村の窓口でも取れるようになることがまず1点、大きい改正の中身となっております。

それから、2点目の受理証明についてです。これまでは電子化されていなかった証明書が、役場が受け取ったこの証明書のコピーをつけて証明して提出していたんですけれども、今後は電子化されて、スキャンされたデータも提供できるということで、証明という文言が追加というふうになっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃこれはどこでも全国取れるということなんですけれども、これは例えばマイナンバーカード1枚で取れるのかどうかですね。あるいはまたほかの証明書も必要なのか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まず、戸籍はマイナンバーとはひもづけされていなくて、個人で受け取る場合は、マイナンバーカードというのは証明、本人であるという

証明の場合に提供するものになっております。

マイナンバーはあくまでも本人証明のためです、それでも取れます。免許証の提示とか、そういった身分が、本人確認ができる資料を提供してもらえれば、交付は可能となります。

○9番 大城常良議員 議長、以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第2号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第8号)について御提案申し上げます。

議案第2号

令和5年度中城村一般会計補正予算(第8号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,670,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月29日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,374,651	161,561	2,536,212
	2 国庫補助金	862,081	161,561	1,023,642
19 繰入金		274,110	44,816	318,926
	2 基金繰入金	273,877	44,816	318,693
歳 入 合 計		10,464,557	206,377	10,670,934

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,583,989	1,000	1,584,989
	1 総務管理費	1,365,061	1,000	1,366,061
3 民生費		4,515,092	139,125	4,654,217
	1 社会福祉費	2,262,081	110,329	2,372,410
	2 児童福祉費	2,253,011	28,796	2,281,807
10 教育費		1,384,925	66,252	1,451,177
	2 小学校費	230,511	37,400	267,911
	5 社会教育費	303,090	700	303,790
	6 保健体育費	298,130	28,152	326,282
歳 出 合 計		10,464,557	206,377	10,670,934

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（１０時１０分）

~~~~~

再 開（１０時１５分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○９番 大城常良議員 それでは、補正予算について質疑をいたします。

まず、今説明あったんですけども、これ６ページの臨時特別給付金事業費ということですね。その１９節扶助費になるかと思うんですけども、課長が説明したとおりの順番で流れているとしたら、やはりいろいろな対象者という

のかな、そういうものが分けられてくると思うんですけども、その対象者に対してのしっかりと周知方法、それはどういうふうに考えていらっしゃるのかどうか、それ１点目。

７ページの下の方です。これも３款民生費になるんですけども、１８節の負担金補助及び交付金、子育て世帯支援事業ということで、これは保育所等給食費補助事業ということで、２,８７９万６,０００円、これ入っているんですけども、これは保育所等ということがあるんですけども、これは全ての保育所が対象の範囲に入るのか、あるいはまた認定された認可保育園だけの対象なのか、そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

大城議員の６ページ、１９節扶助費の対象者の方々への周知ということですが、基本的に、ま



したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について——訂正します。報告第1号になります。専決処分の報告について、内容は中城村老人福祉センター解体工事変更契約でございます——を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第1号 専決処分について御報告を申し上げます。

#### 報告第1号

##### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月29日 提出

中城村長 浜 田 京 介

##### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任すること

に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（10時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 大 城 常 良



# 第2回 臨時会

令和6年第2回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和6年2月15日

会 期 1 日間

閉 会 令和6年2月15日

| 日 次   | 月 日      | 曜日 | 開議時刻    | 会 議 名 | 事 項                                                               |
|-------|----------|----|---------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 2 月 15 日 | 木  | 午後1時30分 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>議案第3、4、5、6、7号における説明、質疑、討論、採決<br><div>閉会</div> |

# 令和6年第2回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年2月15日（木）    |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和6年2月15日（午後1時30分） |                      |         |
|                                | 閉 会             | 令和6年2月15日（午後2時37分） |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護              | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 10 番            | 比 嘉 麻 乃            | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり            | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                                   |
|-----|---------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                            |
| 第 2 | 会期の決定                                 |
| 第 3 | 議案第3号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第4号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第9号）           |
| 第 5 | 議案第5号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）     |
| 第 6 | 議案第6号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 第 7 | 議案第7号 中城村立幼稚園解体工事請負契約について             |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。今日はおはようございますで始めさせていただきました。ただいまより令和6年第2回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(13時30分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番 比嘉麻乃議員及び11番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日2月15日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日2月15日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第3号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第3号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第3号

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、会計年度任用職員の給与に関し、条例の一部を改正する必要がある。

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正後         | 改正前         |
|-------------|-------------|
| 別表第1（第4条関係） | 別表第1（第4条関係） |

会計年度任用職員給料表

| 職務の級 | 1 級     | 2 級     |
|------|---------|---------|
| 号給   | 給料月額    | 給料月額    |
|      | 円       | 円       |
| 1    | 162,100 | 208,000 |
| 2    | 163,200 | 209,700 |
| 3    | 164,400 | 211,400 |
| 4    | 165,500 | 212,900 |
| 5    | 166,600 | 214,400 |
| 6    | 167,700 | 216,200 |
| 7    | 168,800 | 217,900 |
| 8    | 169,900 | 219,600 |
| 9    | 170,900 | 221,100 |
| 10   | 172,300 | 222,600 |
| 11   | 173,600 | 224,100 |
| 12   | 174,900 | 225,600 |
| 13   | 176,100 | 226,800 |
| 14   | 177,600 | 228,200 |
| 15   | 179,100 | 229,600 |
| 16   | 180,700 | 231,000 |
| 17   | 181,800 | 232,400 |
| 18   | 183,200 | 234,000 |
| 19   | 184,600 | 235,500 |
| 20   | 186,000 | 236,900 |
| 21   | 187,300 | 238,100 |
| 22   | 189,600 | 239,700 |
| 23   | 191,800 | 241,200 |
| 24   | 194,000 | 242,600 |
| 25   | 196,200 | 243,600 |
| 26   | 197,900 | 245,100 |
| 27   | 199,400 | 246,400 |
| 28   | 200,900 | 247,600 |
| 29   | 202,400 | 248,700 |
| 30   | 203,800 | 249,700 |
| 31   | 205,200 | 250,600 |
| 32   | 206,600 | 251,500 |
| 33   | 208,000 | 252,400 |
| 34   | 209,300 | 253,300 |
| 35   | 210,600 | 254,100 |
| 36   | 211,900 | 254,900 |
| 37   | 213,200 | 255,600 |
| 38   | 214,400 | 256,700 |
| 39   | 215,600 | 257,900 |
| 40   | 216,700 | 259,000 |
| 41   | 217,800 | 260,200 |
| 42   | 218,900 | 261,400 |
| 43   | 219,900 | 262,500 |
| 44   | 220,900 | 263,600 |
| 45   | 221,800 | 264,700 |
| 46   | 222,700 | 265,800 |
| 47   | 223,600 | 266,900 |
| 48   | 224,500 | 267,900 |
| 49   | 225,400 | 268,900 |
| 50   | 226,300 | 269,900 |

会計年度任用職員給料表

| 職務の級 | 1 級     | 2 級     |
|------|---------|---------|
| 号給   | 給料月額    | 給料月額    |
|      | 円       | 円       |
| 1    | 150,100 | 198,500 |
| 2    | 151,200 | 200,300 |
| 3    | 152,400 | 202,100 |
| 4    | 153,500 | 203,900 |
| 5    | 154,600 | 205,400 |
| 6    | 155,700 | 207,200 |
| 7    | 156,800 | 209,000 |
| 8    | 157,900 | 210,800 |
| 9    | 158,900 | 212,400 |
| 10   | 160,300 | 214,200 |
| 11   | 161,600 | 216,000 |
| 12   | 162,900 | 217,800 |
| 13   | 164,100 | 219,200 |
| 14   | 165,600 | 221,000 |
| 15   | 167,100 | 222,700 |
| 16   | 168,700 | 224,500 |
| 17   | 169,800 | 226,100 |
| 18   | 171,200 | 227,800 |
| 19   | 172,600 | 229,400 |
| 20   | 174,000 | 230,900 |
| 21   | 175,300 | 232,200 |
| 22   | 177,800 | 233,800 |
| 23   | 180,300 | 235,400 |
| 24   | 182,800 | 236,900 |
| 25   | 185,200 | 237,900 |
| 26   | 186,900 | 239,400 |
| 27   | 188,500 | 240,700 |
| 28   | 190,200 | 241,900 |
| 29   | 191,700 | 243,100 |
| 30   | 193,400 | 244,100 |
| 31   | 195,200 | 245,100 |
| 32   | 196,900 | 246,100 |
| 33   | 198,500 | 247,200 |
| 34   | 199,900 | 248,100 |
| 35   | 201,400 | 249,000 |
| 36   | 202,900 | 250,000 |
| 37   | 204,200 | 250,900 |
| 38   | 205,500 | 252,200 |
| 39   | 206,700 | 253,400 |
| 40   | 208,000 | 254,700 |
| 41   | 209,300 | 256,000 |
| 42   | 210,600 | 257,400 |
| 43   | 211,900 | 258,600 |
| 44   | 213,200 | 259,800 |
| 45   | 214,300 | 260,900 |
| 46   | 215,600 | 262,100 |
| 47   | 216,900 | 263,400 |
| 48   | 218,200 | 264,500 |
| 49   | 219,200 | 265,600 |
| 50   | 220,300 | 266,600 |

|     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| 51  | <u>227,200</u> | <u>270,900</u> |
| 52  | <u>228,100</u> | <u>271,800</u> |
| 53  | <u>228,900</u> | <u>272,700</u> |
| 54  | <u>229,800</u> | <u>273,600</u> |
| 55  | <u>230,700</u> | <u>274,500</u> |
| 56  | <u>231,500</u> | <u>275,400</u> |
| 57  | <u>231,800</u> | <u>276,300</u> |
| 58  | <u>232,600</u> | <u>277,200</u> |
| 59  | <u>233,300</u> | <u>278,100</u> |
| 60  | <u>233,900</u> | <u>279,000</u> |
| 61  | <u>234,500</u> | <u>280,000</u> |
| 62  | <u>235,200</u> | <u>281,000</u> |
| 63  | <u>235,800</u> | <u>281,900</u> |
| 64  | <u>236,300</u> | <u>282,800</u> |
| 65  | <u>236,800</u> | <u>283,300</u> |
| 66  | <u>237,300</u> | <u>284,000</u> |
| 67  | <u>237,800</u> | <u>284,700</u> |
| 68  | <u>238,400</u> | <u>285,600</u> |
| 69  | <u>238,900</u> | <u>286,600</u> |
| 70  | <u>239,400</u> | <u>287,400</u> |
| 71  | <u>239,900</u> | <u>288,200</u> |
| 72  | <u>240,400</u> | <u>289,000</u> |
| 73  | <u>240,900</u> | <u>289,700</u> |
| 74  | <u>241,400</u> | <u>290,200</u> |
| 75  | <u>241,800</u> | <u>290,600</u> |
| 76  | <u>242,300</u> | <u>291,000</u> |
| 77  | <u>242,800</u> | <u>291,200</u> |
| 78  | <u>243,300</u> | <u>291,500</u> |
| 79  | <u>243,800</u> | <u>291,700</u> |
| 80  | <u>244,300</u> | <u>292,000</u> |
| 81  | <u>244,700</u> | <u>292,200</u> |
| 82  | <u>245,200</u> | <u>292,400</u> |
| 83  | <u>245,600</u> | <u>292,700</u> |
| 84  | <u>246,000</u> | <u>292,900</u> |
| 85  | <u>246,400</u> | <u>293,200</u> |
| 86  | <u>246,800</u> | <u>293,500</u> |
| 87  | <u>247,200</u> | <u>293,800</u> |
| 88  | <u>247,600</u> | <u>294,100</u> |
| 89  | <u>248,000</u> | <u>294,400</u> |
| 90  | <u>248,500</u> | <u>294,800</u> |
| 91  | <u>248,800</u> | <u>295,100</u> |
| 92  | <u>249,100</u> | <u>295,500</u> |
| 93  | <u>249,400</u> | <u>295,700</u> |
| 94  |                | <u>295,900</u> |
| 95  |                | <u>296,200</u> |
| 96  |                | <u>296,600</u> |
| 97  |                | <u>296,800</u> |
| 98  |                | <u>297,100</u> |
| 99  |                | <u>297,500</u> |
| 100 |                | <u>297,900</u> |
| 101 |                | <u>298,100</u> |
| 102 |                | <u>298,400</u> |
| 103 |                | <u>298,800</u> |
| 104 |                | <u>299,100</u> |
| 105 |                | <u>299,300</u> |

|     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| 51  | <u>221,300</u> | <u>267,800</u> |
| 52  | <u>222,300</u> | <u>268,900</u> |
| 53  | <u>223,300</u> | <u>269,900</u> |
| 54  | <u>224,200</u> | <u>270,900</u> |
| 55  | <u>225,100</u> | <u>272,000</u> |
| 56  | <u>226,000</u> | <u>273,100</u> |
| 57  | <u>226,300</u> | <u>274,000</u> |
| 58  | <u>227,100</u> | <u>275,000</u> |
| 59  | <u>227,800</u> | <u>275,900</u> |
| 60  | <u>228,500</u> | <u>277,000</u> |
| 61  | <u>229,200</u> | <u>278,100</u> |
| 62  | <u>230,000</u> | <u>279,100</u> |
| 63  | <u>230,700</u> | <u>280,000</u> |
| 64  | <u>231,300</u> | <u>281,000</u> |
| 65  | <u>231,900</u> | <u>281,500</u> |
| 66  | <u>232,500</u> | <u>282,400</u> |
| 67  | <u>233,100</u> | <u>283,100</u> |
| 68  | <u>233,800</u> | <u>284,000</u> |
| 69  | <u>234,500</u> | <u>285,000</u> |
| 70  | <u>235,100</u> | <u>285,800</u> |
| 71  | <u>235,600</u> | <u>286,600</u> |
| 72  | <u>236,300</u> | <u>287,400</u> |
| 73  | <u>237,000</u> | <u>288,200</u> |
| 74  | <u>237,600</u> | <u>288,700</u> |
| 75  | <u>238,200</u> | <u>289,100</u> |
| 76  | <u>238,700</u> | <u>289,600</u> |
| 77  | <u>239,300</u> | <u>289,800</u> |
| 78  | <u>240,000</u> | <u>290,100</u> |
| 79  | <u>240,700</u> | <u>290,300</u> |
| 80  | <u>241,200</u> | <u>290,700</u> |
| 81  | <u>241,700</u> | <u>290,900</u> |
| 82  | <u>242,300</u> | <u>291,100</u> |
| 83  | <u>242,900</u> | <u>291,500</u> |
| 84  | <u>243,400</u> | <u>291,800</u> |
| 85  | <u>243,900</u> | <u>292,100</u> |
| 86  | <u>244,500</u> | <u>292,400</u> |
| 87  | <u>245,100</u> | <u>292,700</u> |
| 88  | <u>245,600</u> | <u>293,100</u> |
| 89  | <u>246,100</u> | <u>293,400</u> |
| 90  | <u>246,600</u> | <u>293,800</u> |
| 91  | <u>246,900</u> | <u>294,100</u> |
| 92  | <u>247,300</u> | <u>294,500</u> |
| 93  | <u>247,600</u> | <u>294,700</u> |
| 94  |                | <u>294,900</u> |
| 95  |                | <u>295,200</u> |
| 96  |                | <u>295,600</u> |
| 97  |                | <u>295,800</u> |
| 98  |                | <u>296,100</u> |
| 99  |                | <u>296,500</u> |
| 100 |                | <u>296,900</u> |
| 101 |                | <u>297,100</u> |
| 102 |                | <u>297,400</u> |
| 103 |                | <u>297,800</u> |
| 104 |                | <u>298,100</u> |
| 105 |                | <u>298,300</u> |

|     |  |                |     |  |                |
|-----|--|----------------|-----|--|----------------|
| 106 |  | <u>299,600</u> | 106 |  | <u>298,600</u> |
| 107 |  | <u>300,000</u> | 107 |  | <u>299,000</u> |
| 108 |  | <u>300,300</u> | 108 |  | <u>299,300</u> |
| 109 |  | <u>300,500</u> | 109 |  | <u>299,500</u> |
| 110 |  | <u>300,900</u> | 110 |  | <u>299,900</u> |
| 111 |  | <u>301,300</u> | 111 |  | <u>300,300</u> |
| 112 |  | <u>301,600</u> | 112 |  | <u>300,600</u> |
| 113 |  | <u>301,800</u> | 113 |  | <u>300,800</u> |
| 114 |  | <u>302,000</u> | 114 |  | <u>301,000</u> |
| 115 |  | <u>302,300</u> | 115 |  | <u>301,300</u> |
| 116 |  | <u>302,700</u> | 116 |  | <u>301,700</u> |
| 117 |  | <u>302,900</u> | 117 |  | <u>301,900</u> |
| 118 |  | <u>303,100</u> | 118 |  | <u>302,100</u> |
| 119 |  | <u>303,400</u> | 119 |  | <u>302,400</u> |
| 120 |  | <u>303,700</u> | 120 |  | <u>302,700</u> |
| 121 |  | <u>304,100</u> | 121 |  | <u>303,100</u> |
| 122 |  | <u>304,300</u> | 122 |  | <u>303,300</u> |
| 123 |  | <u>304,600</u> | 123 |  | <u>303,600</u> |
| 124 |  | <u>304,900</u> | 124 |  | <u>303,900</u> |
| 125 |  | <u>305,200</u> | 125 |  | <u>304,200</u> |

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（13時32分）

~~~~~

再 開（13時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第3号について質疑を行います。

資料の中で、近隣市町村の状況を踏まえと書かれておりますが、これは本来であれば、国の

人事院、そして沖縄県の人事委員会の勧告に基本的に準じていくという姿勢でなければならないというふうに私は考えます。近隣市町村の顔色をうかがってこのような措置をするというものではなくて、今後と同様な国の人事院や沖縄県の人事委員会が示す勧告については準じていくという姿勢を持つのかどうか、今後のことについてお答えください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

本来ならば令和5年11月の臨時議会、職員給の改正のときに同時にすべきものであったと考えておりますが、この部分につきましては、

近隣の市町村と情報を共有しながら会計年度、雇用の在り方として引き合いにならない部分を考えないといけないということがありましたので、本日の議会へ提案をしております。勧告によりまして職員給、正規職員、非常勤職員については遡及して支払いができるということです、今後につきましてもそれを踏まえまして、近隣の状況を勘案しまして適切な対応をしたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ同一労働同一賃金という精神を踏まえて、今、非常に人材が不足する時代であります。人材を失った場合は、物を失うより痛いというふうによく言われるんですね。だから、人材を大切にするという精神を当局が貫いていくように求めてまいります。

先ほどちょっと答弁ありました。もう一度再確認しますけれども、給与表については令和5年4月1日からということで、遡及ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

給料表の適用期間としましては、令和5年4月1日、4月の分から遡って支給を対応していくということで考えております。3月分の給与にまとめまして、支給をしたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時38分）

~~~~~

再 開（13時39分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありますか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第3号について質疑をいたします。

資料の中で、今、善功議員からあったんですけども、改正の内容について、初任給をはじ

め若年層の給与水準を重点的に考えるということになっているんですけども、これは0.96%というのは、全ての任用職員が対象になって、あるいはその初任給を上げるということは、それ以上に上げるということで考えてよろしいのかどうかですね。一定水準、0.96%は最低と。それ以上に若い方々、若年層の方々はアップするというような判断でよろしいのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、議案の中の給与表につきまして、1級、2級ございまして、号給1から、1級に関しましては93までございますが、若年層というのは号給でいえば1の部分になっていきます。その部分について格差是正ということで、大体先ほど申し上げた1万円程度の月額差になるということです。それが号が増えていくことである程度の、1万円から下がっていく、1,000円まで下がるような給料表の改定になっています。それについては、国の給料表、県の給料表、本村の給料表も同じものですので、同じ額になると考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ先ほど課長が言った1,000円から1万円の範囲内で、若年層は1万円ぐらい上がるかもしれないと。それだけ年齢でいって号給が高い人は1,000円ぐらいになるおそれもあるということによろしいですね。

その場合、この0.96というパーセンテージに、例えば全然到達しないという方々がいるというふうになるのかどうか、その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

0.96、額にして3,869円というのは、民間の給与と比較してこれだけの金額、率の差が出ているということで、これが給与表に計算で反映

されるかというのは、それはまた別の話になります。給料表の改定というのは、格差是正ということで、国の人事院勧告、県の人事委員会が給料表を給与の在り方ということで検討しまして示したものですので、それに準じて我々も、村としても対応していくということでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 では、議案第4号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第9号）について御提案申し上げます。

#### 議案第4号

##### 令和5年度中城村一般会計補正予算（第9号）

令和5年度中城村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,691,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日 提出

中城村長 浜田京介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 19 繰入金  |         | 318,926    | 20,634 | 339,560    |
|         | 2 基金繰入金 | 318,693    | 20,634 | 339,327    |
| 歳 入 合 計 |         | 10,670,934 | 20,634 | 10,691,568 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------|-------------|------------|--------|------------|
| 1 議会費    |             | 110,257    | 158    | 110,415    |
|          | 1 議会費       | 110,257    | 158    | 110,415    |
| 2 総務費    |             | 1,584,989  | 3,420  | 1,588,409  |
|          | 1 総務管理費     | 1,366,061  | 1,794  | 1,367,855  |
|          | 2 徴税費       | 124,525    | 865    | 125,390    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 89,182     | 761    | 89,943     |
| 3 民生費    |             | 4,654,217  | 5,457  | 4,659,674  |
|          | 1 社会福祉費     | 2,372,410  | 2,927  | 2,375,337  |
|          | 2 児童福祉費     | 2,281,807  | 2,530  | 2,284,337  |
| 4 衛生費    |             | 1,112,269  | 1,073  | 1,113,342  |
|          | 1 保健衛生費     | 710,009    | 771    | 710,780    |
|          | 2 清掃費       | 402,260    | 302    | 402,562    |
| 6 農林水産業費 |             | 280,756    | 528    | 281,284    |
|          | 1 農業費       | 244,119    | 528    | 244,647    |
| 8 土木費    |             | 570,410    | 1,332  | 571,742    |
|          | 2 道路橋梁費     | 309,400    | 1,332  | 310,732    |
| 10 教育費   |             | 1,451,177  | 8,666  | 1,459,843  |
|          | 1 教育総務費     | 215,393    | 1,779  | 217,172    |
|          | 2 小学校費      | 267,911    | 938    | 268,849    |
|          | 3 中学校費      | 70,994     | 358    | 71,352     |
|          | 5 社会教育費     | 303,790    | 2,840  | 306,630    |
|          | 6 保健体育費     | 326,282    | 2,751  | 329,033    |
| 歳 出 合 計  |             | 10,670,934 | 20,634 | 10,691,568 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第4号について質疑をいたします。

まず、歳出のほうで、今回、大体全てがということですね、報酬とか、それから手当。そういうものに類する2,000万余りの歳出になって

いるんですけれども、これは先ほど議案第3号に合わせた任用職員に対する手当とか報酬とか、それに全て割り当てられるということなのか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、議案書の19ページをお開きください。

19ページの給与費明細書ということで、補正後、補正前比較ということで数字のほうが入っております。その部分で、右側にいきます、区分、職員数、報酬の一番下の比較の部分で、報酬というのは会計年度任用職員のパートタイムの部分の方々です、1,619万円。お隣の給料です。フルタイムの方です、130万6,000円。基本給が変わりますので、期末手当も若干変わってきますので、266万円です。

それを右側にいきまして、その他の手当として、退職手当負担金ということで6万9,000円発生しております。共済費、合計が今回の補正額になっております。

大城議員から質疑がありました会計年度任用職員の増える部分、増額になる部分の今回は補正になっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第5号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

## 議案第5号

### 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,659,244千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項        | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|----------|-----------|-------|-----------|
| 6 繰入金 |          | 377,141   | 1,244 | 378,385   |
|       | 1 他会計繰入金 | 377,140   | 1,244 | 378,384   |
| 歳入合計  |          | 2,658,000 | 1,244 | 2,659,244 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費   |         | 52,523    | 530   | 53,053    |
|         | 1 総務管理費 | 39,349    | 304   | 39,653    |
|         | 2 徴税費   | 13,123    | 226   | 13,349    |
| 5 保健事業費 |         | 49,039    | 714   | 49,753    |
|         | 2 保健事業費 | 27,283    | 714   | 27,997    |
| 歳出合計    |         | 2,658,000 | 1,244 | 2,659,244 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案

のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和5年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を  
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第6号 令和5年度中  
城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3  
号）について御提案申し上げます。

議案第6号

令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ223,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 2 繰入金 |         | 217,737 | 171 | 217,908 |
|       | 1 基金繰入金 | 217,737 | 171 | 217,908 |
| 歳入合計  |         | 223,278 | 171 | 223,449 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款            | 項               | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|--------------|-----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地地区画整理事業費 |                 | 223,277 | 171 | 223,448 |
|              | 1 南上原土地地区画整理事業費 | 223,277 | 171 | 223,448 |
| 歳出合計         |                 | 223,278 | 171 | 223,449 |

以上でございます。

わかります。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和5年度中城村土地

区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 中城村立幼稚園解体工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第7号 中城村立幼稚園解体工事請負契約について御提案申し上げます。

## 議案第7号

### 中城村立幼稚園解体工事請負契約について

中城村立幼稚園解体工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的   | 中城村立幼稚園解体工事                                     |
| 2. 契約の方法   | 指名競争入札                                          |
| 3. 契約金額    | 金 38,015,780円                                   |
| うち取引に係る消費税 |                                                 |
| 及び地方消費税の額  | 金 3,515,780円                                    |
| 4. 契約の相手方  | 沖縄県中頭郡中城村字泊537番地2<br>株式会社マルケン建設工業<br>代表取締役 新垣 司 |

令和6年2月15日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村立幼稚園解体工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第7号について質問いたします。

まずは、この入札結果を見まして、予定価格と落札価格の大分差があります。この金額の差は、旧庁舎の落札でもそういう金額の差だったと思います。どのように、要するに解体の積算を行ったかどうか。それと、アスベストは含まれているかどうか、その処理費用も含まれているかどうか。

それと、村内16社指名の中で村内業者が2社しかない、その理由と、村内業者が指名できなかったのか。辞退業者も3業者いる中で、どういった理由で辞退なのか。以上、ちょっとお答えできますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

今回の入札に係る解体工事については、前に設計委託のほうを計上しまして、積算については積算根拠に基づき、こちらの役場のほうでも再度、何回も確認した上で、指名業者への入札の通知を行っておりますので、こちらの解体に係る積算については、正確に出されているということで認識しております。

今回のこの解体工事につきまして、アスベストが含まれているかということにつきましては、仕様書のほうにもアスベストを含んでいるとい

うことで、その量についても仕様書に掲載し、その結果、この金額で落札できたことになっております。以上です。

すみません、辞退の理由につきましては、特に内容については確認しておりません。事業者からの辞退の申出を受けて辞退として取り扱っております。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 村内業者2社という、少ないんじゃないかという御質問ですが、それらについては、ただいま村内業者、令和5年度の事業持分がございまして、まだ執行半ばの業者が多数占めていて、指名ができなかったという状況です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 庁舎とね、以前の老人福祉センター、そこも解体の金額は大分下回っていましたよね。そこでこの幼稚園の積算はちゃんともう積算したということですけども、本当にそうなのか。今回落札した業者は、この業者が旧庁舎も解体して、ちゃんと解体は済んでいると思います。何かトラブルとかそういうのはなかったと思うんですけども、そこでこの業者がまた落札している。そういう面で見たら、少し積算がオーバーじゃなかったかなと一瞬思うんですけども。

それと副村長、村内業者が1つ仕事を持っても、解体はこの1か所を持っていれば入札は指名外すんですか。2か所もできる業者はあると思うんですけども、そういうのは村内業者育成でもっと力を入れてもらわないと。16社指名で2社だけ村内業者というのは少し考えら



れないですね。解体はどの業者でもできると思うんだけど。これはこれからずっとこんな調子でいるのかどうかね。小学校の建設についても村内業者は全然入っていないこともある。こういったものに村内業者育成をしないと、どこでやるのかな。もう一度だけ、お願いします。村内業者育成どうしてやるかということ。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 村当局としても村内業者を育成するというのは当然のことです。事業を執行する中で、要するに現場代理人を置かなければならない。この今、持分で現場代理人が不足、年度末は不足している状況が多々あって、先日、教育委員会の入札でも2回流れた、不調で流れたというケースもございますので。やはりこの業者の持分に対する現場代理人の確保というのが一番大きな課題じゃないかなというふうに今考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長も工事はよく御存じだと思うね、副村長、そういう方の出身だから。この業者が何でこの工事が流れたかという、中身は副村長分かると思うんですね。こういった要するに予算で意外と利潤のある工事というのは避けないと思うんですよね。辞退もしないはずなんですよ。これぜひ今後考えていただきたいですね。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案7号、今、章議員からもありましたように、ちょっと重複すると思いますが、よろしく願います。

まず、同じように本村の建設協力会から村長宛て、副村長も御存じだと思うんですが、地元企業育成を兼ねて村内企業及び村内在住事業所関連に関して優先して入札を入れてほしいという要望書が去年、要請があったと思うんですよね。その中で、この議会においても地元企

業優先発注に関して、可決を諮っております。

今回、同様に入札参加の指名件数を見ますと、16社中2社、村内がですね。そしてその関連業者が16分の6と。関連と合わせてやっと1割5分に達しているのかなと。先ほど言うように地元優先には何らなっていない、配慮がされていないんじゃないかなというふうな見方をしておりました。それで先ほど副村長のほうから持分の件とかというお話があったんですけども。

そこでちょっと質問を変えますけれども、やはり見ても村内事業者が多いという点には、我々議会でも地元優先発注に関して議決した件に関してもそうですけれども、ちょっと村建設協力会があえて要請に来たことに対しても、言わば配慮されていない。見方、捉え方が我々とは若干違っているなという思いからですね。じゃ選考するときは何社、村内企業をまず指名のリストに上げたのか。そこから持分を配慮して何件外したのかお答えをお願いします。

そして2点目です。入札価格に関してなんですけれども、予定価格の3分の1であって、この価格が適正なのか。先ほど課長のほうでは、設計委託して正確に出されている、金額はもちろん1億1,000余りで正確に出されているというふうに捉え方をしておりますけれども、じゃこれが本当に行政が望む質の高い工事を行う金額に、適正価格になっているのか。そして、それがどのように今後公正な競争の価格に反映されていくのか。これ発注したとしてですよ。もう1点は、本当にこれが我々村内の地元業者が落札したときに経済の活性化になるのか。そういった観点から、低入札に関しての調査等を行ったのかどうか伺います。これは、低入札に関しては、もちろん規制はないんですけども、ただ、行政としては、発注するに当たって、この低入札価格調査制度、制度があるんですけどね。そういったふうに、これももちろん制度がどうのこうのじゃないですよ。発注した側として、

そういう価格調査を検討したかどうかをお願いします。

そして今回、先ほど同じように、まず旧庁舎を解体するときに、これは同じ業者が落札していますけれども、指数、入札率も低くて、老人福祉センターも、これはまた違った業者だったんですけれども、これも半分を切ってしまして。この一度あれば二度ある、二度あれば三度あるで、もちろんこれは一般財源の単費工事になりますので、行政側としたら最低価格を設けなくて、どうぞ業者の皆さんで低入札で落札してください。もう三度目です。私の見方はそう言っているようにしか捉えていなくて、それで今回このような低入札価格が生まれたんじゃないかと思うんですけれども、今回、最低価格を設けるべきじゃなかったかなと思うんですけれども、その点、お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

修議員からありました適正価格なのかということにつきましては、最初に適正価格については、先ほど金城議員にも申し上げたとおり、積算根拠に基づいて、こちらの入札の資料にはそのように提示してありますので、適正な価格としてこちら通知したと認識しております。

実際、最低価格も設けなかった件につきましては、今回、小中学校の建設もありまして、いろいろ財源的には厳しい状況もありますので、村としては、教育総務課としては、なるべく低予算でいけたらいいなというふうには感じておりました。ただ、実際このように適正に公募を行った結果、入札が極端に低かったわけではありますが、こちらとしては、この業者がその金額でできるということの上での落札結果だと認識していますので、教育総務課としては、この金額でいくべきだというふうに考えています。

今回の幼稚園の解体に係る調査については、

今のところまだ未定であります。今後するかについてはちょっと検討させていただきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 指名審査委員会の件ですが、村内の業者については持分が事前に分かっておりますので、今回のこの業者、指名審査委員会でそのままです。削ってはなりません。

○7番 新垣 修議員 村内業者の選考は何社あるんですか、村内の業者。

○副村長 比嘉忠典 選考というよりは、事前にこの審査会へ上げる前に村内の持っている業者も分かっておりますので、その前の入札の中でも持分があるということで辞退のあった業者もいますので、その辺を勘案して事前に調べて、この事業所になっています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 地元業者の件数に関しましては、少し持分ということで、基本的にはその村内業者2社、村内は2社ですよね。関連が16分の6、合わせて4業者合算6社です。そこでもう絞ってということになっていますよね。

先ほどの同じような、重複するんですけれども、解体工事において、先ほど庁舎、それから福祉センターなど、今回3回目で、4回目も大きいのが控えていると思うんですけれども、実際、今回のこのメンバー表を見ると、大企業も何者か入ってしまして、実際、解体において、今回、こども園もそうなんですけれども、規模的からいったら、村内事業者オンリーでできたんじゃないのかなというふうな、これはあくまでも私の捉え方なんですけれども、できたんじゃないのかなと思うんですよね、解体に関しては、新しく造るわけでもないし、基本的には質の高い安全性と解体業務を行うわけですので。新しく造るのであれば、新技術とかそういう必要なんですけれども、在来工法の解体になると

思いますので。それを今言うように村内事業所から要請してきたときに、村内事業者でまたまとめることができなかったのかどうか、1点お願いします。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 解体するだけでしたら、村内業者でも大丈夫だと思いますけれども、今回、やはり公共工事というのは現場代理人を置いて、工事の安全等も図らなければならない状況がございますので、その辺が配置できないというのがこれまでありますのでね、そういうことで今回そういう指名になっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今、副村長からね、公共工事に関する代理人配置とかそういうのありますけれども、これ同じように教育総務課も、発注者側も必要だと思うんだけど、まず公共工事においてですよ、発注した側としたら、まず優先的なものは、もちろん技術者配置もあると思うんだけど、まず質の高い工事を発注する。積算根拠は1億1,000万円あるということは、今言うように今回、落札業者ももぐりじゃないですよ。ちゃんと法人化組織して、村に事業所を置いて法人税も払っている。そして、そこに村民の従業員、社員がいる。全てがその環境の中で生活してきているわけですから、やはり公共工事となったら、まず質の高い工事を発注するとともに、まず公正な競争を求める。それが最低制限価格というふうに僕は思っているんですよ。

もう1点は、地域経済活性化を常に考える、地元企業の育成も考える。それも踏まえて公共工事という発注というふうに僕は思うんですけど。今後においても、そういうのを踏まえて発注していただきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第7号について質疑をいたします。

まず、今回、津覇幼稚園、中城幼稚園の解体工事の請負ということで出ているんですけども、これは今回の解体工事は、例えば建物の解体だけなのか、それとも境界に沿って全て更地にして地権者に返すというところまで予定しているのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回の入札の依頼につきましては、本体の解体工事、要するに幼稚園舎の解体工事及び外構も全てきれいに整地することが入札の内容となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、例えば津覇幼稚園も後ろのほうまであって、しっかり全て取り除いて更地にして、ここまでやると。中幼の場合は、例えば樹木とか、そういうものも敷地内には、境界内にはあると思うんですけども、それも全て撤去して、今凸凹になっているんですけども、段差があったりですね、駐車場もあるというようなところも全て更地にして、それで地権者に返還という形でやるということで我々理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

今回、両園につきましてはちょっと傾斜がある土地で、水平ではありませんので、こちらは地権者のほうともちょっと相談をしております。中幼につきましては、小学校側については若干傾斜があるところ。全て整地、平たんにすることはちょっとできなくて、逆に平たんにしてしまうと、その土をどこかに出さないといけなくなる。本来だとその部分については原状復旧の形で、ある程度の、小学校側についてはのり面のするような形で、道路側につきましてはなる

べく平たんにするという形で、地権者とはそういう相談を行っております。

実際、後に使う地権者の要望と、相談の上である程度の整地のほうの内容については検討していきたいというように考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 要はブロック塀とかも中幼の場合あるんで、そこに近所に住んでいる方々、いろんな方が住んでいるものですから、その方々にもしっかり説明をしてもらって、どういう工事をいつから始めますというようなことも、1軒1軒回ってでもいいです、集めてもいいんですけども、そんな形で説明をして、アスベストが入っているのであれば、しっかりそこはいろいろとカバーして、そういうのもしっかりやりますというようにところもやっていただくように強く要望します。

そして、これは契約書の中で、3番のほうに工期が令和6年2月9日ということになっているんですけども、これは、2月9日ってもうとうに過ぎているんですけども、始まっているということですか。それとも、何かしらの2月9日というのが日にちにあるんですけども、そのあたりを伺いたいと思います。先ほど言ったしっかりした説明責任を果たしてくださいよというのを含めて答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 工期については、2月9日に入札を行って契約をした日付を記入しております。それで今、業者とは一度顔合わせを行っており、今後、この工期とか解体工事作業につきましては、業者と事務調整を行いながら随時行っていくことで、その調整を行っております。

周辺説明につきましても、実際いろんな工事車両が入ってきますので、近隣のところには十分説明した上で行っていくことを、そのように依頼していきます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第7号についてお伺いいたします。

先ほどから議論になっております落札率についてであります、33.2%ということで、最低制限価格も設けていない状態で、このように低落札率で続くとなると、それなりの問題も予測されるんですけども、全くこれは歯止めというのは考えられていないのかどうなのかお答えください。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時26分）

~~~~~

再 開（14時26分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 事業の中で検討しなければならない部分だと思います。最低制限価格を設けていく入札、それとまた予定価格でやっていく入札、その辺は検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今の答弁ではよく分からないんですけども、こういったのはもう気分次第で決めるような話ではないと思いますので、極端な事例をいうと、今回の場合のように30%を切った場合、あるいは20%を切った場合とか、そういうのも想定はされる時代がもしかしたら訪れるんじゃないかというふうに思ったりします。よく物品の場合は企業努力ということで、赤字であろうがどうであろうが、この価格で販売できるという自信を持って入札されるというケースはあるかと思うんですけども、工事に関しては、やはり万が一、保証会社もない状態でそのような工事で、これが工事に支障を来した場合にどのような対応をされるのかお答えください。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 村の工事として、保証会社のほうに補償をしてもらうという、これまでもやってきておりますので、まずその対応をしていただいて、工事がうまく進むと、保証があれば対応はできるものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃこの業者さんも当然、保証協会に入っているというのも確認の上での業者指名ということでなされているんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時29分）

~~~~~

再 開（14時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 指名会社を登録する場合に、保証会社が入るという条件で登録はすることになっておりますので、そういうことで、指名されて、登録する業者については、保証会社に入るということが前提になっております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第7号について討論を行います。

契約については反対ではありません。指名内

容について問題があると考え、討論を行います。

村内企業育成については、本村の商工会より村長宛てに育成・優先の要請が毎年のごとく行われていると考えております。それらに対するこの入札内容は、指名内容はですね、そこは本当に村内企業育成であるかどうか、ぜひ今後考えて指名を行っていただきたい。もっと村内企業育成をしなければ、本村の企業は育たないと考えています。ぜひ今後、考え直してください。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第7号について、予定価格1億1,432万3,000円に対して3,450万円という極めて低い価格で落札された案件の議会の議決を必要とすることについてですが、私は、この契約承認に反対の立場を表明いたします。

まず、この低入価格は、請負業者の社員の生活環境を困窮に導くおそれがあります。建設工事における人件費は約30%を占めると言われて、3,450万円という落札価格は、予定価格の3分の1であり、人件費を大幅に削減しなければ利益を生み出すことが困難な状況にあると思われます。これは、請負業者の社員の賃金カットや労働時間の増加につながり、生活環境の悪化を招きます。さらに、低入価格は地元企業の育成にも悪影響を及ぼし、阻害的承認と私は捉えております。

地元企業は、大企業と比べて規模が小さく、人件費や設備投資などの面で今般、厳しい状況乗り越えようと企業努力しております。今回の案件のように、ただ安ければよいとか、行政財源がその範囲内で確保できたという極端に低い価格で落札が繰り返される状況では、行政による地元企業の育成の取組の効果も薄れてしまうと同時に、地元企業がこれまで要請して、いろんな協力を求めているにもかかわらず、地元企業がないがしろにされているというふうに私は感じております。

行政は、地域経済の活性化のためにも地元企業の育成を積極的に推進していく必要があります。一方、予定価格が5,000万を超えるため、この契約は議会の議決が必要となります。議員として、私は、村民の生活環境と地域経済の活性化を第一に考え、慎重な判断が求められると考えています。

以上の理由から、この契約承認には反対の立場から討論いたします。行政には、今回の案件を契機に低入札価格の問題に真剣に向き合い、請負業者の社員の生活環境と地元企業の育成に配慮した適切な契約制度の構築を強く求めます。以上、討論いたします。

○議長 伊佐則勝 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、議案第7号 中城村立幼稚園解体工事請負契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（14時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

中城村議会議員 仲 松 正 敏

# 第3回 定例会

## 令和6年第3回中城村議会定例会会期日程表

開 会      令和6年3月4日

会 期 19 日間

閉 会      令和6年3月22日

| 日 次   | 月 日     | 曜日 | 開議時刻  | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                     |
|-------|---------|----|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 3 月 4 日 | 月  | 午前10時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第8、9、10、11、12、13、14、15、16、<br>17、18、19、20、21、22、23、24、25、26号に<br>対する説明         |
| 第 2 日 | 3 月 5 日 | 火  | 午前10時 | 本 会 議 | 議案第8、9、10、11、12、13、14、15、16、<br>17、18、19号に対する質疑、討論、採決<br>諮問第1号に対する説明、質疑、討論、採決<br>同意第1号に対する説明、質疑、討論、採決<br>報告第2号に対する説明、質疑 |
| 第 3 日 | 3 月 6 日 | 水  | 午前10時 | 本 会 議 | 議案第20、21、22、23、24、25、26号に対する<br>質疑（委員会付託）                                                                               |
| 第 4 日 | 3 月 7 日 | 木  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                   |
| 第 5 日 | 3 月 8 日 | 金  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                   |
| 第 6 日 | 3 月 9 日 | 土  |       | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第 7 日 | 3 月10日  | 日  |       | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第 8 日 | 3 月11日  | 月  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議                                                                                                                   |
| 第 9 日 | 3 月12日  | 火  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議（委員会まとめ）                                                                                                           |
| 第10日  | 3 月13日  | 水  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                             |
| 第11日  | 3 月14日  | 木  | 午前10時 | 委 員 会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                             |
| 第12日  | 3 月15日  | 金  |       | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第13日  | 3 月16日  | 土  |       | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第14日  | 3 月17日  | 日  |       | 休 会   |                                                                                                                         |
| 第15日  | 3 月18日  | 月  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                |
| 第16日  | 3 月19日  | 火  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                |
| 第17日  | 3 月20日  | 水  |       | 休 会   | 春分の日                                                                                                                    |
| 第18日  | 3 月21日  | 木  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                |
| 第19日  | 3 月22日  | 金  | 午前10時 | 本 会 議 | 一般質問（1人）<br>委員会報告に対する質疑、討論、採決<br>発議第1、2号に対する説明、質疑、討論、採決<br><div style="text-align: right;">閉会</div>                     |



# 令和6年第3回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年3月4日（月）     |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和6年3月4日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和6年3月4日（午後0時04分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護              | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 12 番            | 金 城 章              | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり            | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                                 |
|------|-----------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                          |
| 第 2  | 会期の決定                                               |
| 第 3  | 諸般の報告                                               |
| 第 4  | 行政報告                                                |
| 第 5  | 令和 6 年度 施政方針                                        |
| 第 6  | 議案第 8 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                          |
| 第 7  | 議案第 9 号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 第 8  | 議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 第 9  | 議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例                   |
| 第 10 | 議案第12号 中城村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部<br>を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例                          |
| 第 12 | 議案第14号 令和 5 年度中城村一般会計補正予算（第10号）                     |
| 第 13 | 議案第15号 令和 5 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）              |
| 第 14 | 議案第16号 令和 5 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 第 15 | 議案第17号 令和 5 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）            |
| 第 16 | 議案第18号 令和 5 年度中城村下水道事業会計補正予算（第 5 号）                 |
| 第 17 | 議案第19号 令和 5 年度中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）                  |
| 第 18 | 議案第20号 令和 6 年度中城村一般会計予算                             |
| 第 19 | 議案第21号 令和 6 年度中城村国民健康保険特別会計予算                       |
| 第 20 | 議案第22号 令和 6 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 第 21 | 議案第23号 令和 6 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                     |
| 第 22 | 議案第24号 令和 6 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算                   |
| 第 23 | 議案第25号 令和 6 年度中城村下水道事業会計予算                          |

第 24

議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和6年第3回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番 金城 章議員及び13番 新垣博正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月4日から3月22日の19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日3月4日から3月22日の19日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告の報告を行います。

諸般の報告について

令和5年12月8日より令和6年3月3日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和5年12月及び令和6年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、また後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので御参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・2月21日(水)総務課から自治体DXの取

組について聞き取り調査を行っております。

○建設常任委員会

・2月13日(火)産業振興課より島にんじんウィーク、地域計画、令和6年度農道舗装工事、企業版ふるさと納税を利用した事業について聞き取り調査を行っております。

○文教社会常任委員会

・2月13日(火)議会報告会での確認事項や令和6年度における所管事務について調査を行っております。

なお、提出された各報告書については事務局にて閲覧してください。

4 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については3件受理し、2月29日の議会運営委員会で協議した結果、請願第2号『事務委託者の賃上げについて(要望)』については総務常任委員会へ付託いたします。『医療機関への支援に関する重点支援地方交付金の活用について要望書』及び『国保運営方針改正にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税(料)引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書』については資料配付いたします。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○1月19日(金)中部地区町村議会定例会が読谷村にて開催され、議長並びに事務局長が参加し、令和6年度の事業計画の内容を協議しております。

○2月27日(火)第53回沖縄県町村議長会定例会が自治会館で開催され、議長並びに事務局長が参加し、会務報告、令和6年度の議長会事業計画及び一般会計予算について採択しております。また、全国町村議会議長会の自治功労者の伝達式及び第38回町村議会広報全国コンクールの伝達式が執り

行われております。

## 6 その他

その他の日程等については別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、行政報告を行います。

令和5年11月から令和6年1月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。

今議会におきましては、2点行政報告といたします。

まず最初に、中城村立中学校整備事業の概要でございます。中城村立中城中学校は、近年の本村内における人口増加及び将来的な人口減少社会の到来を見据えた適正な規模での公立学校の教育環境整備を行っていくことが必要とされております。中城村役場周辺エリア一帯のシビックコア化の推進と合わせ、令和5年度において用地取得した安里及び当間地区の敷地へ中学校を移転いたします。

本事業の実施に当たっては、中城小学校及び津覇小学校の再整備と現在、村内での大規模な事業が続いていることから、健全な財政運営が求められており、中城中学校の整備においても安全安心で快適な教育環境を確保し、適正規模での新たな学校づくりを行うため、PFI事業方式による施設整備を行ってまいります。

2点目に、陸上競技場管理棟建替工事の概要でございます。吉の浦公園は、村内外の人々の健康づくりやスポーツ活動などの拠点として位置づけされているとともに、プロサッカーチームのキャンプ地として利用されるなど、本村のスポーツコンベンションを推進していく上で重要な拠点となっております。これまでにテニスコートや野球場の整備など、吉の浦公園施設の

機能強化を実施し、令和5年度から令和7年度にかけて利用者の利便性の向上、スポーツ交流拠点の形成に向けた機能強化を図るため、陸上競技場管理棟の建替を実施いたします。

以上、2点を行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 令和6年度施政方針を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、令和6年度施政方針を行います。

## 令和6年度 施 政 方 針

### はじめに

令和2年に世界的大流行を引き起こした新型コロナウイルス感染症も昨年5月には5類感染症へと移行され、社会活動における様々な制限が解除される等、ようやくコロナ禍以前の日常生活が戻ってまいりました。本村におきましても、規模縮小での開催や開催自体を中止していた各事業を通常規模により再開することができましたことは大変喜ばしいことであります。

「冬来りなば春遠からじ」

苦しい時期を耐え抜けば、その先には幸せな時が必ず訪れるという意味でございます。コロナ禍では様々な感染拡大防止策を講じる必要があり、村民の皆様のご心労は如何ばかりであったかと拝察いたしますが、3年余にわたる長いトンネルを抜け、今では日常の幸せをかみしめておられるのではないのでしょうか。

本村におきましても、理想的な村の姿である「とよむ中城」の実現に向け、事業の実施を加速させてまいります。その大事な一歩として、中部広域都市計画区域への移行も含めた、新たな都市計画区域のあり方を検討しております。

沖縄の本土復帰を契機として、昭和49年に施行された都市計画法により、中城村は那覇広域

都市計画区域に位置づけられました。当該区域内では市街化区域と市街化調整区域に線引きされ、中城村は村域の約92%が市街化を抑制する市街化調整区域に指定されております。また本村のみならず、中南部の東海岸に位置する町村は市街化調整区域の指定割合が多く、沖縄本島の発展を不均衡なものとしている一因であると考えております。

中城村は、那覇市と沖縄市の中間に位置し、またMICE施設の建設予定地である中城湾港マリンタウン地区にも近接しており、土地利用面において地理的優位性がございます。また、世界文化遺産中城城跡が所在し、文化・歴史面や観光面におきましてもまだまだ発展できるポテンシャルを有しております。新たな都市計画区域の枠組みにおいて有効な土地利用を図り、これまで開発を抑制されてきた東海岸の発展を促進していくことは、沖縄県が策定した東海岸サンライズベルト構想の基本的な考え方である「県土の均衡ある持続可能な発展」にも寄与するものであると確信しており、ともに「中城村・北中城村共同のまちづくり計画」を策定した北中城村と連携しながら、沖縄県をはじめ関係機関との調整を進めて参る所存でございます。

それでは、令和6年度の村政を経営するにあたり、一般会計予算をはじめとする関係諸議案に係る基本的な施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## 1 新たなまちづくり

国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によりますと、これは令和5年推計によりますと、本村の人口は2050年まで増加するという推計結果が出ており、その増加人口はおよそ4,000人と推計されております。新たな居住者の受け皿の確保を図るため、北中城村との共同のまちづくり計画を

基に、両村の土地利用計画及び立地適正化計画の策定に取り組み、中部広域都市計画区域移行に向けて関係機関と協議してまいります。

また、市街化調整区域における土地利用の規制等を緩和する方策の一環として、村のタウンセンターに位置付けている役場周辺地域に策定を予定している地区計画につきましては、令和7年度の施行を目指しております。権利者や地域住民の皆様と十分な意見交換を行い、新たな拠点の形成や地区内の住環境整備を促進し、村内に広がる営農環境と調和した、より居心地の良いエリア・空間作りに取り組んでまいります。その一環といたしまして、旧役場跡地及び中城中学校移転後の跡地と合わせて、官民連携による地域振興に資する商業施設の誘致を検討しております。

令和6年度におきましては、商業施設の誘致を戦略的に進めていくため、住民理解や参加意識の醸成を図りながら、村民の求めるニーズを把握し、それらを反映した誘致戦略の策定に取り組んでまいります。

また、特定保留地区に指定されている久場・泊地区の市街化区域編入に向けて、編入資料の作成に取り組んでまいります。編入の際には、地域住民と地区計画の指定に向けて協議してまいります。

## 2 物価高騰に係る支援事業

近年は、物価高騰が国民の生活を直撃している状況であります。国の交付金を活用した低所得者への支援を継続的に実施してまいりましたが、今後も、非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への支援を実施してまいります。

また、令和6年度税制改正大綱に基づく個人住民税の定額減税等に関する税条例改正等の所要の措置を行い、令和6年6月以降の特別徴収等において速やかに減税措置を実施できるよう努めてまいります。あわせて制度の趣旨・内容

等につきましても、国からの通知等に基づき、村民の皆様及び事業者の皆様への周知・広報を実施してまいります。

学校給食におきましても、長期化する食材価格の高騰により、子ども達に必要な栄養バランスに配慮した給食の提供が困難となっており、令和6年度より中城村学校給食費の増額改定を実施いたします。給食費改定に伴う経過措置としまして、増額分に係る給食費の一部について補助を行い、村立小中学校に在籍する児童生徒の保護者の皆様の経済的負担を軽減いたします。給食費の増額改定に対する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3 教育環境の充実

令和元年度より進めてまいりました中城小学校及び津覇小学校の新校舎整備計画は、令和6年5月に中城小学校、同年12月には津覇小学校の建設工事に着手し、両校とも令和7年度中に新校舎が完成する予定となっております。教育環境を充実させ、子ども達が豊かな学校生活を送れるよう、民間事業者の知恵や経験を活用し、創意工夫に富んだ施設整備を実現してまいります。

中城中学校の移転整備事業につきましては、地権者等の皆様方のご理解・ご協力の下、全ての移転用地を購入することができました。貴重な財産を譲渡いただき、衷心より感謝申し上げます。中城中学校は中城村唯一の村立中学校であり、子ども達が世界へと羽ばたいていく重要な場所です。子ども達にとって思い出深く、誇りが持てる魅力的な学校へ進化させることができるよう移転整備を進めてまいります。

学校教育の環境整備につきましては、村内の小学校と認定こども園等の幼児教育施設が一体となり、幼児教育連携体制推進協議会を構成して4年目を迎えます。遊びを通して学ぶという幼児教育の特性を理解し、子ども達の思いや願

いに寄り添った支援や、一人ひとりの多様性に配慮し、全ての子ども達に学びや生活の基盤を育めるようにするため、合同研修会や講演会を開催し、幼児教育の充実に努めてまいります。変化の激しい社会を生き抜くために、引き続き、中城村ごさまる「3本の矢」である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を基軸に、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成に取り組んでまいります。

また、学力向上につきましては、ICT教育が進められ、児童生徒の教育環境が向上しております。学力向上に向け、ICTの活用等を通して、個別最適な学びや協働的な学びを推進し、主体的・対話的で深い学びの充実を図り、児童生徒一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手に必要となる資質・能力の育成に取り組みます。これまで学校現場におけるICT教育環境に重きを置いてまいりましたが、これまで以上に、発展させたICT教育を構築するため、児童生徒が自宅等におきましてもICTを活用できる取組みを進めてまいります。

小中学校におきましては、各種支援員・相談員等を配置し、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて児童生徒及び家庭へのきめ細かな支援を行い、安心して学校生活を送ることができるよう教育環境の充実を図ってまいります。

### 4 子育て支援 ～妊娠期から子育て期まで～

子ども達が安心して過ごせる居場所として、南上原地区に「子ども第三の居場所B&Gわらびくらぶ」を整備し、令和5年11月より開所しております。地域とのつながりも大事にしつつ、生活習慣支援、学習支援、食事支援、体験活動等を通して、未来を担う子ども達が生まれ育った環境に左右されず、自信を持って生きていく力を育めるよう支援してまいります。

母子保健におきましては、人との関わり・つ

ながりが重要であり、妊産婦の方々との信頼関係を築くためには、丁寧に向き合う時間が必要です。令和4年度よりスタートした妊婦訪問事業や両親学級では、妊娠期のうちから子育てのイメージづくりだけでなく、保健師との顔の見える関係を築き、産後も相談しやすい関係づくりに努めてまいりました。両親学級ではご夫婦での参加が多く、同じ気持ちで出産・育児に臨む姿が見られ、「産後の不安が減った」「子育てについて不安があれば役場に相談しよう」という声も聞かれました。

令和6年度にはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉による連携を強化することで更なる支援体制を構築、強化しつつ、今後とも村民の皆様に寄り添い、気軽に相談できる子育て世帯の相談機関として事業の継続に努めてまいります。

また、こども医療費助成事業につきましては、令和5年10月より対象年齢を高校生相当の年齢まで拡充したことで、子育て世帯の負担軽減を図ることができました。引き続き事業を継続し、子ども達が医療を受けやすい環境を整えてまいります。

近年の課題であります保育士不足につきましては、保育士確保に向け、各種補助事業を活用し、保育士が働きやすい環境づくり等、保育士の処遇改善に積極的に取り組んでまいります。

## 5 安全・安心な暮らし

令和6年は、元日に能登半島地震が発生し、災害に対しての危機感を想起させられる1年のスタートとなりました。犠牲となられた多くの方々のご冥福をお祈りし、また、厳寒のなか、避難所生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。今回の災害を受け、本村におきましても、より一層、防災対策に取り組んでいく必要があると考えております。

特に本村は、およそ8キロにわたる海岸線に

面しており、地震による津波災害が想定される中、伊集から久場にかけての低地部には高齢者や障がい者等も多く居住し、災害時における支援体制の構築が急務となっております。地区防災組織の育成・支援、防災教育・知識の周知、個別避難計画の作成など、やるべき課題が多く、地域包括支援センター、障害児者相談支援事業を通じて、継続的に支援を要する方々を把握しつつ、地域との協働的な支援体制の構築に努めてまいります。また、令和5年度より見直しを行っている「中城村地域防災計画」を柱として、自主防災組織の結成支援、防災訓練の実施など自助力・共助力・公助力の強化につなげる様々な取組みを推進してまいります。

安全・安心な暮らしは防災面だけではございません。多くの命が奪われた沖縄戦の終戦から79年目を迎え、戦争体験者の生の声を聴く機会には失われつつあります。次代を担う子ども達へ戦争体験者が後世に語り継いでくださった沖縄戦の実相を正しく継承し、平和を愛する沖縄のこころを育んでいくことが大切です。そのため、中学生を対象とした県内戦跡を巡る平和体験学習事業や長崎県への平和交流団派遣事業等の取り組みを通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していく人材の育成を図ってまいります。

## 6 まちの基盤整備

道路事業につきましては、村道奥間～南上原線交差点拡幅工事に伴う物件補償及び用地交渉を進め、当該道路の慢性的な渋滞解消に向け事業を進めてまいります。また、村道三田線や村道新垣中央線、村道南伸線など舗装厚不足により沈下している道路は、舗装構成変更のために詳細設計及び工事を進めてまいります。橋梁事業では、泊浜原1号ボックス、津覇前浜原2号ボックスの詳細設計を実施してまいります。また、災害防除事業として、村道新川線の法面对策事業の詳細設計にも取り組んでまいります。



整備が完了している村道につきましても、随時パトロールを行うとともに、損傷の程度を考慮しながら補修等の維持管理に努め、適切な道路管理を行ってまいります。

平成5年度より事業を実施している南上原地区土地区画整理事業は、住宅地・商業地・公園・学校等のインフラ整備が完了し、快適で住みよい住環境が構築され、健全な市街地形成が図られております。令和6年度は、換地処分に向け、事業計画変更、町界町名変更、換地計画認可申請、土地建物登記申請作業等を実施してまいります。

水道事業につきましても、安心安全な水道水の安定供給を図るため、給水設備の点検等、水質検査及び老朽管の更新工事を行ってまいります。また、上下水道料金の収納率及び利便性の向上を図るため、クレジットカードによる支払いができるよう令和6年度中の整備を進めてまいります。

下水道事業につきましても、これまで重点的に取り組んでまいりました南上原地区の下水道整備を令和8年度までに完了するよう事業を進めております。令和6年度より伊舎堂地区の幹線工事にも着手し、下地区におきましてもより一層の事業推進に取り組んでまいります。また、令和5年度で下水道接続率は70%に達し順調に増加を維持しておりますが、今後も更なる接続率向上に向け、下水道接続補助を継続実施してまいります。

吉の浦公園の機能強化事業につきましても、防犯カメラの設置、野球場照明のLED化などの整備を実施し、利用者の皆様が安心・安全、快適に利用できるよう施設の機能強化に努めてまいります。更に、村民の皆様の利便性の向上やプロサッカーチームのキャンプ受け入れ態勢の強化を図るため、令和6年度よりごさまる陸上競技場管理棟の建て替え工事を実施してまいります。

## 7 公共交通の利便性向上に向けて

平成27年度途中から運行してまいりました護佐丸バスは、これまで多くの方に利用いただき、村内外における認知度も向上してきているものと認識しております。しかしながら、バス車両の老朽化や運行費用の増加、村民等からの増便やバス停増設の要望など、護佐丸バスの運行のあり方も含め、本村における公共交通の見直しを検討する時期にきております。令和6年度は、要請がございました浜地区における護佐丸バスの運行に対するニーズを把握するため、実証実験の実施を検討してまいります。また、地域公共交通計画の令和7年度策定を目指し、まずは、村民や利用者等へのアンケートを実施し、公共交通に関するニーズ把握に努めてまいります。

## 8 産業振興への取組み

農業は、近年の物価高騰による農業資材の高騰や農業者の高齢化、異常気象など様々な課題を抱えており経営環境は大変厳しい状況にあります。そのような中、農業者の経営を支援するため、資材や農薬購入に対する補助の拡充など、国・県の事業を活用しながら農業振興ビジョンに示す各種施策に取り組んでまいります。また、農業経営基盤強化促進法の改正により、今後の農地利用の将来像について明確化する地域計画を作成することとなりました。地域の皆様との話し合いにより、今後の農地利用のあり方について意見交換を行いながら地域計画を作成してまいります。

農道関係の整備につきましても、当間土地改良区内の添石から泊地区を中心に未舗装の農道舗装と転落防止策の整備を行います。

地域の中小企業・小規模事業者等への支援体制の維持及び強化を図るため商工会等と連携し課題解決に努めます。

観光振興につきましても、中城城跡から更な

る魅力発信を県内、県外及び国外へと発信する政策形成へ努めてまいります。

村の持続的な発展を支えるためには地域振興や観光振興を促進することが重要であり、コロナ禍で開催できなかった各行事の再開や落ち込んだ入域観光客数を取り戻し、さらに増加させる取り組みが必要です。そのため、住民意識の高揚と親睦による地域活性化を図るとともに、商工・観光振興の観点から伝統と文化に根差した観光誘客イベントとして、「第14回中城護佐丸まつり」を開催いたします。2日間の開催でイベント来場者数1万人を目指すとともに、世界遺産中城城跡のPR及び中城村の認知度向上を図ってまいります。

## 9 多様な福祉施策と健康増進

日本全土では既に超高齢社会を迎えており、2025年には国民の約30%が65歳以上になると推計されております。高齢化が進むことによって、医療費や介護費の増大、労働力不足、社会保障制度の持続可能性の確保が課題となっております。「2025年問題」が叫ばれる中、持続可能な社会保障制度の維持や健康寿命の延伸のためには、疾病の予防や早期発見をはじめとした健康づくりへの後押しが重要となっております。令和5年度には、集団健診による胃がん、肺がん、大腸がんのがん検診を無料とし、婦人がん検診の自己負担額の軽減を図るなど、疾病の早期発見・早期治療へつながるよう検診受診率の向上に努めてまいりました。引き続き、若い世代から生活習慣病への関心を高め、健康寿命の延伸へとつながるよう、本村の健康課題を踏まえた健康増進事業を推進してまいります。

本村の老人クラブ活動は活発であり、全国的にも老人クラブ会員の増加が評価されていることは、大変すばらしいものと感服しております。各地区の老人クラブ及び老人クラブ連合会の方々の取り組みに感謝申し上げます。

一方、本村の75歳以上の後期高齢者における認知症の受診者は、沖縄県の平均を超えており、認知症対策は早期に取り組まなければならない課題であります。地域包括支援センターの機能強化に取り組みつつ、関係機関との連携を密にし、認知症であっても地域で安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいります。

また、本村における障害福祉サービスの増加は顕著であり、特に児童発達支援、放課後等デイサービスの増加が著しい状況となっております。福祉課やこども課における発達相談、早期療育支援に関する相談も増加しており、引き続き、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

## 10 ゴミの減量化対策

本村におきましては、人口増加に伴いゴミの排出量が増加傾向にあります。今後も増加傾向は続くものと予測されることから、一人あたりのゴミの排出量を減らし、限りある資源を有効に活用していく必要がございます。そのためにも、ゴミの排出抑制、再利用、再資源化の普及に努めるとともに、草木の資源化など新たなゴミ減量化対策を検討してまいります。

また、ごみ減量化と同時に、処理施設の確保も重要な課題となっております。現在、中城村・北中城村・浦添市の1市2村による新たなゴミ処理施設整備のための準備を進めており、構成市村による広域処理体制を構築し、ゴミ処理の効率化や財政的負担の軽減を図ってまいります。令和6年度は、建設工事に向けての落札候補者選定を行い、令和11年度の供用開始に向けプロジェクトを推進してまいります。

更には、村内における不法投棄撲滅に向けて、村内パトロールによる不法投棄の早期発見、防犯カメラや注意喚起の看板設置、警察との連携による不法投棄者の検挙に向けて取り組んでまいります。

## 11 歴史文化

令和4年に琉米歴史研究会より寄贈いただいた戦前・戦中・戦後の沖縄の貴重な写真や映像等の資料につきましては、公開・活用に向けた作業が順調に進捗しております。令和6年度は、資料の展示会を予定しており、写真や映像からうかがい知ることのできるかつての沖縄について広く知っていただくとともに、更なる情報収集を行いたいと考えております。

中城城跡につきましては、令和5年度に保存活用計画を策定しており、今後は同計画に基づき保存、整備、活用に取り組んでまいります。令和5年度に引き続き、令和6年度におきましても一の郭北西隅城壁の積み直しを継続して実施してまいります。中城ハンタ道につきましては、令和4年度から実施している県営中城公園内の大型廃墟の撤去跡地における区間で、地すべり防止工事を進めてまいります。

## 12 行政サービスの利便性向上

自治体DXの取組みとして、令和5年度よりスタートした「基幹業務システムの統一・標準化」を令和7年度本稼働に向けて、システム構築、データ移行検証、ガバメントクラウド構築、総合テスト等を推進してまいります。

また、令和5年度から運用を開始している行政手続きのオンライン化や、一部業務において運用中のRPAの拡充に向けた取組みなど、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や行政事務の効率化に努めてまいります。

また、令和6年12月には健康保険証が廃止となり、健康保険証におけるマイナンバーの利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、今後も申請者が円滑にカードを取得できるよう休日・夜間等の交付体制を継続し、県や関係部署と連携してマイナンバーカードの申請促進に取り組んでまいります。

## 13 地域や各団体の活動支援

新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行された昨年度から地域の賑わいが戻りつつあると実感しています。社会情勢や感染症のまん延により希薄化していた地域コミュニティについて、かつての密接なつながりの回復・地域社会への結びつきを強化するため、「自治会運営補助金」や「自治会活動活性化補助事業」を通し活発な地域活動の支援を行ってまいります。

各種団体の活動支援につきましては、文化団体の文化協会と中城ジュニアオーケストラに対して、更なる活動の活性化に向けて補助金の増額を行います。子ども会などの社会教育団体につきましては、各種行事やイベント、各地域での活動に対する支援を継続してまいります。スポーツ推進委員や中城村体育協会などのスポーツ団体にはこれまでと同様に様々な支援を行い、相互連携して幅広い年齢層の方々が交流しながらスポーツ活動や健康増進を行う場を提供できるように取り組んでまいります。

また、人生100年時代といわれる現代、生涯学習活動の支援を目的として、各種サークルや同好会の舞台や展示での発表、体験型ワークショップ、学校等における学習成果の発表など、村民の活動交流の場として、子どもから大人まで誰もが学びの楽しさに触れることのできる生涯学習フェスティバルを開催いたします。

## 14 人材育成

人材育成につきましては、村民の学習ニーズに応じた趣味や文化的な学習、語学学習など幅広い分野の各種講座を実施し、生涯学習の充実に努めてまいります。また、国際感覚や自己表現力を培い国際社会に対応する力を培い、中城村の将来を担う人材育成を目的に、中学生及び高校生をアメリカワシントン州立大学へ派遣する海外短期留学派遣事業と、小中学生を対象に

1週間の合宿を行う語学学習プログラムのESLキャンプを継続して実施いたします。更に小中学生を対象に、アメリカの大学と提携したオンライン英会話学習支援事業も継続実施し、児童生徒の語学学習の拡充を図ってまいります。

多様化する行政サービスのニーズに対し、適切・的確に対応していくために職員の資質向上、スキルアップを目的とした各種専門研修や、外部講師による庁内研修を実施し、村民が求める理想の職員を育成するための取組みを継続して行っています。更に、国や兄弟都市である福岡県福智町との人事交流も引き続き行い、行政運営の活性化を図ってまいります。

## 15 行政経営

沖縄県が発表した「令和5年度 本県経済の見通し」によれば、県経済も世界的な原材料価格高騰の影響を受けておりますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことなどにより、主要産業である観光関連におきましては、入域観光客数が増加し、その他の社会経済活動につきましても正常化が進み、加えて、各種施策の効果なども相まって、プラスの経済成長となる見通しとなっております。一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引締めに伴う影響など、世界経済に影響を及ぼす海外情勢の先行きリスクや多くの産業で深刻化している人手不足が県経済に与える影響につきましては、今後も十分注意する必要があるとしております。

そのような状況の中、本村の令和4年度決算では翌年度に繰越すべき財源が1億1,894万8千円、実質収支は4億4,408万7千円となっており、概ね財政の健全性は保たれております。しかしながら、今後10年の間に、中城小学校及び津覇小学校の整備事業や中城中学校移転整備事業をはじめ、広域化による新たなゴミ処理施設の建設、中城北中城消防本部庁舎の建て替え、

更には、ごさまる陸上競技場管理棟の建て替えなど、多数の大型ハード事業の実施を予定しております。

今後は、中城村中長期財政計画を基に、限られた財源を効率的・効果的に活用することを基本とし、各種事業について徹底した見直しを図り、健全で持続的な財政運営に努めてまいります。

まず、地方自治体の自主税源である地方税の適切な課税、徴収に努めてまいります。全国的に地方財政が厳しい状況にある中、本村におきましても自主財源の柱である村税徴収率向上に向けた更なる取組が必要となっております。これまでコンビニエンスストアやスマートフォン等を活用した納付しやすい環境整備に取り組むことにより、現年度分の徴収率向上を図ってまいりました。今後は、滞納額の縮減を図ることが大きな課題となっていることから、県税・市町村間連携による併任業務を活用した滞納整理に取り組むことにより、法令等に基づく適正かつ公平な課税徴収の取組みによる滞納額の縮減を図ってまいります。また、令和6年度は評価替えの年度となっており、不動産鑑定等に基づいた適正な評価に基づく課税を実施いたします。現場調査や航空写真の更新データ等により土地の状況を把握するとともに、土地評価要領の一部改正等により適正評価に向けた対応を適宜実施してまいります。

次に、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいります。国民健康保険事業特別会計では毎年財源不足となり、一般会計から法定外繰入により補填してまいりました。沖縄県国民健康保険運営方針に基づき保険料（税）水準の統一を目指し、令和6年度は保険税の改定を実施いたします。赤字解消・削減に向け税の確保や医療費の適正化、特定健診率の向上、特定保健指導の充実により生活習慣病の重症化予防を図り、医療費の抑制にしっかりと取り組んでまい

ります。

その他、ふるさと納税制度につきましては、制度の見直しや物価高騰により厳しい状況となっておりますが、様々なふるさと納税ポータルサイトを活用して本村の魅力をPRし、全国から応援される自治体を目指してまいります。また、企業版ふるさと納税への一層の取組みやガ

バメントクラウドファンディングの活用も視野に入れ、自主財源を確保し持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和6年度の基本的な施政方針を述べさせていただきます。

厳しい財政状況の中、各事業を展開するための予算案といたしましては、

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| (1) 一般会計予算 (案)           | 9,653,202千円 |
| (2) 国民健康保険特別会計予算 (案)     | 2,469,428千円 |
| (3) 後期高齢者医療特別会計予算 (案)    | 210,811千円   |
| (4) 土地区画整理事業特別会計予算 (案)   | 196,698千円   |
| (5) 下水道事業会計予算 (案)        | 770,720千円   |
| (6) 汚水処理施設管理事業特別会計予算 (案) | 4,156千円     |
| (7) 水道事業会計予算 (案)         | 743,535千円   |

の規模となっております。

「住みたい村」「住み続けたい村」を目指し、村民の皆様が心豊かに暮らせるよう、令和6年度も職員一丸となって施策実現に向け取り組んでまいります。

令和6年3月4日

中城村長 浜 田 京 介

○議長 伊佐則勝 以上で施政方針を終わります。

す。

日程第6 議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

## 議案第8号

### 中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

### 提案理由

本村における「新たなまちづくり」として、北中城村との共同のまちづくり計画書を元に、土地

利用及び立地適正化計画の新たな計画策定が急務となっており、関連業務を集中的に取り組む必要があることから、「まちづくり推進課」を廃止し、業務を都市建設課へ移管する。また、土木水産関係業務の統合を図り、村道及び農道等整備業務の円滑な実施に向けた組織機構体制の充実を行うため、中城村課設置条例の一部を改正する必要がある。

# 中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（課の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課<br/>企画課<br/>税務課<br/>住民生活課<br/>福祉課<br/>健康保険課<br/>こども課<br/>産業振興課<br/>都市建設課</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>上下水道課</p> <p>（課の分掌事務）</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（1） ～ （7） （略）</p> <p>（8） 産業振興課</p> <p>ア 農林___業の振興に関すること。</p> <p>イ 商工業に関すること。</p> <p>ウ 企業誘致に関すること。</p> <p>エ 発電所立地に伴う地域振興に関すること。</p> <p>オ 観光振興に関すること。</p> <p>カ 中城城跡の管理活用に関すること。</p> <p>（9） 都市建設課</p> <p>ア 都市計画に関すること。</p> | <p>（課の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課<br/>企画課<br/>税務課<br/>住民生活課<br/>福祉課<br/>健康保険課<br/>こども課<br/>産業振興課<br/>都市建設課</p> <p><u>まちづくり推進課</u></p> <p>上下水道課</p> <p>（課の分掌事務）</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（1） ～ （7） （略）</p> <p>（8） 産業振興課</p> <p>ア 農林<u>水産業</u>の振興に関すること。</p> <p>イ 商工業に関すること。</p> <p>ウ 企業誘致に関すること。</p> <p>エ 発電所立地に伴う地域振興に関すること。</p> <p>オ 観光振興に関すること。</p> <p>カ 中城城跡の管理活用に関すること。</p> <p>（9） 都市建設課</p> <p>ア 都市計画に関すること。</p> |

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| イ 都市公園に関すること。          | イ 都市公園に関すること。         |
| ウ 区画整理に関すること。          | ウ 区画整理に関すること。         |
| エ 土木・建築に関すること。         | エ 土木・建築に関すること。        |
| オ 道路、河川及び護岸に関すること。     | オ 道路、河川及び護岸に関すること。    |
| カ 住宅行政に関すること。          | カ 住宅行政に関すること。         |
| <u>キ 農水産業土木に関すること。</u> | _____                 |
| <u>ク まちづくりに関すること。</u>  | _____                 |
| (削除) _____             | (10) <u>まちづくり推進課</u>  |
| (削除) _____             | ア <u>まちづくりに関すること。</u> |
| (10) 上下水道課             | (11) 上下水道課            |
| ア 汚水処理施設に関すること。        | ア 汚水処理施設に関すること。       |

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第9号 中城村会計年度任用

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第9号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和5年5月の地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を行うため、所要の改定をする必要がある。

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の給与） 第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び<u>勤勉手当</u>特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当及び<u>勤勉手当</u>をいう。 2 （略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第11条の2 <u>給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第19条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会	（会計年度任用職員の給与） 第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び_____特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当_____をいう。 2 （略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第19条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会

計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在籍期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和5年5月の地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を行うため、所要の改定をする必要がある。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員_____ _____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その	（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u>_____を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その

職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例を議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例。

議案第11号

中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例

中城村老人福祉センター設置及び管理条例（昭和51年中城村条例第9号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村老人福祉センターの解体工事が完了したことにより、本センターの設置及び管理条例を廃止する必要があるため。

中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例

中城村老人福祉センター設置及び管理条例（昭和51年中城村条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第10 議案第12号 中城村家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第12号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第12号

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

近年、全国的に保育士等の確保が喫緊の課題となっている中で、国において保育士等の配置要件を緩和する措置がとられていることから、本村においても保育士等が不足している現状がある為、国に準じ条例の一部を改正し、保育現場の負担軽減を図る必要がある。

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条～第49条 （略） 附 則 第1条～第5条 （略） <u>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内 保育事業所の職員配置に係る特例）</u> 第6条 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に</u>	第1条～第49条 （略） 附 則 第1条～第5条 （略）

定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事業に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第13号

中城村漁港管理条例の一部を改正する条例

中城村漁港管理条例（昭和55年中城村条例第6号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」と法律名が変更になるため、中城村漁港管理条例の一部を改正する必要がある。

中城村漁港管理条例の一部を改正する条例

中城村漁港管理条例（昭和55年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、村が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> _____（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、村が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（１０時５５分）

~~~~~

再 開（１１時０６分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第12 議案第14号 令和５年度中城村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第14号 令和５年度中城村一般会計補正予算（第10号）について御提案申し上げます。

#### 議案第14号

#### 令和５年度中城村一般会計補正予算（第10号）

令和５年度中城村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164,213千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,527,355千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の追加及び変更は、「第３表 地方債補正」による。

令和６年３月４日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第１表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

| 款             | 項        | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|---------------|----------|-------|-----|-------|
| ３ 利子割交付金      |          | 534   | △75 | 459   |
|               | １ 利子割交付金 | 534   | △75 | 459   |
| ４ 配当割交付金      |          | 5,610 | 229 | 5,839 |
|               | １ 配当割交付金 | 5,610 | 229 | 5,839 |
| ５ 株式等譲渡所得割交付金 |          | 6,035 | 481 | 6,516 |

| 款            | 項             | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|--------------|---------------|------------|----------|------------|
|              | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 6,035      | 481      | 6,516      |
| 6 法人事業税交付金   |               | 29,024     | 1,571    | 30,595     |
|              | 1 法人事業税交付金    | 29,024     | 1,571    | 30,595     |
| 7 地方消費税交付金   |               | 504,819    | △22,061  | 482,758    |
|              | 1 地方消費税交付金    | 504,819    | △22,061  | 482,758    |
| 8 ゴルフ場利用税交付金 |               | 28,177     | 1,140    | 29,317     |
|              | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 28,177     | 1,140    | 29,317     |
| 9 環境性能割交付金   |               | 4,991      | 1,306    | 6,297      |
|              | 1 環境性能割交付金    | 4,991      | 1,306    | 6,297      |
| 11 地方交付税     |               | 1,706,186  | 62,203   | 1,768,389  |
|              | 1 地方交付税       | 1,706,186  | 62,203   | 1,768,389  |
| 13 分担金及び負担金  |               | 2,155      | △527     | 1,628      |
|              | 2 負担金         | 2,155      | △527     | 1,628      |
| 14 使用料及び手数料  |               | 124,618    | 454      | 125,072    |
|              | 1 使用料         | 76,639     | 454      | 77,093     |
| 15 国庫支出金     |               | 2,536,212  | △91,740  | 2,444,472  |
|              | 1 国庫負担金       | 1,503,563  | △5,221   | 1,498,342  |
|              | 2 国庫補助金       | 1,023,642  | △86,562  | 937,080    |
|              | 3 委託金         | 9,007      | 43       | 9,050      |
| 16 県支出金      |               | 1,447,870  | △53,266  | 1,394,604  |
|              | 1 県負担金        | 681,060    | 4,727    | 685,787    |
|              | 2 県補助金        | 730,631    | △57,844  | 672,787    |
|              | 3 委託金         | 36,179     | △149     | 36,030     |
| 17 財産収入      |               | 12,006     | △203     | 11,803     |
|              | 1 財産運用収入      | 12,005     | △203     | 11,802     |
| 18 寄附金       |               | 199,073    | 123,633  | 322,706    |
|              | 1 寄附金         | 199,073    | 123,633  | 322,706    |
| 19 繰入金       |               | 339,560    | △108,186 | 231,374    |
|              | 2 基金繰入金       | 339,327    | △108,186 | 231,141    |
| 21 諸収入       |               | 161,049    | 7,928    | 168,977    |
|              | 4 雑入          | 158,138    | 7,928    | 166,066    |
| 22 村債        |               | 331,717    | △87,100  | 244,617    |
|              | 1 村債          | 331,717    | △87,100  | 244,617    |
| 歳 入 合 計      |               | 10,691,568 | △164,213 | 10,527,355 |



(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額      | 計         |
|----------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 1 議会費    |             | 110,415   | △492     | 109,923   |
|          | 1 議会費       | 110,415   | △492     | 109,923   |
| 2 総務費    |             | 1,588,409 | 195,707  | 1,784,116 |
|          | 1 総務管理費     | 1,367,855 | 198,087  | 1,565,942 |
|          | 2 徴税費       | 125,390   | △5,785   | 119,605   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 89,943    | 3,550    | 93,493    |
|          | 5 統計調査費     | 1,094     | △145     | 949       |
| 3 民生費    |             | 4,659,674 | △76,061  | 4,583,613 |
|          | 1 社会福祉費     | 2,375,337 | △9,217   | 2,366,120 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,284,337 | △68,612  | 2,215,725 |
|          | 4 災害救助費     | 0         | 1,768    | 1,768     |
| 4 衛生費    |             | 1,113,342 | △20,050  | 1,093,292 |
|          | 1 保健衛生費     | 710,780   | △19,424  | 691,356   |
|          | 2 清掃費       | 402,562   | △626     | 401,936   |
| 6 農林水産業費 |             | 281,284   | △67,671  | 213,613   |
|          | 1 農業費       | 244,647   | △69,398  | 175,249   |
|          | 2 林業費       | 3,274     | △176     | 3,098     |
|          | 3 水産業費      | 33,363    | 1,903    | 35,266    |
| 7 商工費    |             | 88,576    | △4,416   | 84,160    |
|          | 1 商工費       | 88,576    | △4,416   | 84,160    |
| 8 土木費    |             | 571,742   | △117,585 | 454,157   |
|          | 1 土木管理費     | 53,792    | △7,108   | 46,684    |
|          | 2 道路橋梁費     | 310,732   | △80,020  | 230,712   |
|          | 4 都市計画費     | 31,861    | △13,929  | 17,932    |
|          | 5 下水道費      | 171,000   | △16,528  | 154,472   |
| 9 消防費    |             | 313,251   | △4,831   | 308,420   |
|          | 1 消防費       | 313,251   | △4,831   | 308,420   |
| 10 教育費   |             | 1,459,843 | △70,321  | 1,389,522 |
|          | 1 教育総務費     | 217,172   | △3,852   | 213,320   |
|          | 2 小学校費      | 268,849   | △16,677  | 252,172   |
|          | 3 中学校費      | 71,352    | △4,311   | 67,041    |
|          | 4 幼稚園費      | 266,807   | △3,068   | 263,739   |
|          | 5 社会教育費     | 306,630   | △44,121  | 262,509   |
|          | 6 保健体育費     | 329,033   | 1,708    | 330,741   |

| 款       | 項     | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|---------|-------|------------|----------|------------|
| 12 公債費  |       | 481,536    | 1,507    | 483,043    |
|         | 1 公債費 | 481,536    | 1,507    | 483,043    |
| 歳 出 合 計 |       | 10,691,568 | △164,213 | 10,527,355 |

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款        | 項           | 事業名                       | 金額      |
|----------|-------------|---------------------------|---------|
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | 防災体制構築事業                  | 9,820   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍システム改修事業                | 3,894   |
|          |             | 住基・戸籍システム改修事業             | 10,439  |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費     | 老人福祉センター跡地用地測量業務          | 1,375   |
|          |             | 高齢者保健福祉計画策定業務             | 3,253   |
|          |             | 障害者計画等策定業務                | 4,891   |
|          |             | 地域医療介護総合確保基金事業            | 44,826  |
|          |             | 臨時特別給付金事業（追加分）            | 289,884 |
|          | 2 児童福祉費     | 保育施設機能強化整備事業              | 9,686   |
| 6 農林水産業費 | 3 水産業費      | 水産物安定供給事業                 | 14,233  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 橋梁修繕事業                    | 9,800   |
|          |             | 奥間南上原線整備事業                | 21,884  |
|          |             | 舗装構成改良事業                  | 12,623  |
|          | 4 都市計画費     | 民間事業者の活力を活かした新たなまちづくり促進事業 | 9,086   |
| 10 教育費   | 1 教育総務費     | PFI導入による地元小規模事業者等経営安定化事業  | 21,989  |
|          | 2 小学校費      | 中城小学校磁気探査業務               | 37,400  |
|          | 4 幼稚園費      | 中城村立幼稚園園舎解体業務             | 117,626 |
|          | 6 保健体育費     | 吉の浦公園施設機能強化整備事業           | 98,371  |
|          |             | ごさまる・スポーツ観光交流拠点形成推進事業     | 11,978  |

第3表 地方債補正

(追加及び変更)

| 起債の目的 | 補 正 前 |       |    |       | 補 正 後 |       |    |       |
|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|----|-------|
|       | 限度額   | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額   | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |

|                            |             |                    |                                                                |                                                                                                                  |         |    |    |    |
|----------------------------|-------------|--------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|----|----|
| 社会福祉整備事業債                  | 千円<br>1,300 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>0 | 同じ | 同じ | 同じ |
| 公共施設除却債<br>(老人福祉センター解体事業)  | 63,600      |                    |                                                                |                                                                                                                  | 28,900  |    |    |    |
| 水産業整備事業債                   | 2,900       |                    |                                                                |                                                                                                                  | 3,000   |    |    |    |
| 農道整備事業債                    | 12,500      |                    |                                                                |                                                                                                                  | 7,100   |    |    |    |
| 道路整備事業債                    | 42,700      |                    |                                                                |                                                                                                                  | 27,700  |    |    |    |
| 社会教育施設整備事業債                | 58,200      |                    |                                                                |                                                                                                                  | 26,200  |    |    |    |
| 村内文化財整備事業債                 | 0           |                    |                                                                |                                                                                                                  | 800     |    |    |    |
| 公共施設除却債<br>(中城村立幼稚園園舎解体業務) | 105,800     |                    |                                                                |                                                                                                                  | 106,200 |    |    |    |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第15号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第15号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について御提案申し上げます。

議案第15号

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,826千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,635,418千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 418,199   | △21,448 | 396,751   |
|           | 1 国民健康保険税 | 418,199   | △21,448 | 396,751   |
| 3 国庫支出金   |           | 161       | 560     | 721       |
|           | 1 国庫補助金   | 161       | 560     | 721       |
| 4 県支出金    |           | 1,852,930 | △4,123  | 1,848,807 |
|           | 1 県補助金    | 1,852,929 | △4,123  | 1,848,806 |
| 6 繰入金     |           | 378,385   | 1,185   | 379,570   |
|           | 1 他会計繰入金  | 378,384   | 1,185   | 379,569   |
| 歳入合計      |           | 2,659,244 | △23,826 | 2,635,418 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 総務費   |         | 53,053    | △691    | 52,362    |
|         | 1 総務管理費 | 39,653    | △144    | 39,509    |
|         | 2 徴税費   | 13,349    | △547    | 12,802    |
| 2 保険給付費 |         | 1,751,760 | △22,262 | 1,729,498 |
|         | 1 療養諸費  | 1,484,333 | △21,414 | 1,462,919 |
|         | 6 傷病手当金 | 1,000     | △848    | 152       |

| 款              | 項            | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 778,934   | 0       | 778,934   |
|                | 1 医療給付費分     | 562,943   | 0       | 562,943   |
| 5 保健事業費        |              | 49,753    | △1,225  | 48,528    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 21,756    | △450    | 21,306    |
|                | 2 保健事業費      | 27,997    | △775    | 27,222    |
| 8 諸支出金         |              | 15,691    | 352     | 16,043    |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 15,690    | 352     | 16,042    |
| 歳 出 合 計        |              | 2,659,244 | △23,826 | 2,635,418 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第16号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第16号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第16号

##### 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,004千円を追加し、歳入歳出予算の総額を180,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款            | 項            | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|--------------|--------------|---------|--------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 118,251 | 14,139 | 132,390 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 118,251 | 14,139 | 132,390 |

| 款       | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 3 繰入金   |           | 42,514  | 2,865  | 45,379  |
|         | 1 一般会計繰入金 | 42,514  | 2,865  | 45,379  |
| 歳 入 合 計 |           | 163,572 | 17,004 | 180,576 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|------------------|------------------|---------|--------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 158,844 | 17,004 | 175,848 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 158,844 | 17,004 | 175,848 |
| 歳 出 合 計          |                  | 163,572 | 17,004 | 180,576 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第17号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第17号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

#### 議案第17号

#### 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,938千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

| 款     | 項 | 補正前の額   | 補正額      | 計      |
|-------|---|---------|----------|--------|
| 2 繰入金 |   | 217,908 | △204,938 | 12,970 |

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補正額      | 計      |
|---------|---------|---------|----------|--------|
|         | 1 基金繰入金 | 217,908 | △204,938 | 12,970 |
| 歳 入 合 計 |         | 223,449 | △204,938 | 18,511 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額      | 計      |
|-------------|----------------|---------|----------|--------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 223,448 | △204,938 | 18,510 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 223,448 | △204,938 | 18,510 |
| 歳 出 合 計     |                | 223,449 | △204,938 | 18,511 |

以上でございます。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

村長 浜田京介。

日程第16 議案第18号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

○村長 浜田京介 議案第18号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

#### 議案第18号

#### 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和5年度中城村下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

#### (収益的収入)

第2条 令和5年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

|      |         | 収 入        |           |            |
|------|---------|------------|-----------|------------|
| (科目) |         | (既決予定額)    | (補正予定額)   | (計)        |
| 第1款  | 下水道事業収益 | 251,626 千円 | △6,528 千円 | 245,098 千円 |
| 第1項  | 営業外収益   | 181,610 千円 | △6,528 千円 | 175,082 千円 |

#### (資本的収入)

第3条 令和5年度中城村下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

|     | (科目)  | (既決予定額)    | (補正予定額)    | (計)        |
|-----|-------|------------|------------|------------|
| 第1款 | 資本的収入 | 471,572 千円 | △10,000 千円 | 461,572 千円 |
| 第1項 | 出資金   | 83,000 千円  | △10,000 千円 | 73,000 千円  |

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田 京 介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第19号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第19号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

#### 議案第19号

##### 令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度中城村水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

|     | (科目)   | (既決予定額)    | (補正予定額)  | (計)        |
|-----|--------|------------|----------|------------|
| 第1款 | 水道事業収益 | 574,675 千円 | 1,767 千円 | 576,442 千円 |
| 第2項 | 営業外収益  | 49,111 千円  | 1,767 千円 | 50,878 千円  |

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田 京 介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第20号 令和6年度中城村一

般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第20号 令和6年度中



城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第20号

令和6年度中城村一般会計予算

令和6年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,653,202千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款    | 項       | 金額        |
|------|---------|-----------|
| 1 村税 |         | 2,822,580 |
|      | 1 村民税   | 1,132,033 |
|      | 2 固定資産税 | 1,512,184 |
|      | 3 軽自動車税 | 93,725    |

| 款              | 項             | 金 額       |
|----------------|---------------|-----------|
|                | 4 村たばこ税       | 84,638    |
| 2 地方譲与税        |               | 55,717    |
|                | 1 地方揮発油譲与税    | 12,087    |
|                | 2 自動車重量譲与税    | 38,033    |
|                | 3 特別とん譲与税     | 3,236     |
|                | 4 地方道路譲与税     | 1         |
|                | 5 森林環境譲与税     | 2,360     |
| 3 利子割交付金       |               | 460       |
|                | 1 利子割交付金      | 460       |
| 4 配当割交付金       |               | 5,848     |
|                | 1 配当割交付金      | 5,848     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  |               | 6,516     |
|                | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 6,516     |
| 6 法人事業税交付金     |               | 31,683    |
|                | 1 法人事業税交付金    | 31,683    |
| 7 地方消費税交付金     |               | 468,833   |
|                | 1 地方消費税交付金    | 468,833   |
| 8 ゴルフ場利用税交付金   |               | 29,012    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 29,012    |
| 9 環境性能割交付金     |               | 6,365     |
|                | 1 環境性能割交付金    | 6,365     |
| 10 地方特例交付金     |               | 21,424    |
|                | 1 地方特例交付金     | 21,424    |
| 11 地方交付税       |               | 1,693,475 |
|                | 1 地方交付税       | 1,693,475 |
| 12 交通安全対策特別交付金 |               | 1,533     |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,533     |
| 13 分担金及び負担金    |               | 2,044     |
|                | 2 負担金         | 2,044     |
| 14 使用料及び手数料    |               | 113,904   |
|                | 1 使用料         | 76,844    |
|                | 2 手数料         | 37,060    |
| 15 国庫支出金       |               | 2,160,518 |
|                | 1 国庫負担金       | 1,497,455 |
|                | 2 国庫補助金       | 653,926   |
|                | 3 委託金         | 9,137     |

| 款       | 項             | 金 額       |
|---------|---------------|-----------|
| 16 県支出金 |               | 1,420,598 |
|         | 1 県負担金        | 686,341   |
|         | 2 県補助金        | 691,984   |
|         | 3 委託金         | 42,273    |
| 17 財産収入 |               | 11,980    |
|         | 1 財産運用収入      | 11,979    |
|         | 2 財産売払収入      | 1         |
| 18 寄附金  |               | 100,003   |
|         | 1 寄附金         | 100,003   |
| 19 繰入金  |               | 218,007   |
|         | 2 基金繰入金       | 218,007   |
| 20 繰越金  |               | 30,000    |
|         | 1 繰越金         | 30,000    |
| 21 諸収入  |               | 168,785   |
|         | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,124     |
|         | 2 村預金利子       | 1         |
|         | 3 貸付金元利収入     | 1         |
|         | 4 雑入          | 165,659   |
| 22 村債   |               | 283,917   |
|         | 1 村債          | 283,917   |
| 歳 入 合 計 |               | 9,653,202 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 金 額       |
|-------|-------------|-----------|
| 1 議会費 |             | 109,925   |
|       | 1 議会費       | 109,925   |
| 2 総務費 |             | 1,239,485 |
|       | 1 総務管理費     | 1,003,880 |
|       | 2 徴税費       | 128,225   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 81,968    |
|       | 4 選挙費       | 22,815    |
|       | 5 統計調査費     | 1,121     |
|       | 6 監査委員費     | 1,476     |
| 3 民生費 |             | 3,994,027 |
|       | 1 社会福祉費     | 1,773,879 |
|       | 2 児童福祉費     | 2,220,148 |

| 款        | 項           | 金 額       |
|----------|-------------|-----------|
| 4 衛生費    |             | 1,172,486 |
|          | 1 保健衛生費     | 679,022   |
|          | 2 清掃費       | 484,037   |
|          | 3 上水道費      | 9,427     |
| 5 労働費    |             | 3,899     |
|          | 1 労働諸費      | 3,899     |
| 6 農林水産業費 |             | 298,546   |
|          | 1 農業費       | 280,946   |
|          | 2 林業費       | 815       |
|          | 3 水産業費      | 16,785    |
| 7 商工費    |             | 71,572    |
|          | 1 商工費       | 71,572    |
| 8 土木費    |             | 565,235   |
|          | 1 土木管理費     | 47,401    |
|          | 2 道路橋梁費     | 327,688   |
|          | 3 河川費       | 3,357     |
|          | 4 都市計画費     | 20,498    |
|          | 5 下水道費      | 166,291   |
| 9 消防費    |             | 324,796   |
|          | 1 消防費       | 324,796   |
| 10 教育費   |             | 1,381,010 |
|          | 1 教育総務費     | 225,368   |
|          | 2 小学校費      | 179,549   |
|          | 3 中学校費      | 70,687    |
|          | 4 幼稚園費      | 146,526   |
|          | 5 社会教育費     | 254,097   |
|          | 6 保健体育費     | 504,783   |
| 11 災害復旧費 |             | 4         |
|          | 2 土木施設災害復旧費 | 4         |
| 12 公債費   |             | 472,216   |
|          | 1 公債費       | 472,216   |
| 13 諸支出金  |             | 1         |
|          | 1 普通財産取得費   | 1         |
| 14 予備費   |             | 20,000    |
|          | 1 予備費       | 20,000    |
| 歳 出 合 計  |             | 9,653,202 |

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項                       | 期 間     | 限 度 額   |
|---------------------------|---------|---------|
| ごさまる・スポーツ観光<br>交流拠点形成推進事業 | 令和7年度まで | 296,263 |

第3表 地 方 債

| 起債の目的       | 限度額          | 起債の方法              | 利率                                                                                     | 償還の方法                                                                                                                                                |
|-------------|--------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨時財政対策債     | 千円<br>44,717 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見<br>直し方式で借り入<br>れる資金等につい<br>て、利率の見直し<br>を行った後におい<br>ては、当該見直し<br>後の利率) | 特別の融資条件のあるもの<br>を除き、償還期限は、据置期<br>間を含め30年以内、償還方法<br>は、元金均等又は元利均等によ<br>る。<br><br>ただし、財政の都合により<br>据置期間及び償還期間を短縮<br>し、もしくは繰上げ償還又は<br>低利に借換えすることができ<br>る。 |
| 防災施設整備債     | 116,500      |                    |                                                                                        |                                                                                                                                                      |
| 農道整備事業債     | 17,200       |                    |                                                                                        |                                                                                                                                                      |
| 道路整備事業債     | 47,400       |                    |                                                                                        |                                                                                                                                                      |
| 社会教育施設整備事業債 | 58,100       |                    |                                                                                        |                                                                                                                                                      |
| 計           | 283,917      |                    |                                                                                        |                                                                                                                                                      |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第21号

令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算

令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,469,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款          | 項             | 金 額       |
|------------|---------------|-----------|
| 1 国民健康保険税  |               | 408,763   |
|            | 1 国民健康保険税     | 408,763   |
| 2 使用料及び手数料 |               | 346       |
|            | 1 手数料         | 346       |
| 3 国庫支出金    |               | 1         |
|            | 1 国庫補助金       | 1         |
| 4 県支出金     |               | 1,734,577 |
|            | 1 県補助金        | 1,734,576 |
|            | 2 財政安定化基金支出金  | 1         |
| 5 財産収入     |               | 1         |
|            | 1 財産運用収入      | 1         |
| 6 繰入金      |               | 320,404   |
|            | 1 他会計繰入金      | 320,403   |
|            | 2 基金繰入金       | 1         |
| 7 繰越金      |               | 1         |
|            | 1 繰越金         | 1         |
| 8 諸収入      |               | 5,334     |
|            | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,982     |
|            | 2 雑入          | 3,352     |
| 9 村債       |               | 1         |
|            | 1 財政安定化基金貸付金  | 1         |

| 款       | 項 | 金 額       |
|---------|---|-----------|
| 歳 入 合 計 |   | 2,469,428 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款              | 項            | 金 額       |
|----------------|--------------|-----------|
| 1 総務費          |              | 54,725    |
|                | 1 総務管理費      | 41,699    |
|                | 2 徴税費        | 12,975    |
|                | 3 運営協議会費     | 51        |
| 2 保険給付費        |              | 1,630,009 |
|                | 1 療養諸費       | 1,376,151 |
|                | 2 高額療養費      | 240,042   |
|                | 3 移送費        | 1         |
|                | 4 出産育児諸費     | 13,015    |
|                | 5 葬祭諸費       | 600       |
|                | 6 傷病手当金      | 200       |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |              | 722,268   |
|                | 1 医療給付費分     | 500,911   |
|                | 2 後期高齢者支援金等分 | 165,774   |
|                | 3 介護納付金分     | 55,583    |
| 4 財政安定化基金拠出金   |              | 1         |
|                | 1 財政安定化基金拠出金 | 1         |
| 5 保健事業費        |              | 48,232    |
|                | 1 特定健康診査等事業費 | 22,712    |
|                | 2 保健事業費      | 25,520    |
| 6 基金積立金        |              | 1         |
|                | 1 基金積立金      | 1         |
| 7 公債費          |              | 51        |
|                | 1 公債費        | 51        |
| 8 諸支出金         |              | 4,141     |
|                | 1 償還金及び還付加算金 | 4,140     |
|                | 2 延滞金        | 1         |
| 9 予備費          |              | 10,000    |
|                | 1 予備費        | 10,000    |
| 歳 出 合 計        |              | 2,469,428 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わります。

村長 浜田京介。

日程第20 議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

○村長 浜田京介 議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

本案について提案理由の説明を求めます。

## 議案第22号

### 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ210,811千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金額      |
|--------------|---------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 163,523 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 163,523 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 47      |
|              | 1 手数料         | 47      |
| 3 繰入金        |               | 45,979  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 45,979  |
| 4 繰越金        |               | 1       |
|              | 1 繰越金         | 1       |
| 5 諸収入        |               | 1,261   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2       |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 1,178   |



| 款       | 項      | 金 額     |
|---------|--------|---------|
|         | 3 預金利子 | 1       |
|         | 4 雑入   | 80      |
| 歳 入 合 計 |        | 210,811 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金 額     |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,758   |
|                  | 1 総務管理費          | 1,148   |
|                  | 2 徴収費            | 2,610   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 205,574 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 205,574 |
| 3 諸支出金           |                  | 1,179   |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 1,179   |
| 4 予備費            |                  | 300     |
|                  | 1 予備費            | 300     |
| 歳 出 合 計          |                  | 210,811 |

以上でございます。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

村長 浜田京介。

日程第21 議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

○村長 浜田京介 議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第23号

#### 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款          | 項                 | 金 額     |
|------------|-------------------|---------|
| 1 使用料及び手数料 |                   | 1,649   |
|            | 2 使用料             | 1,649   |
| 2 繰入金      |                   | 195,047 |
|            | 1 基金繰入金           | 195,047 |
| 3 繰越金      |                   | 1       |
|            | 1 繰越金             | 1       |
| 5 保留地処分金   |                   | 1       |
|            | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 1       |
| 歳 入 合 計    |                   | 196,698 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 金 額     |
|-------------|----------------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 196,697 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 196,697 |
| 3 予備費       |                | 1       |
|             | 1 予備費          | 1       |
| 歳 出 合 計     |                | 196,698 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第24号

令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算

令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,156千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した污水处理施設管理事業に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金 額   |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 3,152 |
|            | 1 使用料   | 3,151 |
|            | 2 手数料   | 1     |
| 2 寄附金      |         | 1     |
|            | 1 寄附金   | 1     |
| 3 繰入金      |         | 1,000 |
|            | 1 基金繰入金 | 1,000 |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |
| 5 諸収入      |         | 2     |
|            | 1 預金利子  | 1     |
|            | 2 雑収入   | 1     |
| 歳 入 合 計    |         | 4,156 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 金 額   |
|-------------|-------------|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 3,956 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 3,956 |
| 2 予備費       |             | 200   |

| 款       | 項     | 金 額   |
|---------|-------|-------|
|         | 1 予備費 | 200   |
| 歳 出 合 計 |       | 4,156 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第25号

### 令和6年度中城村下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |         |                |
|---------------|---------|----------------|
| (1) 処理戸数      | 4,350   | 戸              |
| (2) 年間総排水量    | 928,000 | m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量   | 2,542   | m <sup>3</sup> |
| (4) 主要な建設改良事業 | 372,141 | 千円             |
| イ 管路整備工事      | 371,527 | 千円             |
| ロ 流域下水道建設費負担金 | 614     | 千円             |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

|             |         |    |
|-------------|---------|----|
| 第1款 下水道事業収益 | 290,727 | 千円 |
| 第1項 営業収益    | 94,050  | 千円 |
| 第2項 営業外収益   | 196,676 | 千円 |
| 第3項 特別利益    | 1       | 千円 |

#### 支 出

|             |         |    |
|-------------|---------|----|
| 第1款 下水道事業費用 | 280,874 | 千円 |
|-------------|---------|----|

|     |       |         |    |
|-----|-------|---------|----|
| 第1項 | 営業費用  | 250,680 | 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 29,694  | 千円 |
| 第3項 | 特別損失  | 0       | 千円 |
| 第4項 | 予備費   | 500     | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,615千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,739千円及び過年度及び当年度損益勘定留保資金24,876千円で補てんするものとする。)

#### 収 入

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 資本的収入  | 450,231 | 千円 |
| 第1項 | 企業債    | 170,500 | 千円 |
| 第2項 | 補助金    | 191,440 | 千円 |
| 第3項 | 他会計補助金 | 11,291  | 千円 |
| 第4項 | 出資金    | 77,000  | 千円 |

#### 支 出

|     |        |         |    |
|-----|--------|---------|----|
| 第1款 | 資本的支出  | 489,846 | 千円 |
| 第1項 | 建設改良費  | 372,141 | 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 117,205 | 千円 |
| 第3項 | 予備費    | 500     | 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額           | 起債の方法              | 利率         | 償還の方法                                                                                                                          |
|-------|---------------|--------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道事業 | 千円<br>170,500 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | %<br>年5%以内 | <p>特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。</p> <p>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。</p> |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 19,313 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は89,291千円である。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第24 議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第26号

### 令和6年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓数 6,868 栓
- (2) 年間配水量 2,457,800 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均配水量 6,733 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業  
村内配水管布設工事及び設計委託業務 82,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 |        |            |
|-----|--------|------------|
| 第1款 | 水道事業収益 | 553,930 千円 |
| 第1項 | 営業収益   | 506,942 千円 |
| 第2項 | 営業外収益  | 46,986 千円  |
| 第3項 | 特別利益   | 2 千円       |

| 支 出 |        |            |
|-----|--------|------------|
| 第1款 | 水道事業費用 | 565,911 千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 556,540 千円 |
| 第2項 | 営業外費用  | 8,270 千円   |
| 第3項 | 特別損失   | 101 千円     |
| 第4項 | 予備費    | 1,000 千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額132,423千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,032千円、建設改良積立金の取崩70,000千円、減債積立金の取崩9,297千円及び損益勘定留保資金43,094千円で補填するものとする。

| 収 入 |          |           |
|-----|----------|-----------|
| 第1款 | 資本的収入    | 45,201 千円 |
| 第1項 | 補助金      | 41,300 千円 |
| 第2項 | 出資金      | 3,900 千円  |
| 第3項 | 固定資産売却代金 | 1 千円      |

| 支 出 |          |            |
|-----|----------|------------|
| 第1款 | 資本的支出    | 177,624 千円 |
| 第1項 | 建設改良費    | 163,327 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金   | 9,297 千円   |
| 第3項 | その他資本的支出 | 2,000 千円   |
| 第4項 | 予備費      | 3,000 千円   |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費、企業債償還金及びその他資本的支出との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 52,538 千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、1,200千円と定める。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 (12時04分)



# 令和6年第3回中城村議会定例会（第2日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年3月4日（月）     |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年3月5日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和6年3月5日（午後2時43分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護              | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 12 番            | 金 城 章              | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり            | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                                 |
|------|-----------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 8 号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                          |
| 第 2  | 議案第 9 号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 第 3  | 議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 第 4  | 議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例                   |
| 第 5  | 議案第12号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部<br>を改正する条例 |
| 第 6  | 議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例                          |
| 第 7  | 議案第14号 令和 5 年度中城村一般会計補正予算（第10号）                     |
| 第 8  | 議案第15号 令和 5 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）              |
| 第 9  | 議案第16号 令和 5 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）             |
| 第 10 | 議案第17号 令和 5 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）            |
| 第 11 | 議案第18号 令和 5 年度中城村下水道事業会計補正予算（第 5 号）                 |
| 第 12 | 議案第19号 令和 5 年度中城村水道事業会計補正予算（第 3 号）                  |
| 第 13 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                    |
| 第 14 | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について                              |
| 第 15 | 報告第 2 号 令和 6 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について               |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第8号をちょっと質問いたします。

このまちづくり課はつくって間もないんですけれども、これには共同のまちづくりに関する業務を早期対応ということでうたっておりますけれども、統廃合してスムーズに進むのかどうか。

それと、産業課の農道関係ですね。改良農道、そういうのを移動してまで、そこに統一させる理由。これでは何か説明で分かりにくいんですけれども。

都市建設課において職員を増やすのは分かります。しかし、偏りじゃないかなと私は思っていますけれども。農林水産課の人数がまた少なくなつて、農林水産課の事業も別々にあるべきだと思うんですけれども、そのところ、ちょっと説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員の質問にお答えをいたします。

現在、本村において、北中城村との共同のまちづくり計画を基に土地利用及び立地適正化計画の新たな計画策定が急務となっております。関連業務の統合を行いまして、事務事業の強化、さらなる推進に取り組みたいと考え、今回の課設置条例の一部改正ということで御提案をしているところであります。

現在のまちづくり推進課、まちづくり系の業務について、都市計画の分野と統合することで、各事業における計画書の策定に集中的に取り組

むことができ、重要施策の実現となると考えておりますので、統合という形で考えております。

あと、産業振興課、土木水産係の都市建設課への組織編成につきましては、昨年度から検討を要していた事項でありますので、今後の業務の効率化を考え、村道・農道整備事業、各維持管理業務をこれまで別々の係として対応した業務を統合することによりまして、体制の強化につながると考え都市建設課へ移管を考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の説明で、共同のまちづくりに対するソフト関連とかさういう。これ、今このまちづくり課において、中学校用地とか教育関係のそういう用地交渉とかも行ったはずなんですよ。ほかの業務も、いろんなまちづくり課は皆していたと思う。

私としては、村長直属の政策的な分野と考えていたんですけれども、そういうまちづくり課、ここに統合した場合、本当にこれからの共同のまちづくりで、この書類作成とかで、そこでスムーズに進むのかどうか、ちょっと疑問で、できれば政策的なことは政策的な立場で課は置いておかないといけないのかなと私は思うんですけれども。

それと、今農水産業の村道・農道、改良農道、そこもスムーズに進むという答弁ですけれども、農林水産課でスムーズにいていないのかなと思って。どうですか。

これ、今まで農道作業も農林課でやって、産業課でやって、スムーズに進んでいるはずなんですけれども。手続等が不備なのかどうか、もう一度だけ。統合しないと手続等ができないのかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

現在のまちづくり推進課、まちづくり系の業

務として、そのまま都市計画課のほうに移行する予定であります。掌握する業務としましては、中学校移転跡地における商業施設の誘致事業と、役場周辺等における地区計画策定について、これまでの重要な施策の業務を引き継ぐ形になりますので、その部分については取りこぼしのないよう対応していきたいと考えて、できるということで考えております。

産業振興課につきましては、これまで農林水産土木の業務で都市建設課のほうと連携して農道整備事業等を行っておいりましたので、その部分についても、統合することによって係のスムーズな調整、運営、業務の推進ができるということで考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、ハード事業はほとんど技術者がいろんなのを見ます。そして、これまで技術者もいろいろ課の異動が多いですね。そこは長年また置いておく、その職が都建課に、要するに技術職は何年も今までどおり、3年とか5年じゃなくて、長期的にそこに置ける立場で考えていますか。そうしないと、そこのハード事業が進まないと思うんで、課は異動しても、そこに置いておかないといけない。係を異動してもね。

技術職の異動があって、そこだけでも入替えしたら、技術職も今少ないですよ。その辺はどうですか。技術職、都建課に長年、要するに業務として都建課の職員として置いておくのかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

技術職ということで、職員についても人数に限りがございますので、一番重要な部分につきましては、都市建設課の業務、産業振興課の業務の中で、各補助事業であったり、事務、維持管理等の仕事の内容、業務の内容で、どういっ

たものが今後あるか、やるべきものが幾つあるのかということも踏まえて、今回の課の再編成ということで考えております。

技術職の分散による弊害はないかということですが、今回は技術職について統合することによって、課内で協力し合うことによって体制的な強化が図られるのではないかと考えて、今回は一部改正ということになっております。

職員の長期で置いておくということ、配置の件ですが、そこにつきましては、それぞれの事業実施の件数であったり、予算規模であったり、その辺も踏まえて考えていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第8号について質疑をいたします。

まず、昨日朝、頂いた説明資料、昨日朝、説明あったんですけども、それで、その中でもやはり重要な政策ということで最初にうたわれているものですから、これだけ重要な政策というのであれば、やはり議会前の事前説明というのは、我々議員に対してはとても大事なことであって、これはその議案が出たから、はい、審議してくださいと、説明はペーパー1枚でやっていますというようなやり方では、我々、到底納得できないと。

新年度予算、あるいは決算、予算では、今までずっと議会前の事前説明あったと私は理解しているんですけども、なぜ今回なかったのかどうかですね。そのあたりは強く指摘しておきます。

できるだけ、1年間を通す、96億円もの予算を使う1年の初めですので、ぜひ一定程度の説明責任は果たしていただきたい。こういうような重要な議案もしっかり説明して、議員に納得していただいて議案を進めていくというのが私は筋じゃないかなと思っているので、そこは

重々理解していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、提案理由の中に、土地利用及び立地適正化計画、新たな計画策定が急務となっており、関連業務を集中的に取り組む必要があるというようにうたっているんですけども、これ、まさにこれからまちづくり推進課の力を発揮するという場面になって、私は大変期待していたんですけども、なぜか提案理由の中に廃止という文言がちょっと入っているものですから、私、非常にびっくりしたもので、今まで2年間いろいろやってきたんですけども、これからいざ学校建設始まります。そして、中学校も移転して、その跡地利用、商業施設をこれからしっかりと進めていかなければならないという中で、これが廃止になってしまうということは、私が今思うのは、現行のまちづくり推進課では集中的に取り組むことが厳しいのかどうかですね。

それについて、庁議の中でどういう意見があって、じゃ廃止して、新たに都市建設課に移行しますよというような議論がなされたのかどうかですね。どういう議論がなされたのか、そのあたりを1点お答えください。

2点目に、先ほど金城議員からもありましたとおり、今農道整備等どんどん進んで、当間地区ももう添石から以北に進んでいくんですけども、これ、3月議会の議員の予算資料の中にもしっかり予定の項目、次、添石から伊舎堂というふうに全部書き込まれて、ああ、順調に進捗していくんだろうなというように私見た感じではあるんですけども、それが円滑な実施がさらに推進できると。

これ、やっぱり予算と、そして技術者、いろいろなものが絡んできて、停滞した時期もあるんですけども、これからはいろんな予算が多くなっているような感じがするものですから、それでどんどん進んでいくということなんです、その中で、先ほど金城議員からあったとお

り、円滑な実施ができなかったのかですね、本当に今までで。そういうものがこのまま産業振興課において、2課にして何でできないのかどうか。

その2点、お答えください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大城議員の質問にお答えをいたします。

まず、まちづくり推進課の廃止ということで、廃止の言葉に対して、何か事務事業が進まないんじゃないかということですけども、実際には都市計画分野の中で都市建設課の中の業務と一緒に計画を進めていくというのが今後の業務の進捗に関わってくると考えておりまして、今回の統合ということになっております。

実際には、現在のまちづくり課、まちづくり係の中でやっていた業務がなくなるわけではなく、都市建設課、係のほうで継続して業務を行ってまいりますので、その辺について重点施策という位置づけについては、変わりはないものだと考えております。

また、都市計画分野では、まちづくり課の中で業務範囲が曖昧なところがありましたので、都市計画法の中で係を一緒にすることで曖昧な部分ができていくということで考えておりますので、その辺の体制の強化というのは間違いはないんじゃないかなというふうに考えております。

あと、産業振興課においての農林土木係につきましては、これまでも農道整備、順調に進捗をしているところであります。より担当職員等の業務の軽減ということで、1人の職員でやっておりましたので、その部分について係を統合して増やすということで、業務分担になるということも一つの考えではございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、課長言われた、曖昧だったと。その曖昧というのは、我々、2年

前にこのまちづくり推進課ができたとき、課をまたいで網羅していくというような話で前回つくられたと私は理解しているんですけども、この網羅した、課を横断的にやっていくというものを今課長は曖昧だったというようなやり方でやってしまったら、我々、前回可決した意味がほとんどないなというような、私は受け止め方しかできないものですから、そのあたりもしっかりと、本当、一番言えば、説明が足りないというふうに私は思っているんです。やる前にしっかり説明してもらえば、我々もある程度の理解はできたというふうに思うんですけども、それが全然ないものですから、さっきも言ったとおりですね。そこをしっかりと今からやってもらいたいと。

さっき言った、庁議の中でどういう話が各担当からあったのか、そのあたり、もう一回伺います。

また、土木水産関係業務というのが、1つが移動して、2課になったものが3課4課になるのかな。農業振興課は1つにしかないということですので、そのあたりも、これだけのやり方で本当にスムーズに運営されていくのかですね。

これで危惧しているのは、これから商業施設をいろいろやっていかないといけない中で、まちづくり推進課が、課が廃止されて、これ、係に移るわけですね。今度は都市建設課の係に盛り込まれるんですね。

我々から見たら、これは通常であれば、これだけの集中的にやるのであれば、係から課に昇進するのが、これ、通常の流れではないかなと思うんですけども、課から今度係にして、そこで集中的にやっていくというような流れが私はどうしても解せないんですよ。そのあたり、本当にこれからやられて進めていく中で、できるのかどうか。

さっきも言った予算資料の中にも、まちづく

り推進課の、これから令和6年から令和10年までの施策がびっしり書かれていて、進捗状況、工程表、ああ、これでやっていくんだなと思うんですけども、これが全然、今話がかみ合っていないものですから、あるんだけれども課は廃止するというようなやり方が果たして本当にできるのかなと。

課内でも、庁議の中でも、しっかりこれが統一されたようになっているのか、そのあたりも私は心配しているんですよ。そのあたり、2点、伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

先ほど、曖昧という言葉が適切ではなかったというふうな感じで御質問がありましたが、実際に企画課のほうにまちづくり係がございまして、まちづくり係を廃止した時点で、新たにまちづくり推進課を設置しております。そのときにも、重要施策実現に向けた、主体性を発揮し、集中的に事務事業を推進していくということで課の設置をしております。

今回は段階的に、これまでの中学校跡地への商業地の誘致であったり、タウンセンター地区、庁舎地区、庁舎周辺の地区計画等、新たに都市計画分野での調整等、検討が必要になってくるものですから、今回の統合ということになっております。曖昧ではなく、さらに事業を推進していくためには統合が必要ということで考えておりますので、今回の改正ということになっております。

もう一点です。庁議の中でどうだったかということでもありますけれども、実際には関係課の課長はじめ職員等と調整をしていきまして、今回の課設置条例の一部改正ということになっております。

今後の事務事業を進めていく上で、さらに一緒になって業務を行っていく必要があるという

ことでお話がありましたので、今回統合をして、さらに、課の廃止にはなりますが、係の強化にはなるということで考えて、今回の改正となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 大変厳しい議案第8号ではあるんですけれども、我々、2年前に可決した段階で早過ぎるというふうに感じているものですから、そのあたりもぜひしっかり調整して、本当にこの2年前の課設置が成功裏に終わったのかどうか。

ただ、例えばこども園の敷地を買う、あるいは中学校の敷地を買う、これだけでもう終わってしまったというような判断しかないものですから、そういうところも含めて、ぜひ課設置というのは非常に重要な、あるいは重大な事案でありますので、そういうところも、ただ2年で終わってしまうというのが私は摩訶不思議でならないというふうに思っているんで、そのあたりをぜひもう一回審議していただいて、我々議会でもしっかり審議していきたいと思っているんで、そのあたりは皆さんも十分心の中に留めておいてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案8号に対する質問をさせていただきます。

まず、まちづくり課を廃止して、産業振興課の土木水産業務と併せて都市建設課に分掌事務の移管をするというこの改正案は、農林水産業のこれからの農業振興と農業従事者の育成、それから地域の活性化など、2課分離されることで業務効率の低下につながったり、あるいは業務遂行の調整や連携の強化の弱体、専門性を持った分野における事業の低下など、非常に大きな懸念を私は抱いております。

まず、2課分離についてですが、私は現在の産業振興課での農業振興分掌事務におけるソフ

ト事業、人材育成とか販路拡大、技術指導とか組織運営に関して、それとハード事業、農地の基盤整備、農業用施設建設、農業用機械の導入等においては、1課においても密接に連携を図ることで、所管の業務効率化や関係機関、団体との共同連携の強化にも効果が発揮されて、持続可能な農業振興につながっているというふうに捉えて質問させていただきます。

このことを踏まえて、分掌事務を2課分離するこの改正案は、これまで以上に業務効率や農業振興課の機能強化、連携強化が得られるという相乗効果を考えて改正に至っていると思いますので、以下の説明を当局に求めます。

まず、1点。2課分離案で得られる農林振興への影響の相乗効果をどのように考えたのか。

2番目、2課分離することで、業務効率の向上の具体的な方策、当局の考え方は。

これは組織間の産業振興課と都市建設課の連携強化の方策等についてです。2課分離されるわけだから、私のほうでは、これ、弱体すると思っていますけれども、それでどのようにして強化していくのか、その辺についての質問になっています。

それと、3番目、関係機関、団体との連携強化の具体的な方策、考え方は。

これは、今農業振興課、都市建設課、事業分野に2課に分けていくわけですから、産業振興課ではハード事業部門を農林業で行う。農業水産土木では漁港とか、そういったハード事業に目を向けていく。そこで、JAとか、それから組合とか、今まで1つの課でお互いに補いながら施設整備、あるいは人材育成を取っていたんだけれども、その辺のことに対しての質問になっています。

次に、改正案を提出するに至った経緯の詳細について説明を求めます。

これ、4番目ですね。廃止案、それから分掌事務分離の発案、先ほど金城課長に少し回答を

話ししていましたが、発案の時期、日程などについて説明を求めます。これはまちづくり推進課の廃止をいつ頃決めたのか、そして、それに至ったのか。分掌事務の移管をいつ頃に考えて、それに至ったのかについての説明になっています。

5番目、2課に分離する要因について。

次に、6番目で、改正案の職員への説明、意見聴取について説明を求めます。

廃止、業務移管を行うことで、関係課においては分掌事務の見直し、改正を行うと思います。条例、規則等の制定、改廃に関して、適正な処理として、例規審議委員会に諮ったかどうか、伺います。

さらには、審議委員会において所管課長及び担当職員からの事案について意見を聴取したか、伺います。

次に、7番目で、今後のスケジュールについてどのように捉えているのか、説明を求めます。

共同のまちづくり策定業務を切り取って、提案理由にそれを挙げていますが、施政方針にもありましたように、産業振興課の取組で人・農地プランから地域計画へ国の指針に基づき計画書を策定する業務も同様に私は重要案件だというふうに捉えております。

その地区計画策定についての産業振興課課長より、内容、スケジュールの取りまとめ等の説明を求めます。

その策定に当たり、農林業担当及び農水産業土木担当は連携しなければならないと私は考えておりますが、2課分離では業務効率の低下を招く恐れがあるのでと危惧をしておりますので、そのあたりの対応策はどのように当局は考えているのかを説明求めます。以上、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣 修議員の質問にお答えをいたします。

まず、2課分離で得られる農林振興への影響ということですが、今回の業務移管につきましては、農水土木ということで、ハード分野の移管を都市建設課へ考えております。

そこにつきましても、これまでも農林のほうと都市建設課のほうの村道部分、農道部分ということで連携をして行っておりましたが、担当業務、1名の負担軽減という形を考え、統合することによって仕事の分担ができるということで考えて、今回の統合という形になっております。

2番目です。業務効率の向上、同じような答弁になりますけれども、向上ということで、実際には技師の職員が同じ職場内にいるということで、いろいろな調整業務であったり、相談業務がスムーズに行われると考えております。

3番目に、関係機関、団体との連携強化ということですが、実際には、その部分につきましてはソフト部分、ソフト事業的な部分で関連をしていくものだと考えております。さらにハード部分で技術的な業務が必要となるのであれば、課を飛び越して垣根を越えた体制で臨んでいけるというふうに考えております。

4番目です。発案の時期ということですが、まちづくり推進課の廃止と分掌事務の移管ということで、産業振興課の部分の答弁になりますけれども、実際には、昨年度から維持管理の部分について、両方で村道、農道、排水につきましても分かれておりましたので、その部分について対応をしなければならない。分りにくい部分があるということで、住民のほうからいろいろお話がございましたので、今回の統合で考えて、1つの技術の係の部分で対応していきたいということで考えております。

次に、例規ですね。例規の審議会については、事務分掌についてはまだ諮っておりません。まだ委員の意見についてはいただいておりますが、情報として流している段階でございます。



次に、業務の効率の低下を招くおそれがあるのではないかと質問です。その部分に関しては、各業務、組織的に強化の部分で考えておりますので、業務の低下はないものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ちょっと休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 先ほども答弁いたしましたけれども、相乗効果ということで、分けると相乗効果がなくなるのではないかとということですけれども、実際には、全体的な部分、農業振興の部分に関しても、それを分けることによって衰退化していくということではないと考えております。

全体的な話でいうと、先ほども申し上げましたとおり、職員の業務の効率化を考え、その部分についても、連携することによって農業振興にも影響がないような形で業務を推進していくことだと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私のほうでは、ちょっと話をたとえて話しますと、建築業務とかにおいて、設計がソフト事業としたときに、ハード事業は施工技術系というふうに捉えております。それを要は別々の組織で置くと、意思疎通で、課長のほうでは、意思の疎通の強化とか、それから都市計画との連携強化を図るというふうに、実際、じゃ具体的な、どのようにしてやるかというのが目に見えてこないような回答になっているわけですね。

じゃ、今言うように、団体との強化において

も、先ほど団体強化はソフト部門でという形を言っていますけれども、ソフト、要するに農林業だけが仮にそこにでも行って話を聞いて、だから、そういうことですね。だから、その捉え方ですよ。行って、要するにそこに技術屋さんと一緒に、技術というか、ハード事業分も一緒に行ってそういった話を聞く。それから、調整をする、協議をするということで、一つの連携強化、これまで以上に、だから取られていく。

でも、仮にそれ2課分離すると、都市建設課は都市建設課なりの事業を持っている。じゃ、そこに今一極集中で技術職を置こうというような発案というふうにまとめて聞いていますけれども、おのおのの課が違くと。おのおのの要は分掌事務があって、都市建設課の技術職は技術職で今持っているものがある。じゃ、その自課の調整とか、これが本当にうまくいくものなのかというのを僕は危惧を置いているわけですね。

仮に日程調整で、今数少ない技術職の専門職の中で、今こういうことをやりたい、仮に産業振興課が取組を、ソフト事業でそういうのがあって、じゃ一緒にそのハード事業を入れて、大規模農業振興を図りたい。ところが、都建課との調整がうまくいかない。これは衰退していくというふうに僕は捉えているわけです。

やはり1課に専門職がいれば、その課なりで調整とかいうのもうまくいくし、そのあたりを先ほどから聞いているわけですね。どのような密体制、要は総務課のほうで、課が違うわけだから、コミュニケーションツールの何かを導入するとか、そういう考えをしているのかという、その辺の具体的な回答を聞きたかったわけですね。

従来と何も変わらない。課を分けて一極において、何かある場合は課と調整してくれと、結局そのような形にしかならないと思っているんですよ。本当にこれが緊密な連携が取れるかというふうに捉えると、厳しいのかなと思うんで

すけれども、そのあたりはどのように考えているのか、まずお願いいたします。

そして、先ほど意見、審議委員会には諮っていない。でも、これは去年から考えていたということですね、この廃止案に関しても、分掌事務に関しても。去年から考えていた重要な僕はこれ案件だと思うんですけども、前回まちづくり推進課を2年前にここで協議したときに、審議委員会に諮って、要は分掌事務について協議しておりますよね。

今回、都市建設課にそのまま、まちづくり推進課の分掌事務が3件、それから産業振興課の分掌事務が14項目。そうすると、都市建設課の分掌事務というのは全部で26項目になって、そこに1課に集中する分掌事務が、業務が、もちろん人を増やすというの聞いてはいますよ。聞いていますけれども、それだけ業務が増えて、さらに農林業の振興と絡み合わせてうまくやっていくということが本当に図れるものなのか。多分、都建課のほうは僕はギブアップ、白旗を揚げるんじゃないのかなと。やはり1課に置いて、そのまま集中させたほうがいいんじゃないのかなというような考えを持っているんです。

そこで聞きますけれども、先ほど言ったように、都市建設課には、現在、行政組織規則による分掌事務が26項目ありますよね。相互移管によって14項目増えることにはなりますが、担当するハード業務と産業振興課における同様の業務の整合性というのは、どのように図って進めていくのかを聞きたいと思います。

それと、先ほど審議委員会に諮っていないということなんですけれども、これだけの分掌事務が増えるのに、これ、まだ諮っていないというのも、今回の改正案、じゃ分掌事務も全く決まらずに、当局側でこう決まったから、これをやりなさいというようなことになるのか。

それと、もう一点は、行政組織規則の中に、運営の基本原則の中に、要は関係部門とのやっ

ぱり意思疎通を図って、職場環境的な文言がありますよね。本来であれば、審議委員会にかけて、第8条で各担当を呼んで、本当にこの業務を2課分離、あるいは都建課のほうに業務負担、業務が増える、これでいいのかと話を僕は聞くべきだと思うんですけども、そのあたりをまだ行っていない理由はなぜなのか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず最初に、緊密な連携を取るためのツールとして何があるかということですが、実際には、これまでも各課、産業振興課、都市建設課においてではなく、いろいろな業務が他課にまたがるものもありますので、それにつきましては、各係で調整をして、連携をして行っているところでございます。

今回の産業振興課の農水土木に関する業務につきましても、都市建設課の業務と調整をしながら、これまでも連携をしてきております。

実際にその業務が劣るということは考えておりません。そこについては強化が図られ、実際に農業振興の部分、大きなくくりの中で一部のハード事業の部分で移管をするということで考えておりますので、全体が衰退をしていくというふうなことでは考えておりません。

もう一点です。例規審議会につきましては、まだ事務分掌につきましては審議を図っておりません。実際に、先ほども申し上げたとおり、情報については提示をしているところでございます。

あと、各課、係、関連する業務につきましては、課の意見であったり、各課をまたがりますので、その辺の連携体制についてはどうあるべきかということで、意見の聴取というのはしております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 まず、やはりこの行政組織運営の中で、職員の働く環境、職場環境を考えたときに、今、本来であれば、これが去年から出ていたら、やっぱり順序としたら、こういう形で統合するから廃止をします、あるいは、こういう形で単純に言えば技術職を1か所集中というか、集中的にと先ほど言っていますけれども、そういうふうな方向性を考えていますというと、関係機関と調整して、そして今言うように分掌事務を考えて、また関係機関と協議しながら、こういうふうに全部いわば都建課のほうにハード事業、そういった農道整備、維持管理からいろんなものを持っていくけれども、その辺の強化を図ってくれとか、体制を整えてくれとかと、そういつて産業振興課、担当課呼んで、そういうふうに2課分離にする考えを持っているけれども、その辺の整合性を持って連携を取ってくれというふうに説明していくのが、本来の僕は組織の在り方じゃないのかなと。

今どういうふうに、ただ、先ほど言うように、庁議で情報を提供しました、何かこれ、2年前にも前課長がまちづくり推進課の話の中で、情報は提供しました、何かあれば連絡くださいと、誰も来ませんでしたという、議事録の中ですよ。今回まちづくり推進課の話もしましたが、庁議でこういうことを諮りました、じゃ全ての課を課長がまとめて、こういうふうに持っていくけれども、メリット関係、デメリット関係、そのデメリット関係に対して、じゃ組織運営の中でこういうふうな対応をしていきましょう、できないところはコンサル入れましょうとか、そういうちゃんとした話し合いを基にしてから、今回これ上程するべきではないのかなと私は考えているわけですよ。そのあたり、職員への説明不足も私はあると思うし、その辺はどのように捉えているのか。

十分説明責任を果たしたのかという点と、じゃ今、仮に産業振興課より専門職を異動させま

すと、産業振興課においては専門職のいないドーナツ状態の空洞化のある課に僕はなるなど見ているわけですよ、専門職がいないわけだから。やっぱり連携は都建課に行かないと取れない。

先ほどから課長は、強化を図っていく、強化を図っていくと言うんですけども、私、強化というのは分かりますよ。離れているから強化しないといけませんよね。それをどのような強化を図ると。だから、そこを具体的に示してくれと。どのように考えを持って、じゃどのように提案したかというようなことを先ほどから聞いているわけであって。1回目、2回目の答えも、強化する、強化すると。それは強化しないとうまくいきませんよ。

2点目に、じゃ離すことによって生じるデメリットというのを考えましたか。その質問させてもらいます。

2つになるんですけども、私のほうでは、やっぱりソフト事業とハード事業の連携がなければ、農業振興というのはなかなか実現できない要因と言っても過言じゃないなと思っているわけですよ。両事業の連携を強化することで、本来であれば本村の農業振興がやっぱり維持、持続的にできているというふうに思っております、やはり今回の議案に関しては、慎重な議論が僕は必要と思われて、今回いろいろやっていますけれども、これ、3回目ですので、これ以上できませんので、先ほどの2点、なぜ関係部局との話し合いがまだ行われていないのか、ヒアリングとかそういうのも全部行って、今回これが反映されているのかということ、2点、お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、1点目です。まず、総務課の役割といたしましては、各課の要望における取りまとめ、業務遂行における効率化などを考え、各課の業

務をスムーズに行えるよう、各課業務のすり合わせを行うのが総務課の役割だと考えております。

適切な分掌譲渡になるよう、各課の意見を取りまとめて、業務がどうあるべきか、今後の事業、予算規模の内容に合わせて、人事の配置であったり、業務の遂行についてどうしていくのかというのを聞き取りをして、課の編成、課の一部編成、改編等を考えて行っております。

今回につきましても、ヒアリングがなかったということですが、実際、お話を聞いて内容の調整は行っております。その部分で、今回その中で、まず議案の上程につきましても各課の意見を基に議案を上程しているところでございますので、各課の業務、デメリットの部分も調整はできているのかなというふうに考えております。

○7番 新垣 修議員 今回の、各担当の意見は反映されているというふうに感じますか。

○議長 伊佐則勝 質疑、終了しました。

○7番 新垣 修議員 いや、課長から、回答漏れです。意見が反映されているかということです。

○議長 伊佐則勝 答弁の補完ありましたら、よろしくお願いします。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

今回の課設置条例の一部改正について、各課の意見が反映されているということで考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、議案第8号について質疑を行います。

本議案は、まちづくり推進課を廃止して、都市建設課にまちづくり計画係（仮称）を設置するというものが主たる内容だと思っております

が、そもそもこのまちづくり推進課の当初の主たる設置の目的は何だったのかというのをまず答弁いただけますでしょうか。

そして、その目的というのは達成されたのか、それとも達成困難であったのか、それに伴って廃止せざるを得ない、要するに係レベルでもその業務はこなせるという理解でよろしいのかということを確認していきたいというふうに思っております。答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、企画課のまちづくり係を廃止しまして、まちづくり推進課、まちづくり係を設置しております。

その時点で、重要施策実現に向けた主体性を発揮しまして、集中的かつ能動的に事業を推進する必要があるとして、中学校移転事業、商業施設誘致事業、中学校の跡地に誘致をするということです。その次に、重点地区における地区計画に関する業務ということで、目的を持った課の設置を行っております。

現在について、重要目的を掲げる課の新設の段階の目的につきましては、全ての事業実施の進捗が顕著に推移しているということで考えております。次の段階に向けて、業務の効率化を考える観点から、都市計画業務との統合に至った次第でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、担当課長にもお伺いしたいと思います。まちづくり推進課の課長として2年間務めておりますが、その2年間のうちの実績というのか、そういったのはどのように自己評価されているのかということと、今年度は教育委員会がやるべき仕事、琉米歴史研究会で寄贈いただいた写真等を整理する係をまちづくり推進課の中でわざわざやっているんですよね。

そういう業務まで果たして本当にやるべきだったのかなというふうに思いますし、そして、村長の施政方針の中にもうたわれておりますが、さらなる情報収集を考えていきたいというふうに書かれておりますが、一体全体、この業務は教育委員会が本来やるべき仕事なのに、なぜこのようにまちづくり推進課が人も異動させてまで、その課の中で行ってきたのか。

これがいわゆる課長が一部答弁した、曖昧的な業務になっているのではないかなと私のほうでは理解しているんですけれども、担当課長としてはどのようにそれを考えるのか、お答えください。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど来、各議員からの質問にもございまして、総務課長より答弁していることと重複するかと思いますので、御質問にお答えします。

まず、私は初年度のまちづくり推進課長ということで命を受けてきましたけれども、発足までの経緯は、申し訳ございませんが、存じ上げておりません。任を受けてから、その目的、村長案件、政策的な重要重点施策を推進させるということで発足したと理解しております。

その当時も、議員各位から課設置が早い、時期尚早ではないか、今の質問ですと、成果は出たのか、出ていないのではないかなというような内容の御質問だと思いますけれども、まちづくり推進課が2年前に設置したときの14重点施策は、今実際推進しております。事業名で申し上げますと、民間事業の活力を生かした新たなまちづくり促進事業ということで、大がかりな一括交付金事業を遂行していくために重点施策に掲げて取り組んでまいりました。

村のこれまでの課題解決として、役場、中学校を移転してまでも商業施設を造らないと村の

様々な問題が解決できないというところで、商業施設を誘致するために中学校を移転させるというところの整理もつけて、中学校用地の購入、その前に一括交付金を取るための内閣府との折衝から始まりました。その一括交付金を長期スパンの事業として認定していただくための努力をし、その結果、1年目でその事業の承諾をいただいて、中学校の用地を購入する事業として認可をしていただきました。

それに基づき、まちづくり推進課、約3名の本当に弱小のチームではございますけれども、2か月半ぐらいで全土地1万9,000坪を購入いたしました。すごいスピードで地権者に納得していただいて土地を購入できたと思っております。

それ以外でも、いろんな各機関との調整を進めたり、また経済効果が実際あるのかということの検証もいたしましたし、商業地のインフラ調査もしております。今年度から、その周辺地区を魅力的なまちにするために地区計画も導入しております。というところから、多くの実績を上げていると自負しております。

今、廃止という言葉が表に出ていますけれども、私としては統合というつもりで考えております。なぜかと申しますと、発足時の重要施策というのは、先ほど申し上げているように民間事業者の活力を生かしたまちづくりというのがもう現在道筋を立てて進めております。これから何をやるかというところ、そのままそれを遂行していくだけというところがございます。

しかし、今うちの重点というのは何かというと、今年度に共同のまちづくり計画を策定しております。じゃ、次は何かといいますと、中部移行に向けて道筋が、スケジュールがもう見えてきたというところで、令和6年度に立地適正化計画を立てて、無秩序な市街化防止策の案をつくり、県との折衝でそれを提示して、なおかつ中部にいくんですよという本気度を示さなけ

ればなりません。

今までまちづくりは、全体を網羅したとか、横断的というお話もございましたけれども、その立場で都市建設課の都市計画部門、共同のまちづくりを支援してきました。しかし、そこにはやっぱり壁があってというか、都市計画までまちづくりではできないんですね。それは都市建設課でハードもソフトも一体となってやっているというところもございましたので、支援はしてきましたけれども、今の段階は令和6年度に立地適正化計画を立てないといけないというところで、統合したほうが壁もなくなって、より人数を増やして、もっと検討できるのではないかというところから統合と。よりよい方向に向かっている。

これはあくまでもまちづくりの統合だけの話ですので、その辺では成果も出してきて、かつ進行形な事業を統合して強化していくというところでは、何ら問題ないのかと思います。

もう一点、文化の歴史的資料公開事業について、なぜまちづくりがやっているのかということですが、内部の話で、細かいところまでの説明はできませんけれども、以前の議会でも答弁しましたが、40年かけて収集した琉米歴史研究所の非常に重要な資料でございます。これをデジタルアーカイブとして公開していくという5年のスパンをかけた事業でございます。

その事業が滞ってしまったと。そこには組織の問題、人的な問題、いろんな問題がございましたけれども、それを教育委員会と村長部局でも協議をして、非常に重要な事業を進めるためには何が大事かというと、調査員やってもらうメンバーが、しっかりとした職場環境、不安のない、プレッシャーのない、ストレスがない環境で仕事をさせることが重要だということに行き着きまして、生涯学習課の事業にふさわしいかもしれませんが一括交付金事業の整理をしまして、収集整理まではまちづくり推進課の一

括交付金事業として整理できるというところで、スムーズに事業が進めるような環境をつくるには、まちづくり推進課に置いたほうがいいという決断に至って事業を実施しております。

だから、事業の重要性、必要性を考えて、まちづくり推進課で実施した次第でございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長は自画自賛しているように聞こえるんですけども、2年で閉じるというのは、やはり文言にもあるように、これは廃止だと私は理解しております。そして、都市建設課の係にもう移っちゃうという形になるのが、本来のこの条例の上程された趣旨だというふうに理解せざるを得ないというのが現実だと思っております。

なぜかと申しますと、本村のやはり将来像を担うプロジェクトをこのまちづくり推進課はさらに担っていかなければならないんじゃないかなと、私はずっと期待をしておりました。しかしながら、現実はそうではなかったと。

中学校もまだ今現中学校です。跡地という話は出ておりますが、全然跡地じゃないですよ。しかも、用地は今学校用地ですよ。商業用地に移管するにしても、それなりの手続や煩雑な業務が残っていると思います。そういったものも、本来はまちづくり推進課が最後まで担って完結するようなことを私は期待をしていたんですけども、残念ながらそこには至らなかったということで、今後は都市建設課の中でこの業務を引き継いでいかれるというふうに理解をするんですけども、提案理由の中にこのような文言がありますね。土木水産関係業務の統合を図り、村道及び農道等整備業務の円滑な実施というふうに、云々と書かれておりますが、これまでも私、一般質問等でも取り上げてまいりましたが、村道とか里道辺りが通れなくなっている、原野化しているところが多々見られるし、

維持管理に努めていくというふうに答弁はいただいておりますが、依然として原野化はさらに広がっているような印象があって、今回の一般質問でも取り上げていきたいなとは思っていますが、避難道路とか、そういった緊急事態にも対応できるようなことを担わなければならない重要な問題も発生してくると思います。

この理由の中では、このように円滑な実施というふうに書いてありますので、維持管理も含めて、今まで以上に進捗していくという決意があるのかを今度は都市建設課長、答弁お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、お答えいたします。

令和5年度に中城村・北中城村共同まちづくり計画を行う中で、全体としてこの計画、北中城村とも共同でやる中で、北中城村も一緒なんですけれども、都市建設課が主体ではあったんですが、関係各課として、総務課は防災の面から、企画課、これは公共交通とか、産業振興課は農地、あと農道、排水整備、下地区は、主に農道の排水を使って排水整備を行っているという形になっております。あと、生涯学習課に関しては歴史文化の面とか、こういうものを全て課を越えてこの共同まちづくりをやってまいりました。

その中で、今後、中部広域移行に向けて、令和6年度は令和9年度の県のマスタープラン改訂に向けて、県と協議して一定の中城村の方向性を示して協議していかなければいけないという中で、今統合という形でかなり厳しい年になると思いますが、今もともとこの共同まちづくりでやっている中でも、課を越えたこういう形で、中城村としてまちづくりをやっていくという体制を持っていますので、少し厳しいではありますが、都市建設課といたしましては、今ありました道路、里道とか農道とか、そういう

形で整備ができていないんじゃないかということもありますが、そのうちの維持管理と農林土木と一緒にあって、少しプラスに整備もやっていけるんじゃないかとも考えております。

ただ、その事業を遂行していく中で、やはり人員の配置というものはそれなりのものを考えてもらえると思っておりますので、都市建設課としては頑張っていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 議案8号について質問させていただきます。

議員のほうから、都市建設課のほうに2つの係が移動するという事で、業務の統廃合をすることによって能率的に仕事が進むということで、答弁を聞きながら少しは安心しているところです。

私もやっぱり、2年前に設置して、いきなり変わるのとはなぜだろうという不安も多少はあったんですけれども、これまでも村の行政としては、いろんな課の統廃合があるわけですね、以前にこども課をつくったときの教育委員会からの業務の移動とか、そういう分で効率的に行うというのも行政の時代に応じた動きだと思っています。それではあるんですけれども、少し心配な点でお聞きします。

増えていくところは、人数も増えていくみたいな形で説明されているけれども、いいんですけれども、残される産業振興課の体制は本当に充実していけるのか。

特に、今農業委員会の部分での活動が、せっかく頑張ろうというところなんだけれども、本当に体制は十分になされていくのか、人数の体制などを教えてください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

組織の人数の配置、人数の体制につきまして

は、やはり産業振興課の部分で土木水産係のほうで統合されますので、その分野の業務については、現課では対応しないというふうに考えております。そこについての人数については、そのまま移管ということで、都市建設課のほうへ配置がいいのではないかとこのように考えております。

あと、産業振興課の部分で農業委員会のお話も出てきておりますが、適切な人事の配置については考えていきたいというふうに思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 多くのところは多いのチーム力が出てくるんですけども、少なくなるところは少なくなって、課の中の係を越えた協力体制の人数がどうしても減っていくわけです。そういうのをやっぱり危惧されるわけです。そういう面は、やっぱりしっかり人員の配置を整えていってほしいと思います。

そして、あと一点は、今回まちづくり課が行って、共同のまちづくりの部分も主に頑張っていく形で答弁あるんですけども、職員の研修についても、やっぱりもっとしっかり頑張ってもらって、その部署部署、専門的な知識の部署の活躍を図るには、通常のソフト事業とは違って技術関係もあるわけですから、しっかりとした職員研修をしてほしいと思うんですけども、そこら辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

職員の人材育成における研修等におきましては、年度の初めに研修計画というものを策定いたしますので、その中で技術的な部分であったり、一般職の部分であったり、その辺の業種を考えながら、研修の機会を与えていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

○7番 新垣 修議員 私の質問の中で、産業振興課長にさっき計画の答弁を求めたんですけども、答弁漏れしているんですよ。その部分を差し込みさせていただきませんか。産業振興課長にさっき質問したんだけど、指名がなくてそのままやってしまって。それを差し込んで……

○議長 伊佐則勝 はい、了解。

答弁漏れがあるようですので、産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 すみません、お答えいたします。

地域計画については、10年後、将来の農業の在り方ということで地域計画を作成していきます。

農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化、目指すべき将来の農地の受け手を幅広く募集して、貸し手、借り手を探していく予定であります。

現在900名の地権者にアンケート調査を実施しておりまして、今回回収に取り組んでいるところでございます。それを基に、令和6年度4月、5月、6月にかけて、地区を分け、和宇慶土地改良地区を2地区、当間改良地区を2地区で、上地区、5地区に分けて座談会、話し合いを持って、皆様の意見を聞きながら、計3回ですので、5地区で15回に分けて説明会を開いて、その意見を収集して地域計画を策定していく予定であります。

地区計画の案が約9月下旬頃できる予定でありますので、策定予定でありますので、その後、皆様に説明して、縦覧して、2月の中旬頃までには策定を完了したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑。

比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 長々と、手短に終わりたいと思います。

今回の8号に関しては、議員の方々いろいろ

質問されて、当局からもあって、非常に分かりやすいというか、両方の気持ちがよく分かります。

先ほど総務課長のほうからもあったんですが、全体の総意だということで、私も石原議員と一緒に、まちづくり、少し早いのかなと思いながらも、村長との話の中でも出口が見えてきたと、よくおっしゃっていますけれども、その辺で出口が見えてきたのかなということと、私も一般質問で都市建設課に3回ほど、北中との共同まちづくりをいろいろ言ってきました、3回連続。今回もやります。

やりますけれども、先ほど呉屋課長からあったように、これからは、例えば生涯学習だったり、企画、総務だったり、そこにどんどん振っていくという作業が出てくると思いますんで、そういう意味では出口が見えてきたのかなというふうに私は理解しています。

そういう意味で、非常に重要な案件でもあるし、それぞれ皆さん課のところにはいろんな課がぶら下がっていると思いますけれども、全て、じゃ皆さん課長が理解しているかというのと、僕はちょっとどうかなと思うのがあって、何が言いたいかというのと、今回まちづくりを廃止して、産業振興課の一部を都市建設課に移すということに関しては、僕はありだと思っています。

僕もいろんな会社で統合したり、廃止したり、やっていましたけれども、結果からいうと、皆さん総意の下ですから、その辺のことは十分理解してこの議会に提案しているので、進めていけるとも思っていますし、先ほど言ったいろんな議員の方々からの質問があったことを踏まえて進めていけばいいなというように思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 お願いします。

要望として捉えていただきたいと思います。

先ほど産業振興課長から、今後の10年を決め

るということで、農業委員会のスケジュールありました。今、一生懸命アンケートをしております。9月下旬にはその取りまとめ、そして2月。今年度がいかに重要かということ網羅したと思いますので、それに加えての人事配置ですね。それについての人事の配置を考えていただきたいと。

総務としても、それから産業振興課を強化するに当たっても、ぜひこの地区計画化、農業のこと、10年後のこと、考えていただいての人事、そういうものを考えていただきたいということで要望いたします。

○議長 伊佐則勝 答弁はよろしいですか。

○8番 屋良照枝議員 はい。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、2月29日の議会運営委員会での審議により、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ただいま議題となっている議案第8号は、会議規則第39条の3項の規定によると、委員会付託を省略すべきと思います。ですから、委員会付託省略をお願いします。

○議長 伊佐則勝 動議に賛成の方、いらっしゃいますか。

(「賛成します」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 ただいま石原昌雄議員から、議案第8号は委員会の付託を省略することの動議が提出されました。この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

委員会の付託を省略する動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 着席ください。

賛成起立多数です。したがって、議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例に対して、委員会付託をすることが議会運営委員会で決定をされております。それをないがしろにして本会議で即決するということは、議論を私は尽くしていないという立場を取っておりますので、この条例案件、まだ審議未了として取扱いができていないということに対して、反対の立場で討論いたします。

○議長 伊佐則勝 賛成の討論ありますか。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 議案第8号に関しましては、ただいま質疑のある方は質疑は出しました。十分に質疑なさったと思います。

まちづくり推進課につきましては、当初、課設置の段階で、中学校の移転用地の収用と、中学校の移転後どうするかということ、そういったものと、あともろもろ、東海岸サンライズベルト構想への対応、あと中城村・北中城村共同のまちづくりなど、そういったもろもろの件に関して対応していくということで課設置は行われましたが、第1の目的でありました中学校移転先の土地収用に関しましては、ほぼ終わったという見方でいいんじゃないかと思います。

それと、中城村・北中城村のまちづくり計画に関しましては、まちづくり推進委員会、課設置する前はずっと都市建設課が行ってきた事業であります。それと、東海岸サンライズベルト構想への対応もずっと都市建設課で行われておりました。2か年だけがまちづくり推進課がやるということでやったとは思いますが、いかんせん、私の個人的見解としましては、ちょっ

と弱いような感じもありました。

それと、農道の整備、工事とか維持管理等について、あと村道の工事維持管理について、個人的見解としましては、大変中城村は弱いと、薄いなという感じはあります。

このたびの計画では、農道についても都市建設課と一緒に担当としてやっていくということであれば、技術者が集まることになるんで、まだ強化はできるのかなという見方もあって、この議案第8号については賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 反対の討論ありますか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第8号に対して、反対の立場から討論させていただきます。

先ほどいろいろと総務課長のほうとの話し合いをしておりますけれども、やはり去年から考えていたということなんですけれども、職員の説明不足というか、ヒアリングも私のほうでは本当に取ったのかなという疑念しかありません。

そして、もう一つは、産業振興課における専門職がいなくなったことで、産業振興課の業務の衰退、それと専門職がいなかったことでの空洞化現象等も懸念しております。

この案件には、本当に本来であれば慎重に議論を重ねて、必要だというふうに思っておりますけれども、即決という形になっておりますけれども、即決することによって、産業振興課、あるいは都市建設課の職員の士気の弱体というのか、モチベーションが私は低下するのではないのかなと。

特に都建課におきましては、業務多忙になり負担が覆いかぶさるのではないかと。そして、産業振興課においては、同じように今年度大きな地域計画という業務を抱えており、お互いに業務多忙というのが考えられ、それを都建課のほうに移管するということは、さらに都市建設

課の業務が多忙になる。そして、組織改編の負担が1課に降りかかるのではないかとすることを危惧しまして、反対いたします。

○議長 伊佐則勝 賛成の討論ありますか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、議案第8号について、賛成の立場で討論します。

今議会の中で、多数の議員が質疑の中で、様々な内容の意見と議論を尽くしたと思っております。委員会に付託しても、これ以上の意見が出るのか、果たして疑問だと思います。また、当局の答弁も、皆さんに対する質疑の答弁も出尽くしたと考えております。

それに、また議員の申合せ事項にも、先ほど石原議員からありましたように、3項において条例案の一部改正条例は本会議で即決するということになっております。そのことは議会運営委員会ももう少し考えていただきたいと。

それで賛成の立場で討論です。

○議長 伊佐則勝 反対の討論ありますか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 6番、安里でございます。

手続の関係で申し上げておきたいんですが、やっぱりそういう会議規則、それから申合せ事項で即決というふうなことがあるとしても、こういう重要な案件について、全てそういうことではないんだというふうなことで、私は議会運営委員会の一員ではありますが、運営委員会のほうでは委員会付託をするんだというふうなことで決定をしました。

今回動議が出まして、委員会への付託はなくなったというふうなことではございますが、これまでの議論を聞いて思っているのは、まちづくり推進課がこの2か年で行ってきたいろんな事業、これは非常にすばらしいものがあつたんだろうと思います。不要になったからやらないのではなくて、非常に立派な事業を行ってきた

んだと思います。

これをまた廃止をして元に戻すというふうな感じの受け方をしたんですが、やはり村内だけの業務にかかわらず、県とのつながりとか、全国的な流れとかを見ながら、中城村のまちづくりを進めていくんだというふうな観点から、非常に夢のある課を設置していただいたというふうなことで、2か年前には大変希望を持って望んだものだと思っております。

今回そういうようなこともあって、まだまだこれからまちづくり推進課としてやっていただきたい夢のある仕事を期待しておりますので、今回の課設置条例の一部改正については反対をいたします。

○議長 伊佐則勝 賛成の討論ありますか。

比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 今、本会議即決ということで決まりまして、腑に落ちない議員もいるかと思いますが、今日のこの答弁、あと質問のやり取りを見ていると、やはりこの場でみんなの質疑を受けてしっかりと答弁をされていたのではないかなと思っております。

もし委員会付託になった場合は、委員会で課長、あるいは係長の声を聞かなければいけません、それがやはり課長、係長にとっては、私はつらいこともあるのではないかなと思います。

当局側に立たなければいけない係長、課長を私たち、委員会で話を聞いて、話しづらいところもあったのではないかなと思いますので、この場所でいろいろなことを課長のしっかり答弁も聞いたことは、よかったのではないかなと思います。

あと、委員会付託された場合には、執行部がいない中、委員長が議員から質疑を受けます。そのときに果たして今日のような回答ができるかといえば、専門でもない、それはできませんでした。また、皆さんがいる前でも、こうやって今日討論することはとてもよかったと思

っております。議案第8号に私は賛成の立場で討論いたします。

まちづくり推進課、これまでの2年間で中学校用地購入の交渉など、多大な業務を行ってきたことを評価いたします。また、提案理由にもありますように、共同のまちづくり計画書を基に立地適正化計画の新たな計画策定が急務になるということで、関連業務を集中的に取り組む必要があることから、まちづくり課を廃止するとあります。

やはり気になっていたのが、私も人員のほうに気になっていましたけれども、質疑するつもりでしたが、石原議員が配置の話をしておりました。気になるこの配置のことも、総務課長のほうからしっかり今後配置をしていくということでありましたので、よって私はこの共同のまちづくり、推進していくためにも、議案第8号には賛成をいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 次に、反対の討論ありますか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案8号について反対の立場で討論をいたします。

まず、議運委員長としても、私、この件について今回委員会付託がいいんじゃないかということで、委員の皆さんからも賛同いただいてやったんですけれども、その中でも私が一番危惧しているのは、今まで我々議会基本条例をつくりました。20条であります。その中でも、再三議会でも話したんですけれども、皆さんの前でも再三話しました。第7条のほうに、重要議案であれば、議会に対して十分説明を尽くすんだという文言も盛り込まれております。

私、質疑の冒頭にも言いました。こういった本当に重要な事案であれば、これはもう前もって議会に丁寧に説明するべきものだとして自負しております。その件に対しても、私はこれは議案の中身以前に否決すべきだと、全然説明がな

いというものにつけて、私は到底納得いかないということで考えておりました。

質疑の中でもいろいろあって、課長の皆さんの話も聞いて、その中でも中身のほうが全然まだまだ見えないと、審議が足りないと。こうしてただ1時間半ぐらい今話ししているんですけども、その中でも中身がまだまだ熟していないということも踏まえて、この議案については到底まだ賛成には至らないという思いでいるものですから、議員の中で質疑を尽くされたということもあるんですけれども、本当は委員会に投げて、委員会の中でしっかり中身の中身まで、最後まで調整して担当課の話を聞き、これが先ほどあったんですけれども、担当課に悪いとか、あるいは行政の立場だとかいうんですけれども、それは行政の立場でどんどん発信してくれればいいんであって、我々議会の中ではそれを外に漏らすとか、そういうものではなくて、しっかりと議論したかったと。

私は、重要案件だけに非常にじくじたる思いがあるものですから、まだまだこれは審議が不十分ということで、反対の立場にさせていただきました。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 着席をお願いします。

起立多数です。したがって、議案第8号 中城村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 議案第11号について、ちょっと村長の考えをお尋ねします。

今後、この老人福祉センターの建設予定は考えているのか、考えているとしたら、あと何年ぐらいで考えているか、説明求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

考えているか、考えていないかという、今日現在は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私の質問がちょっとまずかったかもしれないけれども、じゃ将来的には考えているのか、考えていないのか、その辺。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 その時期が来た、必要性があるかどうかで考えていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私は必要性はあると思うんですよ。今、老人会は活発にやっている。これがもし活動拠点である老人センターが今もうなくなっていますよね。今後またそういう、今言うように各種団体が衰退しているでしょう。青年会もなくなった。婦人会もなくなった。子供会も。老人会がなくなったら、どうなのかですよ。必要性あるか、ないかじゃなくて、しっかり私あると思うんですよ。

あなたの今の答弁は、あまりにも感情的な答弁ですけども、そんな答弁でいいんですか。もうちょっとしっかりとした答弁してほしいんですよ。今は考えていない。将来は考えているかと聞いても、それも将来も考えていないというのはどういうことですか。

私は必要性はあると思うんです。ですから、今からでもいいから、せめて土地の確保はできるはずですよ。今、市町村の土地開発公社もあるし、そこを活用して先行投資して土地をちゃんと確保しておけば、次の補助金関係があれば建設できるはずですよ。そういう将来の見通しを立てて行政は運営していかなきゃならないと思いますよ。それでも、考えていないということですか、今のところ。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員、議案に沿った質疑をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 中城村老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第12号について質疑をいたします。

まず、昨日、説明資料、これも頂いたんですけども、その中で一番上の保育所等における保育士配置に係る特例ということで、平成28年4月から実施ということで、これ8年前になるんですけども、それについて、議案の中で一番最後に、そうすると、この点で令和5年4月1日から適用するというのがあるんですけども、そのちょっと整合性についてお聞きしたいと思います。

2点目が、これはこの資料からなんですけれども、②のほうに、これは幼稚園教諭は3歳以上児で、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましいというのがあるんですけども、

これは文言がちょっと私疑問で、望ましいということは、それ以外でもこの保育所がどうしても0歳児、あるいは1歳児、これを見せたいというのであれば、それも可能なのか、その2点伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちらの条例に関しては、平成28年4月から国のほうからは規制緩和を可能という通知は来ておりましたが、中城村におきましては保育士資格がある職員で対応していくということで、これまで改正せずに保育士の資格がある職員で対応してまいりましたが、今回、令和5年4月に遡ってどうしてもこの緩和をする必要が出てきましたので、今回上程させていただいております。

補足参考資料の②につきましては、あくまでも望ましいというふうに言われているもので、必ずしもということではありませんので、例えば小学校教諭の免許を持っている方が0歳児とか1歳児を見るということも可能となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 平成28年に施行された、実施特例ということであったんですけれども、村としては今までは保育士がやるべきだということで保育士を中心にどんどんやってきたんですけれども、どうしても手が回らないというのか、保育士が不足している現状では、これももう採用しないといけないという状況になってしまっているということなんですけれども、この対応後の赤の部分、7時から8時半で、17時半から20時というところに恐らくこれを組み込まれていくんだらうというふうに思っているんですが、それについては、これも5月で、去年の4月から始めているんですけれども、現行これを採用している保育所があるのかどうかですね、去年の4月1日ですから。

その中で、この時間的な制限というのは确实

に守られているのか、あるのであればね。その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在、4月からこの制度を適用している施設は1施設ございます。

先ほど対応の後の、朝の早い時間と夕方の遅い時間という限られたところ、そして、必ず保育士の全体で3分の1を超えないということは遵守しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 どうしても保育士が不足してきている中では、こういう特例もやらざるを得ないということであるのであれば、しっかり時間的な制約の中にあるとおり、これを実施してもらいたいと。

あるいは、また望ましいということであるんだけれども、その後も0歳児、1歳児、2歳児というところは、しっかり保育士が担当できるような体制をぜひつくっていただきたいと。

また、いろいろな、今全国では事故もあるものですから、そういうのも一切ないような取り組み方をぜひ行政から保育所に指導をして、こういうのはしっかりやってくださいよというところは強く言っていただきたいと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時56分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第7 議案第14号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 6番議員、安里清市でございます。

議案第14号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第10号）について質問いたします。

歳入関係で、25ページですが、指定寄附金が増額補正になっています。それに対して、またふるさと納税業務委託料、これは歳出のページ31ですが、2,767万9,000円の減となっています。この理由をお尋ねします。

歳出のほうに移ります。31ページの2款1項5目18節平和派遣事業補助金が56万6,000円の減となっております。これ、当初予算と同額の減になっておりますが、事業は実施されなかったのか、必要性はなかったのか、お伺いします。

ページ37、3款1項3目1節会計年度任用職員報酬の減の説明をお願いいたします。

同じように、3款1項5目1節のほうの会計年度任用職員の報酬減、これは採用されなくても大丈夫な業務だったのか、そこら辺についてお願いいたします。

39ページです。3の2の1の12節子どもの居場所づくり事業委託料の減額補正25万3,000円ですが、当初予算の880万円のおよそ3分の1に当たる減額であります。その理由を伺いたい

と思います。

40ページ、3款2項1目19節扶助費、第3子以降保育料無料化事業で75万6,000円の減となっております。当初予算86万4,000円を組んでありましたが、これは需要がなかったのか、お伺いします。

40ページです。3款2項1目22節償還金利子及び割引料で、保育士・幼稚園教諭の処遇改善臨時特例事業返還金741万8,000円、返還内容、概要説明を求めます。

41ページ、3款2項2目18節負担金補助及び交付金について、ひとり親家庭認可外保育施設利用補助事業で31万円の減があります。これも当初予算は41万円で組まれているんですが、同じように需要がなかったのか。

48ページです。6款1項3目の14節工事請負費、中城地区農道舗装など工事請負費で6,246万9,000円の減額補正です。当初予算で1億4,120万7,000円ですけれども、その補正の理由を伺います。

ページ51です。7款1項1目18節の負担金補助及び交付金の22万2,000円、これは全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会負担金となっております。これは今年度からの補正で、協議会に参加することになったものと思われますが、その会の意義をお伺いいたします。

54ページです。8款4項1目12節立地適正化計画作成業務委託料が1,197万9,000円の減であります。減になった理由と委託状況、現在どうなっているのか、併せて8款4項4目12節地区計画策定業務委託料、これも195万円の減ですが、委託状況を伺います。

59ページです。10款3項2目13節で、使用料及び賃借料で129万円の減があります。車借上料となっております。これ、当初予算と同額であります。必要ない予算計上だったのか、理由を伺います。

60ページ、10款4項1目18節で、負担金補助

及び交付金156万8,000円の減であります。これは多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金となっておりますが、事業は実施されなかったのか、お伺いいたします。以上よろしくお伺いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、安里清市議員の御質問の、まず歳入、25ページ、指定寄附についてですが、25ページの右側、説明の欄にありますふるさと納税寄附金については、減額の6,000万、これについては昨年度から物価高騰などによってビールの値上げ、さらに昨年10月も制度改正によって経費率の募集基準などの見直しがあり、実績に合わせて減額補正をしております。

さらに、企業版ふるさと納税寄附金1億8,363万3,000円については、16件ですか、企業から寄附が現在あります。

1つ大きな要因としましては、1企業で1億9,000万の寄附がありまして、昨年12月に条例改正をしまして、翌年度以降も活用できるようにということで、それを受けるためにも条例改正をしたんですが、令和5年度にも事業を実施しております。その分を差し引きまして、1億8,363万3,000円の歳入を受けて積立てをしていきたいというふうになっております。

あと、歳出の31ページ、同じくふるさと納税の事務の委託料については、サイトの运营管理、実際の寄附に合わせて成果報酬で支出しますので、先ほどの通常のふるさと納税の6,000万の減額に合わせて、歳出も減額となっております。

あと、同じ31ページの平和派遣事業につきましては、長崎への中学生派遣事業になっておりまして、昨年の台風6号により長崎の平和事業自体が中止というふうになっておりますので、全額減額としております。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 安里清市議員の御質問

にお答えします。

37ページ、3款1項1目の報酬、会計年度任用職員報酬につきましては、当初、社会福祉士4名の採用を予定しておりました。そのうち1人がずっと欠員状態で経過をしてきているところですが、採用応募、いろんな手段を通じて応募かけていたんですけども、採用には至っておりません。また、採用している3名中1人が6月から育児休暇に入りましたので、その分の減額という形になります。

同じく5目の介護保険事業費のうちの会計年度任用職員報酬ですが、こちら、地域包括支援センターの職員の報酬になります。こちら、専門職を当初7名予定しておりましたが、専門職、当初7名、事務3名ですね。このうち専門職4名しか採用が至っておりません。3名欠員の状態になります。欠員の職種としては、主任ケアマネ、ケアマネと、あと保健師が各1名ずつ、こちらが募集をかけていたんですけども、なかなか採用には至らなかったというところがございます。

業務においては、要支援の方のプランに関しては委託のほうを増やしていただいて、地域の介護支援専門の事業所のほうに委託件数を増やして、何とかしのいでいるのが現状でございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 39ページの子どもの居場所づくり事業委託料の減額のマイナス258万3,000円の件ですが、こちら、当初予算880万で委託をしておりましたが、県の補助金の委託は10月末までとしまして、11月から3月まではB&Gからの補助金の交付決定がございましたので、10月まで、11月から3月分を減額しまして、12月補正の時点でB&Gからの補助金を計上しております。そのための補正減となっております。

続きまして、40ページの扶助費、第3子以降

保育料無料化事業75万6,000円の減につきましては、対象者が0人ということで、今後申請の可能性を残すために、10万は残して補正減としております。

同じく40ページの償還金利子及び割引料、保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業返還金741万8,000円の計上につきましては、令和3年度と令和4年度の実績が確定しましたので、交付決定した額が受入れの超過になりましたので、返還金が発生しております。事業実施なしではございません。

続きまして、41ページ、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業31万の減につきましては、対象者が0人で、1月から1人予定がありますので、その分を残しまして補正減としております。

ちょっと飛びまして、60ページの負担金補助及び交付金の多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金の156万8,000円の減につきましては、対象者がいなかったため補正減としております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えいたします。

48ページの6款1項3目の工事請負費については、当初1億4,120万7,000円の国に要望はしていたんですけども、内示額が6,246万9,000円の額で内示されていまして、減額の理由となっております。

今回、来年度が最終年度でありまして、伊舎堂から泊地区、14路線の農道を舗装工事いたしまして、この減額になった分も含め、来年度は満額、県とは調整してオーケーをもらっております。

7款1項1目の18節全国LNG火力発電所所在市町村連絡会議については、11市町村が加入しておりまして、今回その中で能登半島地震に

対する義援金として、新潟県の新潟市、新潟県の上越市に義援金を送ることになりました。残りの9市町村で22万2,000円寄附をいたしまして、各新潟市、上越市に100万円ずつの寄附を予定しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、お答えします。

54ページの8款4項1目12節立地適正化計画作成業務委託料1,197万9,000円の減額についてお答えします。

12月補正において、令和5年度、令和6年度の債務負担として予算を確保いたしております。12月に契約しまして、一旦1,197万9,000円の負担行為を起こしましたが、令和5年度中の支払いがないという見込みから減額としております。残りは令和6年度で執行いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 54ページ、8款4項4目12節地区計画策定業務委託料につきましては、入札の残による195万円の減としております。

委託状況につきましては、基本的には計画に沿って進めております。これまで県の関連部署ということで、都市計画・モノレール課及び県の建築指導課中部土木事務所などとした協議を進めてまいりました。

地権者の意見反映としましては、地権者への事業説明会に始まりまして、意見聴取としてのアンケートの実施、地区計画案の検討を経まして、役場素案をもって地権者への説明会を実施しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 10款3項2目13節の車借上料の129万円の減額について説明いたします。

これまでコロナ禍以前においては、中学校に

おいて校外学習や合唱祭などの移動についてはバスを借用し行っておりました。令和5年度におきましては、合唱祭1件のみの参加となっており、今回この移動についてはスクールバスで対応したため、予算の執行がありませんでした。よって、予算の全額を減額しております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。

いろいろ拾い出して御説明をお願いしたのは、やはり当初で組んであったようなものが、ここ3月に来て補正の減になっていくというふうなことの額がいろいろあって、大分大きな額が補正減になっていっている状況があります。

だから、特に人件費に係る会計年度任用職員の方の確保がうまくいかなかったりしたのかなというふうなこととか、人が集まらないので事業ができなかったのかなとか、いろんなことを考えながら抜き出しをしてみました。

1点だけ、こども課長にお尋ねしたいんですが、歳出の40ページの⑤で、もう一度その説明をお願いしたいと思います。

それから、質問の8でLNG関係の協議会のことをお伺いしました。加盟しているのが11市町村で、2つの都市に対して20万の10ですか。200万を2つに分けて送ったということですか。分かりました。

そういう協議会の中で、これまで一般質問等で質問を繰り返させてもらっているんですが、中城村の地域防災計画の中で、前はLNG発電所の万一の場合の事故に対する避難とかについて計画をつくってくれというふうなことで要望してまいりまして、令和5年から総務課のほうで取り組んでいただいているというふうに思いますが、そういうふうな情報収集もできるのか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちらは保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業というのが令和3年の年度途中からスタートしまして、平均ですと、月約9,000円、処遇改善の補助金の実施でございます。

当初、交付申請して交付決定を受け入れたのが、令和3年度と令和4年度合わせて3,693万496円の交付決定を受け入れたのに対し、実績額が令和3年、令和4年を合わせて2,951万2,856円の実績報告をしております。

したがって、741万7,640円が超過交付になりましたので、こちらの返還金を今回計上させて、今年度中には返還する予定でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 協議会の内容としましては、主に国への要望活動があります。環境対策の支援の充実とか、電源立地対策交付金制度の充実、震災、異常気象等の不測の事態に備え、安全対策に積極的に取り組む指導とか、そういうことを国に要望していますので、避難訓練とか、そういう情報も何か連携できると思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ぜひその面のことにしても情報収集を進めながら、有意義な会になるように頑張りたいと思います。

る質問いたしました、予算の確保について、少し大ざっぱ過ぎるのかなというようなことを思いながら見させていただきました。

あまり萎縮して新しい事業について取り組む姿勢が後退するようなことではいけないんですが、適正な見積りで予算を確保されて、その他の事業についても執行する事業に取り組めるようなことが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、会計年度任用職員の件についてですけれども、これから人手不足の状況がマスコ

ミ等でもよく言われております。処遇改善もどんどん進んでいることは大変喜ばしいことではあるんですが、この役場の業務を行う上で、会計年度任用職員の皆さんの力がないとほとんど立ち行かない状況になってきているのかなと思います。そういうことから、会計年度任用職員の皆さんの協力を仰ぐためにも、処遇改善、そしてまた職員の確保に、新年度からもまた頑張りたいと思います。よろしくお願いします。質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第14号について質疑をいたします。

59ページ、歳出の10款になりますけれども、これの2目のほうで教育振興費の12節JFAのこのころのプロジェクト「夢の教室」ということで89万8,000円、これは今までも毎年度行われていると思うんですけれども、コロナ禍で開催できなかったのかどうか、それとも何か別の理由があるのか、伺いたいと思います。

2点目に、64ページ、この一番上の17節の工事請負費、吉の浦公園等機能強化整備工事請負費ということで、今回どの部分を工事予定しているのか、内容のほうを伺いたいと思います。
以上、2件。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、10款3項2目12節のJFAこのころのプロジェクト「夢の教室」業務委託料89万8,000円の減額について説明いたします。

これまで、中城中学校で平成28年度から令和元年度において実施してきております。その後はコロナ禍により、令和2年から令和4年度、昨年度までは未実施としてきております。

この事業につきましては、開催時期やクラス単位の実施であること、1クラス当たり約18万円程度かかりますが、その費用対効果なども検

討した結果、また学校においては独自で同様な講演を実施しており、その内容も充実していることから、事業費を削減しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 64ページ、10款6項の3目公園施設費の工事費の872万3,000円の増についてなんですが、こちらに関しましては遊具に関しての増額になります。

この遊具なんですが、令和5年度の事業で設置するという事で予定していたんですが、実施設計の後に資材調査価格を入れないといけないうことが途中で判明しまして、6月でそれを補正で予算上げて、適正な価格調査もしました。その分ちょっと工期がずれてしましましたので令和5年度に繰越しとなっておりますが、その途中で、つまり遊具の基礎が当初個別の基礎を考えていたんですが、ちょっと安全性をいろいろ検討しますと連結式がいいということになりまして、その連結式にする分の増額になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、1点目のほう、これ、コロナ禍ではなくて、学校からの依頼ということで考えていいのかな。それとも、先ほど言った1クラス18万で、学校独自でいろんな事業をやっているというような判断であるんですけれども、これが見てみたら次年度予算にももう入っていないものですから、それがこれからも、例えば行政として学校に予算を出して、じゃ学校でいろいろな事業を探してやってくださいと、そういう考えでやられているのか、それを伺います。

あと、工事については、遊具の基礎部分ということなんですが、その遊具自体は何の遊具を入れるのか、そこを1つお聞きします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

このJFAこころのプロジェクト「夢の教室」業務につきましては、学校からの要望というよりは、村からこの時期にやるということで事業者さんと調整して行います。これまでは中学生の2年生を対象に、年度末ぎりぎりの時期に開催しております。学校のほうからは、時期的にちょっときついというのも少し聞いております。

この対象とする事業、項目については、全体ではなくクラス単位で行うため、実際1教室ごとに体育館でちょっと講師の方と交流を行って、その後、教室でこの講話を聞くという形の時間になっておりまして、大体時間にして90分程度ということになっています。

そういった費用、時間等を含めて、今後その分については新たな事業と、ほかのでもいいんじゃないかということで、今回この事業については見送りをしております。

教育総務課としては、昨年度より、中学校だけじゃなく小学校においても、命の安全教育プログラムということで、各学校にこの講演会を行うための予算を流しております。

こういった形で、学校より強く要望があったものについては、できるだけこの辺のほうに予算をかけていきたいと考えていますので、今事業、そういった形でその方に推奨して事業化しているような状況になっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 遊具についてお答えいたします。

まず、遊具の設置場所、以前もお話したんですが、吉の浦公園のテニスの隣の、健康遊具がある場所に、1歳から3歳用の1基で、3歳から6歳までの遊具を1基、合計2基を設置する予定となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ1点目、今まで村

から学校にこういういい事業を勧めていたというところで「夢の教室」が行われていたんだけれども、次回からは学校からいろいろな提案があれば、学校からの提案を重んじてそれを進めていくというような流れでいいと私は思っております。

学校からぜひやってくれというのがあれば、ぜひこれ対応していただいて、やっていってください。学校がやりたくないというやつも、また村から提案してもなかなかうまくいかないと思いますので、しっかりその辺はやっていってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、議案第14号
令和5年度中城村一般会計補正予算の質疑を
します。

63ページ、10款6項1目の18節負担金補助及び交付金のほうです。総合型地域スポーツクラブ助成金ということで、40万4,000円の減額になっています。その減額の理由の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 新垣貞則議員の御質問の63ページ、10款6項1目の18節の44万減に関してなんですが、当初予算では108万円を組んでおりましたが、こちらのほうにしましては中城スポーツコミュニティークラブ設立準備委員会への助成金を予定しておりましたが、令和5年1月11日付で助成金の交付申請が108万で申請を出しておりましたが、4月21日付で日本スポーツ振興センターのほうから交付決定通知が来ております。これが67万6,000円ということで、その差額の分を今回補正で減することになります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、ちょっと教えてください。このスポーツクラブの名称、そ

れから会長などの役員体制はどうなっていますか。

それから、これまでに2か年間やっていると思いますけれども、どういった事業を実施していますか。

あとは事務局体制の場所ですね。どこでこのスポーツの事務局をやっていますか。

それから、総会とかそういったのを実施していますか。それをちょっと説明お願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、名称なんですが、中城スポーツコミュニティークラブ設立準備委員会ということです。場所に関しては南上原が事務所となっております。

あとは、役員に関しましては5名いるということになっておりまして、会長名ですが、牟田口風薫となっております。

年間の活動状況に関してなんですが、まず令和5年度に関しましては、ヨガ教室、クラシックバレエ、空手教室、琉舞教室、古武道、野球教室などを行っておるようです。以上です。

(「総会」と言う声あり)

○生涯学習課長 渡久地 真 失礼しました。

総会に関しては、令和4年度は実施していないようです。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この助成金の手続の方法について、ちょっと教えてください。

日本スポーツ振興センター理事長宛てにこの補助金を申請と。誰がここに、どこからどこに、教育長か村長か、どこに誰が、この申請の手続の方法ですね。それをちょっと説明お願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 申請に関しましては、村長名で日本スポーツ振興センターのほ

うに出しております。中城のほうを經由して、スポーツクラブのほうに助成金を流すというような流れになっています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 1点だけお伺いします。

62ページ、文化振興費の中城村・福智町交流事業実行委員会補助金40万円の補正減になっておりますが、出演団体には一部負担金を負わせるという形で出演しましたが、総額の予算からは組んだ予算を40万円減になるという現象が生じております。しかも、出演団体は何ら出演料に関しては頂いておりません。そのような形で文化振興が果たして図れていくのだろうか。

経費というのは、かかるものはかかるんです。化粧品代であったり、あるいは道具の補修であったり、衣装の維持管理ですね。そして、もろもろの経費はかかります。そういったものを考慮した場合には、やはり別途出演団体に何らかの助成を考えていくべきじゃないかなというふうに思っておりますが、果たして文化振興に寄与したというふうに課長は考えているのか、それとも改めるべき点があるのかというのを伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、今回福智町に行っていたのは、伊集の打花鼓と津覇の獅子舞の2団体でした。

やっぱり県外で活動して、県外の人にも琉球の文化、歴史文化を見ていただくとかいう、あと県外での講演ということで、出演団体の皆様におかれましては、そういった何か県外でのやることの意義というのは、ちょっといろいろとあったかと思えます。

やっぱり気持ちが高揚するとか、そういう面では非常によかったかなと思うんですが、

ちょっと1割負担というのをさせていただいたことに関しましては、ちょっと申し訳なく思っているんですが、一応、例年こういった事業は1割負担を各団体さんをお願いしておりますので、申し訳ありませんが、その点に関しては御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、出演するに当たってかかる経費というのは、本当にそれでいいのかというふうに思ったりするんですけども、県の文化振興課が主催するような祭りには、きちんとやっぱり出演料というのは確保されているんですよ。

そういったことから考えれば、無形文化財に対する扱いは非常に冷たいなという印象を私は前々から持っていて、一般質問でも取り上げてきたんですけども、今後やはり文化財、特に指定を受けているような文化財に対して、名ばかり指定ではなくて、しっかりと実になるような予算措置を講ずるということが私は必要じゃないかなと思っております。

しかも、これ、予算減にしているんですよ。あるお金を、議会が認めたお金をわざわざ減にするというような現象まで起こしているというのはいかなものかなというふうに思っております。今後、そういったものに対する向き合い方の姿勢を聞かせていただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

以前も議員さんとお話しておりますが、確かに御指摘のこともあると思いますので、各種団体も含めて、今後ちょっと相談させていただきながら対応していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 くだいようですが、やっぱり団体を育成するというのは、非常に今後将来にわたって大切なことだと思いますね。

何度も議会でも議論になります、青年会がもうなくなっていったり、婦人会がなくなっていったり、じゃ50年後、今活発な老人クラブが、この世代が老人になったときに、果たして同じように老人クラブの活動が活発に活動できているかということを想像した場合には、非常に厳しいものがあるんじゃないかなと思いますね。今からやはり準備して、地域の活動に対して向き合うバックアップを行政側もやらないといけないんじゃないかなと思っております。

その辺に関しては、やはり真摯に向き合って、いろんな意見を聞きながら参考にして、やはり声を反映させていくという姿勢が私は問われている、非常に過渡期だというふうに思っておりますので、ぜひ意見交換をする場を今後つくっていくということを確認していただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

各種団体さんとはいろいろと今後も調整させていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和5年度中城村一

般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩(14時26分)

~~~~~

再 開(14時36分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について村長の説明を求めます。

村長、浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

#### 諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 中城村字南上原

氏 名 新 屋 彩

生年月日 昭和57年生

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員新屋 彩氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となるため、継続して新屋 彩氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

履歴書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時38分）

~~~~~

再 開（14時38分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す諮問第1号については、適任の意見をつけて
答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦
につき意見を求めることについては、適任との
意見を付して答申することに決定しました。

日程第14 同意第1号 教育委員会委員の任
命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長、浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会委
員の任命について御提案申し上げます。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字当間

氏 名 平 敷 善 盛

生年月日 昭和24年生

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

教育委員会委員平敷善盛氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 退席。

○議長 伊佐則勝 質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから、同意第1号 教育委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

休憩します。

休 憩（14時41分）

~~~~~

再 開（14時42分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第15 報告第2号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第2号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について御報告申し上げます。

## 報告第2号

令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告する。

令和6年3月4日 提出

中城村長 浜 田 京 介

別紙事業計画書を添付して御報告に代えさせていただきます。

なお、中城村におきましては、借入れなどはございませんということを重ねて御報告いたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（１４時４３分）

# 令和6年第3回中城村議会定例会（第3日目）

|                                |                 |                    |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年3月4日（月）     |                    |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年3月6日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和6年3月6日（午後1時38分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美            | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登              | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護              | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清              | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則            | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市            | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修              | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝            | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 12 番            | 金 城 章              | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和            | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍              | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡              | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり            | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名                             |
|-----|---------------------------------|
| 第 1 | 議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算           |
| 第 2 | 議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算     |
| 第 3 | 議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算    |
| 第 4 | 議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算   |
| 第 5 | 議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算        |
| 第 7 | 議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算         |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。まず、歳入予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算について質疑をいたします。

まず、41ページの16款2項3目の1節こども医療費助成事業補助金なんですけれども、前年度に比べましたら1,300万円ほど増えております。これは県が2分の1負担になったからなのか、人口増を見込んでなのかというのを伺います。

続きまして、42ページの16款2項6目の6節です、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金65万8,000円があるんですが、これ令和5年度には多分入っていなかったと思うんですけれども、今回入っている理由ですね、歳入の理由です。

続きまして、43ページの16款3項5目の1節です、研究指定校等委託金、これも令和5年度にはなかったと思うんですが、この委託の内容をお願いします。

今度は53ページです。コミュニティバス利用料が200万円ほど増になっていますけれども、これは乗車増を見込んでなのか、あるいはスクールバスの料金がここにも入っているのかというのを伺います。

あと、ふだんこの項目に中学校検定料個人負担が入っていたと思うんですけれども、今回この収入が入っていないので、その理由もお願いいたします。

53ページの下から3番目、こども居場所づく

りの運営費、B&Gの1,400万円がありますが、これ今後、何年間続くのか、あるいは、この運営費の詳細をお願いいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 41ページの衛生費県補助金、こども医療費助成事業補助金の6,000万4,000円の件ですが、令和4年度に比べて令和5年度も医療費の増加がございまして、件数及び医療費自体の増加もございましたので、今回、県補助金も増額しております。

53ページの雑入ですね、こどもの居場所づくり事業運営費(B&G)ですが、1年間1,440万円、これは令和5年10月スタートの3年間はこの補助金がありますので、これまでは沖縄県の補助金で活用しておりましたが、令和5年11月からは、このB&Gの運営費を活用しての事業となっております。主に南上原地区の竹口原公園に設置しました居場所、わらびいくらぶの運営費に充てられる補助金でございます。以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

歳入の16款2項6目6節の沖縄県教育支援体制整備事業補助金の65万8,000円についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、昨年度につきましては、この補助金を活用しませんでした。コロナ交付金のほうの補助金を活用しまして、スクールサポートのスタッフを1名配置しております。配置人数につきましては、6年度におきましても同人数となっております。

続いての質問で16款3項5目教育費委託金の研究指定校等委託金の98万4,000円についてお答えいたします。こちらは当初予算のほうには計上しておりませんでした、昨年度、令和5年度におきましては補正予算において、この研究指定校委託金のほうを補正で計上して認めて



いただいております。こちらのほうは、昨年度より中城中学校においては道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の委託金ということで、県から委託を受けて今、研究事業を実施している、それに伴う事業費の委託金となっております。こちらが87万5,000円です。

さらにあと、中城小学校におきましては、小学校の体育指導コーディネーター配置事業委託金ということで、中城小学校のほうに県より体育指導のコーディネーターが配置されております。その事業を行うための事業費として委託金を10万9,000円頂いております。

21款諸収入、4項雑入の中学校検定料個人負担分につきましては、昨年度こちらのほうに予算を計上しております。令和6年度におきましては、この検定料の補助事業につきましては、事業の方法を変更しております。これまでは中城中学校で準会場として検定を行った検定料の補助と、さらにこの検定料を受験の際に保護者より半額分を個人徴収しておりました。そのときの歳入としてこちらのほうに雑入で予算を計上しておりました。6年度におきましては、中学校の準会場の指定だけではなく、今回は中城村全域での中学生の検定料を補助する方向で変更しております。今後は、保護者からの徴収を行うのではなく、実際にかかった費用の半額を補助金として保護者に交付していく方向に切り替えておりますので、事業方式のほうを変更したために、歳入のほうは計上しておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、53ページのコミュニティバス利用料についてお答えします。

議員おっしゃるように通学用のバス券が令和5年に廃止し、護佐丸バスのバス券に統一しております。それも含めて今年度の実績を参考に令和6年度は増額して歳入を計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 おはようございます。

ページ28、ゴルフ場利用税交付金ですが、今回、若干増えています。この算定の方法をまず1つ、教えてほしい。どうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

ゴルフ場利用税につきましては、計上にかかりましては、県の計上見込みにより計上しておりますが、利用料については、ゴルフ利用税としてゴルフを実施、個人がした場合に10分の7を徴収して、それを市町村に交付する内容となっております。1人につき大体800円から1,200円の利用税が取られておりますので、その10分の7が市町村に交付されるような流れになっています。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね、制度の中では100円から1,200円ですが、中城はオーシャンキャッスルがあるんですけれども、中城は平均1人幾らぐらいって分かりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

平均ということではなくて、自分もちょっとゴルフをするということで、自分の徴収された金額が640円ありました。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういうのもできたら、村の広報とかでも中城のゴルフ場でゴルフした場合は1人これぐらいのゴルフ利用税が入りますと。ぜひ中城でゴルフをやってほしいとか、そういうふうな声かけができるようなこともやってほしいと思うんです。ただ、確かに県から見込みで通知してきたのを予算計上するかもしれませんが、やはり増やす方法とし

ては、村としてそういう広報の仕方もしっかり取り組んでいかなければ、何もしないでは増えていかんと思うんです。ちょっと動くだけで利用税がぼんぼん入ってくるのであれば、その方法もやってほしいし。

あと、ふるさと納税の制度についても、これは西原の沖縄カントリーのほうに入っているんですけども、向こうで自主的に機械でふるさと納税を入れたら、そのまま入っていくというシステムが沖縄カントリーで導入していますけれども、まだ中城はそういう動きがないと思うんですけども、ぜひこういうことも併せて交付税が増えるように頑張ってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 この予算のそもそもの件についてちょっと教えてください。たまたま今、28ページを開いていますけれども、項目があって本年度予算、前年度予算の比較がありますよね。我々民間でこの予算をつくるときというのは、普通は前年度実績で比較するんですよ。でも、これ予算と予算で比較しているじゃないですか。この乖離の幅が大き過ぎるんじゃないかなと思うのと、今までの自分の経験でいうと、本年度予算、前年度実績、前年度予算というのがあって、皆さん、その資料を作るときには、多分前年の実績を見ながら作っていると思うんですけども、これがあつたらすごく見やすいなという、これは私の提案というか、各市町村、これでずっとやってきているのかなと思いますけれども、私はとても見づらい、比較しづらいというのがあります。以上です。

○議長 伊佐則勝 護議員、答弁必要ですか。

○3番 比嘉 護議員 休憩で、いろんな比較の仕方もあるし、恐らく令和5年はまだ実績というか、出ていないですよ。我々は何をやっているかというと、4月から12月、1月まで決算が終わっていると。であれば、1月までは実

績を入れて、2月、3月は前々年の実績を入れたりするんですけれども、多分、さっき言ったように皆さんは、この予算をつくる時には、前年の実績を見ながらつくっていると思ったんで、それがあつたらいいなという提案というか、確認でした。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

予算の様式等については、地方自治法で確定しているかどうかまではちょっとあれなんですけれども、全国统一した様式だと思います。これは公営企業は公営企業でまたあると思いますので。ただし、予算の計上をする場合は、各課、実績も含めて確認しながら計上していきますので。資料として見やすいかどうかというのは少しあると思うんですが、前年度との比較ということでの様式になっておりますので、御理解をお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

次に、歳出予算について質疑を行います。質疑は款別に行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出2款に対する質疑はありませんか。

比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 2款1項1目の1節報酬なんですけれども、下から2番目、防災会議委員報酬1,000円ありますが、令和5年度は1万2,000円だったと思います。このそもそも会議の内容と、あと答弁いただけるのであれば出席者、今後この会議の必要というのが今年度はなくなったのかというのをちょっと伺います。

あと、62ページの7節の報酬で、令和5年度

は報酬が入っていました、今回入っていないんですけれども、220万円入っていて、地域おこし協力隊の報酬が計上されていたと思うんですが、今回入っていない理由を伺います。

あと、64ページの一番下のほうです。公共施設整備基金積立金5,000万円ありますが、前年度は1億円だったんですけれども、半分になった理由、お願いします。

65ページの下から4段目、消耗品費84万9,000円あるんですが、これは前年度は原付バイクのナンバーを多分800枚購入ということだったと思うんですが、これは前年度はできたのか、また、今回新たに作るのかというのを伺います。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

57ページ、1節の報酬の中の防災会議委員報酬につきましては、会議については今年度、令和5年度で終了しております。費目存置として1,000円を組んでいるところでございます。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、ページ62、企画費の報酬関係ですね。令和5年までは地域おこし協力隊に、令和元年からですかね、5年間、ふるさと納税の事務をしていただいております。窓口や電話対応、事業者の調整です。これについて、地域おこし協力隊は継続する期間が決まっておりますので、新たな方を継続すると、事業の事務的な継続もしにくいというののちよっとありまして、事業者のほうにその業務を委託することが可能という部分がありますので、令和6年度よりそこにシフトしていきたいということで、今年度は報酬などの予算が計上されておられません。以上です。

あと、64ページの公共施設整備基金、これにつきましては、例年1億円を計上して、また決算などで積み増しを行っております。今回当初

予算においては、他の新クリーンセンターの積立も多額の費用が出ましたので、当初においては5,000万円を予定しております。あとはまた決算なども見ながら積立できるようにしていきたいということで5,000万円の計上となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 65ページの総務費、徴税費の需用費についてお答えいたします。

今計上しています84万9,000円のうち、原付の標識については24万円を予定しております。原付の標識に関しましては、毎年度、登録車両があるたびに交付していきますので、不足が発生してきますので、毎年度この補充をしないとけない状態にあります。なので、毎年度予算計上させていただいているところであります。

消耗品費で取りまとめて、原付の標識のみではなくて、各種、図書代とかそういったものも含めた金額が84万9,000円となっています。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 では、防災会議委員報酬については理解をいたしました。

あと、ふるさと納税担当の方の報酬ということで、5年間たったので、地域おこし協力隊ではなくなったということで、今後この地域おこし協力隊はまた採用するのか、今年度は入っていないので、ないと思いますが、今後、これを採用していくのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、採用については新たにすることは考えておりません。事業について、これまでやっていた業務については、先ほどの委託事業者のほうでできますので、それ以外はまたこちらの村の職員との担当者との調整は必要ではありますけれども、これまでどおり可能となっておりますので、委託し

ていくということで考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 1点です、ページ63の18節の中城村地域公共交通協議会負担金が361万5,000円あるんですけども、その内容と、協議会の内容を少し説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、63ページ、地域公共交通協議会の負担金についてお答えします。

今回計上してあります協議会負担金につきましては、これまでも地域公共交通の護佐丸バスについていろいろ課題もあり、議会においても質問等も多くありまして、担当といたしましてはどうにかして課題解決をしていきたいというふうには思っていますが、公共交通協議会、法律等で開催することになっておりますので、この協議会の予算について、村のほうから負担金、そして協議会の予算の中でまた歳入を受けて協議会を開催するという流れがありますので、今年度新たに公共交通協議会を開催していくということで計上しております。

これについては、内容については、専門家などを含めて関係機関、バス協会なども含めた、行政機関も含めた委員となっておりますので、その方々からいろいろな意見を聞きながら、再編に向けて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 協議会ということで、一般的には委員の方々の報酬とか、そこら辺ぐらいかなという思いもあったんですけども、この360万円というのは、協議会自体が事業を持っているということでしょうか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 おっしゃるとおりで、

協議会が主体となってバスの運営、そして例えばアンケートなどの実施も含め、最終的には運行まで行うような現在、法律上の流れになっていまして、そこで協議会を立ち上げていきたいというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、60ページです。18節の自主防災組織補助金105万円計上されていますが、この補助金の内容の説明と、それから、現在ですね、60ページですね、60ページの18節ですね。自主防災組織補助金105万円計上されていますが、その補助金の内容の説明と、それから、何かその自主防災組織は現在幾つありますか、その説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

負担金補助及び交付金です。60ページ、105万円につきましては、自主防災組織補助金として資機材購入補助金が90万円、訓練費として15万円を計上しているところでございます。自主防災組織につきましては、今7か所ということで、組織されております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと質問させていただきます。

58ページ、7節の報償費です。令和5年とちょっと違う件がありまして、その説明、謝礼金とか講師の内容等を教えていただきたい。

それと、59ページの委託料、そこで職員研修委託料が入っています。去年より少し大幅に上がった、予算が多いですけども、その内容と、何があるのか。

それと13節の使用料及び賃借料。AEDの賃借料があります。毎年同じ金額ではありますけれども、何台なのか。それがまたAEDの使用の研修等は毎年行っているかどうか。緊急時に指導を受けたけれども、使えない状態があると

ということがよく言われていますので、その研修等はやっているのかどうか。

それと、62ページの12節委託料、商業施設誘致促進事業委託料、そのちょっと説明、どういうのを予定しているか。

次に、63ページの負担金補助及び交付金です。その中の来年度、護佐丸まつりが実行委員があります。その2,100万円というのが金額的にどうなのか。物価高では、少し物価も上がったことは分かりますけれども、これまで以上にちょっと予算がかけ過ぎじゃないかと思うんですけれども、その内容の検証はどうだったのか教えていただきたい。以上ちょっとよろしく願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず報償費、58ページでございます。報償費の中の謝礼金ということで5万円、新たに組んでおりますが、こちらにつきましては、ハチウクシーのときの出演料として謝礼金を新たに組んでおります。

続きまして、59ページ、委託料です。職員研修の委託料としましては、若手職員の研修であったり、政策形成の研修ということで予定をしております、その部分の委託料になっております。

その同じ59ページの使用料及び賃借料の中のAED賃借料につきましては、23台分の12か月分として計上しておりますが、新たな計上はございません。AEDに関する操作等につきましては、特に研修をしているわけではございませんが、新たに職員になられる方につきましては、庁内の職員研修の一環ということで行っております。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいた

します。

62ページ、2款1項5目12節委託料、商業施設誘致促進事業1,379万円を御説明いたします。

業務としましては、商業施設誘致戦略等策定支援業務、約704万円と商業施設誘致に関する住民等ニーズ調査業務675万円の2つの委託業務として計上させていただいております。

1つ目の商業施設誘致戦略等策定支援業務につきましては、中学校の移転の進捗に合わせますけれども、数年後の商業施設誘致、プロポーザルに向けて専門的な知識を持つ事業者には誘致戦略へのアドバイスやマネジメントをしていただく内容として計画しております。

2つ目の商業施設誘致に関する住民等ニーズ調査業務につきましては、村民の求める商業施設としていくため、住民理解や参加意識の醸成を図りながら誘致する商業施設の住民ニーズ等、調査を実施し、住民意見の収集と集約を行う委託内容として計画して計上しております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、63ページの中城護佐丸まつり実行委員会の補助金についてお答えします。

金額については、見積りにおいて実施、計上しておりますが、前回の令和元年に実施してまして、それから5年ぶりの実施になると思いますが、やはり物価高などもあります、人件費なども増えて、警備費関係の費用も増えているということで、前回1,700万円余りの令和元年の計上でしたので、その辺も含めたら妥当な数字にはなるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、再質問をちょっとしたいと思います。

まず、59ページの若手の研修です。これはぜひ村の行政に対していろんなことをやっていただきたいと思います。これはいいことだなと思

います。私、前年度よりちょっと予算が多いもんですから、それで質問したところです。

また、この13節のAEDの使用の件ですね。ここはやはり23台もある中で、皆さんで研修しておかないと、本当に緊急時に使えない状態が多いですので、これは研修は、ぜひ年に1度でもいいから、研修を設けてください。

それと、商業施設の62ページの戦略マネジメントの委託料だと。しかし、先ほど答弁の中で村民の求める施設、はっきり本当に商業地で、ただのスーパーだけじゃなくて、村民の求める施設、将来的に継続できる施設をぜひ誘致していただきたいと。以前もちょっと一般質問等で僕はやりましたけれども、沖縄市の泡瀬の施設がありますよね、商業施設がありました。これも採算が合わなくて撤退しました。こういう施設にならないような、本当に将来的に継続できる施設をこのマネジメント会社とも相談しながら、本当に村民の身になるものに、ぜひこの委託のときにいろんな話し合いをしていただきたいと。

それと、ちょっと63ページのまつりです。これも前回より大分予算が増えていて質問しました。祭りで、集客は1万人目指していて、この祭り、2,100万円もかけるという。出演者もできたら、村民が多いと思いますが、その出演料とか衣装代とかいろいろあるとは思いますが、これから祭りをどんなして、お金を削り、祭りをやるか、そういうようなことを考えていただきたいと。

以前、この公共駐車場で村の青年連合会が祭りをやったとき、集客が2万人近くだと。幾らかけたか皆さん御存じですか、予算が幾らかかったか。それだけでも、要するに集客はできると。どういうふうに祭りの内容をするかで予算も削減できると思います。ぜひ少し考えていただけないかな。それだけ一言ちょっと、考えがあるかどうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

全体的に予算というのはできれば削減して、事業費も抑えるような形で実施することも必要だと思いますが、今回、護佐丸まつりについては一括交付金を活用して、観光振興も含めて、また地域の文化振興も含めて実施するということです。逆に出演していただく方々への報酬というんですか、そういうのも必要な経費だと感じておりますので、また、青年会等の実施の方法も、次のいろいろなイベントでそういった提案も受け入れて事業の実施もできるのかなと思います。今回の護佐丸まつりについては、なるべく削減もするという気持ちはありますが、広く見ていただくために実施していきたいと思えます。以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員も挙手ありましたでしょうか。ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出第3款に対する質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 1件だけです。79ページの12節の委託料の中で、高齢者等保健飲料給付事業ということで、この事業も結構長いんですけれども、現在利用している人数の傾向、伸びているか減っているか、あと、対象者をもう少し説明をお願いします。対象者、予定の人数。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

79ページ、3款1項5目の12節委託料の高齢者等保健飲料給付事業57万6,000円についてになります。こちら前年度は30人見込んだ予算計上をさせていただきましたが、今年度は20人となっております。こちらのほうは単身の高齢者の方が対象となる事業としておりますので、入

所であったり、入院であったり、転出、死亡等、そういった事情により対象者が減っているというのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 この単身ということであるんですけれども、前年度から30から20ということは、もう3分の1減っていることになるんですよ。この事業自体が、配布することによって健康チェックとか、そういうものの事業につながっていると思うんですけれども、せっかくの事業で、この事業をもう少しPRして活用してもらって、民生委員さんとかそこら辺と連携して、いい事業なので、もっと対象者を拾い上げてほしいと思います。何かいい方法ありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、この事業自体が何もサービスを受けていない方々の見守り事業として位置づけられて実施しております。その中で、今、議員がおっしゃるような提案の部分に関しましては、75歳以上の単身高齢者とか、高齢者のみの夫婦ではなくて、すみません、単身にちょっと限定している部分がありましたので、75歳以上の単身高齢者に対しての必要性については、また民生委員のほうともいろいろ検討しながら、見守りの必要な方々に対しての事業としては進めていきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出4款に対する質疑はありませんか。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 88ページの12節の産後ケア事業委託料1,560万円なんですけど、昨年より増額になっているかと思うんですけれども、そちらの内容と、あと、89ページの18節生ゴミ処理容器購入補助金のほうも昨年の99万円より

増額になっているかと思うんですが、そちらの詳細をお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 産後ケア事業につきましては、宿泊型と、6時間の通所型と3時間の通所型というタイプがございまして、ここ近年、すごく需要とかニーズが高まっておりますので、令和4年度の実績が88万5,000円に対し、令和5年度、今現在、補正をしてもかなり利用者が増えておりますので、今回156万円ということで増額させていただいております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えいたします。

生ゴミ処理機の補助金ですが、金額は16万2,000円です。昨年度との比較は、前年度からの実績に応じて今回予算計上しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、89ページ、ちょっと分からないものが出てきたもので、89ページの12節委託料、温暖化対策実行計画委託料129万8,000円、ちょっとこれ教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えいたします。

この温暖化対策実行計画業務なんですけど、これは地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出削減等のための施策を策定することとされておりまして、中城村も平成28年度に策定してありましたが、計画期間を過ぎていることから、新年度、令和6年度に策定するための予算を計上してあります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 もう一度、ちょっと内容的なこと、どういったことをやるのか、ちょっと見えないんだけど、お願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

地球温暖化対策ということで、まず、中城村が今、計画書に上げているのが公共施設の排出ガス抑制、例えばLEDに変更していくとか、太陽光発電の設置であるとか、そういったものを設置していったって、二酸化炭素、排出ガスを抑制していこうという計画書になっております。これは法定義務になっていまして、計画自体は5年計画ではあるのですが、今回、その5年も、計画期間が過ぎておりますので、今回また令和6年度の委託業務で予算を計上しております。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出5款に対する質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 歳出5款、ページ94の中城村シルバー人材センター補助金、今回補助金が若干増加していますけれども、その増額は要求どおり全額だったのかどうか教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 シルバー人材センター補助金に関しましては41万3,000円、前年度より増額になっております。その理由としましては、シルバー人材センターの事務所、北上原分校なんですけれども、今までクーラーがなくて、事務局の方とか職員の方々に大変暑い思いをさせていましたので、クーラー1台の設置で増額になっております。

要望どおりの金額だったかどうかについては、クーラー2台の要望がありましたけれども、6年度は取りあえず1台設置して様子を見て、また検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ページ95です。農業委員会のほうとして、前年度からタブレット導入等々やっておりますけれども、この中で、タブレットの活用の進捗は、実績が分からんけれども、委託料も結局ずっと委託しながら使っていくわけですから、ちょっと実際に使っている進捗状況、タブレットのを1点。

そして、ページ98の一般農薬購入補助金の補助の説明もお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 タブレットにつきましては、一筆調査、7月、8月から9月にかけて、農業委員の皆さんと推進委員の皆さん、12名で一筆調査を行うんですけれども、令和4年度は1台で活用してやりました。令和5年度は新たに購入して、令和5年度は4台で一筆調査を始めました。やはり中にはそういう操作が苦手な方もおりまして、若い方はすぐできたんですけれども、一応、今年度も調査に向けて3回ぐらい、沖縄県農業会議を呼んで、講習はしました。やはり慣れない部分もありまして、慣れている人を中心に回ったんですけれども。また6年度もそういう体制でやっていきます。

6年度からは3月、4月、5月と、農業会議を講師として呼びまして、慣れていない方も慣れるようにして、スピードアップして一筆調査を進めていきたいと思っております。

一般農薬につきましては、10%から20%に補助率を上げていただきました。30%、元にはまだ戻せていないんですけれども、30%に、元に戻るようになら努力していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。



○15番 石原昌雄議員 タブレットについてはね、やはりそれぞれ使い勝手はあると思うんですけども、実際に職員はどれぐらいのレベルで関わっているのか。職員がもっと農業委員の方々と、本当にタッグを組んでやってあげないと、農業委員会の農業委員の方々が全部責任ですよというのではないと思うんですよ。農業委員会の事務局として、方向性をちゃんと持っていないと、村職員を通じて、こうしていこう、ああしていこう、相談も全部やってくれないと困ると思うんですよ。これも進めるに当たっては、しっかり一緒にやってほしい。そうすることによって活用が進むと思います。

あと、一般農業についても、今回、20%まで上げてもらって、本当に農家の方々は助かると思うんですけども、以前は30%まで実際あったわけですから、少ない農家ですよ、しっかり支援をしてもらって、ぜひ次回までには30%をつけてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 1件だけお願いします。  
97ページ、12節委託料、地域計画作成における地域座談会ファシリテーター委託料396万円とありますけれども、この内容はこういった座談会で、メンバーはどういった方々か教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 昨日も答弁をしたんですけども、地域計画を作成するために令和6年度5月から7月にかけて、地域の方々と10年後の将来の農地について協議していきたいと思っております。地区は、和宇慶土地改良2地区、当間土地改良2地区、上地区1地区で5地区、計3回の座談会を予定しておりますけれども、役場主導でやった場合には、農地を守るための座談会ではありま

すけれども、いろいろ現在、困っている、農排水の問題とか、村道の問題とか、安全施設の問題とか出てきますので、それを誘導する方、そういう座談会に慣れている方をお願いして、澤畑佳夫さんという方をお願いして座談会を開催していきたいと考えております。

予算については、特別交付税措置で措置されます。

昨年10月、中部農業界の研修があったんですけども、その方が講師として来ていまして、研修会といったら、農業委員は高齢者が多いので、やはり眠たくなったりして聞かない部分はあったんですけども、この方の講演はとても楽しく、インパクトがありますので、全然、皆さん眠らなく進んでいましたので、その方をお願いをしました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
歳出7款に対する質疑はありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 102ページの負担金補助及び交付金の中城村観光協会補助金、現在、観光協会は一生懸命頑張っていますけれども、農林課とちょっと、産業課とつなぎがちょっと悪いのと、今年度思いまして、今年度、産業課が主体として商品作りしましたよね、試作商品ですけども、お菓子類とかいろんなのを作りました。そこを観光協会が主としてですね、もっと積極的に販売してもらわんと、せっかく予算入れて新商品を作った割には、そこは出回っていないなと一瞬感じたもんですから。この観光協会の予算は、これだけ補助金を出していますので、ぜひ産業課の作ったそういったものもね、中城の商品として観光課がもっと取り組んでもらわんといけないなと私は思っているんですけども。そういうのは補助金を出す前に、そこに指導できるかどうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 ４年度にコロナ交付金で幾つかの商品を作って販売をしております。観光協会とも協力しながら、いろんな機関、リウボウの店舗でも販売をしておりますので、その辺をまたまた検討して、観光協会と、また担当も情報を共有するように努めてまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
比嘉 護議員。

○３番 比嘉 護議員 102ページの観光費、トータルで約600万円ぐらい増えていますけれども、新たに何かやることで金額が上がったのか、それとも何か上がった……

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員、ごめんなさい、今、110ページと言っていましたか。

○３番 比嘉 護議員 102。

○議長 伊佐則勝 102ページ、失礼しました。どうぞ。

○３番 比嘉 護議員 増えた理由、新たに何かあるのか、ちょっともしあればお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 増額の理由としましては、中城城跡管理協議会負担金が前年度より534万円増額となっております。理由としましては、県道から上るときに城壁にいろんな雑草とか木とかが生えて、城壁が見えなくなっておりますので、その雑草の撤去、木の撤去の予算で増えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
歳出８款に対する質疑はありませんか。  
金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 ８款、106ページの

この委託料の排水計画策定の場所、これタウンセンター内だと思うんですけども、場所ですね。

それと14節の工事請負費、16節までちょっと説明、16節も工事予算どの辺まで買取り、全部買取りなのか、予定なのか、そこだけちょっとお願いします。確認だけです。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、お答えします。

まず、８款の２項２目12節の委託料、排水計画策定業務についてお答えします。

現在、調整地区の地区計画を入れておりますタウンセンター地区排水対策事業の委託料となっております。タウンセンター地区の排水施設の多くは、農業用水の用水路となっております。これにつきましては、雨水等の排水機能に課題があります。その地区の勾配は緩いため、高潮など水はけが悪く、浸水が発生すること多いことから、地域住民の安心安全な生活の確保や新たな拠点としての都市機能の強化のためにも排水施設の改修や新設、排水機能の抜本的な対策が必要であるため、排水計画の策定を行うものとなっております。委託として313万5,000円計上しております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１１時１０分）

~~~~~

再 開（１１時１１分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

16節の奥間南上原線用地購入費につきまして、令和６年度は用地購入１筆、物件補償１筆を実施する予定であります。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○１２番 金城 章議員 もう１回、それちょっと質問を忘れまして、108ページの12節委託

料のちょっと説明をお願いします。両方ですね、立地計画と都市計画の策定の内容です。

それと、今答弁ありました106ページ、12節委託料の中のこの排水施設です。今、農業排水に出ているもののことを、雨水に変えとおっしゃいましたけれども、安里地区の上地区の全体的な雨水の排水計画に変えるのかどうなのか、そのこともちょっと答弁できますか。今、地滑りがあって、その地域から、埋まった分、水の湧き出るところと排水の位置が少し変わっているような気がするんですよ。それで、その雨水計画等にその部分も入っているのかどうか。ただタウンセンター内だけの排水で、上からの水は流れてきますので、そういうのがどうなるかちょっとお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

まず、先ほどの排水計画からですね、こちらタウンセンターの下だけではなく、県道部分から、今、タウンセンター地区に流れてくるであろう流域を全て含みまして計画を策定してまいります。

続きまして、4項1目12節の委託料、立地適正化計画作成業務委託料、これにつきましては、本年度の12月補正において立地適正化計画の作成業務を債務負担行為を行いまして、令和5年度、6年度で実施していく計画でございます。この主な内容としましては、中城村・北中城村共同まちづくり計画を基に、これから中部広域都市計画区域の移行を目指す中で、区域区分のなくなった場合の無秩序な市街化防止なども含めた土地利用を検討していきながら、これから県と令和9年度に、県のマスタープラン改正に向けて来年度で協議を行うために、この立地適正化計画案の作成ということで、業務を委託しております。

その次の都市計画決定図書作成業務委託につきましては、久場・泊地区の特定保留となって

います地区につきまして、用途指定を行いながら市街化編入、今、令和9年度の、本来ならば5年置きに行われるマスタープランの改定において、市街化編入とか、そういう都市計画区域の変更を行う業務は遂行されていくのですが、こちらにつきましては、特定保留ということで、要件を満たせば市街化編入できるということで位置づけされておりますので、令和6年度で地区計画策定を行うための委託業務となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出9款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 よろしく申し上げます。

113ページの12節委託料です。琉球史教材研究委託料というのが371万円あるんですけども、去年は31万9,000円というふうになっていきますけれども、恐らくごさまる科の教材を作成するというようなものだろうと思っていますけれども、この辺のまた、10倍ぐらいの金額が出ていますが、この辺の説明をお願いします。

それと、この下です。中城村社会科副読本製作委託料574万円、これも今年新たにできていきますけれども、この辺の学習指導要領の改訂等で変わっているのか、その辺の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、113ページ、10款1項2目12節の委託料です。琉球史教材研究委託料371万円につきましては、これまでごさまる科を行っていく上で副読本のほうを

作成しております。近年、副読本のほうが冊数が足りなくなってきましたので、今回この増版を行うことで、昨年度より計画をしてきておりました。今この副読本を改訂するに当たり、教員の働き方改革とかいろいろ加味しまして、今回、ごさまる科の副読本につきましては、デジタルブックでの作成を計画しております。その副読本の作成経費として、今回この371万円を予算計上させていただきました。

デジタルブック作成後におきましては、現在、小中学校で活用しているタブレットのほうで、これまでは副読本を学年ごとにしか提供しておりませんでした。児童生徒全員がこのタブレットを活用することで、全教科書、副読本を閲覧することが可能になっております。あと、その部分で可能な限り、この副読本についてはデジタル的な資料を追加していくことで計画しております。

続きまして、中城村社会科副読本製作委託料574万円につきましては、3年生から4年生の副読本の作成の委託料となっております。これにつきましては、7年度より教科書の改訂があります。それに向けまして、6年度中にこの副読本の作成を行い、7年度から活用できるように製作を行います。部数にして1,800部作る予定で計画しております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、10款について質疑をいたします。

まず117ページです。その12節の委託料、その中に小学校水泳指導等業務委託料ということで788万円入っているんですけども、これは小学校3校あるもんですから、それ全ての水泳指導を予定しているのかどうか。

2点目に、121ページ、これは幼稚園費になるんですけども、これの13節土地賃借料ということで220万6,000円、現在、幼稚園はもう解

体工事に入っていると、これは中小のほうですけども、入っているんですけども、今期いっぱい借りているということで理解してよろしいのかどうか。解体して終わった後、また何か使う予定があるのか、そのあたりを伺います。

3点目に129ページ、これが12節の委託料、部活動の地域移行委託料業務ということで169万円入っているんですけども、これは前から国のほうも進めてきた内容だということで、取りあえず把握はしているんですけども、その内容をですね、部活動を全て、その人材を充てていくのかどうか。あるいはまた単独的にやらない部活動もあって、やる部活もあるのか、そのあたりをちょっと内容のほうを伺いたいと思います。以上。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

117ページ、10款2項2目12節小学校水泳指導業務委託料788万円についてお答えいたします。

今回この小学校のプールの水泳指導の業務委託につきましては、中城小学校及び津覇小学校の2校を予定しております。中城小、津覇小学校につきましては、これから学校の建設に入っていくわけなんですけど、この建設に当たり、プールにつきましては基本的な改修は行わないんですが、機械設備の整備があります。その部分と、あと、津覇小学校についてはちょっとプールのほうの大幅な修繕が必要になってきておまして、その費用対効果を考えると、今回このプール授業につきましては委託方式のほうで変更していくことで検討して、今、予算計上しております。

次は121ページ目の10款4項1目13節の土地賃借料につきましてお答えいたします。

土地賃借料につきましては、中城幼稚園、津覇幼稚園の賃借料1年分を計上しております。

現在、解体工事を中城幼稚園のほうから進めておりますが、津覇幼稚園まで含めると年度途中までかかる事業となっております。基本的に土地賃借につきましては年間契約で行いますので、基本的には1年分発生する方向で考えております。

跡地利用につきましては、基本的には返還する予定なんです、中城幼稚園につきましては5月から小学校の建設が始まりますので、そちらの建設改修のいろいろ、建設のほうで敷地をちょっと使用していきたいと考えていますので、その方向で検討しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 10款6項1目の12節です、部活動地域移行委託業務ということですが、この内容に関しましては、令和7年度の地域移行に向けての中城によりいい移行の仕方というのを協議するための協議会を次年度開催していきたいと思っています。まだはっきり人数とか決まっていないんですが、おおむね8人ぐらいで会議を実施していきたいと思うんですが、そちらの会議等の運営に関する支援をこちらのほうで行ってきたいと思っています。いろんな資料作りとか情報収集なども含めての委託になっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは1点目から、水泳の指導ということで、これは3校ではなくて2校だということで、下の部分。課長ちょっと疑問だったのは、何か機械設備がどうのこうのと言っていたんですけれども、水泳指導とこの機械設備がどういうふうに関係があるのか、そのあたりをちょっともう少し詳しく聞かせてください。

あと費用面でということだったんですけれども、例えば今、現行で行われている任用職員を雇って、その期間だけさせていると、運営しているんですけれども。それと区別して、現行の、

これ年間788万円という金額と、現行で行われている金額との差額が相当あると思うんですけれども、それについての費用対効果が、そのほうが子供たちの水泳の力量が上がるとか、そういうものも含めて考えられているのかどうか、そのあたりを伺います。

3点目が、部活動の地域移行というのは令和7年度から始まるということで考えていいのか、それとも令和7年までに委託していろいろなものを全て整えて、令和8年度からの運営を始めるという段取りなのか、そのあたりもう一度お伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、津覇小学校のプールにおきましては、プールから水漏れがあり、これの施設改修が大幅な費用がかかるというふうに見込んでおります。現在この改修を行うかどうかというのいろいろ検討しました。今後、学校建設においては、このプールの改修以前に、この機械の設備については、維持管理も含めるため、その改修を行わないといけません。その費用と比較して、今回このプールを委託する事業と比較した上で、費用対効果があるということで、この事業方式を取る方向で考えました。

実際、今年度の例えば光熱水費とかに関する費用と比べると、今回の委託は割高になりますが、トータル的に今後15年継続して、学校建設後においては15年の維持管理も含めていきますので、そういった面を含めると、民間のプール教室に委託したほうが経費が大分低くなるということで、今回このような形で委託を進めております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

令和7年度に一気に移行するわけじゃなくて、

進を図るということで設けられています。これの中で事業費、それを活用できる事業としまして、創設支援事業というのが2か年間、上限が108万円、もう一つ、自立支援事業が助成の初年度から5年間、立ち上げてから5年間の間、上限216万円で、もう一つ、マネジャー設置支援事業が助成初年度から5年、上限194万4,000円という内容になっております。

令和4年、5年に関しましては、創設支援ということで108万円の予算を計上しています。令和6年度からは自立支援事業216万円とマネジャー設置支援事業が194万4,000円で、合計で410万4,000円となっております。その分の差額の増額になっております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 吉の浦総合スポーツクラブ、この活動助成金は、令和5年度の予算では108万円計上されています。9月議会で86万3,000円の不用額が発生し、日本スポーツ振興センター助成金の確定通知によるとあります。令和5年度は、この中城村コミュニティクラブは108万円計上されたが、9月議会では86万3,000円の不用額、それで、この前の3月議会では、40万4,000円の減額補正をしています。生涯学習課長の答弁では、このコミュニティクラブは総会も実施していないという答弁がありました。

それでちょっと質問しますね。

令和5年度は、このクラブは9月に86万3,000円の不用額、3月議会では40万4,000円の補正減額をしています。総会も実施していないクラブに令和6年度は40万4,000円の予算を計上して、計上した理由を説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、9月議会の86万3,000円というのは令和4年度の予算の決算になると思いますので、

令和4年度、総会していないような団体さんにそういった6年度予算計上していくのかということに関しましては、令和4年度に関しましては、本当にもう立ち上げすぐの年、初年度でありまして、いろいろ不慣れなこともどうやらあったようで、なかなか事業がうまく進まなかったということで補助金もその年は交付しておりません。そういったのもあって、総会もですね、そういったものがあって開けなかったようです、不慣れなところもあって。

令和5年度に関しましては、実際、現在、昨日もお話ししましたが、ヨガ教室、クラシックバレエ、空手などの五、六個の教室を開催して、順調に運営はされているようです。さらに、昨年9月には日本スポーツ振興センターのほうから2名ほどだったと思うんですが、事業執行調査、現地調査が行われまして、特に問題になるような指摘もございませんでした。

令和5年度の決算に関しましては、これからもちろん開催していくということでお話は伺っていますので、今後はしっかりとやっていくと思います。私たちのほうとしましても、指導助言を適宜行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 日本スポーツ振興くじに助成金交付申請書を出していると思います、理事長宛てにですね、去年も。それでちょっとお願いします。令和4年度と令和5年度のそのコピーを議会事務局に提出をお願いしたいです。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 提出したいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、124ページ、中城村・福智町交流事業「少年の翼」実行委員会補助金、今回、資料とつぶして見ますと、児童交流派遣受入というふうになっておりますが、相互の派遣受入れについての予算が計上さ

れているのか、その内容についてお伺いいたします。

そして2点目、文化財保護費です、同じページになりますが。前日もお話ししましたが、無形文化財についてはどのような支援策を本年度は考えていらっしゃるのか、予算書の中では非常に見えにくいのでお伺いします。

それと、文化財保護審議委員の中に、無形文化財について詳しい委員がおられるのか、そのような審査意見が反映されているのかどうなのかも含めてお伺いいたします。

3点目、12節の展示会空間設計業務委託料、これについての中身を説明していただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、補助金のところですね、中城村・福智町交流「少年の翼」実行委員会補助金ということで、従来ですと子供会の交流事業として、この事業を行っておりましたが、ちょっと子供会の人数も少なくなってきたというのもございますので、これを新たに実行委員会形式にしまして、子供会に参加していなくても希望者の村内の子供たちを入れていくということにしていきたいと今考えております。

受入れも福智町からの沖縄への受入れ、こちらから行くのも含めて、今までどおり、含めての金額になっております。

それと、無形文化財に関してなんですが、まず、文化財審議委員の中に民族の専門の方がお二人はいらっしゃいます。ただ、そちらの方たちの意見を伺っての今回予算編成にはちょっと反映させておりません。今後、6年度に関しましては、ちょっと今のところ民俗芸能に関するイベント等支援というのは、今のところは考えておりませんが、要望があれば適宜対応していきたいというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 124ページ、10款5項2目12節委託料、展示会空間設計業務委託料213万円について御説明いたします。

令和4年度より取り組んでおります歴史的資料整理公開活用事業において、整理と情報収集を進めております。琉米歴史研究会からの膨大な基礎資料と事業の周知とさらなる情報収集も兼ねまして、令和6年度におきましては展示会を計画しております。実施に当たりまして、専門業者に展示の監修、設計、製造を委託する計画として予算計上しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 文化財保護費に関してお伺いします。

やはり教育委員会の中でも無形文化財に対しては非常に認識が薄いんじゃないかなというふうに以前からずっと感じております。有形文化財に対してはそれだけ予算を講じていろいろと手を加えるということがあるんですけども、無形文化財に対しては、この文化財を保護する地域の方々に全て丸投げ状態で、何の支援策もないというのを非常に悲しいかなと思っております。ぜひ目を向けていくということを今年度からはやっていただきたいというふうに要望いたします。

そして、保護審議委員会のほうからもぜひそういう声を上げていって反映させていくということをやらないと、地域活動にますます停滞感を及ぼしてしまうというふうに懸念されます。青年会がなくなったり、婦人会がなくなったりというふうに、片や老人クラブは活発にやっているとはいえども、時代を経てくると、年代が上がってくると、次の世代が果たしてそういう地域活動を引き継いでいくなというのをね、火を見るよりも明らかじゃないかなと思いますので。地域活動の一環も担っているというところ

ろも含めて、ぜひ文化財保護の中で無形文化財に対しても目を向けていくということを取り組んでいただくことをぜひ決意をしていただきたいということが1点。

展示会空間設計委託業務というのは、まちづくり推進課長が答えられましたけれども、今年度もこの事業は担当課はまちづくり推進課で全てやっていくのかどうなのかをお伺いいたします。新しい年度ね。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、無形文化財に関する今後の支援等に関しましては、前向きにといいますか、いろいろ地域の団体さんとも調整させていただきながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

昨日の答弁でもありましたけれども、令和4年が生涯学習課、令和5年度はまちづくり推進課ということで、この事業の進展に一番重要なのは、実際、調査を担当しております専門調査員の一番仕事のしやすい環境をつくるということのすみ分けをした上で、一括交付金上、村長部局で実施しております。来年度も継続して村長部局で実施していこうと考えておりますが、課の統廃合もございますので、実際どこでやるかというのは、事務分掌がまだはっきりしておりませんが、村長部局で実施していくということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 村長部局でやるというのは、まちづくり推進課は廃止されるのに、どこが村長部局の窓口になるんですか、この事業の所管するところは。もう一度ちゃんと答えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城

勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 すみません、ちょっと答弁足らずでしたけれども、まちづくり推進課は令和6年は廃止されます。都市建設課へ統合するということでございますけれども、今の事業のすみ分け上、資料の調査、整理につきましては、一括交付金を担当している企画課がよろしいんじゃないかということで、担当課からは意見を申し上げています。企画課か都市建設課のまちづくり係になるかははっきりしておりませんが、どちらかの部署で担当させていただきます。

(「休憩」という声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩での審議はできません。

(「確認したいだけなんでね。新年度の……」
という声あり)

○議長 伊佐則勝 確認事項ですね。

休憩します。

休 憩 (11時53分)

~~~~~

再 開 (11時54分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

答弁よろしくをお願いします。

まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 すみません、ちょっと事務分掌のところでは正確に決まっていなかったもので、正確なお答えをしておりませんので、改めて答弁をいたします。

今後、令和6年度におきましては企画課のほうで担当していきます。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

じゃ10款戻ります。

金城 章議員、簡潔をお願いします。

○12番 金城 章議員 122ページの旅費です。ちょっとその説明。そうしたら、何名で、外国旅費、どなたが行くのか。これ海外留学の派遣のと思いますけれども、どなたが行くのか。前は、この海外留学、教育関係じゃない人が

行ったと思います。そういうことないか。ぜひこの継続的な視察できる部署から派遣できるのかどうなのか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

122ページの10款5項1目の旅費の外国旅費に関してですが、8万7,000円となっております。こちらに関しましては、海外短期留学に絡むものでして、海外短期留学は6市村、南城市、中城、北中などの6市村で実行委員会をつくっております。そちらのほうでまとまってアメリカのほうに留学するわけですが、その実行委員会の中で各市村持ち回りで、毎年1人随行員というのをつけております。宿泊費、航空運賃などの旅費に関しましては、実行委員会のほうから出るんですが、こちらにあるものに関しましては日当のほうは出ないので、アメリカでの20日間、日本での1日の21日分の日当が8万7,000円となっております。こちらは中城が令和6年度は輪番制で、順番となっております。その随行員の日当になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これ今の時点でどなたが行くということは決まっていけないわけ。ぜひですね、この南城市から何か所かでこれ携わっているのは分かるんですが、このいらっしゃる方をどなたが行くのか分かっている。できたら、この本当の短期留学に関係ある人を派遣しないとどうしようもないじゃないですか。これから継続していく事業なのに、それはもう、ただ向こうで、持ち回りだから、その担当だけを行かすということは違う。これから教育に関していろんなものをやっていける方を要するに派遣してもらわんと、予算決める前に派遣もできたらどなたか決めたほうがいいんじゃないですかね。一応意見です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 海外短期留学を担当しております生涯学習係の2名おりますが、そちらのうちから誰か1人ということになります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 3点ほどですけれども、まず、125ページの工事請負費の中のハンタ道整備工事が900万円余りありますけれども、場所。

次に、131ページ、14節の工事請負費が、今回、吉の浦公園全般に工事が幾つも発注されますけれども、発注に当たっては村内業者を優先にという要望が来ていると思うんですが、その考えがあるかどうかをここでお願いします。

133ページの調理場のところの委託料の一番最後に、12節委託料の一番最後に学校給食生ごみ等回収委託業務26万4,000円、これは生ごみの処理について、住民には生ごみ処理機を提供するんですが、調理場として、今後これを改善する必要があると思うんですが、お願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、ハンタ道の工事箇所に関してなんですが、令和4、5年度にかけてちょっと整備した区間、ちょっと場所が非常に説明しづらいんですが、整備した箇所ののり面の土留め工事、地滑り防止工事をやりたいと思っております。場所という、旧ホテル跡があったところのやぐらみたいな階層、5層ぐらいの建物があった真下の辺りの斜面になります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 10款6項4目12節委託料の学校給食生ごみ等改修委託業務につきましてお答えいたします。

小中学校から出る給食の残飯処理においては、これまで無料で処理を村内業者に行ってもらっ

ておりました。近年、この残飯処理につきましては、疫病対策等により熱処理を行わないといけなくなりまして、この業者につきましては、無償での処理が厳しくなっているということで、令和6年度からは月当たり2万2,000円を処理委託として業務委託することで、今回予算を計上しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

131ページの工事請負費につきましては、吉の浦公園施設の多数の工事を控えておりますので、これまでも各議員から村内企業の育成ということでお話し、要望もありますので、来年度も検討してまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出11款から14款の災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休 憩（12時04分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

日程第2 議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 では、1点だけお願いいたします。

9ページの4款1項1目2節の保険者努力支援分とありますが、1,900万円ありますが、これは保険者としての取組とか状況、実績を点数化されて交付されるものだと思います。これが国保の財政基盤を強化する制度だと思うんですが、今年度に比べましたら、新年度が400万円の減になっているんですけれども、その理由を伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 国保加入者の減少とかによりまして、事業としては去年と同じくらいうまくはいつてはいるんですけれども、減少したことにより全体の金額が少し減少になっていると思われます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第22号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第23号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第24号 令和6年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第24号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第25号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本案について、3月4日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第26号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（13時38分）

令和6年第3回中城村議会定例会（第15日目）

招 集 年 月 日	令和6年3月4日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和6年3月18日（午前10時00分）		
	散 会	令和6年3月18日（午後3時15分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	12 番	金 城 章
	4 番	桃 原 清	13 番	新 垣 博 正
	5 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	6 番	安 里 清 市	15 番	石 原 昌 雄
	7 番	新 垣 修	16 番	伊 佐 則 勝
	8 番	屋 良 照 枝		
欠 席 議 員	11 番	仲 松 正 敏		
会議録署名議員	12 番	金 城 章	13 番	新 垣 博 正
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 欠席の報告をいたします。

仲松正敏議員より、インフルの感染があったということで、本日欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、安里清市議員の一般質問を許します。

○6番 安里清市議員 おはようございます。ぐすーよーちゅーうがなびら。6番、安里清市でございます。

議長の許可を得て、質問をいたします。

大枠の1番から、村政運営について。

迎える新年度に、山積する村の課題にどのように取り組まれるのか、熱意と所見を伺います。

②令和5年度より配置の政策参与に期待される案件について、お伺いいたします。

大枠の2番、住民説明会の開催。

①令和4年度末の2幼稚園の廃止、中学校の敷地移転を含む学校建設事業の開始、商業施設誘致の案件などについて、地域での説明会を行うべきではありませんか。

②国民健康保険税の値上げに対しては、議会として議決をする前に住民説明会を実施すべきことを要求してきましたが、議会後の説明会になってしまいました。今後はタイムスケジュールをしっかりと作成し、説明会の日程を入れていただきたい。

③説明をしてあげるといふ対応に感じますが、主権者は村民であり、後年度の負担をするのも村民であることをもっと重視していただきたい。古い言葉かもしれませんが、公僕の自覚はありますか。

大枠の3です。財政計画の策定と村民への公

表。

①策定状況を伺います。

②作成された計画の妥当性について、どのように検証されますか。

③村民への公表の方法は。

大枠の4です。施設整備について。

第1、吉の浦公園の整備。

①大人広場横のトイレ窓に板を打ちつけていますが、せつかくの施設が見苦しい状況であります。仮設ならば早期に撤去し、修繕できませんか。

②ゲートボール場の各テント下にベンチを設置し、老人クラブ会員の休憩場所を確保できませんか。

第2、新垣農村公園の東側フェンスの設置について。

現在、擁壁工事が県によりなされておりますが、工事の進行に合わせ、フェンスの設置が必要であります。フェンス設置工事の計画を伺います。以上、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠2番のほうから、教育委員会と健康保険課のほうでお答えをいたします。大枠3番につきましては企画課、大枠4番につきましては教育委員会と都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠1番の村政運営について、課題とその解決の取組の御質問でございますので、お答えをいたしますが、新年度6年度に向けましては、何といたしましても中部広域への移行について、これは議員も御承知のとおり、ある程度道筋が見えてきたといえますか、目標にするべき箇所がもう令和9年度と決まっておりますので、令和9年度に向けての準備を着々と進めていく、そういう所存でございます。

令和6年度、令和7年度、令和8年度、しっ

かりと令和9年度に向けて取り組んでいきたい
なと思っています。

あと、ほかにも幾つかございますけれども、
昨今の大きな課題といたしますか、これはもう社
会情勢的な部分でもあります、やはり人手不
足、これはどの業界、どの業種につきましても、
人手不足のしわ寄せが我々の公の部分にも来て
おります。やはり会計年度の絶対数の不足、こ
れは保育所等も含めてもそうですけれども、そ
れもどう取り組んでいくか、これは令和6年度、
7年度にも共通する部分ではございますけれど
も、今からしっかり取り組んでいかないとけ
ないなと思っています。

これは、庁内全体の問題として取り組んでい
きたいなと思っています。

それと、ちょっと答弁は前後しますけれども、
②の政策参与につきましては、中部広域への移
行の部分もちろんでございますけれども、参
与には中城全体のハードの部分もしっかりと頭
に刻み込んでおくように伝えてございます。

例えば、東海岸サンライズ協議会など、そう
いうものも含めて、中城だけではなくて、広域
にわたって中城が関わっていく部分についても、
ぜひ、その辺のことも視野に入れておいてくれ
という話もしてございますので、ハード部分に
関してのいろんな施策を一緒に考えていきたい
なと思っています。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠4の施設整備についてですけれども、教
育委員会としては、住民が気持ちよく施設を使
用していただくために、議員が指摘している部
分に関しても、できるだけ早く整備を進めてい
きたいと考えています。

①②のトイレに関しては、使用中に顔が見え
ないように、目隠しをするために窓に板を打ち
つけているようです。

大枠4の詳細については、生涯学習課長、大
枠2の①については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の①につ
いてお答えいたします。

令和3年10月20日に吉の浦会館ホールにおい
て、中城村立幼稚園の閉園及び認定こども園の
新設に向けての住民説明会を開催しております。
参加者は73名でした。

続いて、中城中学校の移転や商業施設誘致の
住民説明会については、双方の事業において非
常に関連しますので、適切な時期に係関係課と合
同で開催したいと考えています。

なお、令和6年3月号の村広報紙において、
この事業の方針などについて掲載しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 安里議員の大枠
2の②と③についてお答えいたします。

令和6年度の税率改正につきましては、決議
後の住民説明会となってしまいました。今後は、
住民に十分理解が得られるような広報や説明会
の在り方、日程も含め、しっかり検討してまい
りたいと思っています。

③の公僕についての自覚であります、日々
自覚を持って努めております。これからも、全
体の奉仕者として自覚を持ち、職務遂行に当た
ってまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、安里清市議
員の大枠3について答弁します。

中長期財政計画の策定状況につきましては、
計画策定に必要な作業をおおむね完了し、現在、
3月末策定に向けて最終調整の段階となっております。

本計画については、過去直近4年間の決算状
況及び令和5年度の予算措置状況を基に令和6
年度以降の動向を予測し、さらに今後5年から

10年間に各課で計画されている規模の大きい事業の計画を加え、より実情に即した形で策定できるよう努めておりますので、現時点においては妥当な計画であると考えております。

今後も、計画の妥当性については、計画策定後の決算の状況や各課の事業計画変更なども含め、随時検証していくことと考えております。

公表の方法についてですが、村民だけでなく、広く周知するためにも、村のホームページへ公表したいと考えております。

また、窓口においても閲覧できるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠4についてお答えいたします。

まず①に関してですが、大人広場の横にあるトイレの窓についてですが、もともとガラスのない開口部となっております、プライバシー保護のために木の板を目隠しとして設置しております。さらに、野球ボールが飛んできた場合の安全対策も兼ねておりますので、今のところ撤去する予定はございません。

②についてです。破損しているベンチに関しては、予算の範囲内で今後修繕していく予定となっております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。

安里清市議員の大枠4の（2）についてお答えいたします。

新垣農村公園の東側斜面は現在、中部土木事務所で地滑り対策工事を行っております。

中部土木事務所からは、フェンスについては当初から崩れており、工事の支障となるための撤去ではなかったということで、地滑り対策工事により復旧することは難しいという回答を得ておりますが、工事完了時に転落防止の観点か

ら何らかの対策を検討することの確認もとれておりますので、令和6年7月末の完了予定までに中部土木事務所と協議を行いながら、フェンス設置を検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

大枠の1についてですが、村長の施政方針の中では、住みたい村、住み続けたい村を目指し、村民の皆様が心豊かに暮らせるよう、令和6年度も職員一丸となって施策の実現に向けて取り組んでまいりますと結んであります。

施政方針は、今年度の施策について述べたものでありますが、村長の任期も6月までとなっております。その後の村政運営について、村長自身、いかがお考えなのか伺いたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今言えることは、任期満了までしっかりと職務を全うしていく、それだけでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 しっかりと任期中は頑張っていただくというふうな御答弁でありました。現在、村内見渡しても立候補の動きがないような状況で、次の村長にもなっていただくのかなということで期待をしております。

続けますが、議会と行政は車の両輪に例えられております。双方で補完をしながら村づくりに当たるものと認識をしております。

そこで伺いますが、今回、令和6年度の一般会計予算審議の委員会審議の過程で、多数の各課からの予算に対する指摘事項が出ております。その中で、特に必要な資格を有する正職員の採用や配置などに関する事項がございます。

これまでの予算審議の過程での議会からの意見や委員会などの意見に対し、どのように対応をされ、施策に反映させるのか。これまでどういうふうな反映をさせてこられたのかについて、

お伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

まず人員の配置につきましては、各課からの要望として人事ヒアリングを毎年開催しております。それに基づきまして、予算の執行における事業費、予算の規模だとか事業の件数であったり、そういうのを踏まえながら人員の配置を考えております。

特に、当初予算でお話があります人員の配置につきまして、質疑等もいろいろありますけれども、それも踏まえながら、各課と調整をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 例えば保健師とか保育士とか、そういった専門的な資格を有している方々の配置について、令和6年度当初から、もしかしたら足りないんじゃないかなという懸念を課長の方で示されているところもあります。そのようなところについて、先ほど村長もおっしゃっていただきましたが、労働力の売手市場だというふうなこともあって、非常に人が集まりにくい状況なのかなと思いますが、令和5年度から、勤勉手当の支給も含めて改善には取り組んでいっていると思うんですが、さらに一歩踏み込んだ何かアイデアがないのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

専門職ということで各課、関連する課につきましては、来年度の要望ということで、人事ヒアリングの中で、職員が何名必要ということとは要望を受けまして、今回の採用試験を踏まえて、令和6年度の配置として必要な人数を配置をしているところであります。

ただ、産休であったり育休であったり、その

分については、職員を充てることは難しいというところでございますので、会計年度任用職員の対応ということで予算を措置しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この会計年度任用職員としての採用広告を、あるいは情報をいろいろ流されても、多分、有資格者の方でそれに応じてこられるのがいらっしゃるんじゃないのかなというふうな議論も委員会の中ではなされましたので、正職員の採用に向けては、また定数条例にも絡んでくるかと思うんですが、しっかりと対応していただきたいと思います。

先ほど、委員会審議の結果について、どういうふうに尊重されているのかというようなことをお聞きいたしました。委員会で審議された内容について、意見を付して認定するものという結論を出したりしておりますが、これが、その意見がどういうふうになっているのかについて、非常に疑問の声がございましたので、質問させていただきます。

今後また、その意見に対して真摯な取組を要望したいと思います。

次に、昨年度から配置の政策参与に期待される案件を伺いました。

御本人は、都市計画に関する知識や、それに基づく経験が豊かであると聞いております。

令和6年度は、北中城村との共同のまちづくりが計画段階から実施段階にかかる時期だと思います。ぜひ、この機会に村長にあつては、政策参与の持てる力を存分に活用され、新たなまちづくりに生かしていかれるよう期待をいたします。

続きまして大枠の2について、住民説明会の開催について伺いました。

6年度末の2幼稚園の廃止、両小学校の建て替え事業、中学校の敷地移転を含む学校建設事業の開始、商業施設誘致の案件などについて、

この件については昨年6月の議会で、各字行政懇談会を提案いたしました。その際に村長は、近いうちに時期を確定し、担当課と話し合いながら決めていきたいと答弁していらっしゃる。担当課との話し合いは行われたのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、答弁します。

行政懇談会については、大体4年から5年をローテーションとして実施しておりまして、前回は令和元年度に実施しております。

今年度、令和6年度においても、予定の年度となっておりますので、その辺については、日程の部分については、また改めて内部で協議はしていきますが、予定をしております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これが、そのスパンが非常に長いですね。特にこの問題については、2年ほど前から取り上げている事項なんです、前倒しで実施する、5年6年のスパンではなくて、そういうような御検討もされるべきだと思うんですが、いかがだったでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、前倒しについてお答えします。

今回、中学校の移転、商業施設の誘致などの住民説明会を含めた行政懇談会ということになりますと、通常の行政懇談会は、各事業の項目ではなくて、現在課題としている地域の部分も大きく聞いていくようなこれまでの取組ですので、もし中学校移転、商業施設のみということであれば、まだ別の方法で、行政懇談会ではなくて、その他の説明会として担当課のほうで検討できるものであれば、行政懇談会以外で対応をしていけるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今の課長の御答弁では、各課の事業関係についての説明会にとどまらず、

そういった大きな項目のことについては、慎重にやりたいというふうな御答弁だったかと思いますが、先ほどから申し上げているんですが、教育総務課長のほうから、学校の幼稚園の廃止については、吉の浦会館で説明会をされたというふうなことがあるんですが、やはり先に地域懇談会をされたのが令和元年だというふうな御答弁ですが、あのときに都市計画の変更に係る那覇広域市町村圏から中部広域へ移るというお話をされてから、大分いろんな事情が変化をしていっている。

そういう中で、もう少し早めに取り組むべきであったのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 先ほどの答弁と重複するところもあると思いますが、行政懇談会だけではなくて、各事業、いろいろ時期など、先ほど教育委員会のほうからも、双方の事業に関連して適切な時期に開催していきたいというふうなこともありますので、行政懇談会だけをいつ開催するかというのは、その事業に合わせてではなくて、全体を先ほど説明した村全体の日程なども含めて、また各地域の自治会との調整も必要ですので、そこはまた別で考えていきたいというふうに思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 しっかりと説明会に向けてスケジュールの調整もお願いしたいと思います。

②のほうでは、国民健康保険税を取り上げましたが、今後、水道料金や下水道料金、その他公共料金の引上げなどの場合にあっては十分な説明を求めたいと思いますが、チラシや防災無線、村のホームページなどでの活用は基本的なこととして、まずやると。説明会については、規模の大小は問わず、やっていただきたいと思いますと考えますが、タイムスケジュールに組み込ん

で取り組んでいくというお考えはないでしょうか。再度御答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今回はタイムスケジュールちょっと合いませんで、事後になってしまったんですが、しっかり検証して、どういうふうに伝えていくかというのはしっかり考えて検討していきたい、住民説明会の在り方や日程もですけれども、しっかり検討して進めてまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 説明会を開いても、参加者が少ないだろうというふうな予想をされたのかなという住民の御意見も聞きました。それで会場を役場庁舎の中に設定したのかなというようにも伺いましたけれども、そうであったとしても、まずやるんだという姿勢は非常に大切だと思います。

先ほどから申し上げていますが、いろんなメディア媒体等を使つてのものと、それから、じかに声を聞くということが必要だと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

これ、島袋課長だけのところではなくて、その他の課についても同じようなことがありますので、よろしくお願いいたします。

③について、質問の中で、公僕の自覚はという言葉を使つてしまいましたが、職員として、一方働く労働者としての側面と併せて、住民に奉仕する精神面のこととして御理解をいただきたいと思います。私の認識としまして、職員の皆様は一生懸命頑張っているものと思います。

村民の皆様との意思疎通に努めることが信頼される第一歩だと思います。役場のやっている事業や、これから実施する事項について、出向いていってでも説明会を実施すること、地域行政懇談会や住民説明会の開催については、万難を排して頑張りたいと、要求をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大卒の3の財政計画についてでございます。

去った2月に吉の浦会館で開催されました第5回中城村議会報告会でも、村民の方から、村の事業の大きさと、それに伴う予算の大きさを、危惧する意見が寄せられ、今回の財政計画の策定が、村民の皆様の村財政への安心につながることを期待しております。

1点だけ確認をしますが、中城村財政計画の概要版については、作成される予定でしたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

財政計画を策定する、今年度取り組んでいますが、当初はそういった概要版を作成して、一枚紙で見やすいようにというような予定もしておりましたが、内容について、やはり規模というんですか、内容も細かく多くなることとなりますので、そこはちょっと概要版については現在計画はしておりませんが、ただし、先ほど答弁したようにホームページ、また窓口での閲覧などもできるように、そこでまた対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これから将来10年間にわたつてのことについての計画だということなので、多分膨大なページ数になっているのかと思います。村民サービスの一環としてでも、A4の裏表ぐらいででも何とか、非常にざっくりばらんな感じででもいいと思います。これを見れば概要が分かるというふうなことで、ことをしていただかないと、どうも絵に描いた餅みたいな感じになってしまうといけないのかなと思います。

研究をされる方は一生懸命御覧になるはずですが、そうでない方にも、手に取って見ていただくというふうなことで、どうか御検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

財政計画を担当している私のほうでも、なかなか一目見てこうだなというのを、住民の皆様が分かりやすいように、それをA4版2ページ程度ということになると、そういう情報がそこに全部入れ込めるかというのが懸念されますので、できるということであれば、また検討はしますが、現在のところは、内容のほうを伝えられるように、できれば全体の計画でいきたいというふうには考えています。

ただ、議員おっしゃるように、住民の皆様に分かりやすいような資料ができるのであれば、そこも考えていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

この質問の中でも懸念しているものが、やっぱり②のこの計画の妥当性についての検証がどういうふうになされるのかというようなことで、これは毎年度、年を重ねていくに従って、それが達成度を確認しながらということになるかと思うんですが、そういうようなことについて専門の知識を持ったところに、今回この財政計画が出来上がってくるわけですが、専門の知識を持った方を活用して、その計画がつくられている。

一方で、その計画が本当に妥当なものなのかどうかについての検証というものは、特にそういう、先ほど申し上げた毎年度の村の事業の進行状況に合わせてしか確認できないのか、そういった知識ある方をお願いをして審査をしてもらうというようなことはできないのか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

財政計画については、先ほど答弁した村の決算の状況、そして今後予想される大型事業など

も含めて、今回はその計画に入れ込んでいますので、妥当な、近いこの計画になるのかなというふうに思っています。

ただし議員おっしゃるように、庁内というんですか、担当だけでそういった検証をするのもひとつ懸念もあるかなと思いますので、現在、公会計の委託をしておりますので、その部分も含めて、その事業者から、そういった意見を求めることができるのかなと思っていますので、そこはまたそれで対応していきたいふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 学校建設、小学校だけで60億、中学校がまた用地取得費から含めると多分、その金額ぐらい、あるいはもうちょっと超えるのかなというようなことで、さらにまた商業施設誘致の件も出てきます。いろんなことで財政が非常に動く時期で、村の発展のためになることなのかなというようにことで期待はしながら、金庫は、お金は大丈夫かということも気になりますので、ぜひ毎年度毎年度、目をそらさずに頑張っていただきたいと思います。

次に、大枠の4ですけれども、施設整備について伺いました。

1点だけ気になっているのは、設計の段階からトイレ、窓ではなくてオープンになっていたというふうなことです。今、板が2枚ほど打ちつけられている状況ですが、どうにか改善することとはできませんか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

なぜ窓がなかったかというのは、もう大分古い建物ですので、ちょっと把握はできていないんですが、一応、今後は景観的改善が図れるかどうか考えていきたいとは思っています。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 とよむ中城ですので、

特に目につく、年に何回もその施設周辺を利用している先輩方がいっぱいいらっしゃるわけですので、何かもう少し小ざれいにできないのかなというふうに思って質問をしております。

それから、ベンチの設置については、予算の状況を見ながら進めていただくというようなこととお伺いいたしました。

あれは、老人会のどなたかが何か、今あるものは寄贈されているんだというふうに聞いておりますが、もう大部分が破損、破壊されている状況ですので、予算の状況も関係するんですが、早めの対策をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

これで一般質問は終わりますが、今年度で退職される職員の方々皆様に一言御礼を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、議会と行政は車の両輪と言われます。両者がうまくかみ合っこそ、本来の目的地である村民の望む住みたい村、住み続けたい村、中城村の実現が可能になるものと思います。その意味からも、私の拙い質問にも真摯に御答弁いただいて、ありがとうございます。

退職される皆様、長い間、大変御苦労さんでございました。皆様が今後また健康で健やかに御活躍されるよう祈念いたします。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１０時４１分）

~~~~~

再 開（１０時５５分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

**○１２番 金城 章議員** それでは皆さん、おはようございます。金城 章、一般質問を行い

ます。

通告書を読み上げながら、少し変更のところもありますので、読み上げて変更します。

大枠１、道路行政についてであります。

宜野湾横断道路（東西道路）の進捗状況はどうか。

②来年度の道路整備計画は何件で、場所等を伺います。

③西原バイパス中城区域の進捗状況はどうか。また、西原バイパス周辺地域の用途変更計画は、作成の取組はどうか。

④村にて開発・整備済みの生活道路の村道認定への取組についての考え。これは、以前モデル事業で、村道はほとんど生活道路整備、舗装整備した後なんです。そこが村道認定されていないものですから、質問いたしました。

大枠２、村内公園施設整備についてであります。

まず、①南上原地区の糸蒲公園斜面地の防草シートが剥がれている状態です。斜面地の整備計画の考えは。

②各地域の公園整備と利用状況及び管理体制を伺います。

③、これは公園施設内に入れたんですけれども、シェアサイクルがほとんど南とか公園施設等に設定されておりますので、その利用状況と、業者が分かれば業者名もお願いいたします。

大枠３、施政方針より。

子育て支援について。

保育士について。近年課題であります保育士不足について、保育士確保に向け各種補助事業を活用し、保育士が働きやすい環境づくり、保育士の処遇改善に取り組むとあるが、どのような取組を行っているのか。これまで成果が出ていないような気がし、また変わった取組をしないといけないのかなと私も感じて、出しました。

続きまして、新たなまちづくりについて。

①日本各地域で人口減少の中、本村はまだま

だ人口増加という推計結果が出ております。そこで、新たな居住者の受入れ確保を図るため、北中城村との共同のまちづくり計画を基に、土地利用計画、中部広域移行に向け、関係機関と協議するとあるが、本村全域で土地利用は本当に変わっていくのか。考えをお聞かせください。どの程度時間かかるのか、そこをぜひお聞かせ願えればと。

②タウンセンターの位置づけ内で、用途変更ができない白地があります。資料が配られたと思いますが、このタウンセンター内で農地そのものが残っている地域があるもんですから、そのことをお聞かせ願います。この資料真ん中の白地ですね。

③特定保留地に指定されている久場・泊、この市街化区域編入に向けて、地域住民と地区計画の指定に向け協議するとあるが、どのような内容で協議するのか。

④タウンセンター内にて中学校建設、PFI事業方式の進捗度、本村の企業へのメリット・デメリットをどう考えているか。

大枠4、各自治会運営補助金についてであります。

事務委託者契約について。本村は自治会長との個人契約になっていると思いますけれども、そのことについて、お聞きします。本村は現在、事務委託者は各自治会長と個別契約となっているが、それを各自治会、各字、団体との契約に変える考えはあるかどうか。以上です。よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番を都市建設課、大枠2番は都市建設課と企画課、大枠3番につきましてはこども課、都市建設課、まちづくり推進課、教育委員会、大枠4番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠3番の保育士支援についての①、先ほども安里清市議員の御質問に少しお答えいたしましたけれども、各分野、もう絶対的数が足りておりません。この保育の分野もそうでございます。絶対数が足りておりませんので、それをどうするかということで、いろいろ検討をしなくちゃいけない状況になっております。

少し言い訳めいたことを言わせていただきますけれども、これは中城村だけがよければいい、というならば、採用におきまして中城だけを基準にといいますか、私どもさえよければいいということにはならないんです。社会的にも全市町村が、やはり保育士は不足しておりますので、それを足並みをそろえながらやっていかなくちゃいけないというところが、非常に難しいところでありますけれども、離島とかであれば話は別になりますが、特に中南部、中部近郊は全てが同じ条件でございますので、保育所は不足している状況でございますので、いろんな情報を共有しながら解決策は見いだしていかななくちゃいけないと非常に危惧するところでもございます。

せっかく施設はあるのに、なかなか保育士が集まらないという状況が続いておるのを何とか打破していく方法を考えていきたいと思います。

詳細につきましては、またこども課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の施政方針についてですけれども、先日、第1回目の中学校整備事業者選定審査委員会を開催いたしました。

今後、中学校の教育環境の充実に向けて、計画的に取り組んでいきます。

進捗状況、詳細については、教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金城

章議員の大枠1番、大枠2番、大枠3番についてお答えいたします。

大枠1番の道路行政について、①宜野湾横断道路（中城地区）については、用地アセスメント調査及び事業計画検討業務を発注し、事業化に向けた調査などを行っていると同っております。

宜野湾横断道路は、ハシゴ道路ネットワークの強化、救急医療体制の強化、防災避難体制及び物資輸送力の強化、東海岸サンライズベルト構想への寄与、中城インターチェンジ周辺の新たなまちづくりなどの効果が期待でき、中城村や近隣市町村、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものであると考慮されることから、早期の整備が必要であると考えております。

村としても、早期事業化に向けて沖縄県と協力してまいります。

②令和6年度の道路整備は、高速道路沿いの南伸線で実施設計を6路線、工事を6件、新垣中央線の実施設計を1件、三田線の工事を1件、新川線の災害防除事業で詳細設計を1件、橋梁で、泊浜原1号ボックスと津覇前原線2号ボックスの詳細設計を2橋、中城村役場周辺の交通安全対策施設の詳細設計1件、伊舎堂前原線のカラー路側帯工事1件、タウンセンター地区排水計画設計1件で、合計しまして、道路と橋梁で詳細設計12路線、工事8件を予定しております。

③南部国道事務所では、現在、西原バイパスの用地幅員の測量を実施していると伺っております。西原バイパス周辺の用途変更については、現在は検討しておりません。

④生活道路の村道認定の取組については、住宅が連担しており、幅員4メートル以上で道路内の地権者が村に所有権を譲渡、また行き止まりでない路線については、村道認定及び補助メニューなどを活用した整備を検討していきたいと考えております。

大枠2、村内公園施設整備について。

①糸蒲公園の防草シートについて。この防草シートは、高低差の大きいのり面などの雑草や雑木の処理が困難なため、平成29年から令和元年にかけて設置しておりますが、風の影響を受けやすい場所は、経年劣化などで一部剥がれております。現在剥がれたままの箇所について撤去を予定しております。

斜面地の整備計画の考えは今のところありませんが、県や他市町村の状況を調査し、有効な斜面管理の方法があれば、糸蒲公園でも取り入れられるか検討したいと思います。

②各地域の公園について、今年度、遊具の点検を行い、必要に応じて修繕や更新を検討いたします。

各公園の正確な利用人数は把握しておりませんが、地域の方が利用していると考えております。管理は各自治会に依頼しております。南上原区画整理地内については、公園数も多いため、村で管理しております。

大枠3、施政方針より。

新たなまちづくりについて。

①現在、北中城村との共同まちづくり計画を基に、両村の土地利用計画と立地適正化計画（案）を策定中であります。

その計画の中で線引きを廃止した場合の新たな土地利用計画を示し、中部広域都市計画区域移行へ向けて関係機関と協議してまいります。令和9年度の沖縄県都市計画マスタープランの改定に合わせ、新たな土地利用計画の運用を目指していく所存であります。

③特定保留地域につきまして、用途指定の説明と地区計画の内容について、地域に説明し、同意を得る考えです。

具体的な内容については、令和6年度の資料作成業務の中で検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 金城 章議員の大枠2



のシェアサイクルの利用状況について答弁をいたします。

令和4年度の1年間の村全体の利用回数は4,823回となっております。

それと事業者については、県内でシェアサイクルを多く運営管理しています株式会社プロトソリューションであります。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠3、施政方針より、子育て支援について、①についてお答えいたします。

村内保育施設の就職説明会の実施や沖縄県保育士保育所総合支援センターと連携し、県の合同就職説明会への参加、相談窓口などの情報提供を行っております。

また補助事業として、保育士正規雇用化促進事業、県外保育士誘致事業、保育士就職応援金事業などを継続して行っており、他自治体の状況や施設のニーズを確認し、新たな補助メニューの導入を検討しております。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 大枠3の2)の②についてお答えいたします。

沖縄県が策定しました市街化調整区域における地区計画ガイドラインにおきまして、農振農用地及び地滑り防止区域は地区計画の区域に含めることはできないとされております。県のガイドラインにのっとり、それらの区域を除外した地区計画区域となっているため、多少いびつな形になっております。

議員御指摘の白地とおっしゃっている箇所は農振農用地であるため、ガイドライン上、区域に含めることができない理由がございます。基本的には、広い範囲で最大限の活用を考慮した区域設定を行っております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3の④につ

いてお答えいたします。

中城中学校の整備に係る進捗状況については、村ホームページにおいて、実施方針策定の見通しの公表及び実施方針と要求水準書（案）を公表しております。

今月3月13日に第1回事業者選定審査委員会を開催し、選定委員を選出いたしました。今後、事業者選定に向けて進めていきます。

本村の企業へのデメリットとしては、代表企業及び構成企業として参加するためには、出資額の負担が大きいと、村内企業においては応募グループの参加は厳しいと考えています。

メリットといたしましては、現在公表している実施方針の中でも、沖縄県内または本村内に主たる営業所を置く企業が、応募グループまたは協力企業、もしくはそれ以外の下請企業として5社以上本事業に加わるなど、地域経済貢献への配慮を期待していると示しておりますので、村内企業への配慮を行うよう村としても要望してまいります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠4についてお答えをいたします。

事務委託契約は、中城村事務委託要綱第1条に、自治会の代表者または村長が適当と認める者にその事務を委託すると規定されております。この規定に基づき、現在、自治会の代表者と契約を行っております。

自治会の代表者との契約から、自治会団体に契約の相手方を変更することは現在考えておりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、再質問を行います。

宜野湾横断道路については、なかなか進捗しないですね。ぜひ、これも県の事業ではありませんけれども、村からの要請要望によっては早めの進捗があると思いますけれども、その件でひ

とつ村長、県へのこの横断道路を早めにしていくということ、この要請なされたことあるかどうかだけ一言。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

令和2年度の記憶をたどっている話ですけども、令和2年度以降ないと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長は忙しいことは重々承知でありますけれども、ついでもいいですから、県に行った、そのことを一言でもちょっと触れていただきたいなと思います。今後期待しております。

②は回答ありましたので、③用途変更の検討はないと言いますけれども、これ施政方針の中のまちづくりにも関することだと思いますけれども、各地域の、中城村全体の地域の用途変更は早めに考えて実施しないと、このまちづくりの指針、計画もできないと思います。用途変更は先々に考えないといけない。バイパス道路が開通したら、周辺は住宅もつくれる状態ですよ。その件を先々に取り組み、そういう地区計画とか用途変更はやらないといけないと思います。

先ほどの大枠3の答弁で、今まちづくり課の課長が、この白地の農振農用地も一緒ですよ。計画的に何でこういうふうな用途地域に白地が残されている、先ほど課長が言う農振農用地の変更は分かります。この変更、私も一応分かるんですけども、計画立てた段階に、そこ変更しようとして前向きに全部動かないと、どうしようもないんじゃないかなと思っています。

村長、この白地の件についてどう思いますか。このタウンセンターで、真ん中に農振農用地が残ったと。これ、先ほどの答弁では、県の農振農用地で、計画に含まないのは分かりますけれども、これ変更するべきだと思います。タウンセンター内に入れて住宅地をつくるか、それか

まだ何か公共施設を持ってくるかどうか。この考えで欲しいんです。前々から、このタウンセンター考えていたら、そういうことにならない。タウンセンター計画出たのも、3年前ですので、計画できたと思いますが、どう思いますか。この計画を見てから、私は、はあと思ったんですよ、実際。

農振農用地変更できないのは、県の農林課とか、そういう条例とか、これは分かりますけれども、先々へ進めていかないと、まるっきりタウンセンターじゃなくて、ドーナツになってしまって、そこだけは利用できないということだったら、村がこの地主と掛け合っても計画進めていくべきじゃないかなと思いますが、ちょっと一言、村長。この地図見て感じたことだけでいいです。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 恐らくでしか判断できませんけれども、技術的に不可能だったんだと思います。これ地権者の意向も含めてだと思いますが、私どもができる最大限のことはやったものとして捉えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今飛びましたけれども、この用途変更も一緒だと思います。こういうことにならないように、西原バイパス来たときに用途変更もしないと、せっかくの道路をつくって、その道路を生かし切れないんじゃないかと私は思うんです。村として。

それで、まちづくりの観点から、そのバイパスの設計も上がっていますし、変更もそんなにないと思うんです。それで、これから一緒に策定をぜひ計画してほしいと思います。ぜひこれ検討してください。係も増えたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

④について、そこもちょっと村長に伺いたいと思います。

これまで、この村の開発道路というのは、生

活道路モデル事業で舗装したんですよ。幅員が確かに4メートルないところもあります。それ以上のところもあります。それと道路があつて挟まれている地域は2項道路として認められて、その家がないところは、もうそこで村道認定が切られているんですよ。幅員が少し小さいとか、今、課長の答弁あったように村が買取り、名義変更もしていなくて。道路は整備された、側溝も整備された。しかし、隣地の現状で、隣地が要するに少し道路に食い込んで残っているんですよ。そういう状態がいっぱいあります。

そういうことは、モデル事業とか村が整備やった道路は、ほとんど認定しないと、これからまた家につくれない状態。ぜひ、これは分かっていたいただき、認定を進めるように検討していただきたいと思います。

それから課長、大枠2です。糸蒲公園の斜面地の整備計画考えていないと。実際もう張りかえるのか、また何か植樹帯を植えつけるのか。

西原の琉大病院の近くの貯水池があるんですけども、その近くに公園がありまして、そこも斜面地なんですよ。そこは周辺に松を植えて、それと松を植えた段階で、その下が雑草がほとんど生えていない。そこも、斜面地に松を植えて、松で土留めをしているような状態で、それで、斜面地はまた松の陰で雑草がほとんど生えていないです。そういう計画を立てるべきじゃないかと思う。

いつでしたか、先週ですか、先々週ですか。ちょっとNHK見ていましたら、この地域発展のために取り組んでいる方々がいて、現状ある、本当に何もない地域で、もう過疎化になって観光客も少なくなった。しかし、そこに新たな施設をつくって観光客を呼び込もうと、そういうのを呼び込もうとしたときに、新たな施設をつくっても一時期だったらしいです。しかし、この地域を1人の方が草刈りしたり、景観をよくし、現状のままの要するに地域をつくったと。

緑地帯ですね。そこにはもう菜の花もあるわ、桜もあるわ、いろんな紅葉が、その季節になったら紅葉がすごい。

それで、何となく草刈りをして地域をよくしていただけて、この観光団が増えたというのをちょっと見て、当たり前のことをまたお金もかけずにどうしてやるかということ考えていかなきゃいけないと思います。

それだけ糸蒲公園の整備計画がまだないと言いますが、緑地帯にする計画があるかどうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

南上原のこの糸蒲公園ののり面部というのは当初、張芝をして、きれいな芝でのり面を覆うという計画をしておりました。

ただ、やはり雑草、雑木に負けてしまって、これを常に草刈りをしているという状況だったのですが、ただ、のり面がやはり長過ぎて、かなり草刈りにも作業的に危険を伴うということで、防草シートを設置いたしました。

今、台風とかでかなり剥がれている部分があって、剥がれている部分が今は風が強い影響を受けるところだと思っております。今、議員がおっしゃられるように樹木を植えたとしても、風の影響を受けて少しもたないんじゃないかという懸念もあります。

ただ、剥がれている部分はもう今、撤収しまして、今後もう一度防草シートをするか、また議員がおっしゃるように西原とか、そういうところからもいろいろ聞いて、どういう計画がいいのか今後検討してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、ほかの地域見て参考にして、いい地域をつくっていただきたいと。

先ほどお話しした松でも、課長のおっしゃるとおり確かに植えた時期は風の影響でいっぱい

受けるんですけれども、成長すればすばらしい緑地帯の公園になると思っております。

③のシェアサイクルの利用状況について、少しお聞かせください。

これは、この会社が設置しているんですけれども、各公園とか公共施設に置き場所を設置していると思う。その会社から何か本村にメリット的なものがあつたかどうかだけ。利用料とかそういうのが。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 シェアサイクルについては、南上原の交通渋滞なども現在課題としてありますし、また地域に住んでいる学生なども多く、琉大の中においてもシェアサイクルの設置がありまして、その部分を含めて村のほうで実証実験ということで、南上原地域をスタートしております。

メリットとしても、やはりそういった自転車活用による移動も買物などもできる状態ですので、また村のほうでは運営費の費用も出ておりませんので、その部分について大きなメリットがあるかなと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 確かに村民の足として移動のできる、このシェアサイクルは本当にいいものであります。

しかし、会社として村の村有地を利用してやっていると。会社としては、逆に利潤を上げています。村民の足だけで、要するにそこだけするんじゃなくて、この公園施設に何か貢献できるようなものを求めたらどうかと。先ほど言った木を植えたり、花を提供したり、そのぐらいはこの会社としてできるんじゃないかと思うんですけれども。

そこはもう最初提供して、村民の足の利便性をよくするのはもうよく分かっています。これまでずっと、もう設置、シェアサイクルの費用とかも分かっていると思います。しかし、本村

に貢献できることを少しでもやってもらわないと。ずっと会社の利潤だけで、村民の足だけを要するにできるということだけなんで、この公園とか施設を利用しているから、そこに何か貢献できることを要望したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

運営会社のほうにおいては、村のほうで自転車の購入をして、運営自体は無料で実施していただいております。車両の移動なども含めて、管理。ですので、村内だけでそういった利潤が出ているかということ、聞いたところ厳しいというのもありました。これは県内全体で考えると、那覇などのほうでよく利用されているのもありますので、村としては先ほどのメリットもありますので、事業者においては厳しい状況も含めて、現在のところは厳しいかなと思っています。

ただ利用数も、近隣の市町村も設置してきていますので、西原、与那原、北中城村、そこでまた利便性が高まればいいのかというふうに思っていますが、事業者についての何か村への投資というんですか、そこについては厳しいかなと思っています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 利潤がないと言われたら、確かにそうです。もうけが少ないということですね、正直言って。もうけが少なくても、ずっとやるかどうかの問題、引き上げると思いますか。私が言いたいのは、この小さな公園に植える緑化事業でも、緑化の対策も全然少ないし、そういう草花ぐらいでもいいんですよ。利潤の中から。今年はこの公園、来年は別の公園ということで、そのぐらい求めていいんじゃないかなと思うんですね。

結構、このシェアサイクルの場所を見てみると、自転車が利用され、残っているのが少ないですね。結構利用されている。

ぜひこれは検討してみて、公園に投資する。少しだけでもいいですから、公園を見栄えよくすること。

それと、このシェアサイクルも執行部で取り付ける場所を設定して、やったのか分からないですけれども、この公園の遊び場として、利用に支障を来す場所に設定されている場所もありますので、子供たちが遊んでいるところに、もしこの自転車があるときには、邪魔になる場所もある。ぜひ、公園への少しの草花の提供ぐらいは求めていただきたいと思います。

次に、この保育士問題です。

保育士問題で、この各認定保育園ありますけれども、こども園、保育園がありますけれども、その保育士の実際の現状、この施設をつくって、先ほど村長からは中身がまだ、課長からもありましたけれども、全体でこの受入れ人数を満たしている箇所が何か所あるのか、また満たせないところは何か所あるのかだけ。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和6年度におきましては、定員に対して保育士不足のために受入れ定員を減らさざるを得ない施設は、2施設というふうに聞いております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 施設はせっかくいいものをつくられたのに保育士不足、確かに先ほど村長が言ったように全県的な取組ではあるかと思います。しかし、まずは自分のところをやっていないと、せっかくこれだけの施設を、認定こども園を造りましたので、保育士を確保していないといけない。

何で保育士が来ないかと言うとやはり、もう給料面が少ないからですね。全国的に保育士の改善を進められて、以前よりは給料も上がったんですけれども、それをどうにかしないと保育士が減ってくるんですね。給料も1か所が上げればまた別も1か所上げる。もうそういうこ

とで、お互いで保育士の取り扱いしては困ることと。村全体の認定園に全体の給料を周辺の地域よりはいい待遇を設定して、そこに指定すれば、村全体のこの認定園がまた空きもなく、ちゃんと保育士も確保できるような体制をつくらないといけないと思います。

この改善計画でいろんな施策、県外からの採用に補助金も出すとか、そういうのもありますけれども、それだけではどうしようもならない。先ほど安里清市議員からあった保健師とか、そういう関係も一緒ですね。本当にそこに取り組まないと、改善して取り組まないと変わらない。

それでこれ出しましたので、ぜひ村長、財政の関係でも、待遇改善は求めるように、各認定こども園にぜひ指導していけたらと思いますけれども、この保育士関係は指導できますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 指導することは可能でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ処遇改善、いように改善して、各施設が保育士不足にならないように指導していただきたいと思います。

それと大枠3の2)の①番、この中部広域に向けての共同のまちづくり、北中城との共同のまちづくりですけれども、その件について。

意外と本村の村民から、いつになったら利用できるのか、住宅つくれるのか、本当に利用価値があるようにできるかというのをよく質問を受けます。どのぐらいのタイミングでこの改善、共同のまちづくりでその地域、用途変更とか進みますか。何年後ぐらい目安と思っていますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 最初に答弁したとおり、沖縄県において都市計画区域の再編というものが令和9年に行われます。今それに向けて県、また国と調整中でありますので、今うち

が、中城村、北中城村で目指している土地利用計画というものを、その令和9年度の改定に向けて調整中であります。令和9年度改定されれば、その土地利用計画が運用されるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、中城村の用途変更とか土地利用は、それまでにはもう仕上がるということですよ。

先ほどの西原バイパス用地の用途変更の件も策定はまだということですから、それまでにはここも要するに一緒に設定するんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 西原バイパス沿線について、現行の市街化調整区域においては、バイパス沿線の用途変更などを行うには、沿線沿いを広範囲に農振除外し、市街化編入しなければなりません。現在のバイパスの計画では、沿線沿いの土地はいびつな形状をしており、残地が多く、また高低差もあるため、全体的に用途変更を行うというのは土地利用上良策とは言えないため、現時点では検討しておりません。

今後、区域区分の見直しなどを行って非線引きになった場合、特定用途制限地域などの指定を行い、土地利用を検討している方などが農振の一筆除外などで土地利用ができるようになるなどの検討も行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長のおっしゃっていることはよく分かります。ちょっと村長に伺います。

先ほどの白地の変更できませんでしたよね、村長。これもタウンセンターがぱっと進んだから、そうなっています。この西原バイパスは今これからです。そこで、地権者も多分、道路が完成したら用途変更はして、それ以外の用途で使いたいという方が多くいると思います。そのときには、どうしても変更しないといけない。

それを前もって行政が指導しないと、その地域も5年間待って、また用途変更しなきゃいけない。

そういうことを先々に地権者にもアドバイスできるような感じでやっていかないと思います。が、村長どうですか。こういった感じで、また西原バイパスが開通したときに、また周辺を全部何も利用できない用地になってくるんですけども、この件について村長どう思いますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 本議会でも度々答弁させていただいていると思いますけれども、全ての地権者の利益がまず第一でございますので、それをしっかり情報収集して、地権者の利益になり、他方、他者の不利益にならないというものを我々は方策を立てていかなくちゃいけないと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 確かに村長のおっしゃるとおり、この地権者の要するに利用度もそうですけれども、価値ある使い方をしないと、地権者もどうにもならないと思う。

先ほどの1番でも話したように、モデル地域で舗装道路はしたけれども、そこにはおうちもつくれない。目の前に道路、村で整備した道路側に家が造れない。この西原バイパス道も全く同じ感じになるんですよ。その地域を考えても先々にやっていただかないと、今、地権者からの利潤は何も得られないんですよ。行政が先々に進めていかないと、地権者が進めきれないですよ。ぜひこれ村長、また次回に村長がいらっしゃれば、また同じように質問したいと思っております。

3番について、大枠3の3です。

久場地区、泊地区の件。これは今、久場前浜原線の下の方ですけども、この久場前浜原線と329の間は変更は可能なのかなのか。用途変更とか、そういう居住地ができるように

できるのかどうか。多分、農振地域かなと思いますけれども、ちょっとだけお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、議員のおっしゃられた久場前浜原線と国道の間というものは、現在、特定保留地区には入っておりません。なので、こちらは市街化編入をまたできるかどうかを検討して要請するということになるとは思いますが、現在のところは考えてはおりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、こういった件も考えていただきたいと。どこで除外するかしないかというのは、もう地主さんは分かる方は分かって、先々に変更届出しているはずですが、そうじゃない方はもうずっと、そのまま申請もできない方が多いと思います。ぜひ取り組んでください。

ちょっと質問するのを忘れまして、後戻りしますが、この白地です。今回で終わりの農林課長、仲松課長にちょっと質問したい。

そこにこれ、役場の下あたり、そこに以前から僕が話している農業指導的な要するに施設、本村で買い取ってでもいいですし、借地でもいいですけれども、中城で農業指導できる施設を造って、この変更はできないかどうか。どう思いますか、課長。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 農振農用地については、優良農地として守るべき農地でありますので、除外するためには県との協議が必要になります。

農業施設については今後、地域計画の座談会がありますので、農家の方々、担い手の方々と協議しながら、どういったものが必要かどうか確認して検討していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこの空いている白地を、公共施設に使うんだっただけでいいということで、そういう施設もいいんじゃないかなと思うんですけども、村長。

それでは次、大枠4です。

課長は今、個人契約から自治会団体の契約は難しいという話ですか。

近隣でちょっと調べてみましたが、北中はまだ本村と同じ個人契約です。西原と宜野湾はもう前々から自治会に補助金として出しているんです。そこで、宜野湾を調べても、本村の自治会、事務委託手当がほとんどあまり変わらない金額を支給しているんですよ。お互い各自治会にあげている。そこは補助金としてあげて、各自治会でまた、この自治会長の手当は決められているんですけども。

また別の所では、この自治会の総会で検討して、この総会資料には逆に事務委託者の手当を補助金として支給しているんですけども、手当だけを見て、一般会計財源だけで、これは手当ですよという感じで、総会のしている地域もあります。

こういった形でも、自治会の総会にこの自治会長の手当、事務委託手当というか個人契約になっていますけれども、実際にはこれ自治会長の手当ですよ。先ほど第1条の答弁があったんですけども、自治会の代表であるということです。この自治会の代表というのは自治会長ですか、どうですか。課長。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

事務委託者を契約しておりますけれども、自治会の代表者として契約をしております。現在は自治会長が務めているものとして認識しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 自治会長と契約だっ

たんでしたら、この自治会団体契約も別に差し障りないと思うんですけども。それに議員も一緒に、自治会長も成り手が少ないという地域があります。それを打破するには、要するに若者が自治会長をやってもいいなと思うこと、給料面でならない方が多いです。これは議員も一緒ですね。それを改善していかないと。要するに自治会長が一定の給料もらえると。そうしたら、各地域での若者の自治会長の成り手も多くなると思うんですよね。

自治会長の給料を公表するようにしていくことです。自治会長は手当をもらって、各地区費からは少しもらっています。手当は区費だけと言われないように、これを補助金として自治会と契約したときには、会長は公民館の事務所も開けないといけませんよ。各地区のお互いが言う公民館、これも何日か開けないという使命が出てくるんですよね。そうしたら、いろんな地域活性化になるんじゃないですかと思っています。

通告書からこれだけですので、今度退職するお三方、仲村課長、仲松課長、比嘉課長、お疲れさまでありました。今後もまたいろんな活動を期待しておりますので、ぜひ今後また退職したら有意義に頑張ってください。以上で一般質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時５２分）

~~~~~

再 開（１３時３０分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○１０番 比嘉麻乃議員 それでは、改めましてこんにちは。議席番号10番、比嘉麻乃です。

それでは早速、通告に基づきまして一般質問

を行います。

大枠１、健康維持について。

本村は村民の健康維持のため、多くの住民サービスを実施しているが、さらなる支援が必要だと考え、以下のことを伺います。

①令和５年度に廃止となった後期高齢者医療のはり・きゅう施術補助の再開時期について伺います。

②令和元年度より開始した歯周病疾患の無料検診（４０歳、５０歳、６０歳、７０歳対象）に２０歳と３０歳を追加する考えはあるか。

③こども医療費を２０歳の学生まで無料化にする考えはあるか。１８歳１人当たりの医療費を伺います。

大枠２、共同のまちづくりについて。

中城村並びに北中城村は、両村の課題解決と村の特性や独自性を生かしたまちづくりと、令和９年度の県の都市計画マスタープラン改定のタイミングで中部広域都市計画区域への移行を目指して、令和５年１０月３１日に共同まちづくり計画を策定しました。

その後、令和６年２月１６日には玉城知事へ要請書を手渡すことができ、両村長の努力で着実に実現に向かっていると感じておりますが、今後の取組について、以下のことを伺います。

①中部広域移行の実現に向け、今後両村で取り組むべき行動について伺います。

②まちづくり計画は、両村に共通する課題解決を含めたものだと思いますが、主な課題を伺います。

③移行するために必要な制度として、特定用途制限地域制度の導入がありますが、見解を伺います。

④知事要請の中に、県営中城公園の歴史文化拠点施設の整備を求めておりましたが、具体的にどのような施設を要望していくのか伺います。

⑤今後、まちづくり計画を実現するに当たり、住民との話し合いはあるか伺います。

大枠3、直売所の設置について。

下地域に、村内農家の新鮮な野菜や加工品、日用品等が購入できる直売所、（仮称）ごさまるしへの設置を提案します。

設置することで、売店の少ない地域で生活する高齢者や買物弱者の良好な買物環境になるほか、無人販売とは違い対面販売となることでコミュニティの場になると考えられますが、見解を伺います。それでは、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては健康保険課とこども課、大枠2番につきましては都市建設課と教育委員会、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうで少し見解といいますか所感といいますか、お尋ねの直売所の（仮称）ごさまるしえ、非常にいいネーミングだと思います。実は本村においては、朝市の皆さんが一生懸命頑張って、非常にまたいい結果をもたらしていると思っております。何らかの形で直売所的なものがやっぱり必要じゃないかなと最近特に思うようになっております。

そういう意味では、どういう形になるかはこれから検討していきますけれども、名称はごさまるしえでいきたいなと本当に思いました。

御承知のとおり、中学校跡地にも商業施設が来ます。そういう意味では、その商業施設とのタイアップ、あるいはすみ分け、いろんなアイデアも出てきますでしょうし、これから非常に期待の持てるところだと思っておりますので、これからいろんな検討をしていきたいなと思えます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠2の④についてですけれども、教育委員会としましては、世界遺産中城城跡を有する本村の優位性が

から考えても、世界遺産中城城跡の歴史文化の発信をしていくことは大変重要なことであると考えています。

具体的な要望と詳細については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 大枠1の①と②についてお答えいたします。

後期高齢者医療のはり・きゅう助成の再開時期につきましては、6月を再開に準備を進めてまいります。

②の歯周病疾患の無料検診の対象者の追加につきましては、厚生労働省が令和6年4月以降、対象年齢を拡大し、20歳と30歳を追加する方針であることから、本村においても令和7年度より追加する方向で調整をしてまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠1、③番についてお答えいたします。

現在のところ、こども医療費助成事業の対象を20歳の学生まで拡充する考えはございません。

令和5年10月診療分より、18歳年度末まで対象年齢を拡充いたしました。10月診療分は翌々月支払いとなっておりますので、国保連から請求が来るのは12月からとなります。18歳において、これまでこども医療費で支払った概算額は、12月給付額19万3,961円、この金額は実人数利用者数は42名でございます。1月給付額28万4,182円、こちらは実人数38名となっております。続きまして2月給付分が25万145円、実人数が47名となっており、1人当たりの給付額は平均月額5,734円となります。この金額は、こども医療助成費を利用した人数を母数としての算出となります。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、比嘉麻乃議員の大枠2、共同のまちづくりについての

①、②、③、⑤についてお答えします。

①中城村、北中城村両村で土地利用計画と立地適正化計画（案）を策定し、令和9年度の沖縄県都市計画マスタープランの改定時に、両村の都市計画区域再編に向けた協議を関係機関と行ってまいります。

②共同まちづくり計画で提示している両村の主要な課題は、1つ目、中城城跡を核とした文化・歴史・自然資源の保全・活用、2つ目、市街化調整区域の住環境の確保、3つ目、農用地の利活用、4つ目、域内・広域公共交通の拡充・連携、5つ目、東海岸の強固な経済基盤形成に向けた産業振興、6つ目、災害への対応・安心安全のまちづくりの6つとなります。

③中部広域都市計画区域へ移行し、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や、計画的な市街化誘導の手段として、特定用途制限地域の指定も今後検討をいたします。

⑤土地利用計画及び立地適正化計画（案）の策定において、土地利用計画案が固まり次第、地域への説明会を実施する予定であります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の④についてお答えいたします。

歴史文化拠点施設については、世界遺産中城場跡を訪れる方々に、中城城跡のすばらしさを学んでいただくための展示や、国指定史跡中城ハンタ道などの村内文化財に関する展示を行うガイダンス機能のほか、中城城跡の管理を行うための事務所や文化財案内人の待機場などの機能も有する施設を考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠3番、村長と同じ答弁になるんですが、よろしくお願いします。

下地域においては、日用品等を購入できる商

店が少なく、商業店舗が必要と考えております。直売所についても、商業施設誘致において関係課と連携しながら、検討を行ってまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、順を追って再質問を行います。

まずは、大枠1の①からなんですけれども、令和6年度のはり・きゅう施術の再開を高く評価いたします。

再開は6月ということなんですけれども、この件に関しては以前から、前定例会のほうからも意見のほう、あと要望をさせていただいたんですけれども、これ4月じゃなくてこの6月になるという理由を少しお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 一旦事業を廃止としておりますので、新たに要綱を制定したり事業所の認定等がございますので、どうしても準備に2か月ほどかかるというふうに見ております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それは分かりました。

では、令和5年度の廃止決定の際に、ふだん利用していた方へこの廃止のお知らせはしたと思うんですけれども、今度逆に再開のお知らせというのは、文書などでは行かどうかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 準備が整いましたら広報とかでお知らせする予定は今ありますが、何人か問合せがあった方に関しては、こちらで把握している方には連絡をできるようにしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 では、令和5年度の廃止の、前回の一般質問答弁の中に、利用者減というふうにおっしゃっていたんですけれども、

これ私は周知不足もそのときあったのではないかなと思いますけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 予算枠が少なかったこともあり、広報とかはあまり行っていなかったんです、実は。なので今回からは、こういうことを再開しましたということで、広報でしっかり行いまして、希望者を募りたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 やはり利用者の中には、補助事業があるということを行政からではなくて、医療機関から初めて、中城にはこういう事業がありますよと声をかけられて知ったという方も中にはいらっしゃると思いますので、令和6年度から始まる、再開となりますけれども、そのときにはしっかりと周知をしていただいて、必要な方への支援をよろしく願いいたします。

では、②について再質問を行います。

令和7年度から20歳と30歳を歯周病疾患に追加するという事柄なんですけれども、やっぱり全身の病気リスクに影響すると言われておりますこの歯周病、もう皆さん御存じだと思わすけれども、患者のほう若い人、やっぱり若年層で増えているということを受け、課長がおっしゃっていたように厚生労働省が今年4月、来月以降から健康増進法に基づく自治体の歯周病疾患検診の対象年齢を拡充しまして、20歳と30歳までも追加するという事で、そういう方針をうたっております。

今回、この20歳と30歳を追加することで、切れ目のない歯科検診体制が整うかと思うんですけれども、これもさっきのはり・きゅうと同じなんです、令和7年度というよりは、実際に今、40歳、50歳、60歳もやっているんで、10月からでもそれを早くできないかというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 予算との兼ね合いもありますし、医師会との調整もありますので、そこは少し検討させていただきたいと思わす。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 分かりました。

では、歯の健康というのは、心臓病ですとか糖尿病、また肺炎などの全身の病気に影響してくるとも言われていますし、特に糖尿病は歯周菌によって悪化するということのもう御存じだと思わす。そういうふうに使われています。

また、歯周病検査は、生活習慣病の予防だけではなくて、健康保険率にも反映されますよね、これは。やっぱり国からの交付金でもある保険者努力支援制度にも関わってきますので、やっぱり税金にもつながってきますので、ぜひ早めの実施のほどもよろしく願いいたします。

では、続きまして③に入ります。

20歳までの学生までの無料化ということなんですけれども、いろいろ数字を言われまして、ちょっとメモすることができなかったんですが、これ確認をしながらいきたいと思わす。

まず、この20歳の学生まで無料化にした場合のおおよその増額分というのをちょっと伺わす。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 18歳年齢の1学年の1か月分の給付額が現在、12月に請求が、まずは10月に利用した方々の給付が19万3,000円でするので約20万で、その次の月は28万ということで、どんどん周知されていって増えていっている状況ではあります。

先ほどおっしゃられた20歳の学生の医療費の概算ですが、この20歳の方々が何%が学生なのかというのがまず見えないんですが、もし半分が学生と仮定しますと、現在高3年齢の3か月分が今73万円ぐらい既に支払っておりますので、

これを掛ける4、20歳のみですと、半分が学生というふうに仮定しますと144万円となります。

20歳までということでしたら、19歳も対象となるのであれば、その倍ですので、288万円というのが概算となっておりますが、現在この医療費助成事業が開始されてまだ3か月分の請求しか上がってきていないので、今後の利用の伸び率であるとか利用の頻度とか、その辺が見極めてからじゃないと、今現在の請求額から概算すると、それぐらいの金額というふうに算出されます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 私なりに計算をしました。中城村の令和6年2月現在の人口で、19歳が248名、20歳が279名、合わせると530名になるんですけれども、沖縄県の進学率が令和5年度は約54%なので、計算すると約300人、多く見積もって300人の人が学生だと見ます。先ほど課長がおっしゃっていたように大体18歳ぐらいの医療費が5,700円、多く見ても5,800円だとすると、計算すると174万円ぐらいになるのかなというふうに思いました。

この金額でしたら、頑張れば支援できるのではないかなというふうには思いましたけれども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在のところ、学生のみを給付の対象とするということが果たして公平なのかという考えもございますし、そもそも子供という定義が18歳ですので、19歳20歳は子供ではないという定義もありますので、それも考えまして、今すぐに導入するとは考えておりません。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 確かに実際に医療費も上がってきていますので、急に言われてもすぐにオーケーというのも分かります。財政予算もやっぱりありますので分かりますけれども、

学生だけというか、就職する人もお給料もらっていますし、もしかすると社保に入ることもあるので、そういう計算になりましたし、やっぱり20歳までやることによって、高校卒業後は就職する人もいれば、さらに学習するために大学とか専門学校へ進学する生徒もいます。大学とか専門学校は、高校よりも学費がかかってくると思いますし、最近は物価の高騰でまだまだ苦しい生活を送っている御家庭もいるのかなと思います。

ぜひ、20歳までの医療費無償化を、今後でいいので、予算に限りはあると思いますが、考えていただきたいなと思います。

また、無料化で中城村に魅力を感じて人口増になる場合も考えると、これやはり無料化にするのも、そんなマイナスではないのかなというふうに思っております。

大枠2に移ります。

まずは、ちょっと村長に伺います。2月の知事への要請の際に、どのような手応えを感じたかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それではお答えいたします。

これ北中城の比嘉村長も同じようなことを一緒に話ししましたけれども、非常にいい手応えだったと思っております。一番最初に、たしか令和元年だったと思いますが、要請した時のことも知事はしっかりと覚えていただきまして、これはもう非常にいいことだなという言葉もいただきました。その場で、係や都市モノレール課の職員なんかもいましたので、そこで私も、彼らが一番仕事しますのでという話をしましたら、私もそう思いますみたいなニュアンスのこともいただきましたので、そういう意味では非常にいい、時間的にも15分か20分ぐらいだったと思いますけれども、非常に濃い話合いができたと思っております。

今後はそれに向けて、また各担当事務レベル

での話もちろん熟させていただきながら、あとはまた政治的な観点からの話もやっていけるのではないのかなと思いました。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 僅か15分から20分ほどでよい手応えだったというふうに言っていますので、これまでの両村長の働きも恐らく知事を見ていたのではないかなと思います。お疲れさまでした。

では、再質問していきます。

令和9年度の中部広域移行の実現に向けまして、令和6年度だけの主な作業工程というのがありましたら伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

令和9年度の沖縄県の都市計画マスタープランの改定をするに当たって、沖縄県は令和7年度から素案の策定に入っています。その素案を作成するに当たって、令和6年度で、那覇広域であったり中部広域であったり、その市町村の要請とか市街化編入とか、そういうのを協議していく場が令和6年度になっていきます。

それに向けて、令和6年度で都市計画区域の再編の協議を行うために、市街化調整区域の区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止の土地利用計画とか立地適正化計画の案を作成していくのが、令和6年度の作業となってまいります。

その中でも、地域の合意形成であるとか、そういうものも含めまして、令和6年度中にそういうものもまとめて県と協議していかなければならないと思って、取り組んでまいります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 早速、令和6年度にはいろんな協議が出てくるかと思いますが、令和6年度債務負担行為で設定されている立地適正化計画、今年度1,197万9,000円でしようか、計上されておりますが、その計画の中身

とか、あるいは計画は、両村で個別でやるのか、あるいは共同でやるのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 中城村、北中城村の共同まちづくり計画を基にした立地適正化計画でありますので、最終的には立地適正化計画というのは両村で作成していくものであります。

ただ、その前の土地利用計画に関してはやっぱり地域で、中城村、北中城村で分けてやっていくのが効率的ではないかということで、現在は土地利用計画案を基本として両村で行っている状況であります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 分かりました。

では、共同のまちづくり計画の目的の一つに、東海岸サンライズベルト構想があると思いますけれども、中城村として、これまでも期待するのはあったと思いますけれども、現在、村で期待するものというのがありましたら伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時01分）

~~~~~

再 開（14時01分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、中部広域移行に向けて、与那原、西原、中城村、北中城村以外にも、沖縄市、うるま市なども含めた東海岸地域に、西海岸と違うもう一つの経済の背骨を形成するための連携強化を図っていかなければいけないと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 分かりました。

では、次に②に移りますけれども、先ほど課長の答弁の中に課題解決というのが6つあるというふうにありましたけれども、課題の一つに両村、先ほどから別の議員からもありましたが、やはり農振法の厳しい規制を受けておりますけ

れども、しかし北中城村は、その中でもホテルですとか大型商業施設などがありまして、また基地の返還とかも予定されております。

現在の中城村の現状とちょっと違いも感じられるところではあるんですけども、今後の計画に、これに関しての支障というのは出てくるのかどうかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、この市街化調整区域における農振地域というものの活用というのが、現行の市街化調整区域では少し難しいものと考えております。

全体的に農振を活用するとか、そういうものではなくて、今、中部広域に移行した場合、特定用途制限地域というものが農振地域とかぶせられますので、これによって利用したい方がこの農振を除外してできるような、全体的に全て外して市街化編入するとか、そういう制度ではなく、この使いたい方が使っていけるというような土地利用の形態が今後できるのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 確かにいろいろな課題、今後に向けての取組需要などもあるかと思っておりますけれども、そういった課題を解決させるためにも今後、北中城村との連携強化を図るために、考えているかどうか分からないんですけども、両村でプロジェクトチーム的な組織の立ち上げも必要になっていくのかというのを伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、令和6年度の県との協議に向けて、中城村のほうではプロジェクトチーム、北中城村のほうではワーキンググループをつくっているということを伺っております。

この協議の中で方向性が見えてくれば、今後令和9年度に向けて、用途指定とか立地適正化

計画を運用できるような体制にするための両村での何らかのプロジェクトチームのようなものも、設置していかなければいけないとは考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 分かりました。では、③にいきますね。

特定用途制限地域のほかにも、やはり自然豊かな地域の緑が失われないよう、風致地区制度の導入も必要だと思いますけれども、見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

特定用途制限地域と風致地区の指定というものも、今後検討していく課題ではあると思います。風致地区と、また特定用途制限地域の中には、その斜面地を守るために、風致地区よりももう少し厳しい制度も、地方公共団体の条例により定められる制度となっておりますので、そういうものも検討しながら、今後守っていくべき土地、そういうものも今後検討していかなければいけないと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 やはり風致地区よりももう少し厳しい制度導入もしていかなければならないということなんですけれども、これまで本当に多くの議員が、質疑等で区域区分配置を訴えてきておりますけれども、土地があっても自分の土地に家が建てられない、そのことから泣く泣く村外のほうに引っ越して、そこでもう家を建ててしまうという。今後、中城村は2050年まで人口が増えていくと新聞にもありましたが、そのことも期待をしつつ、また景観も考えて家を建てられるところには建てて、そして、課長もよく言っています、守るべき畑とか緑はしっかりと残していくことが大切だと思いますけれども、もう一度見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 中城村、北中城村  
共同まちづくりでも、土地の利用方針ということ  
で、やはり保全すべき場所で市街化を抑制、  
無秩序な市街化防止における対策というものも、  
ちゃんとこの計画の中にはうたわれていますの  
で、それを基本に、この市街化調整区域、区域  
区分をなくした場合の土地利用は、こういう形  
で検討していきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○１０番 比嘉麻乃議員 ぜひ、あと緑、畑、  
しっかり守るところは守っていただきたいなど  
いうふうに思っております。

④にいきます。

知事要請の中に、県営中城公園の歴史文化拠  
点施設の整備を求めておりましたけれども、い  
ろいろ先ほど課長のほうから、管理事務所です  
とか、案内人の人の待機場所だとか、村の文化  
財を残すということで答弁がありましたけれど  
も、その話合いの中に、要望の中でもいいんで  
すけれども、県立郷土劇場誘致の話というのは  
なかったのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたしま  
す。

村長のほうから具体的に細かい話は県知事  
にはなさっていないと思うんですが、私どものほ  
うで保存活用計画というのを今年度策定して、  
その中でのガイダンス施設といいますか、文化  
拠点施設に関しましては、先ほどお話ししたこ  
とを盛り込んでおりますが、郷土劇場に関して  
今のところは考えておりません。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○１０番 比嘉麻乃議員 課長もしかするとお  
分かりだと思いますけれども、郷土劇場誘致は  
議会でも決議をされまして、誘致が実現すれば、  
計画にもやはりプラスになると思いますし、あ  
と周辺整備も期待でき、あと観光振興に寄与す  
ると考えられますけれども、今後こういった県

との話合いの中で、この県立郷土劇場について  
は話をしていくのかどうかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 それに関しまし  
ては、もちろん話合いはしていきたいと思いま  
す。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○１０番 比嘉麻乃議員 では、もう観光のほ  
うに行っているんで、ちょっとこれについては、  
お聞きしたいと思います。

では、両村の今後共同の観光産業について伺  
います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１４時１４分）

~~~~~

再 開（１４時１４分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範
三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範
三 両村で城跡を核としたネットワークづくり
などを検討してまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○１０番 比嘉麻乃議員 よろしくお願いま
す。

現在、両村のイベントとして、わかてだを見
る集いが今、毎年開催されていると思うんです
けれども、今後はさらに両村のPRのためにイ
ベントがもっと多ければいいな、県から見ても、
やはりイベントも両村で一緒にやっている姿を
見せるといいなと思っているんですけれども、
今現在、このイベントというのは両村一緒にな
って、このわかてだ以外の両村のイベントとい
うのは計画があるかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範
三 わかてだ以外には、これといって今実施し

ようと予定しているのはありません。今後検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 両村、いろいろな伝統芸能だとかありますので、今、別々にやっているのをタイアップして一緒にやると、さらに共同まちづくりに何か説得され感があるのかなというふうに思ったので、PRいろいろやっていただきたいなと思います。

今後は、中城の観光協会も頑張っておりますが、それと同じぐらいやはり北中城の観光協会も、新聞等で見るとすごく頑張っているのを見えますので、一緒に本当にタイアップすると、いいイベントができると思いますので、今後また盛り上げていただければなと思います。

では、次に⑤に移りますね。

今後、地域への説明はやっていくということなんですけれども、今後、説明をやっていくということですが、どのようなやり方をするのか、村全体で一遍にやるのか、あるいはその地域に分けて説明を行っていくのか、今現在決まっていましたら、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 本年度、土地利用に関するこの調整をやはり地域の方々、密に行っていないといけないとは思っていますので、今、行政懇談会が今年度あります。それも利用しながら、全体的に行うのが基本ではあるとは思いますが、その行政懇談会場で、土地利用に関してのそういう地域の方々との協議も行えたらとは思っております。

また、産業振興課のほうでは、6月頃から農地利用に関しての座談会とか、そういうものも行うということを聞いていますので、そういう都市建設課も、このプロジェクトチームも参加して、いろいろ地域の方々の意見など伺ってきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 とてもすばらしいと思います。地域が主役のまちづくりというか、そういう考えはすごく大切だと思いますので、今後もやはり地域の声も聞きながら、あと、こういうもし提案とかアドバイスとかがあれば、地域の方にまた伝えていくというのは非常にいいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

やっぱり共同のまちづくり計画の役割にもありますように、住民、行政、民間の関係者全員が共同して取り組み、また、まちづくりのテーマでもあります「歴史薫る健康で心豊かな暮らしができるまち 中城村・北中城村」というテーマもありますので、すばらしい共同のまちづくり実現に向けて、今後とも頑張っていただければなと思います。

では、大枠3に移ります。

直売店の設置についてということで、冒頭のほうで、すばらしいネーミングだとお褒めの言葉をいただきましたけれども、似たようなマルシェもどこかにありますが、私はこれしか思い浮かばなかったもので、誰にも愛される直売店になってほしいなということでちょっと思いついたネーミングではありましたけれども。

以前やはり下地区には、旧役場との近くにはスーパーもありましたが、そのスーパーのおかげで周辺地域の皆さんはとても助かっていたとは思いますが、残念なことに閉店してしましまして、私のこの提案の直売店は、そんなに大きくなくてもいいんですよ。大きな共同売店のような、子供からお年寄りまでが集い、あと農家の皆さんの顔が見えるような売店であればいいなと思っております。

やはりその中でも、農家さんの中の課題の一つというか、悩みの一つというんでしょうか、品質に問題はないものの流通から外れてしまう、やっぱりお野菜だとか、形がちょっと崩れているというだけで商品化されないというのもあり

ますよね。そういったものを直売店で、味も栄養も全部一緒なので、そこで販売できればいいなと思っております。そうすると、やはり食品ロスにもならないと思います。

実際に使えないものは、あげるのもいいんですけども、廃棄してしまうというのもよく聞いていますので、それを身近な地域の人に味わっていただければなというふうに思っております。

そして、やはり少量生産の農家というのもありますよね。その農家さんの方々が、大きなスーパーに出せなくても、ここなら出せるなということで小さな畑からでも持ってきて提供するというふうな、もう本当に単品単品のお野菜でも、ここに持っていけば売れる、そしてここに行けば新鮮なものが買えるという直売店を設置してほしいなというふうに思っております。

その中に、やはりこの直売店の中には今後、観光ではないんですけども、護佐丸グッズで、そうといったのも置いてくれればなというふうに思っております。

直売所設置は、実は先日の議会報告会の中でフロアから、住民から実は上がった声なんですよ。私の提案は、ごさまるしえの名前で、実は、この意見というのは、議会報告会で農家の方が思いを私たちに届けたことを今ここで申し上げておりますので、ぜひ検討を、すぐにはとはいかないと思うんですけども、非常に小さなものでもいいので、やはり農家の人たちが出して喜んでいる顔が見れるような売店があればいいなと思います。

これで私の一般質問は以上になりますけれども、今年度で退職される課長の皆さん、これまで村政発展のために本当にお疲れさまでした。今後、また何かのステージで活躍できますことを応援しております。お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉麻乃議員の一般

質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１４時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１４時３５分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○７番 新垣 修議員 それでは、議席番号７番、議長のお許しが出たので、一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容、通告書に書いてありますけれども、大枠１に関しましては、本議会において可決された案件でありまして、その前に一般質問を出してありましたので、そのまま読み上げて質問させていただきます。

大枠１番、中城村課設置条例改正。

２年前の令和４年３月定例会において、新たな課の設置を本会議にて私は、プロジェクトチームの推進、設置の時期尚早の立場から反対の意を示しました。

それぞれの視点から各議員が議論し、可決されました。当時、当局側から、ぜひ応援をしていってくださいとの答弁は今でも残っており、さきの１２月定例会において、まちづくり推進課長の地区計画素案策定に向けて取組の近況回答には、課としてのこの先の期待も含めて、鼓舞激励の応援する立場であります。

しかし、残念ながら、課の廃止、業務移管、関係業務の統合と改正案が上程されたのには、驚きしかありません。

そのことを踏まえて、以下の説明を当局側に求めます。

①課設置において、職員から自発的な申出により、俯瞰的な視点からの必要性を説いて改正案が出されたと認識していますが、改めて設置時の経緯と目的について説明を求めます。

②設置当初の説明と、今回の廃止理由が矛盾しているように感じております。その整合性について説明を求めます。

③廃止する理由と根拠について具体的な説明を求めます。

都市建設課に、業務移管関係業務の統合について提案されていますが、以下の説明を求めます。

①課設置条例の改正により分掌事務が改正されることで、業務の質や内容、本村のまちづくりにとって大きな影響を与える重要案件にあると考えます。庁議等において、あるいは関係部署との協議にどれだけの時間をかけて行ったのか、具体的日程や協議内容などの説明を求めます。

大枠2番、施政方針。教育環境の充実。

①ICT教育の活用において、学校現場におけるICT教育環境に重きを置いていましたが、これまで以上に発展させたICT教育を構築するため、児童生徒が自宅でもICTを活用できる取組についての具体的な施策内容を伺います。

新たなごみ減量化の取組。

①令和4年度のごみ搬出量に対して、令和5年度のごみ搬出量の傾向について伺います。

②不法投棄の現状について、去年対比、どのような傾向にあるのか伺います。以上、回答を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては教育委員会と住民生活課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の施政方針、教育環境の充実、①のICT活用についてですけれども、今回、学習指導要領にも児童生徒の情報活用能力の育成が求められました。児童生徒一

人一人に応じた学びを充実させるためにも、ICTの活用に努めていきたいと思っています。

詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣 修議員の大枠1、①から③、あと①についてお答えをいたします。

①でございます。設置における経緯につきましては、今後の重要施策となる中城村・北中城村共同のまちづくりに関連する業務において、早期で対応すべき業務が想定されることから、関連業務の集約を行い、事務事業の推進を図るためでございます。

②でございます。まちづくり推進課設置当時としての答弁を行います。

新たな課、まちづくり推進課設置における目的といたしまして、中学校の移転と用地取得事業、中学校移転後の跡地利用として役場旧庁舎跡地も含めた商業地誘致業務、地域の実情に沿った地区計画の検討などを考え、新たな課を設置しております。

設置時の目的との整合性につきましては、中学校の改築事業における建築計画及び移転先の用地取得業務の進捗が見込まれることと、周辺地域の地区計画導入に向けた方向性が確立されたことから、当初の目的であった業務について成果が表れており、今後の業務を具体化させる取組が必要となっていることから今回の統廃合となっております。

③でございます。まちづくり推進課設置時の目的から、さらなる推進と事務事業の強化が必要となることから、都市計画専門分野と統合することで、各事業における計画書の策定に集中的に取り組むことができ、重要施策の実現が図られるためでございます。

①でございます。まちづくり推進課の業務について、これまで行っていた業務を廃止する考えではなく、都市建設課における都市計画専門

分野において、引き継ぎ、格上げ強化し、よりよいまちづくりの業務の推進について考え、統合をするものでございます。

産業振興課、農水土木業務につきましても、これまでの懸案事項となっておりました技術関連業務の統合における業務体制の強化として、関連する業務の統合による事務能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

関係課との調整につきましては、令和5年11月から調整を行っており、人事ヒアリング時において職員体制の強化としての要望を受け、検討を行ってまいりました。

その後、副村長、村長との調整を行い、令和6年2月19日に庁議において課設置条例、行政組織規則の改正について、説明、提示をしております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2の①についてお答えします。

教育委員会では、教育にICTを活用することにより、学習意欲と学力の向上に取り組んできました。今後は家庭でもICTを活用することにより、さらなる学力向上に加え、自立した学習者、学び続ける児童生徒の育成に取り組んでまいります。

具体的な施策としましては、タブレット端末に、一人一人の理解に応じたドリル学習ができるAIを活用した学習ソフトの導入、また家庭で安全安心にタブレットの使用ができるよう、不適切なサイトへのアクセスを防止するフィルタリング機能の設定を実施していきます。

これまで、家庭学習はノートやプリントといった紙媒体で行われていました。紙媒体では枚数と内容の制限がありますが、ICTを活用することで、復習や予習の問題量や問題の難易度も選択できることから、主体的な学びにつながると考えています。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2の新たなごみ減量化の取組についてお答えいたします。

まず、①につきましては、2月末時点での比較になりますが、家庭ごみのごみ総排出量は令和4年度に比べて、令和5年度は可燃ごみ、不燃ごみは増加しており、粗大ごみは減少となっております。また、1人当たりの排出量は減少しております。

②です。不法投棄の回収量につきましては、前年度よりも減少傾向にはありますが、テレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機などの家電リサイクル対象製品につきましては、前年度並みの回収量となっております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、再質問させていただきます。

大枠2のほうから再質問いたします。新しく小学校から中学校へ、ICT教育の内容がどのように違いがあるのか、伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時48分）

~~~~~

再 開（14時48分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

タブレットの使用についての大きな違いはありません。タブレットはあくまでも学習用具でありますので、これまで使っていた教科書やノートがタブレットに変わるだけであります。ですから、大きなタブレットの使用についての変更、違いはありません。

○7番 新垣 修議員 内容とか検索、そういったものも全然変わらない。

○教育総務課主幹 森本雅人 スキルに関しましては、中学校になりますと、学習内容に応じた高度な内容を調べることにあります、検索能

力というものが違ってきます。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 教育長のほうからも、情報活用能力の育成が求められたということですが、児童生徒のですね、中学校では先ほど、より高度になるのかなと。そして、この情報活用能力のリテラシーやICTスキルに、各個人個人のレベル差が生じるのではないかとちょっと気になるところですけれども、その辺の判断基準とか対策、個人格差対策のサポート支援などはあるのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

情報スキルの活用能力の育成につきましては、各学校で情報モラル指導年間計画やスキルの年間計画がありますので、こちらに基づいてそれぞれ必要なスキルを高めていきます。

また、サポート体制に関しましては、教育委員会にICT支援員がおられますので、その方、また保守管理している業者がおられますので、その方々が各学校を巡回して指導の支援、それから子供一人一人の支援に当たっています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、おのおの格差とかが出ないように、言わばデジタルデバイドが出ないような取組がちゃんと行われているというふうに理解してよろしいわけですね。お疲れさまです。

続きまして、自宅でも取り組める内容でという形で、セキュリティ対策ソフトの導入を少し申し上げていましたけれど、やはり自宅での情報機器の利用が深まっていくことで、今より情報モラルの教育とか、あるいはその辺が重要になっていくのではないかなと思うんですけれども、セキュリティ対策とかフィッシング詐欺などの指導、あるいは対応はどのように進めているのかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

情報モラルの指導につきましては、各学校年1回、安全教育の一環で情報モラル教育を行っております。

また、今回導入を予定しています情報セキュリティのソフトに関しましても、不正なアクセスができないように、また暴力や不適切なサイトに接続できないようなフィルターがかかっていますので、その点は安心安全に対応できると思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今度は、情報機器を多様化するというので、今年度、ごさまる科副読本をデジタル教材として活用するというふうなお話を前回聞いていますけれども、これタブレットにそのまま取り込むのか、それともウェブ上で閲覧して全児童生徒が活用可能となるのか、その方法等を少し教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先日の議会の新年度予算の答弁で申しましたが、令和6年度におきましては、ごさまる科の副読本についてはデジタルブックで作成いたします。その理由としましては、導入しているタブレットに全学年の児童が全副読本を閲覧できるような体制に持っていく。副読本につきましては、作成したデータをサーバーのほうに導入し、各個人のタブレットから閲覧できるような設定にしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ということは、これサーバーということは、ウェブ上で公開して、URLでそこに閲覧でいくような形というふうに理解していいのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在想定しているのは、学校内、要するに学校内での環境で閲覧できるような方法で考えておりますので、地域住民が見れるという形ではなくて、取扱いとしては学校内で閲覧できる方法で導入していく方向で考えています。

この部分につきましても、できるような形で調整していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 あと1点、デジタルブックをウェブ上で、あるいはURLで閲覧できるという形になると、このデジタルブックに、やはりちょっとこれまでICTとかそういったパソコンの画面の見過ぎで視力とか悪くなるというふうな、健康被害等も心配されているんですけども、音声読み上げ機能というのもその中に含まれているのか、それとも取り入れる計画とかあるのか、伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

デジタルブック化の内容につきましては、予算の範囲もありますので、可能な限り便利な機能をつけていきたいと考えています。現在想定しているのは、写真等がアップしたり、ページを見開きにできるような形とか、ちょっとした説明ができるような音声が入るような形のほうを作成したいと想定しています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 全児童生徒が閲覧できるような方法ということで、今後、情報機器の利用によって、情報能力や活用の範囲も広がる一方で、デジタルデバイドの課題とか、過度な使用による健康への弊害など、ICT教育における対応策が求められていると思うんですけども、児童生徒が自宅でも活用できる環境においては、格差ができるだけ生じないように、今以上に学習内容を深めてサポート支援等を行って、学びの学習、あるいは自立したICT教育

のほうを確立してほしいというふうに要望いたします。

続きまして、ごみのほうに再質問させていただきます。

ちょっと課長のほうから、減少傾向にあるという回答と、不法投棄の件に関してなんですけれども、本来、自分が求めたのは、もっと細かく細分化して本当は回答して欲しかったんですよ。さっき言ったように今年度2月までのデータというのは、僕らも一般質問するわけですから、やはり清掃組合行って資料もらって自分で分析して、ちゃんと令和4年と5年の対比もやって、じゃ、ちょっと聞きますけれども、可燃ごみ、前年度対比どれだけ増えたのか。それと不燃ごみ、瓶・缶、これはたしか減っていますよね。そして粗大ごみも減っていますよね。すばらしいことだと思います。数値的にどれだけ減ったのか、増えたのか。

それと、これまで自分たちは、ごみ質成分の中で生葉材、要するに枝葉材を資源化できないかというのをこれまでずっと一般質問しているんですけども、そのごみ質成分のほうから、竹、わら、そういった木類が、この2月時点でどれだけの数量がそういう指標で出ているのか、細かく回答をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず可燃ごみについては、先ほど増加傾向にあると答えましたが、前年度に比較して……。

(「家庭ごみの件」と言う声あり)

○住民生活課長 仲村盛和 家庭ごみですね。家庭ごみも増加傾向でありますので、昨年度の比較した場合、令和4年度が2月末時点で約3,650トン、現時点で3,660トン、僅かな数量でありますけれども、少し増加傾向にあります。

不燃ごみも少しではありますが、増加傾向にあります。先ほど議員もおっしゃっていたよ

うに、粗大ごみについては減少傾向というふうになっております。

それから、ごみ質のデータなんですけれども、平均値で約8.2%含まれているということで、清掃組合のほうからデータをいただいています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 課長、自分が今回、総務常任委員会とかそういったのでごみ問題を少し身近に感じていたもんですから、それと今回、課長が最後の住民生活課長の、このごみ問題をずっと課長に質問させてもらっているんですが、やはりちゃんとしたデータ数値を出していただいて、それを次の後任に任せるという形をとって欲しかったもんですから、ちょっといろいろと聞いたんですけれども。

私のほうでもちゃんと数字を出して、それでさっき言った可燃ごみは実際は141トン、対比でいくと増えているわけですよ。141トン、2月末で。で、瓶・缶、不燃ごみはマイナス109トン。粗大ごみは34.88トン。ごみ質の木・竹・わら8.2%、これがこの2月末の数量で考えると450トン搬入されているわけですよ。

それで、今なぜそれを細かく質問しているかと言いましたら、村長が述べた施政方針の中に、やはり令和6年度はごみ質の新たな取組をやっという指針で述べているわけですよ。やはり方向性を定めるためにも、そういった数値というのはきちっと出していただいて、定めたほうがいいのかなということで質問させてもらっているんですけれども。

そういったのも多分、細かく求めても今出せないと思いますので、そのあたりからちょっと質問させてもらいますけれども、先ほどは何か1人当たりの排出量が減少しているというようなお話ししていましたが、1人当たりの2月末までの排出量というのは出されていますか。これが、じゃ今年度は減少しているということで、前年度対比だと思っただけけれども、今

年度あるいは次年度に向けて、1人当たりの排出量をどれだけの数字に設定しているかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まず、1人当たりの排出量につきましては、令和4年度が497グラムです、1日当たり。総排出量、可燃、不燃、粗大も含めた数字で出している数字です。

令和5年度は442キログラムと若干減少しているという数字が出ております。

次年度の目標については、まだ定めておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私が持っている資料とは大分かけ離れていて、460トンとかですけれども、僕の計算では、先ほど総排出量を計算しても令和5年度2月末で790キロ、1人当たりというのが出ているんですよ。要は、令和5年度2月末で総排出量が5,951トン出ていると思うんです。それを、2月までですから330日、そして人口比率で2万2,600人を想定したときにその数字が出たんですけれども、やはりちょっとその辺、また後で細かくやりながら、今後の担当に引き継いでもらいたいと思うんですけれども。

村長の施政方針の中で、平成31年も同様に、それから令和2年度も同じように、やっぱりこのごみ問題の現状に関しては喫緊の課題ということで、施政方針を述べていただけるんですけれども、それからもう4年5年たっているんですけども、一向に減らないこのごみ減量計画。このまま何も対策を講じず、また令和6年度もやるのかなとちょっと危惧しているんですけれども、今年度新たに大きな取っかかりを何か考えているのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 まず、ごみ減量化

につきましては、一般廃棄物処理基本計画というのを平成30年度に定めてあって、それと実際の数字は現在かけ離れているのですが、その見直しについては、今後、浦添市へのごみ処理の中で詳細なものをちょっと詰めていかないといけないもんですから、その辺を見直した上で、計画書の策定は行っていく予定ではあります。

ただ、この減量化につきましては、今年度から粗大ごみのジモティーであるとか、あとこれは次年度になりますけれども、3小学校のPTA作業で出た草木等の受入れを中城村の業者が無償で受け入れることになりますので、その辺をまずできることからやっていけば、ごみの減量化につながっていくのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私が今求めているのはごみ基本計画じゃなくて、それは、ごみ基本計画は私も見えています。平成30年度3月に策定して10年間ということなんですけれども、実際もうかけ離れているし、本来であれば5年見直しという形があるんですけれども、やはり、もしかしたら行政の中で、青葉苑がもう11年度までだから、そしておおよそ移行するという形で、それでごみ基本計画にかかる費用というのか、それを抑えるためにやっていないのかなとちょっと考えているんですけれども、ごみ基本計画の策定じゃなくて、村独自で、要は今ごみ減量の推進計画とか、軽微な要は取組で、3年周期でもいいんですよ。今年度はこういったごみ質を減量させる、そして3年間で何%、目標値を定める。

それを定めなければ、年度年度出ていき、また今年も6,900トン出ました、前年度対比10%アップです。人口が増えれば、もちろんどんどん増えるわけですね。村長の施政方針もあり、人口が増えると同時に対比してごみも増えている。

だから、それを本来であれば、やはりボトムアップで、皆様方がこういうふうな取組で減量化に努めたいというのを、本当は全職員も一丸となって、まず数値目標を定めながら、こういう計画、あるいは試案で減量化に努めて実施してみようかというふうな試案、取組案をまとめて、それを村長、副村長に、こういうことでちょっと取り組んでみたいんだけど頑張らせてくれませんかというふうにやるべきではないのかなと。

ただ出されて今年もそのまま出ましたといったら、ごみ減量化には何もつながらないと思うんです。基本計画書を策定しなければ、ごみ減量化ができないのかという疑念しか出ませんので、できるだけそういうふうに、まず減量化に関してはやはり行政主導の下、皆様方ある知恵を出し合って、あとは地域住民、それから企業、全てが一体になれるように方向性と、それから取り組む方向性を位置づけて、それを主導していただけたらなと。

それを主導するためにも、どういう施策をやるというのをやはり村長、副村長に上げていただいて、多分これ村長としては、どんどんやりなさいと言うと僕思うんです。やはり1%削減するだけでも、自主財源というのはその分残るわけですので。そういう取組をしてほしいと思いますので。村長、その辺もできるだけ全職員からもし出てきたら激励して、ごみ減量化に努めてほしいと思いますので、仲村課長も次の替わる人に、やはりごみ減量化が一般自主財源を好転させるという意味合いも込めて、数量化には厳しく引き継いでほしいと思いますので、よろしくお願いします。

不法投棄に関しましては減少傾向にあるということなんですけれども、これって防犯カメラを今22台なのかな、設置していますよね。その効果というのは出ているかどうか伺いますけれども。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 効果としては実際表れていると感じております。その場所場所、移動式もあったり、そこに設置した場合は抑制もできているものと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これもいい傾向だと思いますね。やはり一般財源、あるいは社会指標なのか、いろんな予算あると思うんですけども、今年度また生涯学習課が吉の浦に22台、これはちょっと防犯カメラを設置するに当たって、やはりいろんな抑制、防犯も抑制する、それからそういったものも全てに抑制機能が高まれば、不法投棄もどんどん減って行って、美ら島中城が出来上がるのかなというふうに思っていますので。

これも多分予算を、やはり効果が出るのであれば、今のように入棄の家電品が横ばいだと、やはり捨てられる場所、これにもまた不法投棄の処分費というのも結局行政が持たないといけないわけですので、それを勘案したときに、やっぱり防犯カメラを増やして効果が出るのであれば予算化して、その辺も村長、副村長に、これだけで効果がありますよという形で頑張っ提案していただきたいと思いますので、今後増設する、不法投棄抑制にも効果が出ると思いますので、予算をうまくあいに組んでいただいて、仲村課長、あと3月いっぱいでもた別の応援という部署の任用ということになっていますけれども、次の課長にしっかりと引き継いでいただいて、その辺も環境保全ができるように取り組んでほしいと思います。

大卒1番の中城村課設置条例の件なんですけれども、先ほど冒頭言いましたように、これは可決されていますので、これを質問討論してもちょっと意味もなさないのかなと思っていますので、そのあたりは意見だけを述べさせていただきます。

将来的に全課を俯瞰的に見られる課として、職員が自発的に申し出た課の設置提案に、職員のやる気をしっかり受け止めて、村のために頑張ってもらおうと明確な行政組織の位置づけを説いて、僅か2年で廃止するとは、行政の組織改編における村長、副村長の意思決定のずさんさを露呈するものと捉え、議会軽視の姿勢にも受け取れます。

施政方針にもありますが、商業施設の誘致を戦略的に進めていく、これから先を先導する部署であるとするならば、今回の廃案の理由と乖離があると受け止めております。

どれだけの時間をかけて話し合ったか分かりませんが、行政の運営基盤である組織が短期間で簡単に政策条例提案で改編されたことにおいては、行政当局への不信感を抱かせるだけで、あれだけ設置時には課の必要性を説いて、廃止における説明責任も果たされていないと私は感じております。

さらには、廃止課の業務遂行は都市建設課に移行するということの説明資料しか提出されていないのに、予算審議において、教育部局の業務移行をなぜ1課長がその場で決定づけられたのか。業務内容、予算を関連づけ、当局側、あるいは副村長が整合性を図った上で説明されるべき重要事項だったのではと感じております。

それによって委員会審査の所管も振り回された観点からも、議会軽視と言わざるを得ません。議論しなくても最初から取り決められた組織改編だったのではと疑念しか残っておりません。以上意見して、一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時15分）



# 令和6年第3回中城村議会定例会（第16日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年3月4日（月）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年3月19日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和6年3月19日（午後3時00分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             |                      |         |
| 欠 席 議 員                        | 11 番            | 仲 松 正 敏             |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 12 番            | 金 城 章               | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、3番 比嘉 護議員の一般質問を許します。

○3番 比嘉 護議員 おはようございます。議席番号3番、比嘉 護でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

今回定例会で最後になる仲松課長、仲村盛和課長、比嘉健治課長、お疲れさまでした。非常に優秀な人材が離れることは非常に残念ではありますが、これからも役場のOBとして助言、アドバイスをいただけたらと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、通告書を読み上げて提案したいと思います。

大枠1番、北中城村との共同まちづくりに向けて。

1、北中城村との共同まちづくりについては、都市建設課を中心に取り組んできていると思いますが、今後関わる各課の取組、進捗状況について伺います。例えば総務課だったり企画課だったり、産業振興課、生涯学習課、ほかの課も今後絡んでくると思いますけれども、そのあたりの答弁があつてからと思っております。

大枠2番、村・財政状況について伺います。

村・財政の中長期計画について伺います。

①今後の事業計画を進める上で、財政面の計画について伺います。

②一般財源を増やすための施策は、具体的に何を、どのように、どうすれば増えるか伺います。

大枠3、交通インフラについて。

中城城跡の交通機関について、最終でだこ駅だったと思いますけれども、中城城跡へ行く場合のバスの経路について伺います。例えば330のコースだったり、あるいは329のコースだったりいろいろあるかと思いますが、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉 護議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は企画課、大枠3番も企画課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、大枠2番の財政状況を、今後どうしていくかという御質問ですけれども、やはり一般財源を増やすためには、一番分かりやすいのは人口増でございます。人口増ということは、たくさんの方が中城に住みたい、あるいは住み続けたい、そういうことを我々がどう施策に反映していくか。ということは、いかにして魅力あるまちにしていくかことになると思いますので、今回多数の議員から御質問の中部広域への移行も含めて、そういった器づくりが非常に大事になってくるのではないかなと思っております。

詳細につきましては、また企画課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。比嘉 護議員の大枠1番、北中城村との共同まちづくりについて、代表して、都市建設課でお答えいたします。

中城村・北中城村共同まちづくり計画に基づき、両村の土地利用方針や立地適正化計画案の策定を行うため、関係各課と協力しながら取り組んでいく所存であります。まず、総務課につきましては、現在地域防災計画の改定を行っており、その計画を立地適正化計画案の防災指針

に反映させていきたいと考えております。

企画課につきましては、中城村地域公共交通計画の策定を行うに当たり、課題などを調整しながら立地適正化計画案に反映させていきたいと考えております。

産業振興課につきましては、農業振興地域整備計画の見直しや今後の農地利用について定める地域計画の策定に取り組んでおり、それぞれの計画を土地利用計画案に反映させていきたいと考えております。

生涯学習課につきましては、令和5年度3月末に策定予定の中城城跡保存活用計画を基に、共同まちづくり計画で掲げた世界遺産、中城城跡を核とした歴史的資源を生かしたまちづくりを目指していきたいと考えております。

その他、上下水道課におきましては、雨水排水機能の強化のため、令和6年度より雨水・出水・浸水想定区域図作成に向けて取り組んでいき、立地適正化計画案に反映させていきたいと考えております。

**○議長 伊佐則勝** 企画課長 比嘉健治。

**○企画課長 比嘉健治** それでは、比嘉 護議員の大梓2について答弁します。

現在、中長期計画を3月末策定に向けて取り組んでいるところであります。策定後は、今後の各課における事業計画や予算編成を行う上での判断資料として活用していきたいと考えております。

②の一般財源については、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、村税、地方譲与税、地方交付税などがあります。施策により増やすことができる財源は、村税であると考えております。令和5年度第3回定例会において、税務課長の答弁と重複しますが、納税義務者や所得の増加などの課税客体、その変動により増収になることと考えております。そのための本村の施策としましては、中部広域都市計画区域への編入が大きく影響するも

のと考えられます。中部広域都市計画区域編入を実現することで、秩序ある市街化形成による固定資産税の増収、都市機能誘導による法人住民税の増収、事業所増加に伴う雇用の促進による個人住民税の増収につながり、一般財源が増えていくものと考えられます。

大梓3の交通インフラについての①330号周りのルートの区分でおきますと、中城城跡への最適だと考えられるルートについて、てだこ浦西駅から国道330号線経由で中城城跡まで行くには、てだこ浦西駅から徒歩により西原入口バス停へ移動し、路線バス系統番号25番または125番に乗車、石平バス停まで行きます。そこから徒歩により若松公園バス停へ移動し、北中城村コミュニティバスのグスクめぐりに乗車し、中城城跡まで、このルートの場合、徒歩及びバス乗車時間は約55分となります。ただし、バスの待ち時間等は含まれておりません。

②の国道329号線で中城城跡まで行くには、まず、てだこ浦西駅から路線バス系統番号233番に乗車し、小那覇バス停で降車、系統番号30番に乗車し、中城小学校前で降車します。その後、徒歩は厳しいかと思いますが、タクシー、もし乗ることができれば、中城城跡まで行くことができます。このルートの場合、バスやタクシーの乗車時間は29分となります。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 比嘉 護議員。

**○3番 比嘉 護議員** ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

1番の北中城との共同まちづくりに向けて、北中城村との共同まちづくりについては、今まで4回ほど質問をさせていただきました。昨日も議員の方からの質問もあつて、同じ答弁になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。それだけ関心があるということだと思えますけれども、さて、この事業も令和2年頃から、両村長が県知事に対して中部広域圏の意向を要請し、それ以降、日々の協議、資料の取りまと

め等々の作業や北中との協議あるいは各委員からの助言とかアドバイス、地域住民の声などの意見を反映させて、去った2月には、両村長が記者会見を行ったと。それで、令和6年度には、それを踏まえて、素案のまとめに入る予定になっているかと思います。その後、県もそれを受けて、令和7年度から素案の作成に入って、令和9年には沖縄県の都市計画マスタープランの改定をすることになるというふうに理解しておりますけれども、その分でよろしいでしょうか。

冒頭にも申し上げたとおり、都市建設課、呉屋課長には何度も質問しまして、今回、北中城村との共同まちづくりについては、それぞれの、具体的にどういう素案、プランに取り組むのかというのを聞きたいと思いまして質問させていただきました。

先ほど呉屋課長から取りまとめたの話がありましたけれども、総務課は防災計画と、それと企画に関しては交通計画。交通計画に関しては先ほどの、後で出ますけれども、インフラ、特に城址への交通網ということで非常に気になるところです。あと、産業振興課のほうは農業関係の見直し等々を行うということです。生涯学習についても、城跡の保存計画ということで取り組んでいると。あと、上下水道からは、雨水関係の分を調整するというので説明がありました。

今、中城の共同まちづくりについては、会議はどの程度で行われているんですか。月一回とかそういう定例的なことはあるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

中城村、北中城村共同まちづくり計画は、令和5年度の10月31日に策定を行い、現在は、その計画に基づき、次の都市計画区域の再編に向けて、土地利用計画案や立地適正化計画案を作って、沖縄県と協議する方向に進んでおります。

その協議を行うに当たって、今、中城村のほうで無秩序な市街化防止に向けての土地利用計画案を策定するに当たり、プロジェクトチームというものを関係各課から職員を抜粋して、プロジェクトチームの会議を月2回、議題があればまた増やしたりとか、今のところ大体平均で月2回程度、プロジェクトチームの会議を行っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 月2回ということで、今後いろんな課がいろいろ提案してくると思いますけれども、具体的に今申し上げた、こういうことをやりますというのがありましたけれども、この事業の内容、各課のこういうことをやりますというのを具体的に素案に反映するというのは、もう入っているんですか。これからまた、どのタイミングで反映させるというのがあるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 立地適正化計画案を策定するに当たり、先ほども申し上げたとおり、例えば防災については立地適正化計画の中で防災指針というものを掲げなければならないので、その上位計画として、総務課で行っている地域防災計画、今改定をしておりますので、それを反映させていくとか、共同まちづくりの中でも公共交通とかそういうものを課題として挙げておりますので、それに関しても、企画課のほうで行っている地域公共交通計画とかそういうものを今から策定を行う予定だということで進んでいますので、それも踏まえながら、いろいろ取り入れていきたいと思っております。今から全てのものを網羅する形で策定できるように協議していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 これから、北中との共同まちづくりについては、また中部広域については、今後の中城の発展を大きく左右する事業

に間違いのないと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。そういうことを鑑みますと、いろいろ課が絡んでくるのは間違いのないんですけども、当然主導は村民ですから、村民の意見を反映させながら、しっかりとしたプランに期待をしたいと思います。

先ほどの中で、東海岸の経済基盤の形成と産業を強化するというふうなこともありましたが、東海岸サンライズ構想については、沖縄県自体も県の経済を伸ばすためには、この施策は必要だと。東海岸地区の開発は重要不可欠であるというふうに言っております。その実現に向けて、引き続き今やるべきことをしっかりと対応していただきたいと思います。

西海岸については、既に発展しているので、細かい開発はあるかと思いますが、今後は大きなテーマとしては、やはり東海岸の話も多く聞こえてくることと思います。そのラインに載っているのが、今、中城です。ほかもありますけれども、これから与那原町には大型MICE、ビジネス上の展示会やイベント、会議を行うのがMICEだと言われてはいますが、これが来ると。西原中城バイパスの開通、東海岸構想によって、中城においても後輩たちにしっかりとバトンが渡せるように対応したいと思います。その中で、忘れてはならないのが、何度も言っていますが、何を作らせるか。やはり自然環境に配慮しながら発展させなければいけない。そういう意味では、両輪で難しいと思いますけれども、皆さんにかかっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

前後いたしますけれども、共同まちづくり計画策定委員会には副村長が確かメンバーに入っていると思いますけれども、この委員会は現在も進行中でしょうか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

共同のまちづくり計画については、先ほど都

市建設課長からあったように、10月に策定されておりますので、現在は会議は持たれておりません。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 村長もよく出口が見えたというようなお話をされていますけれども、副村長から見て、この共同まちづくり、現状、順調に進んでいるかどうかということに関しては、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 共同のまちづくりについては、先ほど都市建設課長から説明があったように、防災の部分とか公共交通の部分、それから地域の状況というのいろいろな議論をしまして、中城においても、自治会においては人口が減っている自治会もあります。それから、増えている自治会もあります。そういう部分を、なぜ人口が減ってきた自治会があるのかという部分を、こちらから提示をしながら、開発ができなくて、住宅が造れなくて、子供たちが別市町村に出て行ったという現実もございますので、その辺も含めて議論をしてみたいと思います。その辺からすると、この会議も県から支持された共同まちづくりですので、それは順調に進んでいると思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 順調ということで、我々が見ても順調に来ているかなというふうに思いますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

あと、今後、共同まちづくりに関しては、下地参加が来られて、次年度も契約をされるかと思いますが、今後、これから国・県とかいろいろ交渉事があるかと思いますが、参加との連携、関わり方は、今後どうなっていくのでしょうか。具体的にありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 下地政策参加に関

しては、昨日の村長の答弁でもありましたとおり、今後、都市計画区域の再編とか今目指している中部広域移行ということで、この中部広域移行に関しては、中部の各市町村とのこういう会議も持たないといけないと思います。それは、下地政策参与には、各市町村との連携に関してもいろいろ期待できるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 村民、住民の方が中央になると思いますけれども、先ほど課長からも答弁があったように、近隣の首長を含めて、これから、もしかしたら県議あるいは国会議員いろんな方々の力を借りて進めることによって、うまくいく場合もあると思いますので、その辺も引き続きよろしくお願いいたします。

先ほど、これから中部広域に行くに当たっては、いろんな規制が、いろいろな配慮や、あるいはルールが決まってきます。そうすると、いろんな企業が入ってくる可能性もあるし、今いる中城の商売している方々に関しても、やはりすごく期待のできることかなというふうに思っています。一例で言うと、観光については、今、観光の入客という、中城の場合は、中城城跡の入場が何名だったというだけの数字でずっと今までカウントしているんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。

中城の観光といえば、やっぱり議員さんがおっしゃるとおり、城跡の観光客がメインとなります。それ以外にも、管理協、観光協会と一緒に観光イベントの立ち上げとか、そういうのを検討しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 これから、いろんな企業あるいはさっき言ったお店とかが出てきますので、観光協会の役割というのは何かと言えば、

課長、なんでしょうか、役割とは。観光協会の役割。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 先ほども答弁したんですけれども、中城村また管理協、観光協会一緒になって、目標を一緒に立てて、観光客の誘致というんですか、そういうのが、城跡を核としたイベント事業の立ち上げ、村が案内ガイドの育成とか担っていると思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 そうですね、観光協会の役割の一つは、やっぱり会員のサービスの充実があると思います。例えばそば屋さんが幾つかあったとして、自分のところが年間何名入っているか、あるいは隣のそば屋が何名入っているかというのは、気になるけれどもなかなか教えてくれない。それは、私の経験上そうなんですけれども、何でもそこまで教えなきゃいけないのということもよくありました。でも、これはとても重要で、自分のところがほかと比べると入っているか入っていないか。なんで入っていないのか。値段なのか味なのかというような分析もできるので、ぜひこの観光協会については、会員の状況、売上げまではいいと思うんですけれども、何名ぐらい入ったか、そこに賛同するところに関しては、ほかの情報も教えると。そして、それを見ながら戦略を立てるというのも一つの会員のサービスでもありますので。やっぱりメリットが何かというのは出さなきゃいけないし、観光協会に入ることによって、ホームページに載ったり、あるいは、最近は口コミで誰でも見られるようになっていきますけれども、そういったこと。さっき言ったマーケティング調査をして、それを接客に役立ててくださいという数字を出すのも一つの役割だと思います。一例で言いましたけれども、そういうことも今後

考えながら、いろいろやっていけばいいなと思います。

あと、課長に、最後に、仕事というか、次の課長にも引継ぎをしておいてください。後ろにいますから。

前も、所管事務でも言いましたけれども、村を観光したい人たちに対して、コースの提案をしてくれと言いました。皆さん、どうですか。それぞれの課長が、3時間、村長に言われて、どこどこの首長が来るから案内してくれと言われたときに、どういうコースを組むか。すぐ組めるのか、やっぱりちょっと難しいのか。そういうことをやらないと、なかなか進んでいかない。観光というのは、前も言いましたけれども、つくるんですよ。一例で言うと、ランチ付きでもいいし夕食付きでもいいし、例えば3時間コース、その中で、やっぱり城跡と護佐丸館、図書館は僕は入れたほうがいいと思います。すぐに皆さん城跡に案内しますけれども、私だったら、まずは図書館でちょっと城址のうんちくもいろいろ聞いてもらいながら、10分、15分ぐらい聞くと。その後に城址を見るのと最初に城址に見るのとでは全然違うと思います。そういうことを踏まえて、3時間で、ランチはどこかのそば屋でもいいし南上原の飲食店でもいいし、そういったコースをまずつくってみてください。それが、3時間コース、6時間コース。そのほかにいろいろあれば体験コース、例えばゴルフのコースもあるだろうし、やちむん焼きが村にあるかちょっと私は理解していませんけれども、そういう壺を作るとか、そういった体験も入れて、まず職員が、そういうことを自分たちでつくってみると。もしかしてあるかもしれませんがなくても、そういったことも一つの今後に向けて取り組むのは重要だと思います。

そういったことで、北中城との共同まちづくりと、あと中部広域については大きな、期待が大です。沖縄県は、観光産業の役割が非常

に大きいんですけれども、中城については、やはり素通りのところと。でも、まだまだ伸び代がある中城ですので、これからまさに今中部広域を含めて動こうとしている。土地の縛りが外れることによって、いろんなことができる可能性が出てきますので、それに向かって引き続きよろしくお願いします。

最後に、呉屋課長に伺いますけれども、現在の仕事量、対応する人員は足りていますか。キャパオーバーしていませんか、大丈夫ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 大変難しい質問なのですが、今、共同まちづくりを基に、中城村全体、全庁的に取り組んでいく所存ですので、うちのほうで令和6年度で立地適正化計画案、土地利用計画案策定ということで人員も増員して頑張っていく所存であります。いろいろほかの課の今プロジェクトチームもつくっていますので、ほかの課もいろいろ関係する全庁的な取組ですので、そういうのも手を借りながら頑張っていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 非常に難しい質問と言われましたけれども、多分足りないんだろうなと思います。引き続き、各課長、各課の皆さんも協力して、ぜひ共同まちづくり、あるいは中部広域に向かってやっていけばいいなというふうに思います。

続きまして、大卒2の村の財政についてですが、今後の事業計画を進める上で財政計画を伺いました。比嘉課長、一言で言うと、村の財政は問題ないですか、大丈夫ですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

これまでは問題なく、計画はありませんでしたが基本的な財政運営はできていたかと思えます。ただし、今後は、小学校の建設が進み、そ



して中学校の移転も進んできますので、その部分については、これまでもいろいろ質問がある中で、基金の積立てなども含めて、現在対応できるように取り組んでいるところでありますが、また継続して取り組む必要があると考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 いろんな事業でのアプローチはすごくいいことですので、先ほど小学校、中学校含めて、大きな事業が残っていますので、自己財源の確保というか内部留保が一つ気になったので、その質問をさせていただきました。

あと、補助金が100%補助だったり90%だったり80%だったり50%、幅広く事業選定が行われていますけれども、その中でも、さっき言った財政中長期計画はとても重要ですので、その道のプロだと思いますので。昨日も安里議員からも質問が出ました。今まで中長期計画について定期的に公表したというものはありますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

現在取り組んでいる中長期計画が初めての計画ですので、来期に向けての計画について公表したことはありません。ただし、内部の部分で、3年ローリングにおいて以前に財政計画を短期ですがつくって、そこを出発点として今回の計画につなげてきております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 結構なボリュームの大きい作業になるとは思いますけれども、やはり財政中長期計画というのは公表したほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかに財政を増やすか。それと、もう一つは、いかに事業を取ってくるか、この2つが大きなポイントになりますけれども、去った2月に、政務調査で、茨木県の境町、那覇の栄町じゃな

いですよ、茨木県。ちょうど茨城の南の端っこです。埼玉県と県境のところにあるんですけれども、そこに行ってきました。人口が約2万3,000人、大体中城村と一緒に、9,000世帯というところに行ってきましたけれども、そこは、もともと町の財政が赤字で苦しんでいた町が、今は56億円の黒字ということになっております。駅もなくて、ふるさと納税の仕組みづくりをして成功した。町になかった、米はそもそも作っていたらしいんですけれども、芋を加工して、それを返礼品にしてというのも一つあります。芋を作るときに、たまたま町議会の方で農業をやっている方がいて、その方をお願いをして話が進んで、今ではもうこれが返礼品になっているということでございました。

ふるさと納税の返礼にもさっき言った対応をされて、観光協会についても民間が運営しているんですよ。だから、とてもスピード感があって早い。それを商売として展開して成功していると。我々が視察をお願いしたときに、一人1万1,000円出ますというのが最初で、こんなに高く取るのかというふうに思いましたけれども、行ってみたら、なるほどなというふうに理解をしました。それぐらい中身のあった研修だったというふうに思います。

それと、町が農地を買い上げて、そこに地目変更して建物を造る。一例で言うと、病院をこの中に入れた。町は、病院からの家賃収入で運営すると。こういったこと、いろんなことにトライして、まさに経営をしている。そういうことで、ぜひ職員はここ境町に行ったほうがいいと思います。

前に村長にも聞いたことがありますけれども、行くのは全然構わないというふうな回答もあると思います。今回皆さんの予算を見ると、出張費とか研修費というのがないんですよ。あるかもしれませんけれども、それを取っていない。やはり我々議員が行くのもいいんですけれども、

現場の直属の皆さんが見に行って、肌で感じて、ああ、これはいいなと思ったときに動くということが一番大切だと思いますので、ぜひこの境町に関しては、近隣の議員団も皆さん行くというふうな話も聞いています。ぜひ一回は向こうに行って、どういうことをしているのかというのを、そこにヒントがあります。僕は、それが中城も将来ああいう形になればいいなというふうに思っていますので、ぜひその辺は頭に入れて、村長、副村長含めて、予算化。多分この間課長に聞いたら、申請すればちゃんとしたことであれば行けるという話もしていましたけれども、最初から組むということも一つ大事だと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

あと、一般財源をどういうふうに増やすかということで、先ほど副村長からもありましたように、人口とか企業を増やすと。やっぱりそれは中城村に魅力がないと来ないですね。中城村で企業を立ち上げるメリットが何かないと来ないですね。でも、今まさしく共同まちづくりがスタートして中部広域に移管するというその動きで、もしかしたらいろんな縛りが取れて、もっともっと来やすくなると。そうすると、税金が落ちると。ただし、何回も言うようにですけども、環境も考えながらつくらすということをやっていくことが今後大きくつながってくると思いますので、その辺も頭に入れてというふうに思います。

最後に、交通インフラについて。これも、これからの共同まちづくりという中でとても重要なインフラになりますので、城跡に観光客がどういうふうにしたら行けるかという、先ほど比嘉課長のほうから丁寧に330号線回りと329号線。

330については、北中はコミュニティバスを出しているんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えしま

す。

北中城のコミュニティバス、村内の部分であります、330号線につながるところまで来ているということで、徒歩ではありますけれども、圏内かなということで、村内を巡っているグスクめぐりんが運行しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 僕はそれを初めて知りました。先ほど言われていた329号線、屋宜までは来られると。この間も外国人を乗せたんですけれども、中城城址に歩いて行ったと。帰りに下まで乗せたんですけれども、散歩がてら、よかったといいますけれども、普通考えるとちょっときついなというふうに思います。これから、そういったことで、いろんな事業が進んできて活発になってくると、道路整備も含めて、インフラ整備、交通のインフラ整備も大事ですし、もしかしたら、北中のように、屋宜から城址まで、あるいはその奥まで、独自のバスを出さなきゃいけないということもあり得ると思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

中城村のコミュニティバスは、当初自家用車を持たない高齢者や通院など、そして高校生などの通学、学生ですね、ということでスタートしていますが、やはり今後は観光客も含めた利用していただけるように利便性も高められればいいかなということで、ルートの見直しはやはり必要かなと思っています。ただし、いろいろ財源的な部分も含めて検討はしていないといけないと思いますので、グスクめぐりんも中城城跡まで来ておりますので、そこで結節することで、また広域的に行けるような部分も、メリットもあるかなと思いますので、検討はしていきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 議員。

○3番 比嘉 議員 ありがとうございます。  
やはり先ほどから言うように、あとはもう財源  
なんですよね。これも補助金が取れば一番い  
いんですけれども、なかなか補助金も取りにく  
い状況にあるかと思えますけれども、いかに自  
己財源を持つかというのが、先ほどいろんな方  
からの意見もありましたし、それを踏まえて、  
今後行政経営に取り組んでいっていただきたい  
というふうに思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありが  
とうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で、比嘉 議員の一  
般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許
します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 改めまして、おはよ
うございます。議席番号2番、玉那覇 登でござ
います。これより一般質問を行いたいと思いま
す。

昨日から重複している部分が結構ありますが、
また答弁をよろしく願いいたします。

それでは、大枠1から順を追って質問したい
と思います。

大枠1、令和6年度施政方針から新たなまち
づくりについて。日本地域別将来推計人口によ
ると、本村は、2050年度までに約4,000人増加
すると推計されています。このような人口増の
受皿として、居住地が必要になってきます。村
域の92%が市街化調整区域に指定され、規制を
受けています。規制を緩和するために、北中城
村との共同のまちづくり計画を基に、土地利用

計画、立地適正化計画を策定し、中部広域都市
計画区域移行に向けて取り組まれています。そ
こで伺います。

（1）中部広域都市計画区域移行については、
いつ頃になるか伺います。

（2）役場周辺をタウンセンターと位置づけ、
地区計画の令和7年度施行を目指していますが、
これからの工程等を伺います。

（3）令和6年度に商業施設誘致を戦略的に
進めるとあるが、これからのまた工程をお伺い
します。

大枠2、教育環境の充実について。

I C T教育は、教育通信機器を使い、画像や
動画、音声など、様々な教育情報を提供し、児
童・生徒に興味・関心を持たせ、意欲的に授業
ができ、理解度も向上します。学校においては、
しっかり機器を活用して学力の向上に努めてい
ただきたいと思います。今後の施策として、学
校だけでなく、自宅においてもI C T環境を整
える取組を行うとありますが、具体的な取組を
お伺いします。

3、安心安全な暮らしについて。元日に発生
した能登半島地震は、家屋の倒壊や道路の決壊、
土砂崩れ等多くの被害が発生しました。人的被
害に遭われた方々には御冥福をお祈りするとと
もに、いまだ避難生活を余儀なくされている
方々には、一日も早い復旧、復興を祈っており
ます。災害はいつ起こるか分かりません。備え
あれば憂いなしと言いますが、本県においても
いつ大きな地震が起こるか分かりません。村は、
昨年度より村地域防災計画の見直しがされてい
ます。そこで伺います。

（1）海岸線に面した地域の避難訓練はでき
ないか。

（2）避難行動要支援者名簿は作成されてい
るか。

（3）避難所及び避難所開設要領（マニュアル
等）の作成はありますか。

(4) 災害廃棄物の集積場所の確保はされているか。

(5) 災害時に重要とされる防災行政無線の整備状況はいかがか、お伺いします。

大枠 4、国道329号、西原中城バイパスについて。

国道329号、西原中城バイパスの進捗状況についてお伺いします。

大枠 5、保育行政について。

①令和 6 年度の保育園児数、待機児童数を伺います。

②児童数、学童数を伺います。

③待機園児、学童がいる場合の本村の対策等をお伺いします。以上です。答弁よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

大枠 1 番につきましては都市建設課とまちづくり推進課、大枠 2 番が教育委員会、大枠 3 番につきましては総務課と福祉課、大枠 4 番は都市建設課、大枠 5 番につきましてはこども課のほうでお答えいたします。

私のほうは、御質問の大枠 1 のまちづくりについて、議員の観点といいますか人口増としての受皿づくりとしてという話ですので、議員おっしゃるとおりで、中部広域の移行というのは、まさに受皿として非常に大事な部分を担っていると思っております。御承知のとおり 2050 年まで人口が増え続けますが、統計的には、2050 年現在におきまして、非常に大事なのが生産人口年齢も増加。これは、沖縄県で唯一増加していくと見込まれております、中城は。全国的にも 19 市区町村しか増えてはいないところの一つに私ども中城があるわけですから、当然それには、大きな人口増に対する受皿づくりは大変重要ですし、これらが沖縄県の発展につながっていくものと信じておりますし、ある意味この中部広

域の移行については、我々も義務だという考え方を持っております。そうすることで、沖縄県の発展の絶対につながっていくことを確信して取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんもまた御協力をお願いしたいと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠 2 の教育環境の充実、ICT 活用についてですが、玉那覇議員もよく御存じのとおり、今回学習指導要領に児童・生徒の情報活用能力の育成が求められました。学力向上を推進するに当たり、個別最適な学びを充実させるために ICT 活用に努めていきたいと考えております。

自宅における活用等詳細については、教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、玉那覇登議員の大枠 1 番の (1)、大枠 4 番についてお答えします。

大枠 1 番の (1) です。令和 9 年度の沖縄県都市計画マスタープラン改定に合わせて、中部広域都市計画区域へ移行できるよう取り組んでおります。

大枠 4 番、国道329号西原中城バイパスについては、南部国道事務所で現在用地幅ぐい測量を行っていると同っております。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 大枠 1 の (2) の地区計画の工程について、お答えいたします。

当初 5 年度内策定の予定でしたが、県の関係課などとの調整に不測の時間を要しており、次年度へ繰越しとなっております。今後の工程につきましては、春頃に、原案の縦覧と第 3 回目

の住民説明会を実施する予定です。その後、秋頃に、策定案の縦覧及び公聴会を実施した後、村の都市計画審議会へ付議し、都市計画決定を経た後、令和7年4月の施行を予定しております。また、12月の定例会にて関係条例の上程を予定しております。策定に向けましては、地権者への丁寧な説明と合意形成を図りながら進めてまいります。

大枠1の(3)誘致戦略の工程につきましては、令和6年度に専門的な知識を有する事業者にマネジメントやアドバイスを受け、誘致戦略の策定を行ってまいります。並行して、誘致戦略に反映するための商業施設利用者としての住民意見の収集や住民の参加意識の醸成などを図るための住民ニーズ調査などの実施をいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2について、お答えします。

教育委員会では、家庭でのタブレット端末の使用によって、さらなる学力向上と自立した学習者の育成に取り組んでまいります。具体的には、一人一人の理解度に応じたAI学習ソフトの導入を進めていきます。これまで家庭学習では紙媒体で行われていましたが、ICTを活用することにより問題量や難易度が選択できることから、学習の量と質が確保できると思います。また、家庭学習でタブレットを使うことで、家での調べ学習や発展学習が行え、個別最適な学びへの充実にもつながると考えています。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、玉那覇 登議員の大枠3について、お答えいたします。

(1)から(3)、(4)の答弁をいたします。

まず、(1)海岸線に面した地域の避難訓練につきましては、津波による避難ということで答弁をいたします。

津波による人的被害を軽減するためには、住

民一人一人の主体的な避難行動が基本となります。津波避難対策は、主体的な避難行動の徹底、避難行動を促す情報の確実な伝達、より安全な避難場所の確保、安全に避難するための計画の策定、主体的な行動を取る姿勢、防災教育等の推進を着実に進める必要があると考えております。これまでも、海岸線に面した地域である久場、泊、北浜地区などにおいて避難訓練を行っております。海岸沿いの訓練について実施できるものと考えております。

(3)でございます。地域防災計画において、避難計画、避難情報や避難所の設置基準、避難所の運営について記載してございます。避難所の開設に関して、細かい手順を網羅したマニュアルにつきましては、現時点では作成をしておりますが、過去の開設の状況、写真等を撮って資料として残しておりますので、それを活用して避難所を開設しております。

(4)住民生活課環境係にて策定しております中城村災害廃棄物処理計画において、集積場所、必要な面積などの想定がされております。具体的な集積場所につきましては明記していない状況でございます。

(5)でございます。防災行政無線につきましては、現在無線子局の設置が53か所、下地区が33基、上地区が20基設置しております。親局のメイン機器を役場本庁舎へ設置、整備している状況でございます。令和6年度に、親局の機器について、機能強化のための取替え事業を計画しております。

主な機能強化の内容といたしまして、放送入力における遠隔操作が可能なタブレット方式の導入として、これまで人間の音声のみで録音していたものを、テキスト入力し、デジタル音声に変えることにより、均一的な放送の実施を考えております。

もう一つです。難聴地域への対応として、防災無線用アプリの導入を行い、アプリダウンロ

ードを行った方々へ緊急連絡ができる機能を整備します。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、大枠3、(2)について、お答えします。

避難行動要支援者名簿は、村内に住民票を有する要支援、要介護の認定者及び3障害、身体、療育、精神の手帳の保有者を対象にした実態調査というものを平成23年度に実施しました。その際に、災害時要援護者台帳システムとして整備しております。以降は、台帳登録対象者に対して、窓口での台帳登録の勧奨、認定者及び手帳保有者の方々の対象者データを適宜に取り込むなど、避難行動要支援者になり得る方々の把握に努めております。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 玉那覇 登議員の大枠5、保育行政について、①について、お答えいたします。

3月11日時点、ゼロ歳児67名、1歳児176名、2歳児219名、3歳児219名、4歳児234名、5歳児238名の、計1,153名の入所が決定しております。また、3月19日現在、1歳児16名、2歳児4名の、計20名の方が待機児童となっております。

②について、お答えいたします。学童数に関しては、認可数は全部で16支援ございます。1支援は原則40名の計算となっております。認可外の数、2支援となっております。入所児童数に関しましては、認可学童には687名、認可外の学童施設には67名、合計754名の入所決定者数となっております。学童を不承諾となった児童については、現在21名おります。この不承諾になりました21名につきましては、低学年の共働きのお子さん含まれておりません。

③について、お答えいたします。待機になった方は、認可外施設等を案内しております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。それでは、再質問を上から順を追って行いたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、昨日から中部広域都市移行計画、移行については何名かの議員で質問がありまして、何回も聞いて理解しているところでありますが、令和5年10月31日に共同のまちづくり計画が策定されて、これはホームページにも載っております。その後、6年2月11日に県知事に要請して、行ったということで、無秩序な開発を防止するために、土地利用計画と土地適正化計画を現在策定中であるということで、令和9年度に県の都市計画マスタープランが改定されるものと合わせて、そこに入れ込むというんですか、それに間に合わせてやっているというふうなことで理解をしていますが、よろしいでしょうか。いいですか。

この件については、しっかりと中部広域に移行できるように、都市建設課だけではなくて、いろんな分野がありますので、教育の分野であるとか、先ほどからあるバス利用の分野であるとか、各課が横の連携を取って、俯瞰する課はなくなりましたけれども、各課連携をして進めていってほしいと思います。

それと、あと役場周辺のタウンセンターの位置づけの地区計画を来年度から施行を目指しているというふうなことでありますが、これは、今の中部広域に関する土地計画利用とか立地適正化計画とかと全く関係ないということではないと思いますが、それとは少し離して考えていいのかなど。来年度から施行するということで、どういうふうなことでしょうか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど議員のお言葉にもございましたけれど

も、南上原地区、本村唯一の市街化区域におきましては、ほぼ飽和状態になっておりまして、村全体で定住者の受皿確保が必要であるという観点から中部広域移行を目指しております。しかしながら、市街化区域では、建築行為、開発行為が厳しく制限されている地区だということは認識されていると思いますけれども、その状況で中部移行までずっと手をこまねているだけでよろしいのでしょうかというところから、できることはコツコツと進めていこうということで、商業施設も誘致しますけれども、第5次総合計画におきまして、村のタウンセンターと位置づけて、公共公益施設の集約や、共同のまちづくりの実現化方策の戦法として取り組んでいるというところでございます。

実施は7年度からということで御理解ください。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。ぜひ早めに取り組んでいただきたいなと思っております。

先ほども、春頃に原案を公告縦覧すると。住民説明会も、春頃に3回目の住民説明会を行うというふうなことで、秋頃には案の個別移行の確認とかそういったことを行って、公告縦覧、公聴会とか。来年の1月、3月ですか、都市計画決定の公告に至りたいというふうなことで、7年度の4月から実施していきたいというふうなことで、非常にいいことでありますので、頑張ってくださいと思っています。

共同のまちづくり計画案の34ページに、タウンセンター地区の地区計画のイメージ案というのが載っておりますけれども、載っている図の、そのもっと細かく出したのが、昨日配られた赤いものだとして理解してよろしいでしょうか。34ページの案がこれになったということで、ほぼこれは決定ということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

共同のまちづくりの策定においては、地区計画の業務実施前のイメージとしてタウンセンターを網羅した図で提示していますけれども、昨日答弁しましたように、実際の市街化調整区域における地区計画におきましては、含めてはいけない農振農用地であったり、地すべり警戒区域は含められないので、いびつではあるんですけれども、昨日お渡しした資料で、最終の素案として検討、調整させていただいております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 昨日の資料によりますと、都市計画法第34条の12号にかかる区域（いわゆる緩和区域）というふうなことでありますので、土地利用について緩和される区域というふうに理解していますが、これはほぼ決定というふうなことでありますので、この地区に関しては、地区の中には宅地もあるし畑もあるし、雑用種というんですか、雑種というのかそういうった地目もあると思いますが、こういった地目の変更が緩和されて、言うなれば最終的にはうちの建築もできるというようになるというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 都市計画法における立地基準が緩和されると。今おっしゃったように、前までは畑でしか使えなかった農地も、農地転用許可が下れば開発行為についての許可は下りますけれども、建築基準法もございまして、その辺の整合性も取った上で地区指定はしていきますが、接道しているという基本的な要件を満たしていれば、農地であろうが雑種地であろうが指定された用途の建物は建てることできるという認識で御理解していただ

いて結構です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。建築基準法とも照らさないといけないわけですので、そういった意味では、建築基準法に適合していれば、うちは建てられるというふうなことであります。理解しました。

昨日の図を見まして、ちょっと疑問に思ったのが、役場の下のほうに3か所ぐらい白い空白の部分があります。昨日も確か質問があったと思うんですけども、2か所、役場の下のほうの空白部分と道の反対側の空白部分がありますけれども、ここは、なんで空白になっているのか。地主が例えば反対をしてなっているのか、その辺はどんなのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

昨日の答弁と重複しますが、白い部分におきましては、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域です。別法で区域指定されているものですから、都市計画法の地区計画ではそれを含めることができないということで、地主の賛成、反対ではなくて、法律的に含められないということでございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 これは、じゃあ、この場所は、結局都市計画法での指定とは別に、農地法で否定されているから土地計画では指定できないというふうなことでありまして、やはりこういった周辺は、都市化している中にその部分だけ残されるというのもあまりいいことではないのかなと思いますので、その前に農地法を解除してから、後で指定するというふうなことはできないんですか。言うなれば、ここはもうずっと畑をなさいというふうなことになるのか、後々ここにうちを建てたいということに

なっても、もうずっと生涯建てられないというふうなことになるのかなということでちょっと心配しましたので、質問しています。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 今度、農振地域の定期見直しを行いました。あと5年後、おおむね5年後の定期見直しで、必要があれば農振から外すとか、あと村が必要としている土地であれば、県と協議して一部見直しもできると思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。じゃあ、5年置きにそういったいろいろ手続ができるというふうなことであります。

じゃあ、次に進みます。

(3)です。先ほどの説明で、商業施設誘致戦略に関する、誘致に関する住民ニーズの調査ということで、これも今年から調査を始めて来年の1月31日ですか、1月いっぱい終わるというふうなことで、これと並行して、商業施設誘致戦略策定支援業務も並行するというふうなことで、やはり私たち、村民からはもう既に「どのスーパーが来るの」とかいろいろ聞かれたりしている状況ではありますけれども、公募型の事業の進める、公募型のプロポーザルが今募集中と、要綱を出して募集中とあるんですが、今週の金曜日、22日に、プロポーザルの募集が締切りというふうになっているようですけれども、今のところ、今現在で、大体何社ぐらいの応募がありますか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えします。

議員がおっしゃるとおり、3月11日に公募をしております。来年度の予算の事業でございますが、一括交付金事業として実施させてもら

中で、契約までの準備期間、準備作業は実施していいというところで、早めの執行で作業を進めておりまして、締切りがまだ来ておりませんので、数社の対応、質問等もございましたので、数社が参加していただけるという認識であります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。たくさん興味を持って、増えたらいいかなというふうに思っていたので、質問をさせていただきました。

じゃあ、次に、教育環境の充実について、お伺いします。

今回、学校だけでなく自宅においてもICT環境を整えるというふうな取組ということがあったものですから、施政方針に、そういった通信環境を整えて、自宅に通信環境のないところでもそういったものができる、整えるのかなと思って喜んではいたんですけども、中身としては、タブレットの中にドリル学習であるとか一人一人の理解度に応じたAIソフトを入れるとか、フィルタリングというのもありましたけれども、フィルタリングというのは、もう既に導入の時点で入れないといけないものだとは思っています。

あと、2019年度に学校教育法の一部が改正されて、今まで紙でしか使われなかった教科書がデジタルでも、デジタル教科書が使えるようになったというふうなことで、令和2年度の新学習指導要領からそういったデジタルに向けての取組を行うというふうなことで、本村もそういったデジタル教科書をタブレットの中に入れてあるというふうなことがありますが、どのような教科を入れているのでしょうか。それとまた、タブレットというのは、自宅に持ち帰らないと、そういったのを入れても自宅学習というのはできませんので、その辺の持ち帰り等はどんなのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

まず、学校から家庭へタブレットの持ち帰りについてです。持ち帰りに関しましては、家庭学習と授業との連動というものを一番に考えております。その狙いとしましては、教え込みの授業から主体的に学ぶ授業への転換、それから、自立した学習者への育成というのがあります。その中身としましては、振り返りの充実、学習した内容をしっかり家で復習する。これまで、紙とかノートでありますと、授業中に板書したもの、先生が黒板に書いたものを写しきれないという場合があります。タブレット写真機能を使えば、写して、持ち帰って、復習で使うというような機能もあります。また、探究的な自主学习、学校で、授業で学んだこと、どうしても時間の制約がありますので、そのときに、授業中にこんなことを調べたいと思ったことが家で調べられる、こういったことが考えられています。このような形で、家庭でタブレットを使う必要、活用するメリットがあると考えております。

デジタル教科書に関しましては、「中城護佐丸」の教科書、副読本になりますけれども、そちらをデジタルブックとしています。デジタル教科書については、現在英語のほうでデジタル教科書に進んでいます。今後また、教科書の内容についてのデジタル化といいますか、教科書の中にQRコード等が含まれていますので、そのQRコードを使うと、詳しい説明があったり必要なサイトに跳ぶといった教科書が使われています。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 調べ学習とかもできるというふうなことですが、やはり持ち帰りについては、もう全児童・生徒が持ち帰りしているというふうなことではなくて、調べ学習をするためには、やはり家庭でも、Wi-Fiであ

るとかそういった通信が可能な自宅じゃないと、持って帰っても、タブレットの操作だけで、中身も充実して学習はできると思うんですけども、そういったことで、全児童・生徒が持って帰っているということではないのかなというふうなことで理解しました。

令和6年度、今年の4月からは、文科省として、先ほども教育長もおっしゃっていましたけれども、小学校6年から中学3年まで、英語のデジタル教科書からスタートしているというふうなことでありますが、もう既に入っているということは、本村は進んでいるのかなと。随時それを受けて、数学とかそういったデジタル教科書が入ってくると思うんですが、これを金額にすると、予算にすると、かなりの予算になると思うんですが、もちろんこれは、義務教育は教科書は無償化ですので、こういったデジタル教科書も無償で入れられたのかということはどうなんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

デジタル教科書、児童・生徒用ではなくて職員用のもののデジタル指導書に当たるものがあります。これにつきましては、また予算の面がありますので、今後検討していくこととなります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それなりの諸費用は出ると思うんですが、これからの情報化、これからのと言ってももう遅い時代ではあるんですが、先ほど大卒のところでも頭のところで述べましたように、これから、そういったタブレットであるとかそういった電子デジタル教科書であるとかそういった、使う教育になりますと、さらに指導する側としては格差が生じるのはもうこれは目に見えていると思います。こういったものに長けている先生、全くできないと言ったら失礼ですけども長けていない先生という

ふうなことで、差が出ないように、しっかりそういったICTを使った教育で子供たちの学力の向上ができるように、教育委員会としてもいろんな研修とかそういったものをよろしくお願いします。

次に、安全安心な暮らしについて、海岸線に面した地域の避難訓練はできないかというふうなことでありますが、村も、各地域に自主防災組織をつくってくださいと、できるだけ自主防災組織が増えることを推奨していますが、やはり中城村の海岸線、約8キロにわたる海岸線沿いですので、津波等があった場合には、東日本の津波であるとか考えた場合に、大きな災害が予想されます。南海トラフの地震も70年置きに来るかもしれないというふうなこの前の講話でもありましたけれども、いつ来てもおかしくない状況ですので、できたら、そういった自主防災組織を後ろ押しする形にでも、海岸線のところで一斉に避難訓練とか、津波を想定した避難訓練をできたらいいかなと思っています。

それから、2番目に、避難行動支援者名簿が平成23年度から作られているというふうなことがあります、やはり地域で避難訓練をする場合に、特に一番心配されるのが、そういった避難要支援者、言わば一人のお年寄りの住まいとかそういったのが、やっぱり自治会長を含め民生委員とか地域で把握してないと、そういった避難が非常に困難になるのかなと思いますので、ぜひこういったものも地域に情報を提供していければなと思っています。

3番目の避難所開設の要領、マニュアル。特にマニュアルは作られていないというふうなことがあります、日曜日の避難所の開設とかそういった防災訓練もやってはいましたけれども、いざ大きな災害があった場合には、役場だけでは間に合わなくて、例えば小学校、中学校の体育館とかそういったところに避難場所が開設されることは予想されます。そういった場合にそ

ういったマニュアルがきちんと整備されていたら、そういった混乱も起こらないのではないかなというふうな、ここ最近の災害のニュース等を見て感じております。ぜひ検討してください。

それから、災害廃棄物の集積場所については、住民生活課のほうで容量とか面積というのがあるというふうなことがあります、これも最近の、相当な災害廃棄物が発生して、広い廃棄場所に捨ててに行くのに午前中かかるとか、相当混雑してそういったこともありますので、やはりこの辺も地域の公民館周辺の広場を利用するか、そういった、その辺の検討とかも必要ではないのかなというふうに感じて質問しました。

大柵4、329号線中城西原バイパスについて、これまで何遍か、私も何回か質問もしましたけれども、今幅員の設計を行っている。歩道でしたか、とにかく設計を行っているというふうなことが、ごめんなさい、測量ですね、訂正します。測量を行っているというふうなことがありましたが、確認ですけれども、道のコースというのはこれから変更というのはいないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今、住民説明会も行っていて、都市計画決定がもうされていますので、ルートは決定しております。そのルートの幅ぐい、どこからどこまでかという測量を今行っていると伺っております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 私、平成何年かはちょっと覚えてないんですけども、確か12月25日に県の都市計画審議会で決定されたと。日にちについては間違いがあったら訂正してください。記憶しているんですけども、コースについては変更ないというふうなことで理解します。

今ちょっと心配しているのが、この329のバイパスはどうなっているのというふうなことでよく聞かれます。これは、立ち退きになる、当

たっている住人からであります。いつ頃立ち退きになるのか、全くうち一軒なくなるというふうなことでありますので、全く今の動きが見えないというふうなことで、代替地も探さないといけないし、いつ頃になるのかねということで非常に心配しているものですから、その辺の立ち退きになる住民等への説明等も、今後はまた必要になると思いますので、この辺のこともよろしく願います。地権者ですね。

あとは、保育行政について。保育所が、20名の今待機児童があるということと、学童は21名というふうなことで、今妊婦が、上の子が2人いて、1歳、2歳ぐらいの子どもがいて、現在妊婦で、6月ぐらいに出産なのかな。そういった人が村に申込みしたら、全て外れたというふうなことがあって、どうなっているのかねというのがあるんですけども、これは恐らく村としてもいろんな条件の点数をつけて、点数が低くて落ちたんだろうなというふうな予想が付きましますけれども、この辺のまた手当等もぜひお願いしたいなと思っております。

それと、災害のところでちょっと飛ばしたのもありますが、防災無線も親局の説明がありましたけれども、今回1億2,500万円ついたということで、村内の難聴区域の整備に使われるのかなと思って喜んでいたんですが、親機の整備、取替工事というふうなことでありますので、やはり親機も大事にしないといけませんので、今後また予算をつけて、各地域の防災行政無線のマイクも整備してほしいと思っております。

これまで3名の課長の定年退職というふうなことがありましたが、また後日乾杯をしましょう。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再開（１３時３０分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

先ほど、玉那覇 登議員の一般質問に対する答弁での補足説明を行いたい旨の申入れがありましたので、許したいと思います。

まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 先ほどの答弁にて、農地でも建築が可能と申し上げました。言葉足らずで誤解を招く答弁でしたので、追加で補足答弁をいたします。

今回の地区計画は、あくまでも都市計画法上の緩和策でございます。基本なので繰り返になりますが、地区計画区域には農振農用地を含むことができません。今回の地区計画区域内にあります農地も農地法による規制を受けておりますので、農地転用の許可が下りれば都市計画法の立地基準が緩和されますとのことでございます。地区計画区域にある農地であっても農地法の規制を受けることを御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして一般質問に入ります。

新垣博正議員の一般質問を許します。

○１３番 新垣博正議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番、新垣博正です。議長の許可を得ましたので、それでは、一般質問通告書の順番に従って一般質問を行います。

それでは、１、災害発生時の対策について。

「て」が抜けていますが、挿入をお願いします。

（１）避難所での状況確認と情報収集、指定されている避難所の状況把握をするための以下の対策はどのようなになっているか伺います。

１）断水、停電、トイレ等の故障、世話役の不在時のバックアップ対策。

２）避難先での安否確認と情報収集体制について。

・避難先で出会う人々同士で積極的に情報交換、情報共有するために、LINE交換や誰も見られる「共有ノート」等の設置。

・大規模災害時には、日ごとに増える避難者に関して誰でも受け入れるのではなく、不審者の侵入を防ぐ対策として、「どこの誰であるか」、避難者をリスト化することが以下の理由で必要とされております。

①支援物資の管理、盗難防止。

②災害弱者への対応。

（２）支援物資の搬入経路の確保及び備蓄についてであります。

１）道路網が破壊、寸断された場合に港湾からの物資の搬入ルートを確認する必要があると考えられるが、漁港等の耐震化は確認されているか伺います。

２）冷凍食品等の備蓄対策は確保されているか伺います。

大枠の２番、学校給食の事故防止について。

（１）２月26日、福岡県の小学校で、１年生の男子児童が給食を喉に詰まらせ死亡した事故が発生した。この事故を受けて、各給食センターでは様々な対策を講じていますが、本村の事故防止策を伺います。

（２）「食べる量が少ない子」「食べるのが遅い子」に対する対策はどのようなになっているか伺います。

大枠の３番、自衛隊の補給艦の停泊について。

近年、中城湾の本村近海から西原町にかけて自衛隊の補給艦の停泊が見受けられ、灰色の見慣れない船体に不安を感じる住民もおられ、常態化するのではないかと懸念されております。村当局はその状況を把握しているか伺います。

以上、簡潔明瞭の答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては総務課と産業振興課、

大枠2番は教育委員会、大枠3番につきましては総務課でお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの災害発生時の対策、防災も含めたことですが、先日3月17日の日曜日、避難所訓練といいますか、庁舎にてこういった避難所としての機能が発揮できるのかということで訓練をさせていただきました。後ほど細部については答弁いたしますけれども、いろんな課題が見えてきたような気がします。やはり準備することの大切さを身にしみたところでございます。なかなか思ったように時間的な部分も含めてできなかったというのが一つの感想でもございますので、後ほどまた総務課のほうから細部については答弁させていただきます。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠2の学校給食の事故防止についてですが給食は、子供たちが直接口にするものであり、事故防止についてはとても重要なことであると考えています。日頃から校長会、教頭会でも子供の安全を最優先するように指導助言をしているところです。今回の福岡県での事故の報道を受けて、給食センター、学校にさらなる注意喚起を行いました。今後も、事件事故の未然防止の徹底を図っていきたいと考えています。

(1)の詳細については教育総務課長、

(2)については教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣博正議員の大枠1、(1)の1)、2)、①、②及び(2)の2)について、お答えいたします。大枠3の部分についても総務課で後ほど答弁をしていきたいと考えております。

まず、大枠1、1)でございます。庁舎における避難所として答弁をいたします。断水時の対応につきましては、断水には独自に水道を供給することはできないものであると考えており

ますので、トイレ等の水は、雨水の貯蓄タンク70トン、これはろ過前のものです。処理タンク14トン、ろ過後の14トンの水を利用して、飲料水につきましては、備蓄している保存水を活用します。

停電時でございます。停電時においても、村役場では非常用発電機を整備しておりますので、数日間対応が可能でございます。

トイレです。トイレが故障した場合には、庁舎駐車場に設置されているマンホールトイレ及び備蓄している簡易トイレの活用を想定しております。

世話役、対応職員につきましては、避難所には、基本的に2名程度職員を配置しております。庁舎において対応する職員がもしも不在の場合は、対策本部、総務課の防災係のほうで派遣を行い、対応をしていきます。

2)でございます。避難所等での連絡共有については、掲示板等の活用の事例があるようです。その他の有効な情報共有方法、ツールについては、被災を経験した地域などの情報を収集して、対応を今後検討していきたいと考えております。避難所においては、避難者の名簿を作成しております。

①でございます。支援物資の管理等につきましては、総務課防災係にて管理を行っております。盗難防止につきましても、貯蔵する倉庫において管理をしておりますので、その部分についても総務課のほうで対応しているところでございます。

②でございます。災害弱者への対応。障害者や外国人、医療機器が必要な方など様々な対応が想定されます。一人一人状況を確認して対応をしております。

(2)の2)でございます。冷凍食品の備蓄対策につきましては、現在想定しておりません。しかし、避難が長期となった場合を考えると貯蔵庫の必要性が重要となることから、大型の貯

蔵庫または非常用発電機を持つ事業者等の協力が必要になると考えております。

大枠3でございます。自衛隊の補給艦の停泊につきましてでございます。自衛隊の補給艦については、自衛隊からの連絡等はございません。村民等からの通報や連絡、問合せにつきまして、現在までは連絡ございません。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 新垣博正議員の御質問にお答えします。

漁港内の荷さばき施設は、昭和62年に建設された建物なので、耐震基準で設計されていると思います。その他の漁協施設については、平成25年度に漁港の機能保全調査を実施しており、老朽化している部分については改修を行っております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の(1)について、お答えいたします。

本村教育委員会や学校給食共同調理場としても、児童・生徒のための栄養や味はもとより安心安全な給食の提供に努めており、同様な事故の発生を避けるべきだと考えています。学校給食は、学校においても未然防止の観点から、よくかんで食べる、早食いをしない、歩き食べをしないなど、食事のマナーについて、改めて指導の徹底及び啓発活動を先月2月28日に各学校へお願いしております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2の(2)について、お答えします。

給食指導において、食べる量が少ない子、食べるのが遅い子については、「たくさん食べなさい」や「早く食べなさい」という指導ではなく、児童にとって過度な重圧にならないように、どれぐらいなら食べられそうという個別的な相談を行いながら指導を行っています。児童の中

には、特性により極端な偏食や食にこだわりのある子もいますので、その場合は、保護者と連絡を取りながら指導に当たっています。食事の仕方については、学校教育だけでなく家庭での習慣も重要ですので、保護者への啓発また連携を取って取り組んでいきます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細の質問をいたします。

災害発生時については、全て行政にお任せするとか期待するというわけではなくて、日頃からやはり平時に議論を交わしていった、足りないものは何かというのを確認することが大切ではないかなと思って私も一般質問で取り上げてまいりましたので、全て行政側におんぶに抱っこというようなことではありませんので、ぜひその点は留意してもらって答弁していただければと思います。

新年に、年明け1月1日に、能登半島であれだけ大きな地震、津波が発生しました。そのときにニュース報道で入ってきたのと、現地に行ってボランティアをした方々ともお話を聞いたことがあるんですけども、断水によって避難所そのもののトイレが流せなくて大変な思いをしたということがあったんですけども、やはり水道管が破裂したり避難所そのものでトイレが使えない状態というのは大変なことだと思いますので、バックアップするということは日頃から考えて切替えるような対策というのは取れないものかなというふうに思っているんですけども、例えば地下水を緊急的に引き込むような対策とかというのは、講じることは可能なのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

地下水の利用につきましては、避難所の場合ということで答弁をいたします。トイレの利用

につきましては、マンホールトイレが一番の最短の利用かなというふうに考えておりますけれども、通常の設置されている便器に簡易式のビニールのトイレを、使い捨てにはなりますけれども、その方法で対策をするのが一番の方法なのかなと考えております。雨水を利用したトイレを通常のように使用するという事は、難しいのではないかなと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは上下水道課長にも聞きたいんですけども、法律的に問題があるんですか、切替するのには。それとも、緊急でやりますので、水源を切り替えていくということというのは可能じゃないか、技術的にも可能ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時48分）

~~~~~

再 開（13時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

設備の切替えについては可能だと思います。ただ、衛生上のものと、ウォシュレットとかそういうのにはできないと思いますけれども、その辺については大丈夫。ただ、地下水の場合には、くみ上げる要素が出てくるはずですので、電気がなくなると、その辺はいかななものかなとは思いますが。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 電源も、発電機等でバックアップは一時的には可能じゃないかなと思いますので、その辺もぜひ研究をさせていただきたいなと思っております。断水に際して、ただ単に、水を別のところからポリタンク等に供給して流すというようなことではなくて、蛇口をひねれば水洗トイレとして流せるというよ

うな状況で衛生管理が徹底できれば、避難所での万が一の場合の対策に私は役立つんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひいろんな、これは先進地というよりは被災したところの教訓といいますか、学んでもらいたいなというふうに思っておりますので。

それと、次に進みますが、世話役の不在というのは、あくまでも役場の職員が対応するということは分かっておりますが、自主防災組織も設立されておりますが、あくまでも自主防災組織というのは自治体が基本的には担っているということでもありますので、そこでも世話役がもしかしたら不在になるケースが出てくるんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、そういったときに連絡調整をするというナンバー2、ナンバー3みたいな人たちも位置づけていかなければならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、自主防災組織との連絡網、自治会長以外とかそういった別の世話役をまたバックアップしていくということをどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

現在、自主防災組織が7か所ございますけれども、実際には自治会長が代表として連絡をしているところでございます。今、新垣博正議員からありましたとおり、第1、第2、第3という連絡網というのは必要になるということで認識をいたしましたので、各防災組織あるいは自治会の緊急連絡網というのは必要というふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 停電のときにはということで、自主防災組織には電源をバックアップするためにポータブルの発電機等が支給されておりますが、その使い方とか、日頃から、平

時から使っていくという方法、やはり教え込まないといけないかなと思っています。倉庫に災害がないからといってずっとしまい込んでおいて、新品のまま使わないというケースが出てこないかなと心配しているんですけども、平時から使うようにということと、誰もといいますか複数の人間が操作できるように。特に発電機というのは、男性の方は使い慣れているかもしれませんが、女性とかその他のあまり機械に詳しくない人が使うとなると、ちょっとどぎまぎするかなと思ったりするんですけども、そういったときの、日頃から使いこなしているかどうかということを確認すべきだと思うんですけども、その点の指導というのは、いかなもののでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

各防災組織の資機材については、備品の確認等は行っておりますが、それを使った訓練、操作方法、そういうのは、行ったことはございませんので、今後議員がおっしゃる発電については一番重要な部分だと思いますので、誰でもできるように。説明書があるからできるだろうではなく、実際に体験をすることが必要であると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 実際に体験することが必要だというふうに共通認識を持ったと思います。特に消火訓練でも、消火器の使い方というのは、はたで見えていても、実際に触ってみるのとでは結構感覚的に違うんじゃないかなと思います。やはり訓練することによって、いざというときにその操作がスムーズに行くだろうというふうに予想もされますので、たくさんの人たちが日頃から使いこなせるということを知っていくということが大変重要ではないかなと思っておりますので、その辺もまた、自主防災組

織や避難訓練あるいはまた日常的にそういうようなやり取りをする場面がありましたら、指導とか、どのように使いこなしているかをチェックしていただくようお願いいたします。

それでは、次の2)の避難先での安否確認と情報収集体制についてであります。中城の場合は顔見知りが多く集まると思いますが、あくまでも災害の規模にもよると思うんですけども、万が一一大規模になって、観光客であるとかたまたま通りがかった人がここに避難しなければならないという、見知らぬ人が全く来ないとも限らないので、そういった際には、できるだけ、どこの誰というのが分かるのが必要だというふうに言われております。過去の震災等の情報では、犯罪まで横行したというのが報道でなされていますが、その辺の情報というのはどのぐらいつかんでおるか、お答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

新聞報道等で、そういう犯罪、避難所の夜間について被害を受けた方の情報というのは聞いておりますけれども、実際に村としての避難所開設に伴って、そういう被害を受けたということは実績がございません。過去の台風のときに、安否確認ということで二、三件の問合せがありました。そのときの対応としましては、その住所地に行って確認をして、そのときは停電をしておりましたので電話が通じないということで、おばあちゃんに連絡が取れないということだったので、村のほうで確認をして、息子さんのほうに連絡をした実績はございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 最近は、スマートフォン等を皆さん持っていますので、それでLINE交換して情報交換するということは日常的に行われるだろうし、災害時もあるだろうとは

と思いますが、またアナログ的なことかもしれませんが、能登半島の地震でも、共有ノートを避難所において書き込むということをきちんとやることによって、どここの誰々がいつの何時何分にこの避難所に来たことがあるということ、尋ね人が来たときに確認をできるとか、そのような情報を共有するということが伝言ノートみたいにして活用されたということで、非常に助かったというような話があって、連絡が取りやすくなったということもあったりして、こういうことも日頃から避難訓練等で私たちもやるべきかなと思って。共有ノートをしっかりとつけていくということを訓練の中でも活用すべきじゃないかなと思いますが、今まででもやったことがあるのか、それともそういったものは今まで気づかなかったのかどうなのかも含めて答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

これまで、避難所開設と同時に避難者名簿を作成というか手書きで作っております。その中で、安否の確認といいますか、避難所に来ていますかという問合せに対しては、ノートではないんですが、名簿という形で活用をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 多分沖縄の人はあまりやったことがないかもしれませんが、本土では、かつて駅に伝言板というのがあって、書き込んでいって、ここで待ち合わせしたけれども会えなかったときに書き込んでいくというのがあったようですから、そういった習慣が多少今でも他県の場合は残っていて、沖縄にはあまり習慣がなかったので、そういう共有ノートというのを活用するというのは日頃から慣れていないんだろうなと思いますが、避難訓練のときにもこういったものを提案して使って活用して

いくということをぜひ私のほうからも提案していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、①のほう、盗難防止の管理。盗難防止というのは、あくまでも倉庫から出した後、既に現場に置いてあっても盗難されるというケースがあったり、悪気があってやっていないけれども、別の避難所とかが被災した人に届けるということで、勝手に持ち出しするというケースがあったりして、いざ使うとなったときに困ったというようなこともあったりするので、こういう盗難防止というのはうまい具合に考えられないものかなと。世話する人たちは大変だと思いますけれども、いろんなものに目配り、気配りするということもやりながら物資の管理をするというのは大変だと私も思いますが、だからといって何も対策を講じないわけにもいかないで、盗難防止についても、ぜひ自主防災組織と共有していくことを確認していただければでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

自主防災組織について、いろいろな機材を購入して配置をしているところですので、その同じ地域の人であれば、顔見知りで、誰が借りていくというのが何も書かなくても分かると思いますけれども、実際には議員がおっしゃる、公民館に来て資機材を待ち去ったという、言葉はあれですけども、そういう場合は、大変その地域の人が困ると思いますので、そういう確認、記録というのは必要となると思いますので、今後は自主防災組織とも情報共有しながら、強く伝えていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 続きまして、備蓄等についてお尋ねします。

近年の新聞報道でよく取り上げられている、

女性の被災者が多くの避難所で不便を強いられて苦勞しているというような報道がなされておりますが、どうしても避難所では共同生活というのが強制的といいますかやらざるを得ないという状況になってしまいます。つい立てで仕切られただけの狭い空間で雑魚寝をして、布団の中で着替えをするとか、あるいはまた授乳は人目を気にしながらやるとか、中には水分補給を控えるとか、そういったことによって、熊本の震災のときでしたか、実際に災害で亡くなる人よりも避難所等に移動した以後に亡くなる、いわゆる災害関連死というのがたくさん発生したということで、これはやはり人間の努力でなんとか未然に防げるものではないかなというふうに思いますので、災害関連死というのをなくしていくという努めも今度考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

そういった意味では、災害のマニュアル作りとか計画を策定するときに、女性の視点を多く取り入れるということが私は必要ではないかなと思っていますので、その委員を選定する上において、どのように考えているのか、お伺いたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

防災計画の委員の中には、各課長ということで委員もおりますけれども、その中にも女性がおります。今議員おっしゃる、女性の立場から考えて、必要なものを避難所の運営の内容についても助言をしていただく方がいれば、委員としても取り入れるということは必要ではないかなということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 意識的に、やはりこういった場合には、女性の参画というのを多角的な視点で取り入れていくということを要望いたします。女性の避難所生活での問題というの

は新聞報道等でたくさん指摘もされておりますので、課長は目を通していると思いますので、この場では割愛をしたいというふうに思います。

それでは、次に港湾のルート確保についてですが、実際に沖縄も離島県、島ですよね。能登半島でも、ほとんどが陸路で物資を搬入したりボランティアも陸路で移動するというのが可能な場所でしたので、いろんな意味で、ボランティアがサポートに行ったり物資が陸路で搬入されていたりということがあるんですけども、ただし、陸路が寸断されたというところもあって、地形が細長くて沖縄の地形にもよく似ているとも言われたんですけども。海からといったら、今回の地震で、港湾も海底が隆起して船が接岸できないというような状況もあったりはするんですけども、非常に困難を極めるという災害だったんだろうなと思いますが、せめて陸路が駄目なら海から荷揚げしていきなかならないということも想定は多少考えないといけないだろうなとも私も思っております。そういった意味では、今後港湾とか、あるいはまたそのルート、道路網のルート以外から物資が搬入できるようなものというのを確保するということをどの程度計画の中に位置づけることが可能なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

避難物資、避難ルートにつきましては、本村だけで計画を立てるのはかなり難しいことでございますので、沖縄県の防災計画に基づき、本村もそれに沿った計画、ルート策定というのは必要であるというふうに考えております。漁港、海からの救難物資の輸送ということにつきましても、沖縄県のほうで対策がどう行われているか確認をしまして、本村としても今後考える必要があるというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そうですね、県と情報共有しながら調整していくということも重要だと思います。

県管理の港湾でも、やはり耐震化というのは3港ぐらいしかされていないということで、残りは、万が一大きな震災があった場合は破壊される可能性があるというふうに言われているようですが、やっぱりここは見落としているところがあったんじゃないかなと思っております。そういった意味では、ここから物資を搬入するという想定も今後は考えていかなければならないと思いますので、ぜひ心に止めていただければというふうに思っております。

それでは、次に、冷凍食品についても、せめて2週間程度は耐えられるようにということと、物資の供給がいろんなところから届くと思いますが、もらったところで保管する場所がないというふうになった場合には大変困ります。そういった意味では、課長答弁がありましたけれども、民間事業所との協力が今後仰げるのかどうなのかも含めて、ぜひ調整をしていただいて、全て行政が整えるということは土台無理な話ですので、ただし、頭には入れていただきたいなというふうに思いますので、よろしく御検討するようにお願いいたします。

それでは、大卒の2番のほうに移らせていただきます。

福岡県で起こった給食の事故、大きく報道されたので、ほとんど知っていらっしゃると思うんですけども、ただ単に、私は物理的な、うずらの卵でしたか、喉に詰まらせたというだけで、うずらの卵みたいな大きなものが、喉に詰まるようなものは避ければ解決するかなというふうに思う反面、もっと違うような視点も潜んではいるんじゃないかなというふうに思ったりしたので、(2)番を取り上げてみました。

それでは、主幹のほうに答えられるのかな。楽しい給食、食事がストレスになってしまうと

いうケースも人にはあるみたいです。なかなか普通の人は気づかないんですけども、人それぞれなので、そういう症状もあって、会食恐怖症という症状があるというふうに言われているようですが、そういう言葉は主幹は御存じでしたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

最近そういった症状を持っている児童・生徒がいるというのは、ニュース等、報道等で聞いたことがあります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私どもの中城村でも、そういうケースとかというのは聞いたことがありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 今のところ報告は上がっていません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ただ、全国的にはゼロではないので、いつそういった症状の子供とか、これは大人になってからも発症するケースがあるようですので、必ずしも子供というわけではないんですけども、でも、子供の頃の給食指導が原因であるというふうにいわれるケースが多々あるようであります。楽しいはずの給食が、「早く食べなさい」とか「時間内に」とか「もっと食べなさい」とかというふうに完食指導する場面が多少あるかなと思うんですけども、現場の先生も大変だなというふうに感じながらも、この子にとってもやはりこれは大変なことだなというふうに思いますので、残しちゃいけないというような強迫観念に駆られるというケースがもしかしたらこの事故のケースにもあったんじゃないかなとも考えられます。そういうふうにして完食指導の在り方というのを今後知恵を絞って考えていかなければならないのではないかなと思いますが、完食指導とかの

在り方というのは、今どのようになっていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

以前は完食指導、「必ず食べなさい」「食べなければ掃除の時間まで残って食べなさい」という指導もありましたが、現在はそのようなことはありません。楽しい給食ですので、楽しい時間を過ごす。そして、安心して食べられるというのが重要になっております。一番は、子供たちが食に興味を持つ、食の必要性というところを理解してもらう。そのために、給食センターの栄養士とともに、給食の大切さを指導して、またふだんの保健体育の保健の授業等で食事の大切さを指導して、そのような安心した給食を過ごせるように行っています。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今のところケースはないようでありますので、すぐに、これは問題が発生するとも考えにくいところはあるんですけれども、ただ、共有して心に留めておいて、全国的にはいろんなアンケート調査の資料の中では、642人というふうなアンケートの調査が出ているようです。給食で「先生から」と答えて会食恐怖症になってしまったというケースが最も多かったというアンケート結果も出ているようですので、ぜひ現場の先生方ともこの辺の情報を共有して、指導の在り方というのをしっかりと押さえていただくことを要望いたします。

それでは、最後の大枠の3番です。住民から課長、情報はなかったということなんですけれども、私個人も一昨年あたりからという情報は聞いておりますし、去年も2回、そして今年の正月3日でしたかに停泊していて、非常に近い、南西石油の目と鼻の先に、大きな軍艦みたいな、自衛隊ですけれども形は軍艦ですよね。それが停泊しているというのはもう生まれて初めて見るような光景で、あのときで3回目だったんで

すけれども確認しました。写真も撮ってあります。そのような光景が今後も見受けられるとなると、特に戦前の生まれとか戦争を経験人たちにとっては人ごとではないなと恐怖心を駆られるし、特に中城は米軍基地にしても自衛隊基地にしても一つもありませんので、西原町も与那原町も、そういった意味では、このような大型の軍艦が停泊するというのはあまりいいことではないなというふうに思いますし、また停泊をしたとしても、接岸できるような港はありませんので、目的は何なのかなというふうに思ったりもするんですけれども、県の知事公室とかそういういったところには問合せされなかったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

県のほうへの情報を提供するということは、行っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今後ある場合も想定できますので、ぜひ県を通じてでも、あるいはまた防衛局直接でもいいんですけれども、「接岸できる港のないところで停泊をすることは遠慮いただきたい」ぐらいは言ったほうがいいと思いますので、村長も共有して、ぜひその辺は、本村の近くで見受けられるということは圧迫を感じますので、ぜひ対応してもらいたいと思います。

じゃあ、この船に関しては、全く情報は持っていないということで理解してよろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

○13番 新垣博正議員 私が調べたところ、海上自衛隊の、確か京都の舞鶴港の所属だというふうに確認しています。補給艦ましゅうという船の名前まであったようです。ましゅうというのは私は海外から取った名前かなと思ったんですけれども、余談ですけれども、摩周湖のましゅうかなということでネット上には掲載され

てあります。そういうふうに、今後もこのようなものが見受けられることがないように、ぜひ対策を講じて、一言でも言って牽制することが重要だと思いますので、期待したいと思います。

それでは、時間は残っておりますが、私の一般質問はこれで閉じさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１４時１９分）

~~~~~

再 開（１４時３０分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

**○１５番 石原昌雄議員** 皆さん、こんにちは。本日の最後ですけれども、議席番号15番、石原昌雄、一般質問をいたします。

一般質問の前に、さきの６月に一般質問で取り上げた南上原地区のドラッグストアモリ向かいの下り坂の急なカーブがあるところにカーブミラー設置を要請したところ、住民からの要望に応じてもらいまして、早速の設置、ありがとうございます。確認しました。地域の安心安全なまちづくりに大きく寄与するものだと思っております。区民も喜んでいましたので、とりあえず報告いたします。

それでは、通告書に沿って質問します。

大枠１番、南上原配水池とパークゴルフ場の進捗について。

上水道事業の南上原配水池の建て替えが進んでいるが、進捗はどうか。

稼働はいつになるか。

パークゴルフ場の調査設計の時期はいつか。

どのように行うのか。

その場合、８ホールにすることができるようにしてほしいが、どうか。

植樹計画も同時に行えますか。

琉球松などの在来種の選定はできますか。

大枠２番、村道奥間南上原線の改良工事の進捗は。

用地買収や物件補償が進められているが、完了の時期はいつか。

課題があるのか。

交渉要員は足りているのか。

その後の実施設計はできているのか。

工事はいつ頃から始まるのか。どれくらいで終わるか。

大枠３番、城跡線の開通はということで、中城城跡内に通ずる城跡線の延長の進捗はどうか。

課題となっているのは何か。

今後の見通しはどうか。

開通した場合、護佐丸バスでの乗り入れやバス停設置の計画も導入してほしいが、どうか。

大枠４番、村長選の出馬について。

早いもので、村長選挙が来る６月に行われます。令和６年度の施政方針にも多くの課題や政策が掲げられています。特に中部広域都市計画区域への移行は、浜田村長の大きなテーマであり、今後の中城村の方向性が決まります。そこで、その実現に向けて、村長選への決意を伺います。よろしくお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては上下水道課と都市建設課、大枠２番も都市建設課、大枠３番につきましては都市建設課と企画課、私のほうでは、お尋ねの村長選挙についてということでございますけれども、昨日も有り難いことに安里清市議員からも即決をということでございましたけれども、昨日も答弁させていただきましたが、今は、当然この場をお借りして出馬表明とかということは避けさせていただきたいと思っております。しっかり責務を全うするのが私の義務でございますので。ただ、遠からず繁忙期というか多忙

期というかこの時期が過ぎましたら、遠からずしっかりとしたお話を、決意を述べさせていただきたいと思ひますし、そのときは、また議員にも御協力いただきながらその時期を迎えたいと思ひておりますので、その辺のところはまだ御勘弁いただきたいと思ひます。取りあえず、以上でございます。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは、石原昌雄議員の大梓1の南上原配水池とパークゴルフ場の進捗について、御質問にお答えいたします。

南上原配水池については、令和4年度に完了しております。令和5年度事業において、配水池に関連するポンプ施設の機械設備や電気設備、そのほかに、配水池に水を供給する送水管の布設と配水池周辺の外構工事を行っております。しかし、近年世界情勢が不安定のため、半導体不足により納品の遅れから、ポンプ施設工事完了が困難となり、令和6年度の供用開始に影響が出ている状況です。現在、工事の工程を見直し、新配水池については、ポンプ施設、電気施設、設備工事の完了後、令和6年度または令和7年度を目標に運用開始していきたいと考えております。また、パークゴルフ場内の設計及び樹木等の選定については、ポンプ施設の完了後、旧配水池の取壊しを行い、令和6年度より都市建設課と設計協議を行い、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、石原昌雄議員の大梓2番、大梓3番について、お答えいたします。

大梓2番の村道奥間南上原線の改良工事の進捗につきまして、現在用地及び補償の交渉をしております。一部移転先について交渉がまとまっていない場所があります。交渉においては2人体制で行うようにしております。工事の実施設計は完了しており、令和7年度に工事を行え

るよう令和6年度も引き続き用地及び補償の交渉を進めてまいります。工事に着手できれば、約1年での完了を目指してまいります。

続きまして、大梓3番、城跡線の開通につきまして、中部土木事務所に確認しましたところ、村道城跡線から県営中城公園内の駐車場と道路の整備を計画しており、令和6年度は6月から7月に城跡線から通じる道路の伐開、擁壁設置、護岸整備予定であることを確認しております。その後の整備については、予算の状況を確認しながら進める予定であると聞いております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、石原議員の大梓3の城跡線に関する護佐丸バスの件について、お答えします。

護佐丸バスは、平成27年度途中から運行を開始しております。令和6年度には運行開始から9年目を迎え、その間、社会情勢の変化もあり、本村における公共交通の在り方について見直しを検討する時期が来ていると考えております。議員おっしゃるように、中城公園の駐車場及び園路の整備が進み、護佐丸バスが公園内を通り抜けることができれば、観光地である中城城跡へのアクセスの手段の確立や北中城村との交通連携が期待できるため、園路整備後の通行許可につきましては、中城公園の施行者である沖縄県に要望しているところであります。以上です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございました。追って質問します。

配水池についてですけれども、機器の発注が、納品が遅れているという大きな原因ということでもありますけれども、見通し的にはめどはどうなんですか、まだめどが立たないのかどうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 基盤の半導体に関する機器の納入については、7月頃がめどだというふうに聞いております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 業者ともできるだけ連絡を密にして早めに納品させてもらい、せっかく配水池自体は完成しているわけですから、次に切り替えて、そうしない限り撤去もできないわけですね、実際には。その辺では、納品を常に見ていつてほしいと。実際には、配水池の古いのは、取壊しはどれぐらいの期間で予定していますか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 発注後、長くて半年というふうに見ております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 取壊しですけれども、発注の場合は、いつものことですが、取壊しだったら村内事業所というのも当然優先にすべきと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 指名業者の選定委員会がありますので、そこの中でまた協議しながら、その辺は地元を優先に入れていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ業者選定の場合はよろしくお願いします、地元を。

あと、パークゴルフ場が今回の設計をやってもらった計画だと思うんですけれども、今僕らもあちこちのパークゴルフ場を利用させてもらったりしていますけれども、読谷村とか最近北谷にもできたという話もあるんですけれども、ぜひそういうコースも見にいつてもらって、当初糸蒲にできたときは、パークゴルフ場自体が東村ぐらいにしかなくて、なかなか分からなかったところもあると思うんですけれども、最近は流行ですので、設計にもちょっと工夫を入れてもらい、そして、今6ホールでしたよね。8ホールありますか。増やしたのかな、8ホールで、

A、Bで打てるような。同じところで打つんではなくて、A、Bで打つようなコースの設計も、ぜひ設計の段階でリクエストしてほしいと思います。ぜひお願いします。

そして、配水池建て替えの工事が入る機会に、前々からも要望していますけれども、公園全体にマッチするような琉球松とか在来種の木を植えてほしいと。現在、先日も金城 章議員からありました、シートで覆っているんですけども、あれではもう永久的にはならないんです、どちらかというと。ですから、ぜひ影ができるような植栽を取り入れてほしいと思います。西原の高台公園は、同じ配水池ですけども、幹回りがこれぐらい大きい松が何本もあって、影はあまり雑草がないというところもあります。今現在、糸蒲公園の中には、普通の桑の木とかほかの木も刈り取ってなくて、残って、しっかり枝を持っているのがあるんですよね、あとガジュマルとか。そういう在来の木をぜひこういう機会に植えてほしいと。別に大きいのを植えるわけでもなく、植えてしまえば、3年ぐらいすれば大木になるわけですから、その程度のものを一緒にやってほしいと思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 樹木の選定については、今後またいろいろ有識者等も、議員の方々の意見も取り入れながら選定していきたいとは思っております。法面部に関しては、今、法面を抜本的にやっていくのが適当かどうか、その辺も検討しながら法面はまた考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ木を植えて、雑草があまり生えないような手法だと思うんです。ぜひよろしくお願いします。

次、大枠2のほうに移ります。用地買収当初から、補償なんですけれども、前は答弁で、物

件補償の移転先がまだということなんですけれども、この広所に渡って、今2人体制とは言っているんですけれども、用地買収の作業は大変酷な仕事なんです。過去、僕らも担当している人たちを見てきたんですけれども、相談相手もいないと体力がもたない、頭の中の。罵声を浴びせられるとか、いろいろ難条件をやられるとか、そういうのが出てくるんですよ。ですから、協力体制をもっとしっかりしないといけないと思います。特にこういう道路事業は、用地買収が進まないと、ほぼ全然進まないわけですよ、技術自体は。用地買収が終わればもう終わったようなもので、そういう面では、用地買収に対してもっとしっかりした体制を組んでいかんといけないと思うんですよ。

今までの交渉の具合で、回数とか、そういう交渉の時間帯とかそういうのは分かりますか、おおよそで。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 交渉のケースとかによっていろいろ変わってくるとは思うのですが、議員のおっしゃられるとおり、交渉に関してはかなりやはり経験を積んでいないと難しいところもございます。そういう場合は、用地補償機構とか、そういう難しい案件に関しては、そういうところの力をお借りしてとかそういう形でやっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 先ほど2人体制と言いましたけれども、正職員が2人ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 正職員1人と会計年度任用職員1人でっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 正職員が大きな責任をかぶっていくわけですよ。会計年度任用職員というのは、本来応援なんですよね、会計年度任用職員は。正職員1人が丸々責任を感じると。

そういう状況になると、交渉に行く頻度も、あるいは交渉の仕方についても、一人だけで技術を学んで、過去に交渉したことがあるんだっというけれども、ここ最近そうじゃないと思うんですけれども、交渉する立場というのが、もっとしっかりカバーしてもらわんと、交渉自体が遅れてくるんですよ。ですから、いろんな方法も含めてですけれども、正職員をカバーしてほしいと。そこら辺に対して、例えば交渉相手からの要望とか課題とか突きつけられてくると思うんですよ。そこら辺について、課長あたり、あるいは上司とかもそういう共通の意識は、話し合う機会はどうなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 答えします。

交渉が難航して難しかった場合はもちろん、また上と相談したりとか、そういう形でやっていきたいと思っております。また、できる限り職員を2人つけて、これからもやっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 本当にこういう工事は出だしが重要で、こういうのに力を注ぎ込まない限り、事業が、ただ用地買収ができませんでしたから予算が流れましたとかそういう問題ではないです。やりますという強い目標を持って、特に村長さんなんか現場の声をもうちょっとしっかり聞いてもらって、職員が本当に頑張れるというところをやってほしい。村長の事業なんです、この事業は。係の事業じゃないんです。村長の事業です。困っているんだっから俺のところに来いよと、そういう声かけをやってもらおうと、職員はもっと安心して頑張れると、そういうことが期待できます。お願いできますか、そこら辺、声かけ。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

用地交渉的な部分というのは私は嫌いじゃご



ざいませんで、実は今までも何度か直接乗り込んだり、あるいは直接来ていただいたりしてやらせていただいて、こんな言い方をすると変ですけども、それなりの実績もあるつもりでございますので、今回はその内容をしっかり精査して、私のほうで、もしそういう交渉をやる機会とかがあれば喜んでもちろんやりますし、また、どう指導したらいいのかも含めてしっかり検討していきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 それよりも、村長は実績があるので、てきっぱきつとしたアドバイスがもらえそうなので、課長、頑張ってください。職員にもそう伝えてください。

あと、大枠3のほうに行きます。城跡線については、課長からありましたけれども、中部土木が令和6年6月からは工事に着手するという状況で少しほっとしております。やっぱり着手すれば進んでいくわけですから、その道の開かない限り、中城側からの入り口と主張したところで、入り口は閉まっているんですよ。入りづらいんですよ。だから、そのためにもぜひ中部土木事務所さんには頑張ってやってほしいと。そこで、村と県と北中城村との三者協議会がありますよね、公園整備について。直近の会議の状況とかがありましたら。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

3月25日、来週の月曜日に、第1回中城公園整備促進連絡会議を行います。本村において行います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 こういう会議を開かない限り、それぞれの市町村の思いが伝わりにくいと。県も人事異動とかで担当がどんどん変わっていくわけですから、こちらも。そういう面では、こういう会議は滞ることがないように常に声をかけてやってほしいと。この3月25日

にあるようですので、ぜひ中城村の要望を強く伝えてほしい。副村長が出席されます。村長か。ぜひ早めの開通を伝えてください。よろしくお願いします。

また、そういう道が開通できることを待ち望んでいるんですけども、というのは、先ほどから観光の部分もあるんですけども、中城側からの入り口をどうするかで、そのためには、登又の入り口なんですね。そういうことによって、329号から来たら添石のバス停で降りて歩くとかじゃなくて、役場で降りて、役場から護佐丸バスで行けますよと、200円で。そういう宣伝もすれば、今後は、護佐丸バスはみんなのバスであって、交通弱者だけの問題ではないんですよ。みんなのバスです。ですから、観光する人もある意味では交通弱者なんですよ、歩いては行けないから。だから、そういう面では、ぜひ護佐丸バスがバス停の向こうに行けるように工事のほうも進めていってほしいと思います。そうすることによって、中城のほうの観光客の流れが、中城から来て行くんだよと、いい流れができると思いますので、よろしくお願いします。

大枠4番、村長選、6月16日ということで投票日も決まっていますので、お隣のほうも先日新聞に載っておりました、出馬と。6月の話ですよ。だけれども、もう載っているわけよ、みんな待ちかねているんですよ。だから、ぜひ早めをお願いしますよ。

そういうことで、中部広域都市計画への移行も浜田村長の肩にかかっていますので、ぜひ頑張してほしいと思います。ちょっと一つだけ付け加えるのは、これまでずっと一丁目一番地を主張していますけれども、次は一丁目一番地以外にもお願いします、視点を。そして、住民サービス、みんなで盛り上げていきましょう。

あと、最後に、今回退職される仲松課長、仲村課長、比嘉課長、お疲れさまでした。今後ま

た、お互い同士で飲みましょう。そのときはまた村のことを語り合しましょう。お疲れさまでした。以上で終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（１５時００分）

# 令和6年第3回中城村議会定例会（第18日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和6年3月4日（月）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和6年3月21日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和6年3月21日（午後3時36分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 12 番            | 金 城 章               | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

○1番 小橋川恵美議員 おはようございます。

議席番号1番、小橋川恵美です。議長の許可を得ましたので、これから通告書に従いまして、一般質問を行います。

大枠1、子育て支援について。施政方針にありました妊婦期から子育て期まで、行政が継続的につながり子育てサポート体制があれば安心して子供を産み育てられるのではないかと期待して以下のことを伺います。①令和5年から過去3年間の出生数を伺います。②妊娠期から出産・子育て支援の取組を伺います。③令和6年度の村内こども園の待機児童数を伺います。④令和6年度の村内の保育士不足があるか伺います。⑤令和6年度の学童クラブの待機児童数を伺います。⑥新設の子ども家庭センターの役割と事業内容を伺います。

大枠2、高齢者福祉について。本村の75歳以上の後期高齢者における認知症の受診者が沖縄県の平均を超えているとのことで、以下のことを伺います。①県と本村の75歳以上の認知症者数の平均を伺います。②現在認知症予防で取り組んでいることを伺います。③今後の取組を伺います。

大枠3、教職員の働き方改革について。近年、教育現場にて教職員が多忙過ぎて精神的な負担や体調不良などで休職者が多く教員不足が深刻化しています。本村の各学校の職場環境が心配です。伺います。①令和5年度の本村4校の教員配置状況を伺います。②本村4校の教職員

の月の平均残業時間を伺います。③部活動地域移行の進捗を伺います。

大枠4、小中の教育について。本村は、これまでも他市町村にない中城ごさまる科や少人数制学級、中学3年生の無料塾支援事業などその他にも充実した取組を行っていることを高く評価いたします。そこで今後の教育の取組について伺います。①小学校からの英語の授業は何年生から始まるのか伺います。②検定料の補助を行っているが、各教科の受験者数を伺います。③海外短期留学やESLキャンプ、オンライン英会話への令和5年度の参加人数を伺います。以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、大枠2番につきましては福祉課、大枠3番、大枠4番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの高齢者福祉について少し所見を述べさせていただきたいと思いますが、以前の議会でも仲松正敏議員の御質問にお答えをしたことと重複いたしますけれども、やはり非常に大事な部分だと思います、認知症問題といえますか。認知症にならないようにするためにはどうするのか。認知症と診断された後、どうやっていくのかということを私どもの課題と思っております。

もちろん、ならないことが一番ではありますがけれども、しかし認知症は避けても通れない事柄だということをしっかりと受け入れて、地域や職場、言うならば社会で我々も含めてしっかり受け入れていって、理解をしていくことが大事ではないのかなと。なかなか全てを理解することは難しいかもしれませんが、その環境をつくっていくのが我々のまた仕事だと思っておりますし、それと加えて先ほどお話ししました認

知症にならないことあるいはなった後のサポーター養成講座なども含めてやらなくちゃいけないことは非常にたくさんあるものだと思っています。

詳細につきましては、また福祉課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。

大枠3の③中学校部活動地域移行についてですけれども、現在の取組状況としては、課題が多過ぎて進んでいないのが現状でございます。移行するための課題として、指導者の確保、予算の確保、それから活動場所の問題、保護者負担の増加、大会運営の在り方、傷害保険や責任の所在等いろいろな課題があります。

今後、教育委員会、学校、村体育協会やスポーツクラブ、地域の皆様方とともに、本村に合った一番いい方法を考えて、そして将来的に持続可能であるかどうか等も検討して、移行について考えていきたいと思っています。

①と②についてと大枠4の③については教育総務課主幹、②については教育総務課長、③については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 小橋川議員の大枠1、子育て支援について、①についてお答えいたします。

過去3年間の出生数についてですが、令和2年度252名、令和3年度266名、令和4年度226名となっております。

②についてお答えいたします。妊娠期において母子手帳交付事業にて、基本的には担当保健師との面談を全数実施しております。保健師との面談において、妊婦自身の状況を把握し、必要な情報提供を行っております。また、妊娠中期に1回、妊娠後期に1回の自宅訪問や妊娠後期に両親学級を実施しております。産後におい

ては、生後28日以内の新生児訪問や養育支援訪問、産後ケア事業等を実施しております。

③についてお答えいたします。3月11日現在1歳児16名、2歳児4名の合わせて20名の待機児童が発生しております。

④についてお答えいたします。令和6年度保育士不足による定員割れが発生している施設が2施設ございます。

⑤についてお答えいたします。学童を不承諾となった児童については、3月11日時点で21名おります。

⑥についてお答えいたします。こども家庭センターの役割については、これまでの子育て世代包括支援センターの一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的支援、子供とその家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供することや家庭支援事業を中心とする必要なサービスや地域資源を有機的に組合せ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てることで、母子保健・児童福祉の両機能の連携、協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応すること、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備することを目指しております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 おはようございます。

小橋川恵美議員の大枠2、①から③についてお答えします。

まず、今皆様の手元に参考資料をお配りしております。こちらを見ながら御確認をお願いしたいと思います。

認知症者数の平均値について、国保連より提供されているデータを基にした資料となります。この表は後期高齢者医療保険加入者のうち、各年度における受診者の割合を示すものとなります。まず、加齢によるその他疾患、認知症と書かれているところに関しては、認知症との診断

で受診された人たちの割合という形になります。このうち65から74と書かれているところは、国保の加入者及び後期高齢者医療の前倒しで加入されている方々が母数となります。こちらのほうを見ますと令和2年から令和4年の令和2年、令和3年については、県の平均値よりは低いんですが、令和4年度沖縄県と並んでおります。

75歳以上については、令和2年度、令和3年度、4年度ともに沖縄県の平均より高い数値を示しております。つまり75歳以上の後期高齢者の中で認知症の受診者の割合というものは、沖縄県平均より高いというのが村の特徴となります。

また、その隣の脳血管疾患というところを見ていただくと、脳血管疾患は脳出血、脳梗塞が診断名となります。その診断により受診された方々の割合となります。こちらは各年度ともに沖縄県の平均より低い値を示しております。認知症というものは、脳血管性の認知症、またはアルツハイマーのような脳萎縮性の認知症の2種類に大きく分類されます。脳血管疾患が低い割合を示しているということが脳血管性の認知症が少ないことが示唆されます。逆にアルツハイマー性の脳萎縮性の認知症が多くなっているということがこの表から示唆されるものとなります。

②についてです。令和元年6月に取りまとめられた国の認知症施策推進大綱というものがございます。こちらのほうでは、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける社会を目指すため、共生と予防の2つが両輪として掲げられました。ここでいう予防とは、認知症の発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするとの意味となります。

福祉課での従来の介護予防事業では、各講師による身体的な運動と併用して、脳機能トレーニングの視点での運動も取り入れております。なお、認知症になっても地域で安心して暮らせ

るような支援体制づくりについては、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、初期集中支援チームによる相談支援の強化、令和5年度からスタートしましたどこシル伝言板の運用開始等の様々な取組を行っているところです。

こちらの具体的な内容と実績については、添付している資料を御参照ください。

また、関係する課として、健康保険課においては、長寿健診における保健指導、地区ふれあい組織での認知症講話などを実施しております。

③になります。認知症対策というものは、高齢者の健康や生きがい支援につながるものと理解しております。認知症予防とは若年者のうちから生活習慣病への予防への取組、働き盛りの年代における健康づくり、高齢者の継続的な健診及び生きがい支援、運動による介護予防、認知症や生活習慣病に関する正しい知識の普及、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりや認知症になった本人と家族を支える制度の拡充など、様々なことを重層的、複合的に実施しなければなりません。そして長期的な事業展開、関連する施策の評価等を確実に推進する体制づくりが必要となっております。

本村においては、令和6年度より福祉課の地域包括支援センターに正職員の保健師が配置されます。これにより、健康保険課で実施する後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の取組とも連携が強化され、青年期から高齢期までの健康対策、介護予防の一体的な施策として各事業を今後推進してまいります。以上となります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠3の①、②についてお答えします。

令和5年度の本村4校の教員配置は定数どおりに配置されております。

②について、本村4校の教職員の月の平均残業時間は約28時間です。

大枠4の①についてお答えします。

小学校では3年生、4年生において外国語活動としての英語が行われ、5年生、6年生では外国語としての英語授業が行われています。

3年生、4年生の外国語活動の英語では、話すこと、聞くことを中心に英語に慣れ親しむことを目的としています。

5年生、6年生の外国語の英語では、英語の基礎的な技能を身につける、定着させることを意識した内容となっています。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠4の②についてお答えいたします。

検定料の補助をしている令和4年度の各教科の受験者数は、漢字検定139名、英語検定239名、数学検定103名です。

令和5年度につきましては、2月末までの集計ですが、漢字検定が160名、英語検定339名、数学検定92名です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠4の③についてお答えいたします。

令和5年度の海外短期留学、ESLキャンプ、オンライン英会話教室への参加者人数です。短期留学に関しましては中学生が6名、高校生3名の合計9名、ESLキャンプは小学生7名、中学生3名の合計10名、オンライン英会話教室に関しましては小学生12名と中学生7名の合計19名となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、順を追って再質問をさせていただきます。

大枠1の②なんですが、妊婦期から出産、子育て支援の取組の中で、母子手帳をもらって妊婦期ですね。妊娠中に担当保健師と面談を行っているということでしたが、これは具体的に自宅に伺って面談等を行うということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 役場窓口に妊娠届を提出する場合に役場に来ますので、そのときに担当保健師との面談を実施しております。ほぼというか、全数実施しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうしますと、妊婦期に妊婦さんの状況ですとかいろいろ面談をして、把握をしていくかと思うのですけれども、その妊婦の方々からの反響といいますか、感想などあればお伺いしてもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 昨今インターネットやいろいろなサイトなどで情報があふれている中で、やはり正しい情報と分かりやすい情報が聞けてよかったというふうに、いい反響が多数寄せられております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね。妊婦期から出産して、子育て期に入ってくると、妊婦さんだと外にも出られずに周りから孤独というか、離れてしまって孤独になる状況から、産後鬱ですとか、そういう状況が発生しやすいかと思うのですけれども、そうやって役場のこども課のほうでサポートしていただけるのであれば、より安心して出産、子育てができていくかと思うのですが、出産後も面談があるということでありましたけれども、その後、出産して育児に入っていくわけですが、その後は特にこども課というか、行政側から何かアクションを起こしていくことはありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 新生児訪問や産後ケア事業などで継続的に支援が必要であるとか、産後鬱のスコアが高いなどの支援が必要な方に関しては、継続して担当保健師が訪問したり、面談をしたりとか、そういうこともございますし、お子さんの乳児一般健診が3から5か月ぐらいとあと後期のほうに8か月から11か月のと



きに健診がございますので、そのときにももちろん赤ちゃんは健診ですので、赤ちゃんの様子も見ますけれども、お母さんの状況なども把握しながら、今後も適切な支援につなげていくという感じの流れでなっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、そうしましたら、妊婦期ですね。母子手帳をもらってから子育てが落ち着くまで、お子さんが保育所やこども園などに入所する頃まで継続的に一定の担当した担当の保健師が様子を見られるということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 おっしゃるとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ちょっと質問が前後しますが、こども家庭センターという設置が今年度から変わっていくということでございましたが、いろいろな昨今の子育ての状況を見て、こども家庭センターということで包括的に幅広く子育て世代をフォローしていこうということで、このこどもセンターの設置になったかと思うのですが、保育園に入るまで子育て、小学校に入るまで行政で見守っていこうということで、こども家庭センターの設置になるかと思うのですが、具体的に今までと違うところ、家庭センターができることによって違うところなどがあれば、違うところをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和2年度にこども課が設置されまして、ほぼ同時に子育て世代包括支援センターという名前では、こちらとしても支援をずっと続けておりました。児童福祉法の改正でこども家庭センターのほうに移行するようになっているのですが、子育て世代包括支援センターとこども家庭センターの大きな違いは、センター長を置くこと、そして統括支援

員を配置するということをうたわれておりまして、そしてお母様方と一緒にになって、サポートプランを作成して、お母さんに渡すという大きく3つの違いがございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

こども家庭センターではサポートプランというのが新しい取組というか、実際にプランを立ててお母さんと一緒に子供、子育てを支援していくということになるかと思うのですが、サポートプランというのは具体的にゼロ歳児から何歳頃までのプランを立てて、支援というか、伴走していくというになりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 必ずいつまでというゴールは定められておりませんが、中心となるのは保護者の方へ妊娠期の過ごし方であるとか、出産に向けてどういうことをいつまでに準備しておいたほうがいいのか、それをやろうねとか、そういう感じで、お互いで保護者とうちの家庭センターのスタッフとでお互いでやり取りをしながら、そしてサポートプランを保護者のほうに渡していく、そして適宜ちゃんとできているかということでお互いの確認をし合うということがありますので、もちろん妊娠期、そして出産、そして乳児の時期も含めてのプランとなります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

そうしましたら、こども家庭センターですが、また少し状況というのは分かってきました。今、昨今子供の虐待ですとか、そういうことも多くメディアですとか、実際によく聞く話になっているのですけれども、子供の虐待ですとか、そういうフォローというか、そういうことがあった場合には、こちらのこども家庭センターでも

何かしらフォローをしていくという体制は整っていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 児童虐待担当の職員とあと任用職員の相談員も配置しておりますので、何かあった場合は相談体制ができるように努めております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、今後またこども家庭センターの設置で、よりよい子育て支援ができるようにぜひ期待しておりますので、よろしくをお願いします。

では、③のこども園の待機児童数に質問を移させていただきます。

今現在ゼロ歳児16名、1歳児4名ということで、ゼロ歳児16名の待機児童がいるとなると、お母さん方ですね、職場に復帰等ができない状況ではあると思うんですけれども、今後④のお話にも保育士が不足しているので、受入れができない状況というのは分かるんですけれども、保育士不足、中城村は去年、その前まで施設も充実していて待機児童がゼロということで、取組をすごく評価してはいたんですけれども、今回やはり保育士が不足しているということは全国的にもしょうがない状況ではあるのですけれども、今後の保育士不足の解消ですね、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほどの待機児童の年齢別の集計なんですけど、1歳児が16名、2歳児4名の合わせて20名が3月11日現在の待機児童数となっております。こちら今後保育士不足が原因で2施設が定員割れ、実際の定員に対して受入れ人数が限られてしまったために2施設で保育士不足で定員割れが発生している現状がございます。今後、令和6年度に向けては、また様々な補助事業や他市町村の取組等をちょっと研究しながら、また新たな保育士不足の対策

を考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ受け入れる施設はあるのに保育士不足で定員に満たないということは、村にとっても補助を出している手前、困ることではありますので、ぜひ保育士不足解消に力を入れていってほしいと思います。

では、⑤の学童クラブの待機児童についてなんですけれども、火曜日の答弁で低学年の待機児童はいなくて、小学生低学年のほうの待機児童はいなくて、今待機児童になっているのは高学年の子たちが多いということであつたんですが、今21名の内訳としては、学年ごとにもし出れば教えていただけますか。細かくなくてもいいです。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学年別での不承諾の児童に関しては、こちらでは把握しておりません。しかしながら、この21名の待機児童は先ほど申しましたとおり、高学年のお子さんで低学年の共働きの児童は含まれておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 低学年の1年生とかだと、待機児童、学童クラブに入れることができないとなると、やはり家で留守番等は難しくなってくるので、親御さんも困るかとは思いますが、ちょっと学年を把握されていないということではありますが、何らかの申込みをされるということであれば、親が学童に預けて安心したいというか、兄弟併せて学童に高学年の子も預けたいということで申込みをされているとは思いますが、入れなかった子たちというのは特に受け入れることができないんですが、その子たちというのは入ることができなければどのように過ごしているかというのは、村のほうで把握していますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ここ数年不承諾はな

かったということもありますが、6年度に関しては希望者がすごく増えていることもありまして、不承諾になったお子さんについて今後どのように過ごすかというのは、こちらとしては把握をしておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね。現状を把握していないということではありますが、やはり申込みをするとすると、私ももう子供は中学生ではあるのですけれども、学童に預けるというのはやはり平日の夕方に親が職場から帰ってくる時間だけではなくて、夏休みですとか、春休み、お休みの期間中の預け先が確保できなくて、学童にどうしても預けたいという希望があると思いますので、その受入数、今21名ということではあるのですけれども、今後、中城村は南上原もそうですけれども、人口増加を予測しておりますので、今後学童クラブを増やしていくという予定はありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後不承諾の人数や年齢など、学年などの内容も考えながら検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ希望するお子さんは小学校6年生まで学童に通えるように、安心して親がお仕事できるように、整備を整えてほしいと思います。

あともう一つですね。今度、中城小学校にしましては建て替えを予定しておりまして、中に入っている学童クラブが利用できないというか、建物が使えない状況になるかと思うんですけれども、その辺はこども課としては今後どのように考えていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 中城小学校が建て替えが始まるのが令和7年度ですので、令和6年度中には協議しまして、新たな施設を整備する

ことを計画しておりますので、それで現在協議中でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、建て替えというか、新たな施設を検討しているということでありますので、しっかりまた待機児童が増えないように、今いる学童クラブ、ひだまり学童クラブに入っている子たちが待機児童にならないように、こちらの建て替えのほうも進めていただきたいと思います。

では、大枠2ですね。高齢者福祉について再質問させていただきます。

今後の取組ということで、認知症や介護にならないためには、発症しない前の取組が重要だと考えますが、先ほど伺った内容もそうなんですけれども、発症しない前の取組などは行っておりますか、具体的に。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

発症しない前の取組という特化したものは特段ないんですが、類似するものとしては認知症サポーターの養成講座による知識の普及、またふれあい事業のほうで、健康保険課のほうでは認知症の講話等を行っております。そういったものしか今できてはおりません。また、今後については、先ほど答弁したような健康保険課との共同の対策を検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今フレイル予防ということで言葉をよく耳にするのですけれども、フレイル予防というのを詳しく教えていただいてもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

細かい定義は今用意していなかったのでお伝え出来ませんが、基本的には運動、身体的な機能の老化を緩やかにしていくということで、運

動に特化した形というのがフレイルの対策の中心となります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そのフレイル予防も認知症の予防や介護にならないための予防に通ずると思うのですけれども、特にフレイル予防などに取り組んでいる事業などはありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

フレイル予防に特化した事業というのは、村のほうでは行っておりません。基本的に運動機能を維持する目的で、とよむちよ筋事業は展開しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 このとよむちよ筋事業の詳しい内容については、お伺いしてもよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、基本的に地域の中で身近な運動を感じてもらおうということから、筋肉を貯金していくということの一つの理念ですね。また、運動して体力を維持することで余計なお金がかからないということも踏まえたニュアンスも含めてちよ筋という表現がほかの市町村で使われていたネーミングなんですけれども、それを参考にして中城におけるとよむちよ筋という名称で皆さんに親しんでもらおうということでスタートしました。

手元に資料がなく、現在実施している地区数はお答えできませんが、通年事業と3か月ごとの持ち回りで動いている事業がございます。こちらは全て通年ができないのは、どうしても講師の数の確保とあと地域の受入れ状況等がございますので、その辺での調整をしながら、徐々に徐々に長期の1年、通年で行う事業に切り替えていっているのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 このとよむちよ筋教室ですね。通年で行っている場所と3か月単位で行っている自治会等で行っているものがあるということではありますが、やはり人手不足というか、講師の数が足りなくて通年ではできない現状であるということではありますが、これを今とよむちよ筋教室等に関しましては、結構参加される皆さんが受け身というか、先生が来て指導していただきながら、受け身で教室を行っているような感じがあるのですけれども、これを自主的にサークル等、最初は先生がついていろいろ指導等をしていかないといけないと思うのですけれども、自主的に地域自治会で開催していくということで、北中城村がフレイルチェック活動ですとか、自宅で自主的に小さい人数で自宅で自身体操サークルというものを行っているのですけれども、その件は御存じですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 もちろん、近隣市町村の活動は把握しております。本村において、今議員がおっしゃっていたことは大きな課題でありまして、これから国のほうで地域包括ケア推進体制の整備というもののの中に身近で通える場所、拠点を増やしていこうという考えがございます。そこに今なかなか本村では取り組めていないのが現状でございます。こちらについては今後1年ほどかけて、少しやり方を考えながら、また地域の皆さんと意見交換をしていきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ今後後期高齢者の数も増えていきますので、ぜひ認知症予防ですとか、介護等につきましては、中城村も村長もおっしゃっていましたが、力を入れてみんなで取り組んでいく課題だと思いますので、福祉課含めて私たちも一緒に知恵を出し合っ

もう少し介護予防に力を入れていきたいなと思っていますので、ぜひ早急に検討をお願いします。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、大枠3ですね。大枠3の①につきましては、4校の教員配置状況が定数どおりということで、先生方は定数どおりに配置できそうということでありますので、すごく安心しております。

②ですね。月の平均残業時間が28時間ということではありますが、こちらは残業しない先生もいれば、残業が多い先生もいて、均等なバランスではないと思うんですけれども、令和6年度、昨年度もいろいろ教員の働き方改革ということで負担を減らすための取組を行ってはいったと思うんですけれども、令和6年度教職員の負担を減らすための新たな取組があればお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

令和6年度の教職員の働き方改革につきましては、中城村指導行政の基本方針の中に働き方改革の推進という項を設けました。その中にICT機器の活用や各種支援員の配置、また学校閉庁日フレッシュウィークの設定などがあります。具体的には、次年度中学校においてはテストの自動採点ソフトの導入、それから2小学校ではありますが、プール、水泳学習について民間委託、支援員のほう小・中合わせて増員を予定しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 プールの委託事業ということを詳しくお聞きしたいと思います。

中城小学校、津覇小学校には、今現在プールはありますが、それを支援に変えていくということですが、詳しい内容をお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま

す。

中城小学校及び津覇小学校の水泳の民間委託につきましては、現在、津覇小学校のプールのほうが水漏れを起こしまして大幅な施設改修が必要となってきました。現在両小学校につきましては学校建設に向けて進めているところで、これ以上の施設補修の費用をかけることが厳しいと考えましたので、今回民間委託が可能な施設がありましたので、その両校につきましては水泳指導の委託方式に切り替えていくということで実施していきます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、施設のほうに支援に切り替えていくということですが、そちらのメリットというのはやはり先生方の負担が軽減するというのは分かりますが、授業数ですとか、そういうのは十分足りる状況でありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 授業時数のほうです。年間水泳学習はおおむね10時間程度となっています。同じように委託になっても10時間程度確保できます。ただ、移動の時間が含まれますが、この移動時間を含めましても小学校であれば予備時数等がありますので、こちらのほうの心配はしておりません。各学校長のほうにも確認をしております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

そうしましたらプールに関しては、今現在あるプールというのは新築の建て替え時には取り壊すということになりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

両小学校のプールにつきましては、当初校舎改築においてろ過装置などの設備を改修する予

定でありました。この費用の負担も含めあと津覇小学校のプールの水漏れにつきましては事業費がかさみますので、今回その修繕を行わないという方向に切り替えています。既存建物につきましては、現在壊す方向では考えておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 しばらくはそのままということですね。分かりました。

もう一つですね、中学校のほうで点数自動採点ですか、というのを取り入れるということですが、具体的に内容をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

令和5年度より学校のほうより教員の負担軽減を図るために、自動採点ソフトの導入を要望されておりました。中学校においては現在このソフトをお試し版で利用しております。その効果も含めて今後6年度からはその採点システムを導入し、教員の負担軽減を図っていくことを進めております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この自動採点ソフトというものを導入しますと、先生たちが点数、マルつけをしなくていいということですかね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

そうですね。採点につきましてはいろいろ制限がありまして、例えばマル・バツであったりとか、あと記号での答えについては自動採点で行えます。文章的なものについては、その辺が厳しいところがありますので、そのシステムを使う際には、それに見合うような問題の出し方で回答することによって、先生のマルつけの負担が減りますので、そのシステムを入れて負担軽減を図っていく方向で進めています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

では、令和6年度もいろいろ先生方の教職員の負担を減らすための取組を行っていただいて、なるべく負担軽減ができるように取り組んでほしいと思います。

③の部活動地域移行について進捗を伺います。

令和6年度においては、予算計上がされていたと思うんですけども、その予算について具体的な内容をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

令和6年度の予算に関しましては、まず令和6年度に部活の地域移行のための検討委員会を設ける予定です。そちらの支援業務としまして、そういった知識豊富な業者さんを会議の資料作りもろもろ含めて支援していただこうと思っております。この会議に関しましてはおおむね3回ほど、もちろんもっと増える可能性もあるんですが、そういうふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 先ほど教育長が問題点についても細かく説明していただいたので、移行に関してはたくさんの課題があるのかなというのがよく分かったんですけども、今回令和6年度に検討委員会を用いて、令和6年度からは実際に移行することに現場で取り組んでいくということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

令和6年度はあくまでも移行に向けての計画といえますか、方針を決めたりとかということを行いまして、令和7年度からできる部活から移行を始めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 令和7年度からできる部活から早速ですね、地域の方々に移行して学校に協力していただけるように取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

大卒4ですね。小中の教育についてというところですが、①小学校から英語の授業が小学校3年生から始まるということでありますが、この取組は小学校3年生からの授業が始まって何年ぐらいたちますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 正確な年数はちょっと把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 大丈夫です。

今小学校に関しましては、ALTの先生方かな、英語の外国の先生方を配置して授業に当たっていると思うのですが、この先生方は小学校3年生から6年生までの授業を受け持っていて、担当していらっしゃるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

英語指導助手という方で担任のお手伝いですね、主ではありません。それぞれの学年で補助を行っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうしましたら、担任の先生が小学校3年生から6年生まで英語の授業も受け持っていて授業していらっしゃるって、外国人のALTの先生はあくまでも補助の立場ということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 どうぞ再質問を続けてください。

○1番 小橋川恵美議員 すみません。失礼しました。

この5、6年生の外国語の英語ということで基礎的な技能を身につける、定着させることを

意識した内容ということではありますが、この教員の先生方はまた特別に資格というか、何か授業をするに当たって、資格を持っていられる先生がいるということですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 特別に資格が必要というわけではなくて、小学校免許があれば授業を行っています。中には英語が得意な先生方とか、英語検定能力試験を受けて、それぞれの級を持っているという方がおられるとは思いますが、基本的には小学校免許の方が授業を行っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ②に移ります。

検定料の補助を今まで中城村は手厚く行ってきたりまして、すごく私も子育て世代なので、ありがたいなと思っているのですが、今回いろいろ中城の中学生は意欲が高くて、結構な人数が受験しているというのが印象ではあるのですが、英語検定に特化してお伺いしたいのですが、令和4年度が英語検定239名、令和5年度が英語検定339名となっていますけれども、何級を何名が取得しているかというのは分かりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

級ごとの受験者数については、今手持ちの資料がなく、今お答えできません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 最高の級というか、準2級以上の子も合格している、資格を取った子とかはいらっしゃいますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

準2級の方もいます。件数については、後ほど提供したいと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 中城中学校の子供たちは、意欲的に検定等の勉強に取り組んでいるんだという印象があるんですけども、そのまま質問ですね、③をお伺いします。

③ですね。今やっとコロナも明けて、海外短期留学ですとか、E S L キャンプが行える状況になっているかと思うのですけれども、オンライン英会話ということで、コロナ禍で新しく始まった取組だと思うのですけれども、こちらの詳しい内容をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

オンライン英会話教室に関してですが、まず小学生12人、中学生12人を募集しておりますが、そちらの方々、まず各家庭でオンライン授業を受けるんですが、ネット環境をそろえていないといけないということがございます。そういったもので毎週末、アメリカのワシントン州立大学の先生とオンラインでつなぎまして授業を行っていきます。また、その支援業者さんもそういった授業が遅れそうな場合とかは補助を行ったりというフォローも行っております。

令和6年度に関しましては、各家庭での受講希望者は各家庭で受講していただいて、それとはまた別に集まって授業を受けたいという希望者がいるようでしたら、教室を設けまして、そこに集めてオンライン教室を開いていく予定となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 じゃ、令和6年からは、W i - F i 環境を整えて教室で開催していくということではありますが、こちら人数が令和5年度は19名、小学生12名、中学生7名ということで、印象的には英語教育に取り組んでいるにはちょっと少ないのかなと、印象があるのですけれども、週に1回、週末でしたよね。授

業が1回500円で受けられるということでありますので、人数が増えても授業費というのは変わらないですね。そうしましたら、今後せっかくの取組なので人数が増えていったらいいのかなと思うのですけれども、その取組については何かございますか、今後やっていく方向というか、取組について伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

オンライン英会話教室に関しましては、もうちょっと人数を増やす余地はあると思います。あとは各校に周知を十分に図って行って、参加していただく子たちにも、もっと人数を広げていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

この大枠4ですけれども、今まで中城村の教育というか、中城のごさまる科ですとか、少人数制学級、あと中学3年生の無料塾ですとか、大変子育て世代には本当にありがたい取組をしていただいていたことは実感しております、高く評価しております。私も一子育て世代として、大変ほかの地域の方々から中城はすごいねということで評価を受けていたので、今回少人数制学級がやはり終わってしまったということがすごく残念ではありますが、いろいろ単費というか、村の財政から予算、少人数制学級の先生方の予算を充当していたと思うのですけれども、少人数学級に使ってございました先生方の予算等が分かれば教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

細かな数字はちょっと把握しておりませんが、令和5年度につきましては、約5,000万円程度というふうに把握しております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。



○1番 小橋川恵美議員 あともう一つですね、③の短期留学ですとか、E S Lキャンプ、オンラインですけれども、こちらの予算等がもし分かれば、こちらもお伺いしてよろしいですか。ざっとでいいです。大枠で。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 オンライン授業教室に関しましては、委託費も含めてですが、725万8,000円となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 海外短期留学とE S Lキャンプとあと大丈夫です。こちらでちょっと調べている概算にはなるんですけれども、海外短期留学が1,220万円程度、E S Lキャンプが115万円、あとA L T、英語の先生方ですね。教員3名小学校に配置しているんですけれども、こちらの年間予算が大体1,300万円ぐらいの予算になっているかと思うんですけれども、その予算がいろいろあると思うんですが、この英語教育について、中城の義務教育、小学校、中学校に関して、もう少し力を、他市町村にはない取組をしていくことが可能かどうかお伺いしたいんですけれども、もし教育長、何か英語教育に関して思うところがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 国際社会で活躍できる人間の育成という面でとても英語教育は重要だと考えています。小学校3年生から外国語活動が取り入れられて、大分力がついたような印象を受けています。この英語検定の補助とかでも非常に力がついてきたなという印象を受けています。

今後は英語科を中心とした指導者の育成という面がとても重要になってくるのかなということで、研修等で指導力の向上に努めていきたいなと考えています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

では最後に、村長にお伺いします。

これまで村長は、一丁目一番地ということで子育て支援を挙げて取り組んできております。火曜日の護議員への答弁でも税金を増やすのは人口増加だとおっしゃっておりまして、魅力あるまちづくりということをおっしゃっていたのですが、子育ての世帯を増やしていくということで魅力ある教育環境をつくるのも私は必要かなと思っておりまして、少人数学級に代わるものを何かつくっていただきたいなということを思っているのですが、もちろん予算があることだと思いますので、これからちょっと時間をかけて、英語教育に力を入れていく考えがないかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

教育委員会でいろいろもちろん考えていただいていただけるものについて、我々はしっかりそれを支えていく立場ですので、英語は私もうろ覚えですけれども、一度英語特区でしたか、英語特区の勉強をやった覚えもあります、どういった取り入れができるのかとか。たしかお隣の宜野湾市が記憶定かじゃありませんが、どちらかやっていたと思いますけれども、そういうものも含めて個人的な所感を述べさせていただきますと、人生最大の後悔に近い、あのとき英語をやっておけばよかったなというのも実感としてありますので、それも踏まえて教育委員会としっかり協議していきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

私も同じです。英語をもっと勉強しておけばよかったなと思っておりますので、ぜひ今後いろいろ調査等も必要になるかと思いますが、こ

ちら英語教育のほうに調査研究をしていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長 伊佐則勝** 以上で、小橋川恵美議員の一般質問を終わります。（拍手）

休憩します。

休 憩（１１時１３分）

~~~~~

再 開（１１時２５分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○４番 桃原 清議員 皆さん、おはようございます。

これから議席番号４番、桃原 清、議長の許可を得まして一般質問を始めていきます。

まず、通告書を読み上げて質問といたします。

大枠１番、施政方針について。①施政方針の中で災害防除事業として、村道新川線ののり面対策事業の詳細設計に取り組むとあるが、それはどの場所を指すのか伺う。②村道新川線１号橋は、工事が終わり開通しているが、いつ開通したのか伺います。③台風６号発生時、崩壊した村道新川線の災害箇所は緊急対応での復旧工事をしたままの状態であり、今後再度復旧工事を行う必要があるが、今後の工事の予定について伺う。④施政方針の産業振興への取組の中で、当間土地改良区域内の添石から泊地区を中心に未舗装の農道舗装と転落防止柵の整備を行うとあるが、その件で伺います。土地改良区内の防護柵設置については、沖縄県内に限らず、全国的に整備はなされていないように思われます。幅６０センチから約１メートルほどの蓋のない側溝があり、ガードレールも転落防止柵もないような場所も多く見受けられます。土地改良区内において、ガードレール、転落防止柵設置等、安全対策だけの工事で農林水産省からの補助が

受けられるものかどうか伺います。⑤施政方針の歴史文化の中で「琉米歴史研究会より寄贈された写真や映像等の資料の展示会を予定する」とあるが、その資料は総数で何点ほどあるのか。また、調査が終わり、展示可能な資料は何点ほどあるのか伺います。

大枠２、入札の最低制限価格設定について。工事や業務委託の入札時、最低制限価格が設定された入札と、設定されていない入札があるが、どういう違いがあって最低制限価格の設定をする入札、しない入札となるのか伺います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、都市建設課、産業振興課、まちづくり推進課のほうでお答えをいたします。

大枠２番につきましては、総務課でお答えをいたします。

私のほうでは、大枠１の琉米歴史研究会から寄贈された資料等ですね。大変貴重な資料だと思っております。戦前、戦中、戦後、非常に貴重でまたこれをしっかりと調査をして、取りまとめる大事な仕事だと思っておりますし、また少し時代を遡りますけれども、昨日、おとこのニュースでも琉球王国時代の御後絵などがアメリカで発見されて、言葉が適切かどうか分かりませんが、それを取り返して、今回いろいろ貴重な資料として歴史の精査をするということで、そういう意味でも琉米歴史研究会の写真や映像などもこれは取り返した部分もあるかと思いますが、それらをしっかりと次の時代につなげていくという意味でも、歴史を知ることとは非常に大事なことだと思っておりますので、これをしっかりとすばらしいものに仕上げていきたいなと思っております。

詳細は、またまちづくり推進課のほうでお答

えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは桃原 清議員の大枠1の①から③についてお答えします。

①南上原の区画整理地内の村道南上原区画80号線と村道新川線間ののり面対策工事となっております。

②令和6年2月20日に工事が完了し、開通しております。

③村道新川線の本復旧工事につきましては、現在施工業者と現場の確認を終えております。作業の準備ができ次第、施工に入る予定であります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 桃原 清議員の御質問にお答えします。

大枠1番の④農林水産の補助事業には、安全対策だけの事業はないと聞いております。農水省の補助事業は農業に必要な施設や環境を整備していくことが目的であり、その事業の中に関連づけられることで、安全対策を含めた農作業道の整備が可能であります。現在事業を行っている農地耕作条件改善事業も農作業道の整備として農道に転落防止策の設置を行っています。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 大枠1の⑤についてお答えいたします。

琉米歴史研究会より寄贈いただいた資料は、フィルム、写真、映像、CD-Rなど合わせて4万点ほどございます。重複する資料などを整理した結果、総数は1万2,000点ほどとなっております。これら1万2,000点余りの資料のうち、デジタルアーカイブなどで広く公開可能な資料は、現時点で3,000点ほどであります。より多くの資料を公開できるよう、今後も調査を継続してまいります。

なお、6年度に予定している展示会は弾薬や爆弾の専門家として戦後沖縄に2年ほど滞在し、本島各地で多くの写真や映像を撮影したハードフォード・テューン氏の写真や映像、178点の展示を予定しております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、桃原 清議員の大枠2についてお答えをいたします。

最低制限価格設定につきましては、建設工事において予定価格1,000万円以上、委託業務においては予定価格500万円以上の場合に最低制限価格を設定しております。

なお、工事等、事業予算面での措置対応において事業担当課と協議し、設定状況が必ずしもその設定にならない場合もございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、大枠1から再質問をしてみたいです。

まず、大枠1①、これ確認なんです。災害防除事業をしないといけない場所というのは新川線1号橋がありますよね。そこから南向きに南上原の方向に向かっていくと上っていきますね。その右上になるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

村道新川線から区画整理地内の山内原の区画道80号という道路と交差しているんですけども、最終的に、その区画道側のほうが上のほうにありまして、そことの間ののり面が現在崩壊しそうな兆候が見られますので、これを災害防除事業として今年度、基本設計を単費で行いまして、それによって災害防除事業の査定を受けられましたので、これを令和6年度に改めて詳細設計を入れて、工事まで行っていくという予定であります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 その場所は区画整理においてアパート、住宅がたくさん建っているそ

の端のほうになるんですね。そこは外側の村道の近くに住宅もアパートもたくさんありますので、それと急な崖みたいな感じになっていきますよね。大変危ないと思いますので、早急に進めないといけないかなと思います。頑張ってやってください。

続きまして、大柰1の②新川線1号橋近くの30メートルぐらい離れたところなんですけれども、現場事務所があるところですね。その近くに道が陥没して穴が開いた状態のがありますよね。そこは多分なんですけれども、小さい三叉路になっていますから、工事のときに大型車両がUターンしたりした場所じゃないかなと思いますが、大きな穴が開いているので、そこは多分工事のときに壊れた道じゃないかなと思うんですよ。それを確認しているかどうか。またそのこの補修工事の予定があるかどうかを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員がおっしゃられる箇所は確認しております。もともと新川線自体は舗装構成があまりよくない場所というのは認識しておりました。ちよくちよく陥没が見られて、それを補修している状況というのも確認しております。

③のほうを今から復旧工事を行います。そのとき舗装等を行いますので、そのときに補修しようと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今そこ危ない状態ですので、夜は特に危ないと思うんですよ。工事を進めてください。

続きまして、大柰1の③ここは去年の台風の際に道の崩れた災害箇所ですが、復旧工事をやっていますよね、去年。そこが大きく崩れたというか、道全部が崩れたような場所とそれと小さく崩れかけている場所もあるんですよ。それ2か所までは復旧工事をやられているんですが、見た限り3か所崩れていると思うんです

が、先ほどの②と一緒にですね。3か所を把握しているかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 都市建設課のほうでは、一応2か所を確認している状況ではあります。3か所目がどこというのは、まだ確認してはおりませんが、現場も見ながら大きく崩れそうな予兆があるとか、そういうものが見られれば、また対策を考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 その場所は北上原側の県道から入っていくと、一番奥のほうで道全体が崩れて、それがちょっと手前で半分ぐらいが崩れて、そのもっと手前のほうで崩れている箇所があるんですよ。そこは小さくなんですけど、崩れかけている状態で、今後は危ないような状態にあるので、必ずそこも、その道だけで3か所はありますから、ちゃんと見て対応してください。

その件はあれですね。場所は確認して、全部復旧工事を行うということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 予算的なものも含めながら現場を確認して、優先的なものを検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 新川線は小さな工事でも入ると、もう通行止めにしないといけないような道なんで、この間、字の私が言った3か所目の小さく崩れかけているところ、そこも必ず一緒に対応するようにしてください。工事1つでまた通行止めということになると、やはり付近の住民は困りますので、一緒に対応するようにしてください。

続きまして、大柰1の④、農水省の予算は土地改良する場合、土地改良の代金は予算が下り

る、その時点での安全対策の工事、ガードレールとか、転落防止柵とか、その時点で同時で発表される場合というのは、予算はつくんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 この工区内であれば、前後しても舗装が終わって、また翌年度であれば高低差50センチ以上の部分に関しては安全対策の補助事業は受けられます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これは全国的な問題ではあるんですが、大雨のときに畑の用水路に落ちて人が流されたという話は何回も聞いたことがあります。そこで聞きたいんですけども、都市建設課長でも産業振興課長でもいいんですが、何で土地改良のときにガードレールとか、転落防止柵などの防護柵の設置があまりなされていないか、考えたことはありますか。これ用水路の傍に防護柵がないというのは全国的によく見られることなんですよ。それをちょっと答えてもらえますか。理由をですね。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 先ほども答弁しましたが、農林省の安全対策だけの補助事業はありません。農道整備と同時に安全対策補助事業を使えることは可能であります。全般的に下地区については、高低差が50センチ以上の土地改良部分の農道について安全対策はなされているものと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これ農道を造るときには、一緒に工事できますということではなくて、何で全国の畑の用水路防護柵がないのかという、実際全国で土地改良はいっぱいやられていますよね、沖縄でも中城でも、ガードレールがないところ多いですよ。この発想がなかつ

たのかどうか、そういう理由を考えたことがあるかということなんですけれども、農道でもいい、畑でもいい、土地改良でもいい、工事のときに何でガードレールなど設置をする発想がなかったのかということを考えてことがありますかということなんです、村長、副村長、そういうこと考えたことないですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 現在行っております農地耕作改善事業のほうでも安全対策のガードレールとか、防護柵は実際に行っております。先ほど答弁しましたとおり高低差50センチ以上の段差があれば、安全対策、ガードレールを設置しておりますので、なぜないかと考えたことはありません。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 もっと年配の方でいらっしゃる村長、副村長はそういうこと考えたことないですか。何でガードレールがないのかということ。今の課長の答弁は、今現在の工事についてだけ話をしていますけれども、何で全国的にガードレールがなかったのかということは、考えたことはないですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 答弁します。

議員がおっしゃるように、特に考えたことはないんですが、土地改良等については面の整備が重点ですね。現在の排水路はもともとあったところで、その認識がなかったのかなということと、補助メニューにこういう方法がなかったということだと思います。認識はございませんでした。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の質問に答えは出ないと思うんですが、これまでの件は今の状態でいいんですけども、実際に村内においても下地区で土地改良をやって危ないところはたくさ

んありますよね。今の質問はもう土地改良が終わって、今の状態で例えば村長は添石から泊間について今後整備していきますということをおっしゃっているんですが、これまでのもう添石から泊以外の場所でも危ないところたくさんあるんですよ。車で走ってみんな感じると思うんですが、ちょっとハンドルを切り損ねたらすぐ落ちるようなところはたくさんありますよね。

あと、通学路で子供たちが歩いて防護柵がないようなところもたくさんありますから、それを踏まえた上で、土地改良された場所に一括交付金などを使って、通常の安全対策のための予算でガードレール、転落防止柵などを設置していくことはできないかどうかを伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 一括交付金に関しましては、沖縄らしさ、沖縄の特殊性に関連した事業になりますので、今おっしゃっているガードレールが該当するかどうかはまた企画課と検討しないといけないと思います。今議員がおっしゃっている危険な箇所はあると思いますので、その辺はやはり危ないところは単費でも予算を考えながら対策していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の話を踏まえた上で、村長にはですね、添石、泊間以外でも補助金をいろいろ獲得して、防護柵を設置していただきたいと思います。それと、今後の土地改良区域でも工事をする場合は、防護柵は常に危なくないように設置を一緒に進めてください。

続きまして、大枠1の⑤に移ります。まちづくり推進課が今これまで仕事でやってきた資料を一部見たんですが、大変きれいにまとめられています、写真に添える説明の記述、それと全体の説明文、これ誰がつくった文章か、それをちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 展示会の企画書を事前にお目通しいただいたので、その内容だと認識してお答えいたします。膨大な情報、資料をいただいております。その資料のほとんどが不明資料、整理されていない、いつどこで撮影されたか等、情報が少ない段階で寄贈を受けております。

令和4年から調査員3名で取り組んでおり、令和5年度から4名で、その写真にまつわる解説として、どこどこの場所、誰々がいるとか写真ごとにキーワードや解説を写真の裏のメモや、撮影した方の日記や、手紙など、もろもろの情報を調査員4名で調べて、それを分類整理、調査、分析というような項目で作業を進めておりますので、その解説については、現在担当している調査員4名で実施しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 次に、今現在の令和5年度での企画課の組織体制についてちょっと伺います。現在の人員で課長以外に正職員で何名、会計年度任用職員が何名か教えてもらえますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 令和5年度の企画課の職員については課長以外で職員6名、会計年度が1人となっております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 会計年度任用職員が何名ですか。職員が6名、会計年度任用職員は。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 1つ、会計年度については1人で、先ほど答弁した職員については課長も含めて6名でしたので、課長以外では5名となっています。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 同じ質問で令和6年度4月以降は、課長以外で正職員が何名か、会計

年度任用職員が何名の予定か教えてもらえますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 令和6年度については、正職員、課長以外で5名、会計年度は、令和6年度はゼロになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今までまちづくり推進課がやってきた資料の調査、整理というのは、今度企画課に移るわけですね、4月から。この作業はどこがやりますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 今回の議会でまちづくり推進課から企画に移るということで現在調整中ですので、最終的には企画のほうで現在の会計年度、まちづくりのほうでいる方々が移ってくるかなというふうに思っています。その方々が作業を引き継いで行うということになります。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これ確かな情報ではないんですが、もしかしたら金城課長が企画課に移るんですかね。それと、今の担当者がそれ以外に3名いるんですか。ただ、企画課に作業が移るとして、これ年度中に職員の採用をしたり、異動したりというのは可能なんですか、それをちょっと確認したいです。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

会計年度任用職員の採用、異動についてということで答弁をいたします。会計年度任用職員につきましては、現在採用の手続を行っている途中でございますので、これまでの方々につきましては、更新をするということで申出がある方につきましては、手続を進めているところでございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 何回かよく話が出るんですが、正職員が足りないんじゃないかと。今回この作業が企画課に移った場合、まだ分からないんですけども、金城課長がもし企画に移った場合、課長職の場合、この仕事も担当するんですか。今まで企画課は企画課長がたくさん仕事をやっているはずなんで、別な人が課長で入ってもその仕事をする余裕がないと思うんですけれども、この人員というのはどういうふうになっているか、今考えているんですか、それをちょっと村長に聞きます。総務課長でもいいですよ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

職員の増員等につきまして、令和6年度の増員については、今現在考えてはおりませんが、会計年度任用職員につきましてはこの事業が令和6年以降も続きますので、会計年度任用職員専門職として配置をしておりますので、その採用については考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、人員は十分に増やして対応してください。ただ、課長職というのは、これまでも企画課長は頑張っていると思いますから、ほかの方が企画課長になっても、その仕事はたくさんあると思いますので、あまり負担にならないように、それは職員の配置はちゃんと行うようにしてください。大枠1番は以上です。

続きまして、大枠2番、入札制度についてちょっと聞きます。

先般の実施された入札で、入札のように5,000万円から1億円ぐらいの規模の工事の入札で35%、40%ぐらいの程度での金額で落札されたというのは、これまでも何件かありましたが、そのような入札結果に対して民間の企業としては相当頑張った金額になってしまっ大変

だと思っんですよ。最低制限価格がないからこういうふうになるんですけれども、そのことに
関して村長はどのような見解をお持ちですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時02分）

~~~~~

再 開（12時03分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 案件は忘れたんですが、  
何と言いましたか、解体工事、例としては解体  
工事が多いです。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今議員がおっしゃる解体工  
事については、補助金のない解体事業について  
は最低制限は設けていないと思います。これは  
御承知のとおり、補助金でもっての部分ではな  
くて、我々自己財源を使つての部分ですので、  
もちろんあまりにも低入札となるとちょっと心  
配もありますけれども、おっしゃるとおりこれ  
解体ですので、技術的な完成度を求めるような  
ものではございませんので、ある程度我々にと  
つても、村にとりましてはそんなに悪い  
ことではなかったんではないかなと思つており  
ます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 7、8年前でしたかね、  
中城村の工事発注に関しては最低制限価格95%  
でした。それを設けるという話が出まして、業  
界みんな喜んだものではあります。さすがだな  
という話も出たんですが、その当時から解体工  
事に関しては、最低制限価格を設けていなかった  
ということですか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私の記憶で申し訳ないんですが、記憶があれ  
ですけれども、基本的に解体工事、そしてい  
ろいろな技術を伴わないもので、完成を伴わな

いもので、補助金がないものについては、恐ら  
く最低制限は設けていないと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 解体工事であってもア  
スベストの処理とか、割と予算がかかりますよ  
という話は聞こえてきたりします。業者が村長  
は解体工事だから成果品はあまり問わないみた  
いなことをおっしゃってはいますが、安い金額  
で落札したからということで、それでも安かろ  
う悪かろうみたいな感じで、アスベストでまた  
苦労したりとか、そういうのが発生すると思  
うんですよね。解体工事でも14、5年前ですかね、  
専門業者と以前はよく耳にしましたがけれども、  
最近はあまり聞かないんですが、みんな安くや  
つてしまつて苦労しているような状況を聞いたり  
します。

そういうことで幾ら解体ではあつても、何と  
か全ての工事発注に関して解体工事であっても  
35割、40割ぐらいでは相当厳しい状況ではない  
かと思っんですよ。ただ、業者としてはもう絶  
対取つてやろうと、資金繰りとかいろいろな面  
がありますから、取ろうということで頑張つた  
はずなんですが、後々よくないとは思ひますの  
で、解体工事ではあつても、やはり通常の工事  
よりはもっと下にしたとしても、最低制限を設  
けたほうがいいのではないかと思っんですよ。

村内業者がどんな工事であっても受注した場  
合は、ある一定程度の利益を残してその業者が  
潤うことができなければ、全然村のためにもな  
らないと思っんですよ。単費の工事だからとい  
うことで、最低制限をなしで安く落札して、村  
が喜ぶことはあまりよくない。そういうこと  
がないようにしていただきたいんですけれども、  
今後は極力解体工事ではあつても最低制限を、  
そのパーセントについてはまた研究とか必要か  
もしれませんけれども、最低制限を設けること  
ができないか、村長伺ひます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。



○村長 浜田京介 まず最初に、誤解のないようにお話をしたいんですけども、我々行政が無理やりこの金額でやってくれと、強制したわけでも何でもありません。我々は適正価格を表示して、そこから私たちはもっと頑張れるよという業者さんが落札しただけの話でございますので、何度も言いますように、これが完成品として求められるものであれば、これはちょっとおかしいんじゃないかという話も出てきはすると思うんですけど、企業努力でその金額をはじいたと思っておりますので、村内業者を育てる、育てないとかという以前の話でございます。

そして、今後も今議員がおっしゃるような話は、村長としての立場で考えるときには、補助金が伴うものか、伴いものか、大きな基準になります。補助金の伴うものについては、それは75%から95%ですか、その範囲内でなるだけ95%に近い数字で私は副村長と相談しながら、設定を設けているつもりでございますので、そこについてはある程度の利益も確保できるような金額でしかやっておりますので、非常に明確に分かっていただいているものだと思っております。

我々の補助金がない部分については、申し訳ないけれども、これはリミットを外さないといけないよというのは、そのメッセージを出しているつもりですので、それはしょうがない場合には辞退もなさるでしょうし、それは業者さんにお任せしてやっているとところでございますので、決して村内業者を育てるとか育てないとか、そういうことではございませんので、基準が、そこは誤解のないようにお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 私個人のこれまでの経験からすると、別の業界ではあるんですけども、あまり利益のない工事を取ってしまう業者というのが出てきてしまうんですよ、苦しくなると。いろいろな状況があって、ある工事につ

いては県から毎年出るんだけど、この工事を取った業者が交代で苦しくなるという状況もあったんですよ。

ですから、解体工事はもう20年ぐらい前から沖縄県内では、40%前後の割合とかでよく取られてはいますけれども、それでもいろいろな資金繰りも必要になりますから、解体工事であれ、今後は村長に何とかパーセントをそんな75から95じゃなくても、もうちょっと下でもいいですから、何とか設定してやっていただけないかということをお願いして、一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。（拍手）

休憩します。

休 憩（12時12分）

~~~~~

再 開（13時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。

議席番号8番、屋良照枝です。議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問します。

大枠1、ごみ減量化。施政方針より「ごみの排出抑制、再利用、再資源化の普及に努めるとともに、草木の資源化など新たなごみ減量化対策を検討してまいります」と、村長の弁を受けて、①ごみの減量化に向けて取り組んでいること、またそれに使っている予算の額を伺います。②中城村、北中城村、浦添市への広域処理体制への進捗状況を伺います。③政務調査より生ごみの堆肥化。これについては、資料を添付してございますので、こちらを見ながら読み上げて提案いたします。

これのほうは政務調査、さきの2月に私のほうで神奈川県座間市のほうに研修に行っていました。その資料のほうから提言いたします。

事例紹介、座間市、内容、令和4年7月、農林水産省、神奈川県座間市と小田急電鉄株式会社、これは官と民が連携しということです。連携し、座間市内の家庭の生ごみを堆肥化、自治体の収集の際に改修して、地元農家で活用することを目指すフードサイクルプロジェクトを開始、対象は300世帯、事業期間は3か年、座間市とは人口13万人、世帯数62万世帯のところでは、こちらのほうを見てまいりました。この事業は農林水産省農村振興局の農山漁村振興交付金都市農業機能発揮対策を活用し、農鉄連携の一環として進めるもの、生ごみを手軽に堆肥化させるツールとして、ローカルフードサイクリング株式会社のバッグ型コンポストを採用、このほうを見てきたということを報告しながら、また次につなげていきますので、こちらのほうをお願いします。

大枠2番、SDGs。すみません、大まかにSDGsにしてみましたけれども、(CO₂削減)で、下のほうに挿入をお願いします。地球温暖化対策において、エアコンのガスを炭化水素ガスに交換することで、CO₂削減が可能だけでなく、電気料金が15%から45%も削減可能、法定点検費が不要となり、機器への負担が軽減され、機器の取替えも数年延長できるということで、これエアコンのお話ですね。クーラーガスのお話です。できるということで、八重瀬町では指定管理となっている南の駅八重瀬とぐしかみこども園で試験的に取替えを行った結果、南の駅ではエアコンの室外機10台で2.24キログラムのフロンガスを抜き取り、1.17キログラムの炭化水素ガスを注入した結果、38トンのCO₂の削減、コンプレッサー圧が2.43あったのが1.5に落ちた上、電気料金38.4%削減につながったということでした。南の駅の取替工事費236万円であったが、2023年10月で37%の電気料金が削減され、ぐしかみこども園においても38.4%の電気料金の削減につながってい

る。沖縄での代理店がなかなか決まらないことで、炭化水素ガス取替工事が遅れたが、株式会社ゆうせきが沖縄代理店となり、施工事業者はGAIA Holding Inc.に決まり、県内も大手デパートやスーパーも電気料金値上げ前までに事業実施を予定していると、説明者の石川副町長はお話しされ、八重瀬町も夏場のエアコン使用時にはさらに電気料金の削減が望まれることから、庁舎、学校施設と取替工事を実施したいということであった。①上記の事例についての情報とか実際に見学したり、当局はありますか。②本村での電気料金削減についての展開と方策について伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番、ともに住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうで、お尋ねの中城、北中城、浦添市、広域の処理施設について、詳細は担当課のほうで述べさせていただきます。タイムスケジュール的なこととかですね。ただ、これ議員も御承知のとおり、浦添、北中城、中城、当初の予定よりも随分金額がかさんでしまいまして、そこに一生懸命手当をする方策を頑張っているところでございます。こればかりはしかし誰が悪いわけでもなく、社会情勢がそういう情勢になってしまいましたので、それをしっかり受け止めて、今後住民サービスに影響がないように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1と2についてお答えいたします。

まず、大枠1の①についてお答えします。

現状の取組としては、令和5年9月13日に、株式会社ジモティーと協定を締結し、粗大ごみのリユース促進事業に取り組んでおります。

また、継続事業で生ごみ処理容器等購入補助金を実施しており、家庭から排出されるごみの減量化を図っております。予算の額につきましては、生ごみ処理容器等購入補助金で、令和6年度16万2,000円を計上しております。

②についてお答えいたします。

浦添市、中城村、北中城村の1市2村「新一般廃棄物処理施設」は、令和11年度の供用開始に向けて、令和6年度は建設工事に向けての落札候補者を決定し、令和7年度実施設計、令和8年度から10年度で建設工事を実施します。現在までおおむね計画どおり進捗しております。

③についてお答えします。

生ごみは可燃ごみの3割から4割程度を占めると想定されておりますので、生ごみを堆肥化することは、ごみの減量化をする上で、有効的な施策の一つだと認識しております。

大枠2番です。①につきましてお答えいたします。

この施設を見学したことはございません。

②です。村においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成28年度に中城村地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設において太陽光発電の導入、あとLEDへの取替え、電気自動車など、エコカーの導入などで、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、再質問をいたします。

まず、ごみ減量化の中で、課長は生ごみを減らすことは、ごみ減量化につながる、その認識はございますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

認識はあります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、先ほど課長がお

っしゃいました生ごみの減量化に向けて取り組んでいることで、ジモティーは粗大ごみですけれども、生ごみに関してはクイナちゃんの普及ですね。生ごみを堆肥化するクイナEMを使っているクイナのそれをやっているのは存じておりますけれども、クイナちゃんを使ってこの二、三年の傾向でよろしいですので、横ばい状態とか、何か変動とか、予算面に関しての変動がありましたら、教えてください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 令和3年度から大体10件程度の申請がありまして、金額にしては大体横ばい状態ですね。16万円前後の予算となっております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 生ごみに関しては、私が議員になって一番最初に質問したときに、それを使っている、クイナを使用している方がいないということで、一度10万円の助成がなくなりかけたんですね。そのことがありました。それをなくなることがあったことに対して危機感を持って、一番質問して、すぐその足で1つ私は購入をいたしました。私が1つ買ったという事例をつくったことで、予算はなくならなかったんですけども、そのまま横ばいにはなったんですけども、今言われました今年は10件あるんですよね。そして16万2,000円というアップもしているんです。これというのは、全然認識が家庭ごみというか、生ごみに対して少し意識が高くなったとか、そういった住民の変化はあったというふうに考えますか、それとも課長の認識で結構ですので、1件だったのが今10件あるというその現状についてお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まず、住民の方がそういった取組に対して理解が得られて、少しずつ増えてきているのかなというふうに思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 その呼びかけに対してのすみません、先ほど言えばよかったんですけども、ごみのチラシですね、各家庭に配る、そちらのほうの下に行に生ごみの助成金がありますよというその1行を提案したことがございます。最初のときだけはその1行が挿入されておりました。今変わりました。家庭に貼る月曜から何曜日は何種というその助成金に対してのお知らせが弱くなったと、すみません、私は意識があるんですけども、そのチラシの配り方、ごみの呼びかけですね、それに対しての広報に関してはこういった認識をお持ちでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 文面でちょっと切れたというのは確認していませんので、もしそこがまだ十分でなければ、また内部で検討して、掲載できるようにしていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 再質問で、私がごみ減量化の中で、一番に減らす、それが実現可能なのは家庭ごみの生ごみ、これを減らすことが少しでもごみ減量化につながる、そして中城、北中城、浦添の広域処理になりますね。それについても一歩前進して、地域の皆さん、それから住民の皆さんの意識が変わることで、ごみは確実に減らせるということをこの政務調査で見た、この年のこちらの座間市の実例を見せていただいて、その令和4年からの取組ですけども、それではなくて、遡っての2年前、3年前、それからの減量化の数字ですね。それが著しく変わっているんです。ほかのものに手をつけたわけではありません。生ごみだけ、これだけを生ごみをリサイクルして堆肥にするという、この300世帯です。全市民に呼びかけたわけでもなく、助成金のこれの300世帯、それを呼びかけて生ごみをこういうふうにできるんですよとい

うことで、まず呼びかけています。300世帯に生ごみの減量化を呼びかけています。

それに基づいてこれをスムーズに回収するために1週間に1回、回収しては大した減りにはなりませんよね。堆肥化にもできません。2か月に1回、この収集日を設けたんです。配って、そして2か月、スタートするのが違いますので、大体の区間を設けて、2か月に1回、こちらはいついつの何曜日に、何月何日にということで、そうすることで収集車のほうも効率よくなくなります。堆肥のほうも、こちらを見ていただければ分かりますけれども、持ちやすいエコバッグ的なバッグになっています。上のほうにジッパーがついています。それをごみに出すときには麻袋に入れ直して、それで回収するんですね。

そうしたら、ちり袋の回収車のほうも麻袋のものをそのまま回収して、それを一番いいことは見ていただければ分かりますけれども、それを畑に持っていくんですね。畑というか、地面に、畑の一角の収集場所にダンプで収集したものをヤード的なものに置いて、そこのほうに3か月寝かせます。その3か月寝かせたものを袋に入った状態でそのまま畑に散布ができるんです。あとは普通の畑のトラクターで、耕うん機でやるなり、耕して、そのまま麻袋ですから、土地に還元して、その後からそこでジャガイモ、ニンジン、そういったものを収穫しています。

その収穫に際しても、普通化学肥料とか、そういった肥料をまくという、そういうことをしなくても、堆肥だけで1.5倍から2倍弱の収穫が増えたという実例も、令和4年、まだ1年ちょっとなので、1か年きれいに循環して、作物もニンジンとジャガイモとゴボウと根菜類に関してのみの実例でしたけれども、それでも今までよりも収穫量は上がっている。横ばいではないです。確実に上がっている、その数字は実績として残っておりました。

これに目をつけた神奈川県座間市ですね。官

と民が連携してこういうことをやった、その実例に対して、これは自分たちの北中城、中城のごみに関して、それから処理場に関して、いろいろやっているところにすごくいい勉強をしたなということで、本当に帰ってきました。ですからここにあるということ、そしてこういうことができるということ、それをぜひ中城でも検討していただきたい、そして関心を持っていただきたい、そういうことで提言いたします。

再度お尋ねします。今実例を、読んだだけだと思いますけれども、これを検討する中城として、中城で取り組める、そういった手応えではないですね。関心度、そういったものをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

御提言ありがとうございます。すぐできるものかどうかというのは、少し精査が必要になりますので、ただ情報をたくさん集めてから検討できるものと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 そして、こちらの座間市では、ごみ問題はそういうふうにはしていますが、これを生ごみだけのあれなんですけれども、子供たちに学校が5つ、この規模であったんですけれども、確実に、市としてこの生ごみの堆肥化を奨励というか、やっているということを学校で生活科の中で小学校だけの実例を見ましたけれども、小学校の子供たちにおうちでこういうエコバッグ、要するにこれに対して堆肥にして、畑に肥料にするんだよということを学校のほうで教育の一環として生活科のほうで教えていました。

そうすると300世帯ですので、やっている子とやっていない家庭があるんですね。それでもやはり関心は子供たちから来て、逆に親のほうに自分のおうちはそれをやっているのかというようにそういうように地域だけじゃなくて、子

供たち、学校にそこに教育を生かしたというのがこれの今進んでいる実例の報告だなというのを実感しました。

私も以前クイナちゃんの提言をしたときには、私はちりを出すのは主婦というか、おうちでの家庭から出るごみだということで、自分の声かけやすい人たちということで、お母さん方を中心にPTAとか、そういうことで生ごみのおうちのごみを堆肥化して、役場にこういうクイナちゃんもあるから、ぜひ3,000円でできるんだから、助成もあるからということで呼びかけて、数名、何名かはそういうふうに対応して、今も仲間うちでやって畑、花壇の肥料にやっていますけれども、そこではなくて、これのこういう実例が、助成があるということです。

これは官と民が一緒になって助成をしてやっているということ、そして子供たちにこの教育をやることで、本当に地域に広がるんだという実例を目の当たりに見してきました。ぜひ中城でも取り組んでいただきたいと思いますし、そして浦添に移行する令和11年ですね。それまでに何とか中城のごみですね、減らす、その努力を頑張って、また提言して勉強していきたいと思いますので、ぜひこの座間市の実例ですね、検討というか、真剣に取り組んでいただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 先ほどと重複しますが、まず調べるのが大切だと思いますので、そこからやっていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひお願いします。そして、私たちの中城の将来を担う子供たちにもごみ減量化の問題がとても大切なことだということを訴えていきたいと思います。

大枠2番のほうに移ります。

先ほどこちらの答弁をいただきました。課長のほうからも太陽光、LEDと中城が削減に向

けて電気料金、そういったものに頑張っているのは分かりますけれども、今現在、中城の庁舎、大体どれぐらいの電気料金を使っているのか、ざっくりでもいいですし、3桁とか、100万円とかそういうあれでもよろしいので、新庁舎になったこの庁舎の電気料金でいいですので、教えてください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

新庁舎、新しくなった庁舎の電気料金につきましては、令和5年度1月末ということでお答えをいたします。953万9,000円余りの電気料となっております。平均でいいますと、95万円ほどの電気料金の使用ということになっております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ありがとうございます。

課長のほうからは、資料も毎月のもいただいて、調べていただいて、今おっしゃいました950、計算があれですので、1,000万円というふうにしてちょっと考えていきたいと思います。

先ほどこちらのぐしかみの数字をしました。これは公共の施設でないこのシステムは活用できないんですよ。それで、副町長もいち早く適用して、向こうのほうでは先ほどありましたように、15%から45%、大体こども園とかそういうときになると38%、37%とあります。1,000万円として35%でいいです、350万、これだけの軽減ができるという実例がお隣にあるんですよ。この取組は公共の施設でないときできません。それについて取り組むというか、検討というか、考えてみる、そういったあれはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

議員のほうから御提案ございました他市町村

の状況、電気料の使用料金が削減になるということは大変いいことだと考えております。しながら、新庁舎建築する際にも、一番電気料というものはメインのテーマとして我々も考えておりましたので、議場の中にもございますエアコンのシステム、エコウィングというシステムを入れております。これもどこの公共施設もない、初めての取組でございましたので、議員がおっしゃるガスの入替えによって削減ができるというのは、機種にもよって関係があると思いますので、その辺も検討しながらそのタイミングを考えてもいいのかなというふうに思っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 これはタイミングというよりも、今ある公共施設の中で、これを活用すること、ガスを使っている機種のガスを炭化水素ガスに取り替えるんですね、それで削減ができるんです。それをG A I Aというところで実際に公共施設として今やり始めているんです、まだ去年10月からです。ですから、1年を通してのあれはないんですけれども、こちらのほうも冬場の中で37から38%、これからエアコンを使う夏場にかけて、もっと削減できるだろうという予想はつくということで、すごく力説して、とても電気料金の削減になるということで、楽しみであるということでしたので、ぜひこちらの経過も見守りながら、これだけ削減ができるという今実例が今現在進行中であるんですよ。ぜひ中城も検討してください。

そして、中城はこれからです。小学校、中学校の建設、そういった新しい事業をするところに、そのタイミングでこれを入れることで、もっと削減できるんです。工事の費用とか、初期費用の230万とか、毎年のこれで350万の削減ができたとして、この予算は使い道いっぱいあります。

皆さん、各自治会にあげている予算、そして

朝市とか、いろいろなところに渡している支部予算、10万円、20万円ですよ、各支部にそれを全部21支部としても200万、300万、この350万の予算がもし35%削減されれば、いろいろな地域のことに使えるということがすごく目に浮かんでくるんですよ。それだけ活性化するんだということでありましたので、これだけの予算の削減、目の前にできる、可能であるそういうものの情報を仕入れたことで、まずは検討する、そしてそれをきっかけにして考えていただきたい、そういうことをぜひやっていただきたいと思います。

これは先ほどの予算をこれだけ削減することで、本当につい先日、農薬の補助ですね、10%上げてもらった、そういった費用でも、これだけの二、三百万円の予算があれば、本当に地域に還元できるいろいろなことができてくるんですよ。そこのほうの予算化というのは、いかに上げるかとか、いかにないものをとくというものではなくて、削減してそのものを回していく、そういうことも真摯にそれがいろんな意味で活性化につながると思いますので、勉強してきた、私が見聞きしてきたこと、それを本当にこの場で皆さんにお知らせしたいというその思いであれしておりますけれども、村長すみません、この件のでもよろしいですし、これだけの情報でまだすぐ検討をとというのは厳しいかもしれませんが、考えてもらうというか、そういったことをお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

電気料金の削減ということは、どの施設についても必要になるということで考えております。議員おっしゃる削減によるその部分について、他予算に活用するということは一番重要な部分として、よく言われるスクラップ・アンド・ビルドということで我々職員としては常にそのこ

とについて考えながら、予算の執行であったり、事業の在り方を考えているところでございます。

この庁舎における冷房機器につきましては、まだ三、四年ということで、その部分で削減がどのぐらいという検証も今やっているところでございますので、その検証をしながら検討はできるものとして考えていきます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

すみません、1点だけ言い残しましたので、ごみ減量化のほうで、私の地元の浜の漁港内で起きたことをちょっと実例で御紹介します。

台風6号の海岸へそれから大きなごみですね、粗大ごみではなくて、木とか生木のそちらのほうを漁港内の広場のほうの一角に集めました。それを台風の時期から先週3月前半ですね、そちらのほうに片づけをしております。その山が本当に堆積されたときには3メートル以上、お隣の2階建てのおうちが見えなかったんですよ。そういうふうには山積みされたのが3月頭、半年ちょいですね。その中で実際に私でも見える目の高さですから、1メートルぐらいのそういうぐらいの高さに低くなった、ごみがそれだけ小さくなったんですよ。

本当に枯れて、それを3月の初め、頭に片づけておりました。これ県のほうだとも思いますけれども、それを目の当たりにして、これだけ生ごみというか、葉っぱそういうのもこういうふうにはただ本当に置いて、そこに網をかぶせて飛ばないようにしていると。ただ野ざらしにしているんですけれども、半分でもないです。そのように減量化しておりましたので、これというのは春とか秋の清掃のときに各自治会から出ますよね、大きい粗大ごみ、生木ですね、草木。そういうものが本当に集められて、これだけ減っていくんだというのを漁港内の広場のほうでこの半年見ていきました。これだけ減るん

ですよ。

そして、処理のそちらのほうが軽減されて、中城の今一番としている広域処理の体制ですね。浦添に行く、これも本当に少しずつ減らしていけるんだなというのを目の当たりにしていますので、そういった実例もありますので、ぜひごみを減らす、このことを真剣に私たちも考えます。ぜひ一緒になって考えて、そして減らしていきましょう。それを子供たちに教えるのも大人の役目だなというのをつくづく感じております。

最後になりますけれども、今年度退職なされる3名の課長さんですね。本当に定年退職最後まで勤め上げられるということに大変お疲れさまでした。そしてこれを区切りというか、また次の新たなステップにぜひしていただきたいと思います。そして、いつまでも中城の住民として、今後とも共に顔を合わせられるように祈念申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。（拍手）

休憩します。

休 憩（14時23分）

~~~~~

再 開（14時35分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、大城常良議員の一般質問を許します。

**○9番 大城常良議員** 皆さん、こんにちは。

今日、最後の質問になります。どうかもう少しよろしくお願ひしたいと思ひます。

9番、大城常良でございます。議長の許可がありましたので、通告書に従ひまして、一般質問を始めていきたくと思ひます。

まず大枠1番、子育て支援について。令和6年度認定こども園及び認可保育園において待機児童の発生見込みはないか、また保育士不足の状況はどうか伺ひます。②令和6年度学童クラ

ブの入所状況において待機児童の発生見込みはどうか。③中小で運営しているひだまり学童については令和6年度まで使用できるが7年度以降、村と事業者で計画的に取り組んでいるか、伺ひます。④中小区域で認可学童クラブの支援増の取組はどうなっているのか伺ひます。

大枠2番、教育環境について。①中小・津覇小の学校建設に伴ひ、体育の授業で運動場が利用できなくなりますが、教育委員会と両小学校で年間計画の作成はできているのか。②中小・津覇小の建設計画において追加の変更等はないか。また児童等の安全は十分確保されているのか伺ひます。③令和6年度小・中学校の教職員は配置計画に基づいて確保されているのか伺ひます。④近年、ランドセルの高騰が保護者の経済的負担になっているが、本村のランドセルの取扱いに関する規定等はあるのか伺ひます。

大枠3番、産業振興の取組について。①農業経営基盤強化促進法の改正により、農地利用の将来像について明確化する地域計画作成するとあるが、地域計画の概要及びいつ頃をめどに作成するのか。

重複する部分も多々あると思ひますけれども、答弁のほうをよろしくお願ひします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 教育長 比嘉良治。

**○教育長 比嘉良治** 大枠2の教育環境についてですけれども、教育委員会は次年度計画や児童・生徒の安全についても常に学校と連携して進めていきます。先日も主幹、指導主事と一緒に津覇小、中城小に行き、工事現場の安全対策の確認をしてきました。さらに、中城幼稚園の



解体業者とも現場で会って、安全第一に工事するように話をしてきたところです。今後も事件事故の未然防止を徹底するよう、校長会等で指導助言をしていきます。

①③④の詳細については教育総務課主幹が、②については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大城議員の1、子育て支援について、①についてお答えいたします。

3月11日現在1歳児16名、2歳児4名の計20名の方が待機児童となっております。また、保育士不足のため、受入れについて相談があった園が2施設ございます。

②についてお答えいたします。

学童を不承諾となった児童については、3月11日現在21名おります。

③についてお答えいたします。

現在、こども課のほうで代替地についてを選定中でございます。必要に応じて事業者と情報共有してまいります。

④についてお答えいたします。

学年ごとの利用状況や他の学童への空き状況など、総合的に判断し、必要性がございましたら、支援数も増やす検討をしてまいります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大梓2の①についてお答えします。

中城小学校、津覇小学校の体育年間指導計画は、両校とも現在作成中です。これまで運動場で行ってきた運動領域（主にボール運動）については、学習内容の工夫を行い、体育館で実施できるように工夫を行います。また、運動会につきましては、中城小学校は吉の浦運動公園、津覇小学校は工事が始まる6月頃を計画しています。必要があれば助言を行っていききたいと思います。

③についてお答えします。

令和6年度の小・中学校教職員の本務職員の

人事異動は内示が確定しました。現在、臨時的任用教諭の配置が進んでおります。

教職員の配置は、学校運営、児童・生徒の学びの保障に大きく関わることでありますので、県教育委員会と連携しながら、適正な教職員配置が行われるよう強く要望してまいります。

④についてお答えします。

本村について、ランドセルの取扱いに関する規定はありません。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大梓2の②についてお答えいたします。

両小学校の建設設計につきましては、中城小学校は実施設計がほぼ完了していますので、今年5月より建設工事を着工いたします。現在、中城小学校においては磁気探査の調査を行っております。

続いて、津覇小学校は現在基本設計を進めているところです。現在のところ大幅な変更についてはありません。

また、児童や教諭、地域住民等への安全対策については十分に配慮するように指示をしております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 大城常良議員の質問にお答えいたします。

大梓3番、地域計画については、今後の農地の将来像について地域住民との話合いに基づき、定める計画です。農業の将来の在り方、農業が行われる農地等の区域の検討、農用地の集積、集約化や基盤整備事業への取組方針、多様な形態の確保、育成の取組方針などについて協議します。現況の農地の利用状況について示した現況地図を基に、農地の出し手、受け手の意向を踏まえ、目標地図の作成も行います。

計画作成のめどにつきましては、令和7年3月を目標としています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、再質問を大枠の1番から行ってまいります。

まず、今現在3月11日現在で待機児童が20名ということなんですけれども、私のほうでは毎年3月定例会の新年度予算に向けては、毎回こども園や保育所、学童クラブの入所状況、そして待機児童の発生がないかということ聞いてまいりました。令和6年度20名ということで、児童の待機があるということですね。それだけ保護者が20名の後ろにいるわけでありまして、仕事、それからこれからの生活をどうするかというようなことも含めて考えないといけないなということを私は思っております。

20名と聞いたときに、個人的に非常にがっかりして、今でも大変落胆しております。去年、隣にひらやすこども園ができて、それから当然大丈夫だろうというような認識でいたんですけども、今日で令和6年度からすかさず20名の待機児童が発生してしまったということですが、原因は保育士不足の1点に尽きると、今までの答弁を聞いておりましたらですね、そうなるかと思うんですけれども、まず聞きたいのは20名の待機児童が発生した要因ですね。これ例えば児童数が園児数ですね、これ大幅に増えてきたのか、それで待機児童が発生した可能性はあるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和6年度の申込み児童に関しては現在集計中ではありますが、昨年度、令和5年度に比べて増加していることは確かでございます。今回利用児童、決定児童数の減少というのは、これまで申しました保育士が不足していることで、受入れ定員を減らさざる得ない園が2園あったということが原因として考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 去年、おとしと待機

児童の発生数を見ますと、令和4年度は1名ですね、令和5年度ゼロ名ということで、前課長を相当高く評価しているということも議会の場で発信してきて、課長からも当分は、待機児童発生は恐らくないでしょうという話も聞いたつもりではあるんですけども、その恐らくが発生してしまったということですね。大変危惧しております。

これからちょっと聞いていきますけれども、今までの恵美議員やいろいろな方々の答弁を聞いていて、保育士が2施設足りないということで、これ保育士が何名ほど不足して、それが20名もの子供たちが待機児童になるのかどうかですね。保育士の不足人数をお聞きします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士の数でいいますと、2歳児の先生が1人、1歳児の先生が3名、合計4名の保育士の確保ができれば、先ほどの20名の待機児童は解消されます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、ちょっと補助金についてお聞きしたいと思います。

まず、保育士の正規雇用化促進事業補助金ということで、令和5年度180万あったと思うんですけれども、その中で正規雇用されたのは何名なのかですね。非正規から正規雇用に移ったのは何名なのか、ちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和5年度、現年度につきましては現在2施設3名の活用の予定でございます。これに倣い令和6年度はほぼこの令和5年度の実績ベースの108万円の計上をしております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時52分）

~~~~~

再 開（14時53分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 正規雇用されたのが2名で、非正規から正規へ1名という雇用のやり方ですね。令和6年度108万円の予算が計上されているんですけども、これは何名をめどにした補助金の金額、予算になっているのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和6年度につきましては正規2名、非正規から正規への1名、合計3名の予算計上となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それではもう1点ですね。これ県外保育士の誘致事業補助金ということで、令和6年76万円を活用した。その中で保育士が採用されたのかどうか、その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今年度、令和5年度に関しましては、1名の相談がありましたが、活用には至らず、令和5年度は実績がなしということになっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 実績はなしということで、予算はそのまま残るということになるわけですね。

令和6年度の56万円ほど計上されているんですけども、それは減額して残したということは、どういう状況でそれを利用しようと、補助金を活用しようということでやられているわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和6年度も予算を想定しまして、計上しておりますが、単身の保育士とあと世帯での保育士で計上しておりますが、詳しい人数については今資料を持ち合わせておりませんので、後日また回答したいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私、前にも保育士が足りない。これは数年前からの現象でございまして、県ではどこでも足りないという状況になることは、これ必然的に担当あるいは村としても分かっていると思うんですけども、これ毎年保育士を採用するための説明会が行われていると思うんですけども、その中では大体何名ぐらいがここに参加して、何名ぐらいと相談をしているのか、そのあたりをちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今年度も就職説明会を実施いたしました。何名の参加というのは、資料を持ち合わせておりませんので、後日回答したいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 保育士の話合いの中で、毎年こうして説明会を持たれているので、大体は何名ぐらいが参加していて、その中から何名ぐらいが採用されたんだろうというものは、しっかり把握していただかないと、我々次から次への質問ができなくなるものですから、そのあたりしっかり把握していただいて、そうしないと私も次から何の質問もできないですよ。ちゃんとある程度の資料を準備して、そして次から次へと質問に答えていただく、そうすればその質問が解決に導いていくということを私は思っているものですから、それをしっかり、これこども課だけではなくてほかの課のほうもしっかり答弁は答えていただきたいというふうに思っております。

それでは、続けます。

あと、前に私、潜在保育士の件で話したと思うんですけども、潜在保育士を採用するような取組ですね、そういうものはやられているのか。前の話になるんですけども、県内に1万人ぐらいの潜在保育士がいて、それが活用され

ているのかということも私前に聞いたんですけれども、それも全然一向に話も出てこないものですから、そのあたりの当たった方がいるのかどうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士応援金といたしまして、村内の保育施設に保育士として復職した場合、10万円の応援金を支給するという事業を創設しましたが、令和5年度も対象者がいなかったの、実施なしとなっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この前、本会議の中で、保育士の配置計画というより、特例措置がありましたよね、朝7時半から8時半とかそういうものですね。それを利用している施設が1施設あったということなんですけれども、それを令和6年度も利用して保育支援員とかそういうものを入れようというような施設は全然見当たらないわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 特例措置を利用する施設は、現在小規模施設で1施設が利用しているというふうにこちらとしては把握しております。こども園につきましては、既に国の通知により適宜活用中というふうに聞いております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この20名の待機児童、これはもう令和6年度はそのままずっと20名待機児童でほかの認可外保育園に預けられるというような認識を我々は持たないといけないのですか、それをお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外保育施設を紹介しておりますので、そちらに申込みをして入る方もいれば、1歳児の場合は育休を延長して、そのまま自宅で保育して保育施設が空くまで待つという方もいらっしゃると思われます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ちょっと答弁にがっかりしている。例えば1歳児16名いますと。これ1対6で保育6名の子供たちに1人の職員が必要ではあるんですけれども、それについて4名です。4名の職員を何とか探せば待機児童はもうゼロになるんですけれども、それだけの1年を通して動いてきて、説明会もやってあるいはまた前年でしたら吉の浦保育所、今認定こども園なんですけれども、そこの職員たちも全部隣の認定こども園に移してもらって、それでも足りないというのは、吉の浦にいた職員が向こうにいかないほうが多かったのか、例えば150名から75名に減らして、75名を見ていた職員がそのままひらやすだったかに移っていったのではないかなと私は思っているんですけれども、そうではなかったということですか。

例えば吉の浦から職員が優先的に私は移動したと、移ったというように認識はしていたんですけれども、それがあまりその採用はなかったということになるわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和5年度に関してはちょうどびったり4月1日に待機児童等がゼロになったんですが、今回は村内の保育施設で退職者がいたということの理由で受入れ人数を減らさずを得なかったということなんです、先生の動きとか、どこに採用されて、その後どうなったとか、そこまでは私どものほうでは把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 待機児童になった1歳、2歳児の保護者の後を追跡というんですか、どこに誰がどういうふうに認可外保育園に行かれたということなんですけれども、しっかり対応までは担当課としてやりましたか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現段階では待機児童になられた保護者様へは、認可外保育施設のリ

スト等をお渡しして、探していただくということになっておりますので、どの園に決まったとか、その辺まではこちらとしては把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 中城村は子育て世代を非常に応援しているという、私も会った人たちに全部言っているんですよ。中城は子育てのすばらしい村ですよ。待機児童も少ないし、入ってくればある程度の支援もできますよということで、どんどん言っているものですから、待機児童がこれだけ急激に増えてしまった場合、私もこれからその人たちに顔向けできないなど思って心配もしているものですから、これ補助金とか、いろいろな施策を担当課で相当講じているというのは知っていますけれども、この20名についてぜひ後を追って行って、大丈夫ですかと、漏れて認可外に行ってしまったんだけど、その後どうですかというような誰一人取り残さない子育て支援というのが私は必要だと思うんですけども、課長その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 待機児童の方々に関しては、今後把握に努めていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 時間も大分使ってしまっていてがっかりしている。これで終わりますけれども、ぜひ後を追って行って、しっかり今現在どうですか、大丈夫ですかというようなことも住所も氏名も年齢も全部分かるものですから、そういうところもちょっと手を差し伸べていただいて、空いたらすぐ連絡しますからというようなこともぜひ支援の一環としてやっていくてください。

次②のほうの学童クラブの入所のほうに移りたいと思います。

今学童クラブですね、このほうも21名の待機

児童が発生しているということを前の質問の答弁で聞きました。今現在認可外を利用しているということですが、21名これ低学年はいないということで、今現在学童の連絡協議会、そのあたりとの密な連絡、月1回やっていると、思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学連協に関しましては、毎月定例会を実施しているというふうに聞いております。その中にうちのこども課の担当が参加するかとなりますと、毎回参加するわけではなくて、必要に応じて何かしらの連絡事項であるとか、指導事項がありましたら参加をするという頻度でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今定員が40名ほどと、1支援当たり16支援あるということで弾力受入れというのがこれは1施設40名でしたら5名ほどあると思うんですが、それらについて全学童クラブで弾力受入れを行われているのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 全部の学童施設におきまして、5人とか15人とかそれぐらいの弾力的運用で受入れをしていただいております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 弾力受入れを行って5名、40名が45名になった場合、40名以上の場合には支援員、指導員含めて3名以上の体制にならないといけないということになっていると思うんですけども、そのあたりは行政として確認は全部済んでいますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 職員の基準としては支援員の単位40名ですね、40名ごとに2人以上の配置となっておりますが、必ずしも3人以上置くということはありませんので、しかしなが

ら児童の安全性の観点から職員の体制については各学童と情報共有し、対応してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それだけ5名プラスあるいは3支援だったら15名プラスということで、トータルしますと80名ほど16支援のプラス掛ける5でしたら80名ほどのこれは弾力受入れが行われていると。言わば2支援分足りないということになろうかと思うんですけれども、通常の40名ほどでしたらですよ。それを今現在、次③に、まだ②のほうになってはいるんですが、それについて例えば1支援増やすと、前後しますから、どんどんそれだけ弾力受入れをしている段階でも、例えば行政としてはやはりこれは支援数を増やさないといけないなというような取組は考えられていますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほども答弁をしたんですが、学年ごとの利用状況やほかの学童への空き状況などを総合的判断して、必要性がございましたら、支援数も増やすということも検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 必要性があれば、80名も弾力受入れしているんですよ。必要性はもろに出ているんじゃないですか、その中で。弾力受入れという制度があるものだから、これだけ40名のところ45名にしてもいいんじゃないの。3支援あれば15名プラスしてもいいんじゃないかというようなこれは詰め込みにしかならないと私は思いますよ。

1支援の中身ですね。これ学童というのは4時半あるいは3時半から6時ぐらいまで、3時間もずっと一緒にいるわけですから、それをやっぱり余裕を持った体制で、しっかり勉強はする、遊ぶは遊ぶ、そういうやり取りの中で、成長してぎゅうぎゅうに詰めてしまったら、何か

といろいろな弊害が出てくる可能性もあるものですから、そのあたりは必要性があると認識していただいて、ぜひこれは早急に検討していただきたい。課長としての意見はどうですか、まだ弾力受入れで十分対応できるというような考え方なのかな。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こども課といたしましては、低学年の待機学童は絶対に出さないという気持ちはあります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今の世の中、例えばなぜ学童に預けるかという、おうちに誰もいないものだから大体は預けていくということで、おうちに子供1人、これは4年生、5年生、6年生でも1人だと寂しいとかあるいはまた誰かが来てどういう事故が発生するか分からないという中で、学童に預けてみんなと一緒に勉強したり、遊んだりしてほしいというのが保護者の思いであって、だから高学年はいいですよというようなやり方ではなくて、全てを本当に受け入れてあげるような取組を私はしてほしいということで、ぜひこれ検討してください。

次、③ですね。時間的にちょっと急いでいきますので、これはひだまり学童の件ですね。新たな施設を協議中ということですが、これは今年度中、令和6年度中に解決するような取組でやられているんですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和6年度中には代替地を選定しまして、建築に着手したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長、今令和6年度中には場所選定とか解決して、建築につなげてということで、令和7年度4月からは学童クラブとして動かないということですか。令和7年度4月にはすぐスタートできないということですか。

か。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１５時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１５時１５分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 中城小学校が建築に伴って壊す時期までには、整備したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○９番 大城常良議員 これは前からこれから造る中城小学校、津覇小学校、津覇小学校は体育館の中ですけれども、中城小学校については学校の敷地内にはどうですかということは提案してきたんですけれども、その考えはありますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１５時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（１５時１７分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今現在検討しているのは、小学校の敷地の中ではなく、それ以外のところ村有地で考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○９番 大城常良議員 残念ではあるんですけれども、村有地でできるところしか探してもなかったということであれば、それはまたしっかり整備していただいて、できるだけ令和６年度中にはしっかりしたものを事業者と相談しながら連携して、７年４月からはすぐスタートできるように、調整は十分やっていってください。

80名もの子供たちが行き場を失ってしまったら、非常に大変厳しい状況になるものですから、そのあたりはしっかりやっていただきたいと思います。

次、④のほうですね。認可学童クラブ支援増についての取組ですが、これもまた必要性があればということであるんですけれども、今の泊にある学童クラブは今45名の学童が令和６年から入所する予定だというふうに聞いておりますけれども、それに間違いはないですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 45名おっしゃるとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○９番 大城常良議員 必要性というのは、何を必要と言っているのか、私からしたらもうさっきも言った弾力受入れもあるし、向こうは認可外で45名もの子供たちを預かっていると。その中で必要性があれば増やすということですが、何を必要と言っているのか、私には分からないんですけれども、その根拠を示してください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 泊地区にある認可外学童施設には、認可外ではありますけれども、協力いただいて45名のお子さんを受け入れていただいて、お子さんにしてみれば放課後に過ごす場所が確保できているというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○９番 大城常良議員 認可外で預かった場合、通常認可外と認可学童クラブは5,000円ほど高いんですよ。預ける月謝というのか、そういうものがあるもので毎月5,000円も高いところにわざわざ本当は誰も入れたくないんですよ。認可学童であれば1万円前後で入れられるけれども、認可外だったら1万五、六千もかかってしまうというようなことでは、やはりこちら不公平さがあるんじゃないかなと、同じ学童に入れるためにも本当に村全体で平均した単価じゃないといけないと思うんですけれども、そのあたり補

助金とかはありますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外学童施設への補助金はございません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 中小区域に全然足りないと、私は思います。担当課としてもそうだと思うんですけども、これは前向きに検討して、令和6年度ができないのであれば、ぜひ7年度からはしっかりと対策を打って、同じような金額で学童全てが入れるような状況と。ましてや中小は3クラスの教室を増築するようなことになっているものですから、やはり子供が増えてくるといような中では学童も増えてくると、おのずとですね、いうのも含めればやはり全然足りないというのが決定的に分かっているわけですから、そこはぜひ検討していただいて前向きに進めてください。

次、大枠2番のほうにいきます。教育環境についてです。

①のこれは、年間計画は今作成中ということですが、4月から新年度始まるわけですよ。4月までには間に合う予定でやられているんですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

年間計画のほうはおおむね完成しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず、体育の授業で吉の浦運動公園を使うということが分かっているんですけども、それは中小、津覇小、遠いわけですね。その送り迎えというのか、そのあたりは歩いていくのか、それとも何か策をつくってあるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 現在、吉の浦運動公園を使うのは中城小学校の運動会の予定であります。それ以外につきましては、学校内敷

地内の空き地やまた体育館でできるものと、運動場で行っていた競技に関しては体育館や学校の敷地内の空きスペースで行うようになっていきます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私、中小で話ししますが、よく行くんですけども、その中で空きスペースというのは、5月からはいろいろな工事が運動場で始まるわけで、今幼稚園も解体して私も見に行きました。順調に進んでいるというふうなものを拝見しましたし、その中で体育館は分かります。体育館を中心とした体育の授業をやると、その空きスペースというのはどこら辺にあるのかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 校舎の中庭のほうにスペースがあります。そちらのほうに今運動場にあった鉄棒を移動して、そちらで鉄棒運動をしたり、また駐車場の近くも空いていますので、そのようなところで授業をします。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 十分対応できるというふうに認識してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 これまで広いスペースがあった運動場がなくなるということで、十分とは言い切れませんが、可能な限り授業の工夫を行って、子供たちの運動量を確保するようにしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 大分、敷地が小さくなるわけですから、十分に配慮して、また鉄棒とか何か遊具を使ってやった場合にけがしたとか、そういうのがないように、しっかり対応していただください。

②のほうですね。今後じゃ中小の3教室は増築を予定して約3億ぐらいの増加があったんですけども、今後建築に関しては、予算の増と

いうのではないというふうに考えていいわけですね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校においては児童数の増加傾向がありましたので、3教室分増加させていただきました。現在、津覇小学校の基本設計を進めております。津覇小学校においては、特に大きな変更もなく進めておりますので、基本的な教室数とかについては、特に増加はありません。ただし、今後物価上昇の分については、現在の造るタイミングで費用の面を再計算しないといけませんので、その分については増加する見込みがあります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 物価上昇については、どうしようもないような話になるものですから、ぜひ上昇しないように願うだけであるんですけども、物の流れとしてはやはりもっと上がってくるだろうという話がよく聞こえるものですから、そのあたりしっかり対応していただいて、できるだけ抑えていくという段取りでやられてください。

あと、安全面についてなんですけれども、例えば小学校を造る場合にトラックとかそういうのがどんどん入ってくると、今からですね。なった場合、いろいろな柵を造って、ここからは進入禁止ですよとか、あるいはこの道はちょっと通行止めになりますよとか、あるいはまた近くの住民への説明とか、そういうものはどのように考えておられるのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

建設に係る安全面については、事業者のほうにも徹底して注意するように指導しております。今現在幼稚園につきましては、仮囲いをして中

城幼稚園についてはほぼ解体が終わってきているような状況であります。今後小学校の建設に向けて進めていくわけなんです、徹底した仮囲いでの安全対策をして行うのはしかりなんです、事業者の建設車両等の進入路とかについては、現在農道側が1か所と現在取り壊している幼稚園のほうの敷地も利用して、2か所から出入りができるようになるべく安全が確保できるように、こちらも考えて進めていきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 計画的にやられているという認識で私も思っていますので、ぜひとも事故のないように十分周辺にも配慮しながら進めてほしい。これ工事を始める前は周辺への説明はやる予定ですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 すみません。先ほどの答弁漏れておりました。

学校建設につきましては、事業期間も長いので、地域住民の説明会を行いたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 できるだけ早めに、造る前に、作業する前にぜひ1回は説明していただきたいと思いますので、その辺の検討はぜひやってください。

あと教職員の配置ですね、これは先ほど午前中も聞いたんですけども、定数は定数どおりと、配置ができているということで、各クラスの担任あるいは補助員とかそういうものですね。やれると思うんですけども、その中で支援員も全て配置済みということで考えてよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 支援員は現在配置をしていますが、中学校の支援員が予定されていた方が急遽辞退されましたので、中学校が

1名、今空きになっています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ、その件については、辞退した方の代わりというのは今探していて、例えば4月、新年度には間に合う状況にはやっていくということによろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 現在知り合いとかに声をかけて、4月に間に合うように取り組んでいます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ぜひ教職員のいろいろな方々が足りないというのも県でもよく話を聞くと、報道でもされているものですから、絶対にそういうのが起こらないように十分対応して行ってください。

あと④のほうですね。ランドセルのほうなんですけれども、これは規定はありませんということになっていますが、やっぱり今、当たり前のように1年生になったらランドセルを買うということで、学校からいろいろとまた保護者に今も那覇とか、いろいろなところでランドセルだけじゃないですよと、かばんも十分対応できますよというような取組をやられるような予定はありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

2月に新入学生のオリエンテーションが行われました。その際にランドセルについては、これは規定がないということで各家庭の状況に応じて対応しますということをお話ししています。また、オリエンテーションの資料の中に、学校によってはもうランドセルという文言がないところもありますので、このように対応しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 まず、オリエンテーションの場合にはもう入学するのが決まっていますし、

ほぼランドセルを持っているわけですよ。そういうのじゃなくて、次年度から入る子供たち、そういうものに対しての発信もしていけないといけないことで、今の若いのはホームページとかそういうものをずっと見ているものですから、そういう中でも発信する予定はありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 ありがとうございます。そのように検討していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員、時間が迫っておりますので、まとめてください。

○9番 大城常良議員 心配ありがとうございます。

やはり次年度からの子供たちに対して中城はどうなっているのというようなことがあればぜひ広報にでも載せていただいて、さっき言ったホームページにも十分対応して、何でもいいんだということはみんなに伝えてください。

大卒3ですね。これ本会議でもいろいろと聞きましたので、これは十分理解しました。質問は終わったかな。1点だけですね。

予定表を見ているんですけれども、地域座談会、ワークショップですね、これが3回ほど予定されておりますけれども、これは全部同じ方でやられているのかですね。地域計画推進チーム会議というのがあるんですけれども、それについてもまたメンバーは一緒なのかあるいは変わるのか、その2点。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 地域座談会については、各地域で3回行いますけれども、同じ方が出席しても構いません。なるべく幅広い方々、地域の代表者、認定農業者、担い手、農家の方々、農地を貸している方々が参加していただければ、座談会も順調にいくと思います。3回参加してもほしいですし、

幅広い方々の参加で意見を聞いていきたいと思っています。

地域計画推進チームについては、産業振興課の課長を含め係長、担当者3名、農業委員会の会長、事務局担当者、JA沖縄中城支店の経済課長、農業青年クラブ、村内の農業者の方々が推進チームとなっております。その方々も必ず毎回ではないんですけども、自分の地域に関しては参加していただきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 しっかり計画を立てていただいて、より発展した中城の農業、それから地域をつくっていただくように頑張ってください。

最後になるんですけども、令和6年度も一般会計予算が96億5,300万円ほどになるんですけども、しっかりと地域住民のニーズに合った政策を私としては行われると思っているので、皆さんも各課各担当でしっかりと住民サービス、住民福祉の向上を頭に入れて頑張ってください。そして職員が十分働ける環境を、それをぜひ整えていただくようお願いして、一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員の一般質問を終わります。（拍手）

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時36分）

令和6年第3回中城村議会定例会（第19日目）

招 集 年 月 日	令和6年3月4日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和6年3月22日（午前10時00分）		
	閉 会	令和6年3月22日（午後0時20分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	12 番	金 城 章	13 番	新 垣 博 正
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 7 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算
第 3	議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 4	議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 5	議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 6	議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 7	議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算
第 8	議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算
第 9	陳情第2号 事務委託者の賃上げについて
第 10	発議第1号 閉会中の所管事務調査について
第 11	発議第2号 閉会中の議員派遣について

議 事 日 程 第 7 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第11号）
第 2	意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書
第 3	決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議
第 4	意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これから本日の会議を開催いたします。

(10時00分)

本日、中城村長から議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第11号)及び大城常良議員から意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書、決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議並びに桃原 清議員から意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議案第27号及び追加日程第2として意見書第1号を、追加日程第3として決議第1号並びに追加日程第4として意見書第2号を議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、追加日程第1として議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第11号)、追加日程第2として意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書、追加日程第3として決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議並びに追加日程第4として意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書を日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第11号)について御提案申し上げます。

議案第27号

令和5年度中城村一般会計補正予算(第11号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月22日提出

中城村長 浜田京介

第1表 繰越明許費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装構成改良事業	12,623	舗装構成改良事業	55,176

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩(10時04分)

~~~~~

再開(10時05分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

これより追加日程第2 意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書、追加日程第3 決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、追加日程第2及び追加日程第3については一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、読み上げて御提案を申し上げます。

意見書第1号

令和6年3月22日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛 成 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 新 垣 修

オスプレイ飛行再開に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

中城村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から、オスプレイほか、全ての米軍機の飛行停止が速やかに実現されるよう強く要請するため、この意見書を提出する。

#### オスプレイ飛行再開に対する意見書（案）

昨年11月の鹿児島県屋久島沖でのオスプレイ墜落事故を受け、12月7日に全世界で飛行停止してから約3か月、沖縄県や宜野湾市は事故原因の究明や安全対策の説明を強く求めてきたが、具体的な説明もなく欠陥機オスプレイの飛行を強行した。

まさに、沖縄県民をないがしろにした「暴走行為」であり、県民の命を軽視した愚行と言わざるを得ない。日本政府も米側に徹底した説明責任や安全性の確保を迫るべきだが、米国への追従で主権国家の放棄に等しい。

普天間飛行場は「世界一危険」といわれる米軍基地で再びオスプレイが離着陸し、県民、村民の頭上を飛び回るとなれば不安や恐怖は計り知れない。本村も飛行ルートを有していることから怒りは頂点に達している。

重大事故を起こしてもまともに説明せず、わが物顔で飛行することは断じて容認できない。

よって、本村議会は県民、村民の生命・財産・安全を守る立場から以下の事項を速やかに実現するよう強く求める。

#### 記

- 1、普天間飛行場の即時閉鎖及び撤去を求める
- 2、オスプレイ配備の即時撤回を求める
- 3、日米地位協定の抜本的改定を求める

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日  
沖縄県中城村議会

#### 宛先

内閣総理大臣      内閣官房長官      防衛大臣      外務大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣   沖縄防衛局長   外務省特命全権大使(沖縄担当)

○9番 大城常良議員   続きまして、決議第1      号に移ります。



決議第 1 号

令和 6 年 3 月 22 日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 大 城 常 良

賛 成 者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 新 垣 修

オスプレイ飛行再開に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から、オスプレイほか、全ての米軍機の飛行停止が速やかに実現されるよう強く要請するため、この抗議決議を提出する。

オスプレイ飛行再開に対する抗議決議(案)

昨年11月の鹿児島県屋久島沖でのオスプレイ墜落事故を受け、12月7日に全世界で飛行停止してから約3か月。沖縄県や宜野湾市は事故原因の究明や安全対策の説明を強く求めてきたが、具体的な説明もなく欠陥機オスプレイの飛行を強行した。

まさに、沖縄県民をないがしろにした「暴走行為」であり、県民の命を軽視した愚行と言わざるを得ない。日本政府も米側に徹底した説明責任や安全性の確保を迫るべきだが、米国への追従で主権国家の放棄に等しい。

普天間飛行場は「世界一危険」といわれる米軍基地で再びオスプレイが離着陸し、県民、村民の頭上を飛び回るとなれば不安や恐怖は計り知れない。本村も飛行ルートを有していることから怒りは頂点に達している。

重大事故を起こしてもまともに説明せず、わが物顔で飛行することは断じて容認できない。

よって、本村議会は県民、村民の生命・財産・安全を守る立場から以下の事項を速やかに実現す

るよう強く求める。

## 記

- 1、普天間飛行場の即時閉鎖及び撤去を求める
- 2、オスプレイ配備の即時撤回を求める
- 3、日米地位協定の抜本的改定を求める

以上、決議する。

令和6年3月22日  
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第1号及び決議第1号の趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

（「休憩」という声あり）

○議長 伊佐則勝 休憩での発言は御遠慮ください。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 意見書や抗議には一応賛成しますが、皆さん方、この宛先についてどのように伝達するか、答弁願います。

○9番 大城常良議員 御質問にお答えします。

宛先については、内閣総理大臣以下については郵送になると思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ほかの例えば沖縄防衛局長とか、外務省特命全権大使沖縄担当なんか、沖縄県内にいるはずですから、そこに直接

この抗議文と意見書の、面談して手交できないのかどうか。今までどおり、ただ郵送して送るだけでいいのかどうか。私は、できるところは、県内だったら、領事館も県内にあるんだから、議会代表として行くべきじゃないかと思うんだけれども、それについて。

○9番 大城常良議員 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、やはり我々も抗議決議、重大なこれ抗議決議ですので、意見書もそうですけれども。1回行って、直接手交するというのも大事ではあると思いますけれども、今回に限っては郵送でということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今回から、まずは議会の活動として、直接面談して手交すべきじゃないかと思いますが、今回は行かなくて、じゃ次回からはやるのかどうか。

○9番 大城常良議員 議員の提案でもありませんけれども、我々もやはり提案したからには、しっかりとその趣旨を伝えるべく、沖縄県で、県内で行けるところは、次回からはぜひ担当ま

で行って、相手してくれる方々に直接手交をしていきたいというふうに思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
続いて、ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第1号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは、オスプレイ飛行再開に対する意見書について、賛成の立場から討論を行います。

オスプレイにおいては、度重なる不具合、落下事故を繰り返しております。昨年11月では、墜落事故により死亡事故が発生、飛行停止3か月で再開、たった3か月で事故原因が分かったのでしょうか、調べたのでしょうか。民間機ならば、墜落死亡事故ですので、即時停止、原因が分かるまで飛行することはありません。なぜオスプレイは強硬に再飛行するのか。県民の領土、本村の上空も飛行ルートになっており、私たちの地域も飛び回っています。怖いです。不安です。

軍用機オスプレイの運用は、即戦争に結ぶのではと考えるため、事故原因の徹底究明と即時撤回を求めます。この意見書に対して賛成します。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。  
（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第1号 オスプレイ飛行再開に対する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから決議第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、決議第1号に賛成の立場で討論いたします。

米軍輸送機オスプレイが3月14日、宜野湾市の普天間飛行場から次々と離陸し、市街地上空を繰り返し飛行した。中城村は、普天間飛行場から眼下に臨む位置にあり、本村上空もオスプレイの飛行経路となっており、一步間違えれば同様な墜落事故が発生しかねません。実際、過去には、同飛行場を飛び立ったオスプレイが名護市沿岸で墜落事故を起こしており、村民は墜落の恐怖と不安に日々おびえています。

日本政府は米軍に対して、安全管理、事故防止管理の徹底を強く求めるべきです。しかし、政府は事故原因の徹底究明や再発防止策の策定を怠り、事故原因も解明されないままオスプレイの飛行再開を容認しました。これは国民の生命と安全を軽視する行為であり、沖縄県の負担軽減を掲げながら、オスプレイの配備を継続し、危険な飛行を容認する姿勢は、断じて許される

ものではありません。

私たちは、沖縄周辺、空海域でのオスプレイを含む米軍機の訓練飛行を即時中止し、日米地位協定を抜本的に改定し、村民の生命、財産、安全を守る立場から、飛行再開に対する抗議決議に賛成いたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで討論を終わります。  
これから、決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議を採決いたします。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第1号 オスプレイ飛行再開に対する抗議決議は原案のとおり可決されました。

続きまして、追加日程第4 意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これから趣旨説明を行います。

## 意見書第2号

令和6年3月22日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 桃 原 清

賛 成 者

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村議会は、村民、県民の生命、財産を守る立場から、うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画を断念することを強く要請するため、この意見書を提出する。

うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書（案）

令和5年12月に持ち上がった防衛省によるうるま市石川のゴルフ場跡地に陸上自衛隊訓練場整備計画については、地元住民や自治会、うるま市・沖縄県にも知らされず発表されるという計画に沖縄県民は不安と憤りを禁じ得ない。候補地の旭区、東山区、石川地域及びうるま市のみならず、県内を揺るがす大きな問題となっている。

当該候補地及び周辺地域は平静な住宅が立ち並び近くの石川岳など自然環境に触れられる場所として県民から親しまれている地域であり、隣接する県立石川青少年の家には自然体験学習の場として年間4万人もの児童生徒が訪れている。

このような場所に訓練場が建設され、空砲射撃及び夜間戦闘などの訓練が実施されると県内外の青少年の教育環境に多大な悪影響を及ぼし、学びの場の確保に支障を来すと同時に地域住民の生活環境に重大な影響を与えるのは明白である。

以上のことから、地元自治会だけでなく石川地域及びうるま市において大きな反対運動が展開されている。

よって本村議会は、県民の福祉向上、生命と財産を守る立場から、下記の事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1、うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画を断念すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続いて、ただいま議題となっております意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規定によ

って委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから意見書第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 おはようございます。  
議席番号6番、安里清市でございます。

意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

この問題をめぐっては、去った3月19日に、うるま市議会は定例会において計画断念を求める意見書を可決しております。昨年12月に持ち上がった防衛省によるうるま市石川のゴルフ場跡地に陸上自衛隊訓練場整備計画については、地元のうるま市石川旭区自治会がいち早く反対の意見を表明し、うるま市の全自治会による反対表明もなされました。反対の声は急速に広がり、ついに県議会での白紙撤回を求める意見書が与野党全会一致での可決となりました。

しかしながら、防衛省は、このような県内の反対の声が聞こえず、無視するかのように計画の白紙撤回はないとの立場を表明しております。

このような住民無視の態度が許されるはずはありません。今回の私たち中城村議会での断念を求める意見書は、県内の多くの声と合流し、より強く計画の断念を求める力になるものと思います。大きな断念を求める流れを共につくりましょう。議員諸兄皆様の断念への同意と賛成をお願いいたします。

ここに意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書に対する賛成討論とします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで討論を終わります。

これから、意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第2号 うるま市石川に計画されている陸上自衛隊訓練場整備計画の断念を求める意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第1 一般質問を行います。  
質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。  
それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣貞則議員の一般質問を許します。  
5分間休憩します。

休 憩 (10時32分)

~~~~~

再 開 (10時35分)

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

進行します。

○5番 新垣貞則議員 それじゃ、議長の許可を得ましたので、5番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、中城小校区内の施設整備、①沖縄プラント工業側(泊地区)の道路はトラックなどが往来しているが、橋梁は老朽化し、鉄筋などが腐食しているが、対策は。②タウンセンター地区は高潮時には浸水することが多い。地域住民が安心安全に暮らせるために排水路計画の取組は。③潮垣線周辺(伊舎堂・泊地区)の農道は雨降り後は水がたまり、農家の生産拡大に支障を来しているが、課題解決の取組は。④久場から屋宜(戦後上陸碑、発電所入口久場側、拓南製作所、日本クレーン会社下)の護岸の現状と維持管理は。

大枠2番、災害に強く安心して暮らせる村づくり。①災害を軽減するには、自主防災組織は必要ですが、本村は少ないが、自主防災組織を普及する取組は。②沖縄県と市町村が運営する水道管のうち、2021年度末時点で約7割が耐震性を満たしていないが、本村の現状と課題解決の取組について説明をお願いします。③久場の東海産業周辺は、企業・住宅地などがあり、震度6強の地震では津波が発生するが、区民の生

命・財産を守るために「賀武道線～宇地原末整備農道」を災害時の避難道路整備計画について伺います。

大枠3番、スポーツを通して地域活性化を図る。①吉の浦強化整備計画では、陸上競技場、野球場、ウォーキングコースなどは暗いと意見が多いですが、施設整備は。②陸上競技場管理棟は老朽化して、天井からコンクリートが落ちたが、今後の管理棟整備計画について説明をお願いします。③令和6年度の総合型スポーツクラブ自立支援概要と去年の実績報告の説明をお願いします。総合型地域スポーツクラブを通して地域活性化を図る取組について伺います。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と産業振興課、大枠2番につきましては総務課と上下水道課、都市建設課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠3番のスポーツを通しての地域活性化、スポーツ振興という意味で、実際、スポーツ振興の第一人者であります新垣貞則議員でございますので、釈迦に説法的な答弁になるかもしれませんが、御理解いただきたいと思います。

お尋ねの総合型スポーツクラブ、村としましてもスポーツの振興という意味で、地域活性化という意味で支援をしていきたいなと思っております。これは吉の浦スポーツクラブもそうですし、今回また新たに設立されたスポーツクラブと、スポーツに関してのことはでき得る限り地域活性化の一端を担うということでございましたら、積極的に支援をしていきたいと思っております。

その他、また細部につきましては、担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠3のスポーツを通して地域活性化を図る、吉の浦公園の施設整備についてですけれども、利用者が気持ちよく、そしてけが防止、健康管理の面から、施設整備は大事なことでと考えております。ウォーキングコースの照明の整備はもう既に済んでいます。残りに関しても、できるだけ早く整備を進めたいと考えています。

詳細については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の大枠1番の①、②、④、大枠2番の③についてお答えいたします。

大枠1番の①令和4年度に実施した橋梁点検でも判定区分3と判定されております。令和5年度に概略設計を実施しており、令和6年度に実施設計、令和7年度に架け替え工事を実施予定であります。

②タウンセンター地区の排水計画策定業務を令和6年度に発注予定です。

④護岸に関しては県の管理となっておりますので、護岸に関する修繕などの維持管理については引き続き県へ依頼してまいります。

大枠2番、③新垣貞則議員のおっしゃられる賀武道線から宇地原の避難路の整備計画は、現在のところございません。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の③伊舎堂・泊地区の農道14路線については、平成6年度にアスファルト舗装の整備を予定しております。アスファルト舗装により農作業の効率化が見込まれ、営農環境の改善を図ります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣貞則議

員、大枠2、①についてお答えいたします。

自主防災会の必要性につきましては重要な組織として認識をしております。結成が進まないことにつきましては、様々な要因があると考えております。活動役員の不足、活動費や資機材の不足などが上げられると考えております。組織の結成の促進につきましては、自治会長会などにおいて定期的に呼びかけを行っております。

また、自主防災会の普及・育成としましては、令和4年度から防災士資格取得講習会の受講料の助成についても行っております。本年度につきましては4名の方が本村の助成を受け、受講しております。

自主防災会の組織につきましては、新たに津覇自治会が加わっておりますので、全体で8防災会となっております。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 新垣貞則議員の大枠2の②についてお答えいたします。

中城村の水道管は145キロメートルと広範囲に布設されています。本村の管路の耐震化率は、令和5年度時点において約8%で、まだまだ水道事業開始の時期に布設された水道管が多く、埋設されている状況です。現在、水道施設の耐震化への更新は、第7次拡張事業の中で計画されており、耐震性のある水道管の布設替えについては、多くの費用が発生することから、補助金等を活用し、老朽化が著しく漏水が頻発している箇所及び基幹管路等の重要な管路から耐震性のある管路へ切り替える計画で進めているところ です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠3についてお答えいたします。

①についてですが、ウォーキングコースについては、令和2年度に公園内の街灯をLED化するとともに、令和2年度と4年度に設置箇所を1基ずつ増やしており、環境の改善が図られ

ております。野球場につきましては、令和6年度に、現在設置している水銀灯をLEDに取り替える予定となっております。陸上競技場に関しましても、令和7年度には管理棟の建て替えを完了する予定ですが、その際に陸上競技場にも照明塔を設置する計画となっております。

続きまして、②陸上競技場管理棟の整備計画については、本議会の行政報告でも報告がありました。本年4月から8月にかけて実施設計を行うとともに、それと並行して解体工事を実施します。そして、令和6年10月から令和7年10月にかけて建築工事を行い、令和8年1月から供用開始する計画となっております。

令和6年度の総合型地域スポーツクラブ自立支援についてですが、これまでは設立準備段階だった中城スポーツクラブが令和6年度からは自立に向けた本格的活動に移行するため、スポーツ及び文化8教室の運営に関する補助と、クラブマネージャー設置に関する補助を行う予定です。令和4年度の実績についてですが、同団体からは、会議が12回、クラブ設立周知イベント1回を実施したという報告があります。

総合型地域スポーツクラブを通して地域活性化を図る取組についてですが、総合型地域スポーツクラブを育成することで、地域クラブの振興や地域の人々の体力向上、多世代の交流などによる地域活性化が期待されます。また、今後は部活動の地域移行の受皿としても期待できることから、吉の浦総合スポーツクラブも含め総合型地域スポーツクラブの支援を実施してまいりたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、大枠1番の中城小校区内の施設整備、①について再質問します。

村道泊浜原線は、国道329号線から工業地帯を結ぶ重要路線である。泊浜原線1号ボックスは平成6年度、橋梁全面で鉄筋腐食、側壁に広

範囲で劣化が著しく進行しているので、令和6年度で1,090万円予算が計上されています。工事の内容と工期の説明をお願いしていいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、令和6年度に実施設計を行いますので、まだ工事内容、工期は決まっておりません。工事は令和7年度に実施予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 泊浜原線の1号線はボックス入り口付近に、橋梁工事する場所に排水路のフェンス、支柱などがさびて壊れているところが1か所ありますが、これは修理をできないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 その箇所につきましては、現場を確認しておりますので、早急に対応いたします。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 現場確認したら、壊れている箇所などがあり、そこは泊の人たちのウォーキングとか、それから車とか通るものですかね。ちょっと気になったもので、今、都計課長が言ったように修繕をよろしく願います。

それじゃ②について質問します。タウンセンター地区は排水路施設の多くの農業の用水路で、地区全体の勾配が緩いため、高潮時には水がはけずに浸水することが多いですが、今後の排水路工事は。それから、沖縄ホームル、愛ちゃん食堂、潮垣線周辺の道路は、去年の台風6号や高潮時などには排水路から水が氾濫して、水が住宅、ホームル工場などに入り、日常生活に支障を来しているが、どのような対策を考えていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

令和6年度に排水計画策定業務を実施いたしますので、その結果を見て対策を検討いたします。沖縄ホームル周辺につきましては、流末が閉塞してしまっていたので、浚渫して対応している状況であります。今後も流末が閉塞しないよう現場を確認し、対応していく所存であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 あその排水路のところの海側ですけれども、そこに砂とか砂利とかたまって、排水路が塞がって、山から海までの排水ができない状況です。確認をしながら、浚渫したら排水もスムーズにいくかなと思っています。現場を確認してやられてください。

次です。③の潮垣線周辺、伊舎堂・泊地区の農道整備について質問します。

添石地区の農道は、降雨時には農道に水がたまり、作物の被害が発生したので、去年、中城第3地区の「屋宜・添石地区」の農道舗装工事を終了しました。令和6年度から中城第4地区、「伊舎堂から泊地区」の農道舗装工事を実施するが、補助事業名と、それから工事の内容、予算、工期などの説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 補助事業名が、農地耕作条件改善事業、90%補助となっております。工事内容が、農道舗装14路線2,110メートル、転落防止設置が15路線1,787メートル、あと現場技術委託料などを含め予算が1億9,288万7,000円で、令和6年度で完了するように見込んでおります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 伊舎堂地区の日の出園側の吉の浦線周辺は、大雨のときには排水路から雨水が氾濫するので、前回の一般質問で舗装工事と一緒に側溝設置の要請をしたが、村道との取付けは都市建設課と協議する必要があると答弁していますが、今後の排水路対策はどのよ

うにしますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 前回答弁したように日の出園から南側に進む農道については側溝を設置いたします。村道側のほうの排水路の取付けは、また都市建設課と協議していききたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 本村のサトウキビをはじめ野菜、果樹、花などの農業が盛んであります。しかし、農道が未整備のために降雨時には路盤材の流出が著しく、路面の傷みも激しい。また、日照時には粉塵が発生し、農地に飛散し、農作物の品質の低下などの悪影響を及ぼし、農家の生産の低下につながっていました。今回、「農地耕作条件改善事業」でアスファルト舗装を行うことに、優良農地の環境を整備し、耕作放棄地を解消し、農家の生産拡大を図るために平成29年度から中城第2地区、「安里〜当間」、中城第3地区、「屋宜〜添石」、中城第4地区、「伊舎堂〜泊地区」まで令和6年度までに舗装工事を終了します。今後、農家の皆さんが生産拡大を図るための取組について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 今回の農道舗装工事で荒廃農地の解消、あと営農環境に大きく貢献できたと思います。今後もまた皆様、農家の方々からの要望があれば、ほかの事業も検討していききたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 農道舗装をしたもんだから、非常にいい環境に舗装されてなっていますので、農家の生産拡大も図れるかなと思う。それでもっといいのは、ここを整備したら、村民の方々がウオーキングとか、いろいろな形で

利用価値が増えていますので、非常にいい事業だなと思っていますのでね、職員の皆さん、大変頑張っています、お疲れさまです。ありがとうございます。

それじゃ次、4の質問をします。

ここの資料を御覧になってください。

久場から戦後上陸碑、屋宜まで約5キロの護岸整備しました。これ生涯学習課長に聞きます。毎年のように維持管理の要請をしているが、改善されていません。資料①を御覧になって、戦後上陸碑の海岸護岸は草が生えていました。それで、久場のボランティアの方とエックスパワ一の職員の皆様で12月24日（日曜日）に雨の中ですが草刈り作業をしました。確認ですけども、戦後上陸碑は戦争の惨禍を忘れずにした世界平和を祈念して建設されたものです。こんなね、草が生えている状況をどう思いますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

確かに草が生えて、見苦しいときもあり、非常に心苦しくは思っております。ただ、やはり予算とか人員的な問題で定期的にといいですか、頻繁に草刈りをする、清掃するということができまませんので、可能な範囲で今後も対応してまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 多分ですね、この戦後上陸碑は世界平和を祈念した建物ですよね。こんなに生えて、僕は思うんですけど、平和学習とかね、生涯学習、やると思うんですよ。汚れたところに教育は育たないと思います。きれいところが子供たちの情緒、創造性の生徒達が育ちます。走る、汚れは汚れる、心が汚れますもんで、絶対そういうことをしないように、それで僕らは12月の年末に終わるぞということでやっています。護岸は県の管轄ですよね。それで、中部土木事務所に要請文書を出しましたか、

伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

戦後上陸碑近辺に関しましては、提出しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ぜひ中部土木に文書を出してくださいね。口頭で皆さんもやられているかもしれないけれど、私たちは県もやらないから、村もやらないから、このままじゃいけないからやっているわけですので、もう1回言いますね。文書を出してください。よろしくお願いします。

それで次、②のところですよ。吉の浦発電所施設整備、ここの下のほうです。これも沖縄電力さんが排水路の木を伐採しています。非常にいいことですよ。それで護岸は久場のボランティアの方が草刈りをやって、こういうふうにきれいにしています。非常にいいことだ、行政が企業との連携ですね。

次、③のほうの、拓南製作所の護岸整備です。皆さんも分かるように、台風は6号で8月からこのような状態です。上の整備前です。これが1か所じゃない、あっちこっち海岸ゴミが散乱してあるんですよ。それで、拓南製作所の職員の皆さんが片づけをしました。私たちも護岸の整備ということで、僕らもこの冬、草刈りを、撤去していますのでね。

それで次、④です。日本クレーン会社の下護岸で、ここはアダンがありますよね。これは屋宜の宮城さんが護岸を整備しています。今、業者の方が工事をやっています。企業と村民と連携をすることにより、こういうふうきれいにできるんですよ。県がやらなかったら、できる方法を探したらいいかなと思っています。できないんじゃない、できる方法を試してください。

それで、環境美化のほうです。5月16日の村民一斉清掃のときに、これは住民生活課長に聞きますので、久場地区から屋宜地区の企業に、企業周辺の道路などの清掃活動とかね、要請する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

これまでもこの一斉清掃に合わせて周辺企業へは要請文を出して、協力もいただいております。ですので、今後もまたこの要請は継続していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ありがとうございます。

今みたいに私こういった環境美化の日は、村民や全ての企業とか巻き込んでのほうがより環境の整備になる、住民生活課長、やっているということ、それをどんどん広めてください。お願いします。

それで次、大桢2番の災害に強く安心して暮らせる村づくりに質問します。自主防災組織を普及するには、専門的な知識を持っている人が必要です。消防職員、消防職員のOB、消防団員、団員のOBとの連携を、組織づくりを復旧するには重要です。それで各地区の消防職員、OBや消防団員などの名簿、各地区の消防団員とか職員のOBとかの消防団員等、名簿は作成していますか。この名簿を作成したら、自治会長と連携をしたら、自主防災組織が普及する会議を持つ。そうしたら、そういった自主防災会普及につながるかなと思う。そういう考えはないですか、名簿作成とか、消防団員とか集めて、消防のそういう、自主防災を普及する会議とか、そういう考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えいたします。

名簿の作成につきましては、各防災会の立ち上げの段階で、役割として名簿を提出しており

ますが、全体の把握としては行っておりません。その部分について、必要とするものであるならば、作成は必要かなというふうに考えます。その会議については、今後どういった防災に関する人たち住民のニーズに合わせて検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 先ほど総務課長が自主防災組織を普及するには、役員の成り手が少ないという状況ですね。それと、僕思うんですけども、自主防災組織を普及するために、自治会長の負担が多くなるのではという理由があるんじゃないかなという、普及しない原因の一つ。自治会長さんはいろんな仕事をやっているものだから、そういった自主防災組織をつくることに、仕事量が増えますので、そういった形で、必要だけれども、仕事が増えるのも原因の一つだなと思っています。

それで、各種団体においては、自主防災組織だけではなくて、役員の成り手がいない状況です。子供会とか青年会とか婦人会です。その各種団体の低下につながっているというのを、この課題の解決しない限り、中城の発展はないと思っています。それで、僕の提案ですけれども、公民館に書記を配置して、各種団体組織を強化して、リーダー育成することが自主防災組織の普及につながるとしています。それで、自主防災会の普及をするために、自治公民館に書記を配置する考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

自主防災組織、自主防災会の立ち上げにつきましては、先ほど議員がおっしゃられていた自治会長の負担が大きいということですが、実際に自主防災組織を設立する前には、住民一人一人が防災に関する意識を持って行動をするというのをやっていく機運が高まった段階で組

織結成ということになると考えておりますので、まずは住民一人一人の防災の意識というのを強く我々としても伝えていきたいと考えております。

書記の配置につきましては、これは全体的な部分でございます。前々からお話がありますので、その辺につきましては、今後、各係、担当の課がございますので、その辺については検討していく必要があるかなということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、総務課長さんは、防災で大切なのは自助の力、それが共助の力、公助の力ですね。そこを自分たちでやるということは非常にいいことです。それができないから、共助、共にというのはその3つのバランスがないとどうしても普及しない。だから、専門的な知識がないと、自主防災組織を立ち上げて、知識がないものだから低下するというの。だから、消防職員とか団体の専門の方がいたら、もっと発展するなと思って、そこら辺も検討されてください。

次です。②の水道管の耐震化については、先ほど上下水道課長から答弁がありました。私も新聞記事で、宜野湾市の一部が断水し、日常生活において、住民に多大な不便を与えています。また、うるま市では漏水管の破損により工業用水の供給に不具合が生じ、事務所が混乱しました。

そのようなことから、中城村においても未然に事故を防ぐためにも引き続き第7次拡張事業計画に基づき、老朽化した配水管の更新及び耐震化に努めてください。

次、③の災害時の避難道路について質問します。

中城村防災講演会、3月17日の資料で、沖縄の津波に関する情報で、1960年5月14日5時30分頃にチリ地震で津波が発生しました。伊舎堂

方面で3メートル内外の津波があり、熱田方面でも3メートル内外の津波があり、護岸を超えそうでした。沖縄地方での津波は、1771年に、4月24日、マグニチュード7.4の八重山地方に地震が発生しました。八重山地方及び宮古島地方で約1万2,000名の犠牲がありました。

本村は東海産業周辺の海岸に近い住宅が、教育長をはじめ約25世帯、100名余りの人たちが住んでいます。それから、海ぶどう工場、不二宮工業などの従業員が仕事をしています。震度6強の地震で津波が発生したら、この地区の、久場区民の避難場所はどこでしょうか。それから、避難道路は整備されていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

津波による災害ということで、一時避難する場所は、これは標高の高いところに逃げるということで、案内をしているところでございます。避難場所という設定ではなく、既存の道路を活用して避難をしているところであります。久場の住宅、旧部落地域につきましては、避難道の整備がされておりますので、その道路を使って避難をしています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、総務課長がおっしゃったように、久場自主防災会では、津波発生した避難訓練を、そこで避難場所は、東海産業上の山手のほうに避難をやっています。そこで、避難路、道路がないもんで、山手に行ったらもう道路がストップやっていますのでね。それで、ぜひ避難道路を整備してもらいたいと思います。避難道路は補助事業がありますのでね。津波が発生したら、国道329号線の道路も使用できない状況です。村民の命を守るために避難道路は必要です。避難道路の整備には一般財源だけでは難しい。国の補助事業で緊急防災減災事業債、国が70%、村が30%、起債も可能です。この補

助事業を活用して避難道路の整備はできないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃられます賀武道線から宇地原への避難路についてですが、補助事業の採択を受けるためには、現在の賀武道線からの道路整備の必要性についての検討を詳細に行う必要があります。それについても基本調査等の委託業務が単費により発生いたします。それを行う必要があるのかは、現在のところは検討しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 津波が発生したら、多分この地区の人たちの逃げる場所がないのですかね。国道329は全部もう封鎖されます。それで、自助ですので、早く高いところへ逃げる。道がもうストップされていますのでね。それで、救える命が救えない状況。災害の軽減を図るためには避難道路が必要ですので、今、都市建設課長がおっしゃったように、そういう調査をしながら、やってください。

それじゃ次です。大枠3番にいきます。スポーツを通して地域活性化を図る。①です。これは何が言いたいかなといったら、陸上競技場のナイター設備ができていない。それで、この陸上競技場ですね、第2コーナー、第3コーナー、多分分かると思う、暗くて、子供たちがけがをしないか非常に危惧しています。私は陸上競技場のナイター設備については、令和3年度から要請をしています令和6年度でも整備されていなかったもんだから、質問しました。それで課長の話では令和7年度は設計を入れて工事をやると言っております。ぜひ現場を確認して、教育長もおっしゃっていましたので、けがとかね。暗いところを早めにやったほうがいいです。野球場は整備されていますので。陸上競技場は11月～2月が暗くて、状況ですので。子供たちがけがをしないか非常に心配です。生涯学習課長

おっしゃったように、設計入れて、令和7年度整備すると言っていました。頑張ってください。

それじゃ次です。②陸上競技場管理棟の整備について質問。整備計画では、管理棟倉庫は5億5,000万円の予算が計上されています。前回の一般質問で管理棟の観覧席はサッカーキャンプ、村陸上競技大会の利用度の少ない観覧席を整備するより、管理棟、倉庫、トレーニング室を大きくしたほうが村民の利用が増えると思います。そういう提案しましたが管理棟の倉庫、トレーニング室を大きくしたほうが村民の利用度などにつながる。そういう計画をやられていますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず倉庫のほうは、現在のものよりは拡大する予定で計画しております。新たに、今までなかったトレーニング室を約100平米ほどになりますが、設置していきます。そこにはいずれ充実したトレーニング機器などを入れていく予定ですので、新垣議員がおっしゃるように、これらの室を整備することによって、今後、村民の活用というのも増えてくるということが見込まれます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 体育館にウエートトレーニング場がありますが、陸上競技場のところにトレーニングセンター機械とかあったほうがより具体的に、走った後の筋力トレーニングができ、それで、サッカーキャンプでも、走った後は、すぐそこでウエートトレーニングやって、筋力の強化につながると思います。ぜひ今おっしゃったように非常にいいことだなと思っていますので、どんどん進めてください。

それで次です。③の総合スポーツクラブについて質問します。私の資料でやりますのでね、中城村コミュニティスポーツクラブは、日本ス

ポーツ振興センターに令和4年度、令和5年度、108万円、申請しています。事業費は120万円です。内訳は、助成金86万3,000円、村負担21万7,000円、クラブ負担12万円です。このクラブは9月議会で86万3,000円の不用額が発生し、3月議会では40万4,000円の減額補正をしています。不用額が出た理由と減額理由の説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず9月議会で出された不用額に関しましては、令和4年度決算の不用額になっておりまして、スポーツクラブの実績報告の内容が、以前もお話ししたんですが、日本スポーツ振興センターの審査でゼロ円ということで確定通知が出されておりました。一旦、クラブにその86万3,000円は振り込んでいたんですが、今言ったように確定通知がゼロということで、返還させております。それに伴う不用額となっております。

あと、3月議会、本議会での40万4,000円に関しましては、振興センターに対する令和5年度助成金の申請額というのが108万円となっております。それに対する振興センターからの交付決定額というのが67万6,000円ということで、その差額を補正で減しておるという状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 若い世代が総合型地域スポーツクラブを設立して、地域活性化を取り入れることは、中城村の発展につながり南上原地区を中心に事業をする場合は、南上原自治会との連携が重要だと思っています。自治会長や仲眞良明さん、吉の浦総合スポーツクラブの初代会長がいます。そういうすばらしい人材がいますので、そういう方々と連携をして取り組むことが総合スポーツクラブの設立につながると

思います。それで、生涯学習課として、このスポーツクラブが設立に向けてどういう支援、どういう取組を考えていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

総合型地域スポーツクラブというのは、地域に根差したところで活動しながら、地域の人々の健康増進とか、スポーツ振興、あと交流を図りながらの活性化を図れる、地域の活性化につながるというような取組だと思います。

この中城スポーツクラブに関しましても、一応、南上原自治会の公民館などを使用しながら活動しております。ただ、議員がおっしゃるように地域の人材というのが、まだスポーツの指導者としては入っていないかと思われますので、また私たちとしまして、そういった人材をこのスポーツクラブに紹介しながら支援をしたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 村長も言っていましたんで、これからの時代は総合スポーツクラブを通して地域活性化をやらないといけないと。それで、生涯学習課も、忙しいと思いますが、こういう連携が必要です。このクラブを支えてあげないといけない、チェックと言いますがね。それをしながらやらないと、なかなか設立できない状況。行政とクラブの人たちが連携を一緒に連携を取りながら助言、指導とかやらないと、課題解決につながらないし、そういったところも参考にしながら、ぜひ行政とタイアップして進めてください。

それで、久場地区も総合型地域スポーツクラブをつくろうと、名称は「やまびこ会」です。仮です。これの設立に向けて準備をしています。スポーツクラブを通して子供からお年寄りまで憩える結いのむらづくりを目指して今やっている。主な事業として「吉の浦ウォーキング」。

この事業を吉の浦公園をスタートして中城モールまで、吉の浦のウォーキング計画会をやると思っています。そのために護岸を整備をして、それで総合スポーツクラブを通しながら、そういった子供からお年寄りの健康づくりをやると思っています。その場合、総合型クラブを設立するには、生涯学習課と連携してやらないと設立は厳しいと思います。日本スポーツ振興センターに申請書類を提出したいと思いますが、申請書類のご指導とかお願いできないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

先ほど村長もおっしゃっていたように、非常に地域にとってはいいことだと思いますので、私どもとしまして、ぜひ関わり、一緒に取組をしていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それじゃこれは教育長に最後、質問しますよね。

あと、元教育長、伊佐教育長から、総合型地域スポーツクラブの設立の協力依頼がありました。それで、仲眞良明さんが会長で、末吉義良さんが副会長、私が事務局、吉の浦総合スポーツ準備委員会、20年前に立ち上げました。それで、中城村初オリンピック選手を育成するために、オリンピック選手の為末 大、400メートルハードルの選手、谷口浩美さん、マラソン選手を招き、スポーツ講演会をしました。また、中城中学校の部活動の顧問の先生方と連携をして、小中陸上大会を開催しました。中学校の部活動の強化が図れ、校長室には優勝旗12本がありました。生徒たちが活気あふれる学校になり、中頭地区でもスポーツだけでなく、文化面でも生徒たちが優秀な成績を収めました。この生徒たちが高校、大学を卒業して中頭郡夏季大会では、中城村代表として出て総合2位の成績をお

さめました。

それで、教育長に伺います。総合型スポーツクラブを通して、地域活性化を図る取組について、教育長の考えをお聞きます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 村民がというか、人生において、生涯を通してスポーツに親しむ習慣を身につけるといえるのは、この健康寿命を保つという面で非常に重要だと考えています。私の立場としては、今、大きな課題である部活動の地域移行、これの受皿として総合スポーツが一翼を担ってくれないかなというふうなのがあって、先日も答弁したとおり、地域移行に実施する場合の課題が多過ぎて、一つでもいいからできるものから中城に合った地域移行ができないかなということで、そういった面で、総合スポーツには、私の立場としては、受皿としての役割を担えないかなというのが、今それを望んでいるところです。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員、まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 教育長がおっしゃったように、学校との連携ですね。総合スポーツクラブはそれをやったら部活動の先生方と外部コーチと交流をしながら、そこで目標を一つにやろうと。子供たちのために自分たちができる範囲内でやろうということで立ち上げたら、さっき言った優勝旗12本、バレー、野球、陸上とかね、テニス等、いろんなのを取りました。それも一つの方法論、地域と学校と連携をすることによって、子供たちは伸びる可能性があると思

います。そういうことで、ぜひ学校と地域と連携を図っていきましょう。

最後に、スポーツを通して地域活性化を図るためには、行政、村民、議員、企業、学校の先生方と各種スポーツ団体が連携を図ることが重要です。スポーツを通してふるさと中城村の発展を図るために今後とも頑張っていきたいと思います。

これまで村民の福祉に努められた仲松範三産業振興課長、それから仲村盛和住民生活課長、比嘉健治企画課長、3月31日に退職します。長年間、村民の福祉向上に努めて、中城村の発展に貢献しました。お疲れさまでした。ありがとうございます。退職しても健康に気をつけて、全体の奉仕者として、中城村のすばらしい未来を築くために行政で学んだ経験を生かして、地域活性化を図るために御指導をお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時29分）

~~~~~

再 開（11時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第2 議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは、読み上げて御報告いたします。

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会



## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

| 事件の番号  | 件 名             | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第20号 | 令和6年度 中城村一般会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、各常任委員会の委員長より下記のとおり意見がありましたので報告します。

## 【会 計 課】

金融機関窓口収納取扱手数料の大幅改定に関して事業者に対し、eLTAX納付の普及促進やコンビニ納付の推奨等を商工会と連携強化を図って手数料削減に取り組むこと。

## 【住民生活課】

長期にわたり据え置きとなっている一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料について近隣自治体の状況を調査し更新料の見直しが必要か検討すること。

## 【都市建設課】

用地交渉等においては、正職員1名配置なので、2名以上の体制にして職員の強化を求めること。

## 【企画課】

文化財保護費の中の展示会空間設計業務委託料は企画課の所管であることから2款1項5目の企画費に組替え、予算と事業の整合性を図ること。

## 【こども課】

- ・保育士正規雇用促進事業補助金が適正に運用されるよう留意する事。
- ・産後ケア事業を村内でできるように調整を検討すること。
- ・課の体制強化に努めること。

- ・令和6年度開始にあたり、保育士の定数確保に努めること。
- ・係が2係から3係に増えることによる職員の過重負担にならないよう専門職員を充実させること。
- ・職員の研修は毎年取り入れること。

#### 【生涯学習課】

- ・社会教育総務費の謝礼金対象の講座については、村の活性化に資する講座になるよう努めること。
- ・総合型地域スポーツクラブ助成金の交付については、出来高払いなどを取り入れ、事業の進捗を観察しながら実施する事。

#### 【福祉課】

- ・有資格者の正職員採用により、課の体制強化を図ること。

#### 【教育総務課】

- ・教育振興費の図書購入費が少ない。学校規模に応じた適正な金額を確保すること。
- ・PFI事業による小学校建設の請負業者としっかりと連携を取り事業を遂行すること、また下請け業者に村内業者を利用すること。

#### 【まちづくり推進課(引継課)】

- ・展示会開催において、マスコミを活用し、PRを強化すること。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今、委員長報告の中でまちづくり推進課に対する意見書があるけれども、このまちづくり推進課については令和6年度、廃止されますよね。廃止される課に意見書して、その意味がちょっと分からないんだけど、どういうあれかな。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 では、お答えいたします。

確かにこの予算の審査でありましたけれども、このまちづくり推進課のまちづくり推進係が今

度、企画になりますので、その予算に関しての事業のほうで、マスコミを活用しPRを強化するという意見があったことを報告いたしました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第20号 令和6年度中城村一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは、読み上げて御報告いたします。

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 比 嘉 麻 乃

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                      | 審査の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第21号 | 令和6年度<br>中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第21号 令和6年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり

可決されました。

日程第4 議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは、読み上げて御報告いたします。

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会  
委員長 比 嘉 麻 乃

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                       | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第22号 | 令和6年度<br>中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和6年度中城村後期

高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第22号 令和6年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

上げて報告いたします。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは、読み

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件 名                        | 審査の結果 |
|--------|----------------------------|-------|
| 議案第23号 | 令和6年度<br>中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本

案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第23号 令和6年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは、読み上げて報告します。

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件 名                          | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第24号 | 令和6年度<br>中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 令和6年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは、読み上げて報告します。

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件 名               | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第25号 | 令和6年度中城村下水道事業会計予算 | 原案可決  |

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本

案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 令和6年度中城村下水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第26号 令和6年度中城村下水道事業会計予算を議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは、読み上げて報告します。

令和6年3月22日

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名               | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第26号 | 令和6年度 中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

なお、委員会審査経過の中で、各委員より下記のとおり意見がありましたので報告します。

老朽化した配水管は、耐震を行うとともに整備して村民の安心安全が図られるように求める。地方創生整備推進交付金は、令和8年度で終了するので令和9年度以降の延長や補助事業等の財源の確保に取り組むこと。

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

休憩。

休 憩（12時08分）

~~~~~

再 開（12時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第26号 令和6年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 陳情第2号 事務委託者の賃上げについて（要望）を議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配付しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件に

ついて、会議規則第75条の規定によって継続審議の申出がありますので、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第10 発議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

10番 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、読み上げて提出いたします。

発議第1号

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 安 里 清 市

閉会中の所管事務調査について

本議会は別紙のとおり、会議規則第75条の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

1. 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2. 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3. 時期及び方法

令和6年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4. 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

令和6年3月22日
沖縄県中城村議会

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付

託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 閉会中の所管事務調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号 閉会中の所管事務調査については、原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

2番 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 それでは、読み上げます。

発議第2号

令和6年3月22日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

提 出 者

中城村議会議員 玉那覇 登

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会議員 屋 良 照 枝

閉会中の議員派遣について

本議会は、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会

(令和6年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)

2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会

(令和6年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)

3. 本村議会主催による議員研修会

(令和6年度中に開催される諸研修会)

令和6年3月22日

沖縄県中城村議会

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号 閉会中の議員派遣についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第2号 閉会中の議員派遣については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、

本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (12時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 新 垣 博 正